

東京都受託事業

「子供の生活実態調査」

詳細分析報告書

平成30年3月



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY
首都大学東京

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター

本報告書は、東京都の委託を受け、首都大学東京子ども・若者貧困研究センターが分析・執筆したものである。分析に当たっては、東京都が行った「子供の生活実態調査」（平成 28 年度）のデータを用いた。

【問合せ先】

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター

〒192-0397

八王子市南大沢 1－1 首都大学東京 5 号館 3 5 8 号室・2 5 5 号室

電話：042-677-2065（センター直通）、042-677-2126（センター長）

詳細分析の趣旨

本報告書は、首都大学東京が東京都からの委託を受け、「東京都子供の生活実態調査（平成 28 年度）」の詳細分析を行ったものです。子供の生活実態調査は、都内の約 4 万人の子供とその保護者を対象に、平成 28 年度に実施したものであり、約 2 万人の親子から回答を得ています。調査の結果では、様々な子供の生活実態が明らかになっており、東京都による子供の貧困対策をはじめとする子供に関する施策に役立てられる貴重な資料となっています。調査データをさらに詳細に分析することで、様々な子供の課題について、その要因分析や、どのような属性の子供にリスクが集中しているかなどを知ることができます。詳細分析によって、東京都だけでなく、日本の子供全体にも当てはめることができる知見につながると考えます。

詳細分析は、研究者等からなる研究チームが専門的な観点から行う必要があります。今回、本報告書の執筆には、社会福祉学、社会学、経済学、教育学、栄養学など多様な専門性を持った研究者が関わっており、意見交換をしながら、各章をまとめていきます。分析からは、世代間の不利の連鎖がどれほど起こっているのか、不登校になりやすい子供やいじめに遭いやすい子供がどのような子供なのか、子供の栄養と親の働き方には関係があるのかなど、学術的にも新しく、また、行政の施策推進に資すると思われる多くの知見を得ることができました。

このたび、東京都が詳細分析を委託し、研究チームが様々な角度から詳細分析を行ったことは、行政と学会の連携として画期的なことであり、研究チームを代表し、ここに御礼申し上げます。

なお、本報告書の各章は、各執筆者の責任のもとに執筆されているものであり、東京都の見解を示すものではないことをここに付け加えます。

平成 30 年 3 月

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター長
阿 部 彩

分析チーム

【子ども・若者貧困研究センター】

阿部 彩	首都大学東京	子ども・若者貧困研究センター	センター長
小田川華子	同、	特任研究員	
上原洋八	同、	リサーチ・アシスタント	
内藤朋枝	同、	リサーチ・アシスタント	
川口 遼	同、	リサーチ・アシスタント	
進藤理恵	同、	研究補助員	
福山洋子	同、	研究補助員	

【研究協力者】

中尾啓子	首都大学東京	都市教養学部人文・社会系	教授（社会学）
酒井 厚	首都大学東京	都市教養学部人文・社会系	准教授（心理学）
杉田真衣	首都大学東京	都市教養学部人文・社会系	准教授（教育学）
安藤 藍	首都大学東京	都市教養学部人文・社会系	助教（社会福祉学）
斉藤裕哉	首都大学東京	（日本学術振興会）	研究員（社会学）
大石亜希子	千葉大学	法政経学部	教授（経済学）
可知悠子	日本医科大学	医学部	助教（公衆衛生学）
窪田杏奈	成城マタニティクリニック		助産師
周 燕飛	日本労働研究・研修機構		主任研究員（経済学）
末富 芳	日本大学	文理学部	教授（教育学）
村山伸子	新潟県立大学	人間生活学部	教授（栄養学）
落合恵美子	京都大学	社会学部	教授（社会学）

目 次

第1部 世代を超えた不利の蓄積	1
第1章 貧困の連鎖の現状	3
第2章 暴力の連鎖の実態	8
第3章 子供の家族的背景と教育	14
第4章 保護者の子供期の貧困経験の健康・食生活への影響	25
第2部 学校における課題	29
第1章 不登校傾向のある子供たち	31
第2章 いじめられた経験のある子供たち	53
第3部 子供の栄養と健康	71
第1章 保護者の就労状況と子供の食	73
第2章 保護者の労働時間と子供の肥満	85
第3章 放課後の孤立と抑うつ	92
第4部 自己肯定感とレジリエンス	101
第1章 子供の困難に立ち向かう力	103
第2章 学習意欲と学力の関係	120
第5部 就労と生活困難	131
第1章 高校生の就労	133
第2章 母子世帯の母親の就労と子供のケア	140
第6部 その他	151
第1章 貧困対策としての保育所の長期的効果	153
第2章 家賃負担が子供の生活に与える影響	158
第3章 自由記述に見る保護者の「困りごと」	170

【調査概要】

- (1) 調査対象 都内の4自治体（墨田区・豊島区・調布市・日野市）に在住の小学5年生、中学2年生、16・17歳（高校2年生及び高校に在籍していない同年齢の子供を含む）の子供本人とその保護者
- (2) 調査対象数 19,929世帯
- (3) 抽出方法 住民基本台帳により、対象年齢層の者すべてを抽出
- (4) 調査方法 郵送法（一部ウェブ回答）
- (5) 有効回答数 子供 8,367票（有効回答率42.0%）
保護者 8,429票（有効回答率42.3%）
- (6) 調査期間 平成28年8月5日から9月7日まで

【子供の生活実態調査における「生活困難」の取り扱いについて】

子供の生活実態調査では、子供の「生活困難」を以下の3つの要素に基づいて分類した。

①低所得

等価世帯所得^{※1}が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準^{※2}未満の世帯^{※3}

※1 世帯所得（公的年金など社会保障給付を含めた世帯所得）を世帯人数の平方根で割って調整した所得

※2 厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」（所得は平成26年値）の世帯所得の中央値（427万円）を平均世帯人数（2.49人）の平方根で除した値の50%である135.3万円

※3 低所得世帯の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点などの違いがある

ため、厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」にて公表されている「子供の貧困率」（16.3%）と比較できるものではない

②家計の逼迫

公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち、1つ以上該当

③子供の体験や所有物の欠如

子供の体験や所有物などの15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上該当

生活困難層	困窮層＋周辺層	
	困窮層	2つ以上の要素に該当
	周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない	

【集計方法】

- 全ての集計は、自治体、年齢層、性別の回収率の違いを調整するための統計的処理を施して集計（ウェイト付き集計）している。
- 本報告書においては、クロス表の掲載の際には、 χ^2 二乗検定によって分布が統計的に有意であるかを検定している。その結果、1%水準で有意である場合は表頭などに「***」、5%で有意の場合は「**」、10%で有意の場合は「*」、有意でない場合は「X」を付している。（「1%未満で有意」とは、図表で示している項目の間に統計的に差がない確率が1%未満であり、差があると言って問題がない、ということの意味する。）
- 世帯タイプは、保護者票の子供と父親、母親それぞれの同居状況から判別している。そのため、各制度や公的統計の定義とは必ずしも一致しない。
- 一般的に分析結果が統計的に有意であるかの検定は、分析に用いられた **n 値**（ケース数）を考慮して行われている。そのため、クロス表に **n 値** を表記する必要は必ずしもない。しかし、分析に用いた変数の **n 値** を示すことが読者の理解に資することもある。そこで、本報告書では『東京都子供の生活実態調査報告書付表』にて **n 値** を確認できないクロス表に限り、**n 値** を表記している。
- 図表には各項目の割合を **100 分率** で表記している。この値は、小数点第二位を四捨五入している。そのため、同一図表中の値を合計しても **100%** にならない場合がある。

第 1 部

世代を超えた不利の蓄積

第 1 章 貧困の連鎖の現状

阿部彩（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

「「貧困の連鎖」を断ち切らなくてはいけない」とは、誰もが口にする言葉です。かつて、日本は長い間、貧困が解決された国であると考えられていました。実際に、1970 年代においては、日本は北欧諸国並みに格差の小さい国であり、日本の中に貧困が存在することさえ「信じがたいこと」と捉えられてきました。しかしながら、1980 年代以降、日本の格差は拡大し、貧困も増加してきました（阿部 2008）。今の子供たちの親の世代は、大まかに、1960 年代から 1980 年代に生まれてきた世代ですが、その中でも、貧困の中に育った人たちがおり、彼らの貧困による不利が、現在の子供たちに世代を超えて連鎖していることが考えられます。

また、一口に「親の世代」と言っても、1960 年代の比較的に貧困・格差の小さい時代に生まれた親から、1980 年代に生まれた親まで、親の世代も様々です。生まれた世代によっては、貧困の中に育ったことによる影響の度合いや、次の世代に連鎖する度合いも異なるかもしれません。

分析の目的

本章では、保護者（特に親）の子供期の貧困と、現在の生活困難度との関連（「貧困の連鎖」）を平成 28 年度東京都子供の生活実態調査（以下「子供の生活実態調査」という。）のデータで確かめます。また、親の生まれた世代によって、貧困の中に育っても、大人となってから生活困難に面する割合が異なるかを検証します。これを見ることにより、「貧困の連鎖」が若い世代でより強固になっているのかを確かめることができます。

なお、保護者票に父親が回答したサンプル数が少ないため、ここでの分析は母親に限ります。

また、幅広い世代の母親のサンプル数を確保するために、小学 5 年生、中学 2 年生、16・17 歳の母親のデータを統合した拡大サンプルを用います。

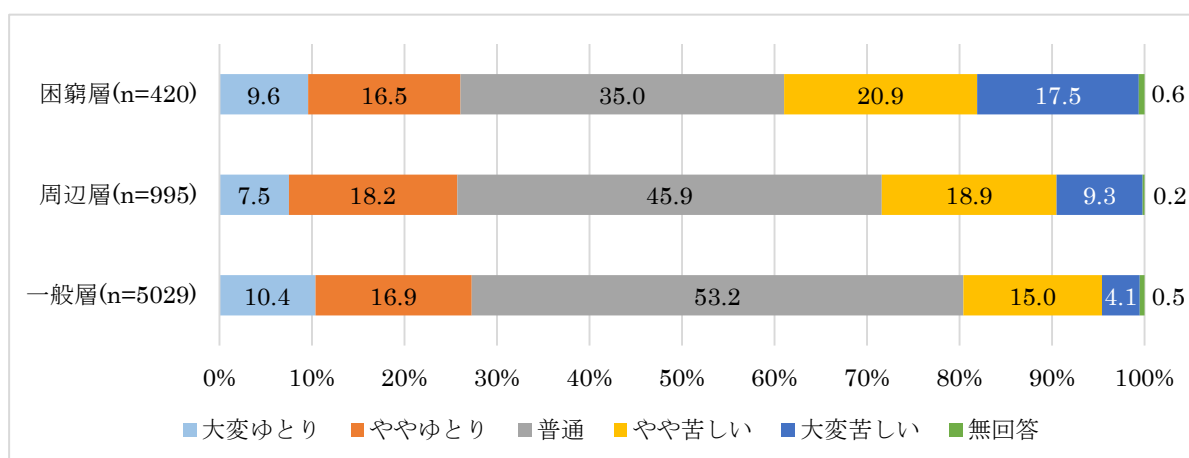
1 貧困の連鎖の実態

東京都の子供とその親の間で、貧困の連鎖がどれほどの強さで起こっているのかを確認する。図表 1-1-1-1 は、母親の 15 歳時点における暮らし向き（「大変ゆとりがあった」、「ややゆとりがあった」、「普通」、「やや苦しかった」、「大変苦しかった」の 5 段階）の分布を、生活困難度別に見たものである。この指標は、母親の自己申告によるものであり、客観的な指標で測定したものではないが、過去の情報がない中で、本人がどのように過去を認識しているかは、本人自身にとっての生活水準を推測する貴重な情報といえる。

図表 1-1-1-1 のとおり、現在、困窮層である母親の 17.5% は 15 歳時点において「大変苦しかった」と答えており、一般層の 4.1% に比べて、大幅に多くなっている。「やや苦しかった」と答えた層と合わせると、困窮層では 38.4%（「大変苦しかった」17.5%、「やや苦しかった」20.9%）の母親が 15 歳時点での暮らし向きが苦しかったと答えている。周辺層においては、困窮層ほどでないものの 15 歳時点の暮らし向きと現在の生活困難度の同様の関連が見て取れる。ここから、現在、生活が困窮している層ほど、15 歳時点において生活が困窮していたことがうかがえる。これは、「貧困の連鎖」が東京都の親子のデータにでも確認できるということである。

興味深いのは、困窮層であっても、一般層とほぼ同じ割合の母親が「大変ゆとりがあった」、「ややゆとりがあった」と回答していることである。生活困難度による差は、「普通」、「やや苦しかった」、「大変苦しかった」の間のみである。すなわち、過去に大変ゆとり又はややゆとりがある生活を送っていても、現時点において、生活が困窮することがある。現在の困窮層のうち、約 4 割（「大変苦しかった」17.5%、「やや苦しかった」20.9%）は、親の世代も苦しい生活をしていた「貧困二代目」であり、約 6 割（「大変ゆとりがあった」9.6%、「ややゆとりがあった」16.5%、「普通」35.0%）は、親の世代は少なくとも普通の生活をしていたが、現在困窮している「貧困一代目」であるといえる。周辺層では「貧困二代目」が約 3 割（「大変苦しかった」9.3%、「やや苦しかった」18.9%）、「貧困一代目」が約 7 割（「大変ゆとりがあった」7.5%、「ややゆとりがあった」18.2%、「普通」45.9%）を占める。

図表 1-1-1-1 母親の 15 歳時点の暮らし向き(小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳合体)
：生活困難度別(***)



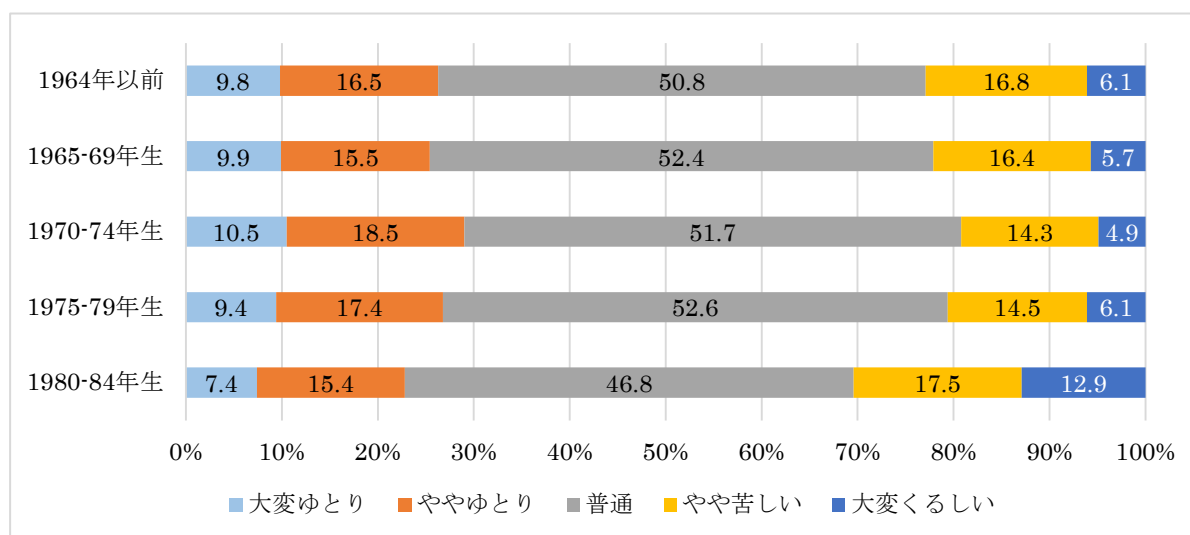
2 世代による貧困の連鎖の違い

1985年から2012年にかけて、日本の子供の相対的貧困率は10.5%から16.3%まで上昇した(厚生労働省 2017)。すなわち、親の出生世代で考えると、1964年以前に生まれた親が成人となった時(1985年以前)にはまだ、それほど日本の相対的貧困率は高くなく、子供期においても相対的貧困であった確率は低いと考えられる。一方で、1970-74年生まれの団塊ジュニア世代は、10歳代の頃から日本の相対的貧困率が顕著に増加していった世代である。また、1980年以降の世代については、幼児期の頃から相対的貧困率が上昇している時代に育っている。このように、異なる時代背景で育った親は、「貧困の連鎖」の現象についても異なる性格を持つと推測される。

子供の生活実態調査の実施時点において、小学5年生、中学2年生、16-17歳の子供を育てている母親も、年齢層が幅広いので、1964年以前生まれの母親から、1980年以降生まれの母親が存在する。

本章では、まず、母親の出生世代別に、15歳時点での暮らし向きの分布を見た(図表1-1-2-1)。顕著な違いは、1980年以降に生まれた母親においては、「大変苦しかった」、「やや苦しかった」の割合がその前の出生世代の母親に比べて高いことである。1964年以前、1965-69年、1970-74年、1975-79年の世代間の分布には大きな差は見られない。すなわち、比較的若い母親(31歳~36歳)は、それより上の年齢の母親に比べて、時代背景的にも厳しく時代に育ってきており、貧困の中に育った割合も高い。

図表 1-1-2-1 母親の15歳時の暮らし向き(小学5年生、中学2年生、16-17歳合体)
:母親の出生世代別(***)



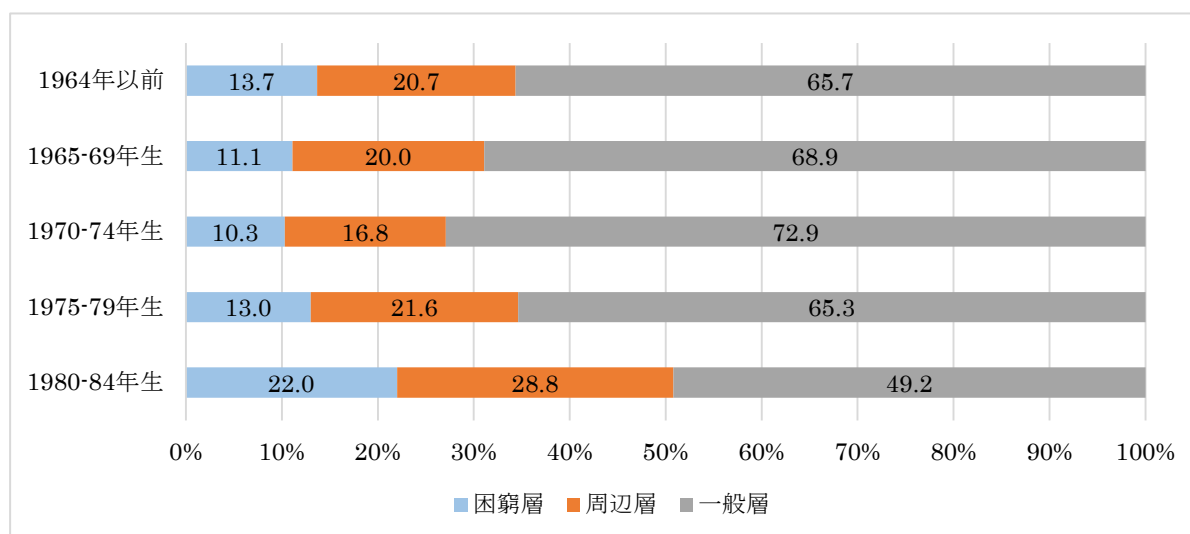
* 「無回答」を除く。

3 貧困からの脱却の確率

各世代別に 15 歳時点での暮らし向きが「大変苦しかった」、「やや苦しかった」と答えた母親を取り出し、彼女らの現在の生活困難度を見た（図表 1-1-3-1）。例えば、1964 年以前生まれの母親については、15 歳時点の暮らし向きが苦しかった層の約 3 人に 2 人（65.7%）は、現在は一般層である。しかし、1980-84 年生まれの母親については、15 歳時点の暮らし向きが苦しかった層のうち、現在一般層であるのは約半数（49.2%）に過ぎない。これは、子供期の貧困からからの脱却が、1964 年以前生まれの母親に比べて、1980-84 年生まれの母親の方が難しいことを示している。

もちろん、この脱却確率の格差は、親の現時点での年齢による影響も否めない。1964 年以前生まれの世代は、すでに 50 歳以上となっており、所得や職業面においても恵まれている割合が比較的に多いといったことも考えられる。世代効果と年齢効果は、一時点の調査データからは判別が不可能であるため、確定的なことは言えないが、困窮層・周辺層の割合は、団塊ジュニア世代（1970-74 年生まれ）で最も低く、「U」字型を描いていることから¹、この違いは各世代の育った時代背景の違いであると推測される。

図表 1-1-3-1 母親の 15 歳時点での暮らし向きが「大変苦しい」、「やや苦しい」層の現在の生活困難度（小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳合体）：母親の出生世代別(**)



* 「無回答」を除く。

¹ もし、年齢効果のみなのであれば、一般的に平均所得が一番高い 50 歳代（1965 年以前生まれの世代）が最も現在の生活困難層が少ないはずである。

4 支援の方向性

本分析から、東京都の親子においても「貧困の連鎖」が確認できること（図表 1-1-1-1）、子供期に貧困の中に育った母親は若い世代（特に 1980-84 年生まれ）に多いこと（図表 1-1-2-1）、及び子供期の貧困から脱却する確率は 1970-74 年生まれの団塊ジュニア世代をピークに減っていることがわかった（図表 1-1-3-1）。また、困窮層の子供のうち 4 割ほどは、親の世代も貧困で育っている可能性があることがわかった（図表 1-1-1-1「大変苦しい」17.5%、「やや苦しい」20.9%）。

これらの結果から、子供の貧困対策として親にアプローチする場合には、若い世代ほど「貧困二代目」といった現象が起こっている可能性が高いことを念頭におくべきである。また、「貧困の連鎖」が強固になってきているということは、子供の貧困対策において肝に銘じておくべきであろう。逆に言えば、今の子供たちにおいて、しっかりと貧困対策を行っていく必要性は、次の世代への影響といった意味においても重要である。

参考文献

阿部彩（2008）『子どもの貧困—日本の不平等を考える』岩波書店。

厚生労働省（2017）『平成 28 年国民生活基礎調査 結果の概況』。

第2章 暴力の連鎖の実態

阿部彩（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

貧困と暴力が密接な関係にあることは、かねてから指摘されています。特に、貧困の女性が暴力の被害者となりやすいことは、よく知られています。このことは、①暴力被害を受けることによって貧困となる（例：DVによって離婚したことが、母子世帯になることにつながり、貧困になる）。また、②貧困であると暴力を受けやすい（例：貧困であると、金銭的トラブルなど家庭内でのストレスが増え、家庭内暴力が増える、いじめなどが横行する劣悪な職場であっても辞めることができない）という2つの因果関係があるからだと考えられています。

もし、貧困と暴力の関係が、子供期にも存在し、貧困が親世代から子世代に連鎖しているのであれば、次に考えなくてはならないのが、暴力の世代間の連鎖です。すなわち、「子供期に貧困であることによって、暴力被害にあった」⇒「子供期に暴力を受けたことによって貧困になった」⇒「子育て期にも貧困である」⇒「次の世代の子供も貧困に育つ」⇒「次の世代の子供も暴力を受けやすい」という連鎖が発生してしまう可能性があるのです。

しかし、これまで「貧困の連鎖」の実態については、日本においてもいくつかの研究が実証してきましたが、「暴力の連鎖」については、実証された例がありません。

分析の目的

本章では、まず、暴力と貧困の関係性が本当に存在するのかを確かめます。

まず、現在、東京都で子育てをしている保護者のうち、子供期に受けた暴力の経験がどれくらいの保護者で見られるのか、その経験が現在の生活困難度と関係があるのかを調べました。

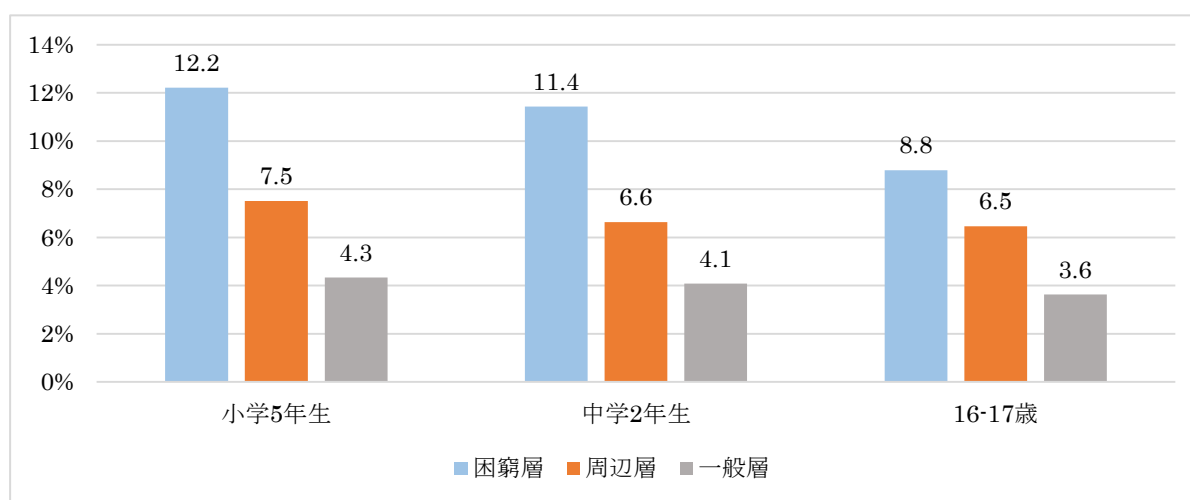
次に、自分自身が子供期に暴力を受けて育った保護者は、自分の子供に対して暴力をふるいやすいのか、すなわち「暴力の連鎖」が存在するのかを分析しました。

1 保護者の親からの暴力被害の経験

保護者票の「あなたは成人する前に以下のような体験をしたことがありますか」という設問において、「親から暴力を振るわれた」に○をつけた場合に、「親からの暴力被害があった」と定義して分析を行った。もちろん、これは自己申告であるため、本当に親から暴力を受けたのかを判断することはできないものの、本人がそのように認識しているということは、親の行為によって何らかの精神的打撃を受けたと考えられる。

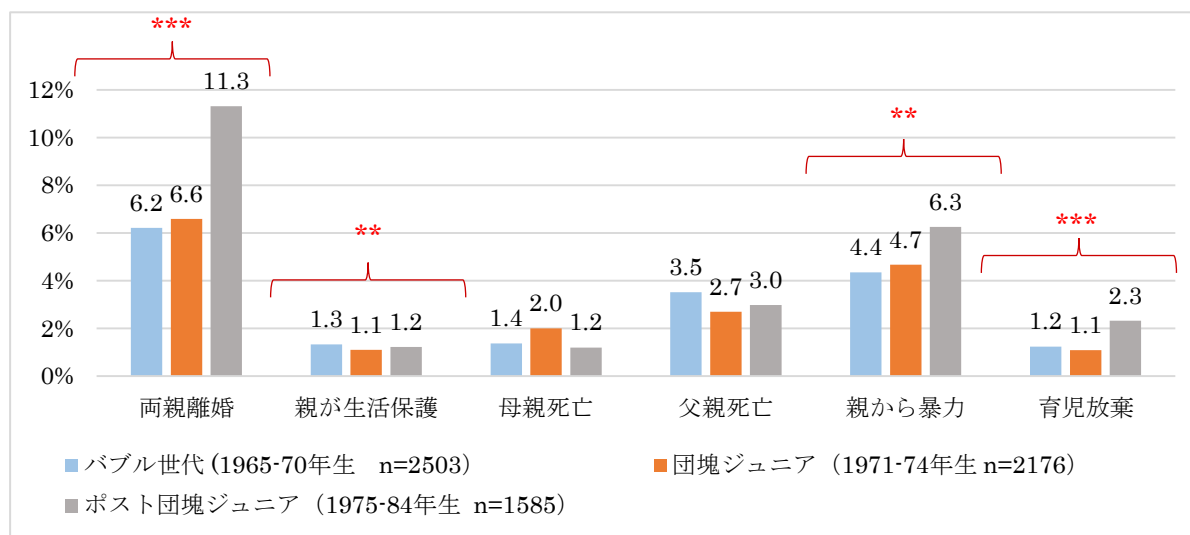
生活困難度別に保護者の子供期の親からの暴力被害の経験を見ると、困窮層、周辺層、一般層の順に経験したことがある保護者の割合が高い。特に困窮層においては、約1割(小学5年生12.2%、中学2年生11.4%、16・17歳8.8%)が親からの暴力被害経験がある(図表1-2-1-1)。

図表1-2-1-1 保護者が「成人する前に親から暴力を振るわれた経験がある」と回答した割合



また、暴力のみならず、様々な子供期の逆境経験について、小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳のデータを合体させたうえ、母親の出生年（コホート）別に見たところ、ポスト団塊ジュニア世代（1975-84 年生まれ）の保護者は、それ以前の世代の保護者に比べ、「両親が離婚した」、「親から暴力を振るわれた」、「育児放棄（ネグレクト）された」と回答する割合が統計的に有意に高いことがわかった（図表 1-2-1-2）。

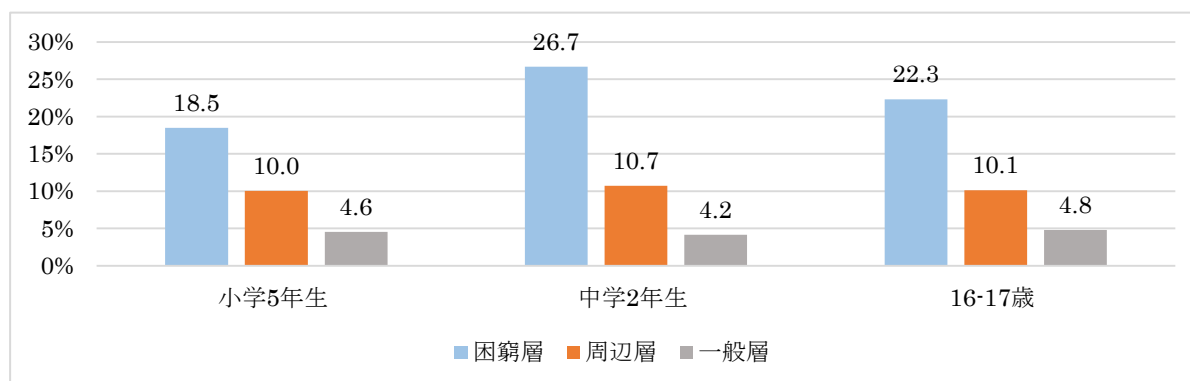
図表 1-2-1-2 以下の逆境を「成人となるまでに経験した」と回答した母親の割合（小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳合体）



2 現在の暴力の被害の状況

母親が子供を出産してから、配偶者または（元）配偶者から暴力を受けた経験の有無を聞いたところ、どの学年でも困窮層、周辺層、一般層の順に被害経験がある割合が高かった（図表 1-2-2-1）。

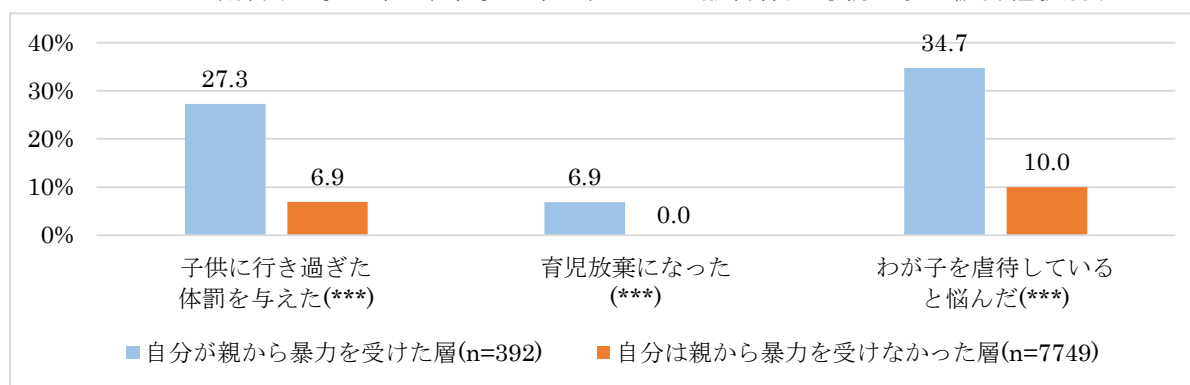
図表 1-2-2-1 「(元)配偶者(パートナー)から暴力を受けた」と回答した母親の割合（全て***）



3 暴力の連鎖の状況

子供期に親から暴力を受けて育った保護者は、自分の子供に対しても暴力をふるう傾向はあるのであろうか。図表 1-2-3-1 では、保護者を親から暴力を受けた層と受けなかった層に分け、それぞれの子育てにおいて「子供に行き過ぎた体罰を与えたことがある」（以下「体罰」という。）、「育児放棄になった時期がある」（以下「育児放棄」という。）、「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある」（以下「虐待（悩み）」という。）割合を示したものである。自己申告ではあるが、「体罰」と答えた親は、暴力を受けた層では 27.8%であるが、受けなかった層では 6.9%となっている。同様に、「育児放棄」、「虐待（悩み）」と答えた割合も、暴力を受けた層が格段に高くなっており、「暴力の連鎖」が世代を超えて起こっていることが示唆される。

図表 1-2-3-1 子供への行き過ぎた体罰、育児放棄、虐待していると悩んだ経験があると回答した母親の割合(小学5年生、中学2年生、16-17歳合体):母親の暴力被害経験別(全て***)

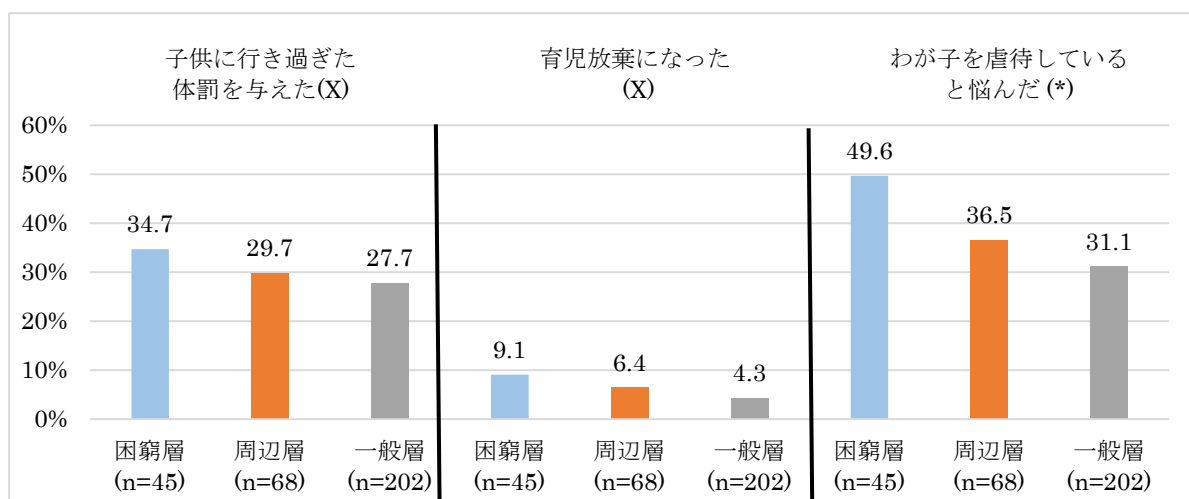


4 連鎖しているのは何か

暴力の連鎖はなぜ起こるのか。ここでは二つの連鎖の経路について検討した。一つは、子供期に困窮した生活をしていたために、成人後も生活困難に陥り、生活困難であるから自分の子供にも暴力をふるってしまうという経路である。すなわち、これは「**貧困の連鎖**」が問題である。もう一つは、暴力を受けて育ったことにより、対人関係の緊張を暴力で解決しようとする習慣が身についてしまうという経路である。これは、「**暴力の連鎖**」が問題である。

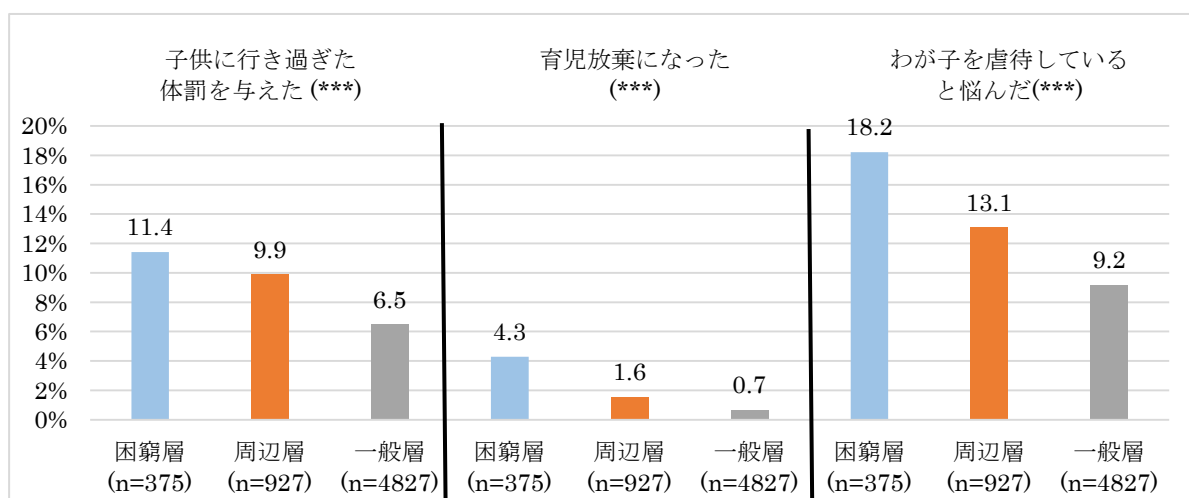
そこで、暴力の連鎖と貧困の関係をより詳しく見るために、親から暴力を受けた経験の有無別に集計を行った。図表 1-2-4-1 は、親から暴力を受けた経験がある保護者の中で生活困難度別に子育ての体罰、育児放棄、虐待（悩み）のある割合を見たものである。すると、自分自身が親から暴力を受けたと認識する保護者の間では、現在の生活困難度別による子供への体罰、育児放棄、虐待（悩み）の差はほとんど見られない（虐待（悩み）のみ 10%水準で有意）。すなわち、自分自身が暴力被害の経験がある場合、成人後の生活困難度に関わりなく、子供に体罰をふるいやすくなり、育児放棄に陥りやすくなる。

図表 1-2-4-1 子供への行き過ぎた体罰、育児放棄、虐待(悩み)の経験：生活困難度別(親から暴力を受けた経験がある保護者のみ)



次に、図表 1-2-4-2 では、「親から暴力を受けた経験がない保護者」のみに限って、子供への体罰、育児放棄、虐待(悩み)の経験がある割合を生活困難度別に集計した。暴力被害経験がない保護者の中で比べると、どの項目においても、生活困難度が高いほど、体罰、育児放棄、虐待(悩み)を経験している割合が高い。ここで見られる子供に対する暴力は、前世代からの「暴力の連鎖」ではなく、この世代にて新規に起こってきたものである。このような暴力は、生活困難層においてより起こりやすい。図表 1-2-4-1 と図表 1-2-4-2 を見比べると、「体罰」、「育児放棄」、「虐待(悩み)」の全てにおいて、図表 1-2-4-1 で示された虐待された経験を持つ一般層の保護者の方が、図表 1-2-4-2 で示された虐待された経験を持たない困窮層・周辺層の保護者よりも高い割合を示している。つまり、図表 1-2-4-2 で示された現在の生活困難よりも、図表 1-2-4-1 で示された子供期に暴力を受けた経験の方が、現在の家庭内の暴力に強い影響を与えていると推測される。

図表 1-2-4-2 子供への行き過ぎた体罰、育児放棄、虐待(悩み)の経験：生活困難度別(親から暴力を受けた経験がない保護者のみ)



5 支援の方向性

以上の分析から、次の4つの支援の方向性を引き出すことができる。

まず第一に、生活困難度が高い世帯においては、親が育ってきた環境も厳しい確率が、一般層よりも高いということである。このことは、子供に対する支援や制度においても、親の負担や親の精神状況、過去の経験を念頭において対応する必要があることを示唆している。これは、すでに児童福祉の現場では認識されているが、改めてデータで確認することができた。

第二に、子供期の逆境を抱えている保護者が確実に増えており、今後はさらに増えることが予測されることである。若い世代の親に対して、特に配慮が必要である。

第三に、子供に対する暴力（体罰、育児放棄、虐待（悩み））は、確実に、過去に自分自身が暴力を受けて育ったと認識する親に多い。回答が自己申告であるため、この強い関連性には、バイアスが生じている可能性も否めない（例えば、暴力や児童虐待に敏感に反応する人は、自分自身が親から暴力を受けたと認識する確率も、自分が子供に暴力をふるっていると考え（悩む）確率も高いであろう）。しかしながら、過去に暴力を受けた保護者は、強い不安の中で子育てをしているともいえる。保護者による子供に対する暴力は許されるものではないが、保護者のこれまでの経験を踏まえた支援も必要である。

最後に、子供期に暴力を受けた保護者は、どの生活困難度のカテゴリーにおいても、次の世代に暴力をふるう確率が多い。図表 1-2-4-1 と図表 1-2-4-2 の比較からわかるように、「暴力の連鎖」の関連性は非常に大きい。「暴力の連鎖」を止めるためには、暴力被害にあった子供期において、子供への精神的ケアをより集中して行うことが重要であろう。一方で、「暴力の連鎖」がない状況においても、生活困難は子供への暴力を引き起こす可能性がある（図表 1-2-4-2）。そのため、子供への暴力抑制のためにも、貧困対策は意義があるといえる。

第3章 子供の家族的背景と教育

川口 遼（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

「貧困の連鎖」があってはならないという点について、異論を唱える人は少ないでしょう。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第一条では、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」ことが、謳われています。全ての子供が貧困の連鎖を断ち切り、自らの力で人生を切り開いていくことができるようにすることは、日本社会が抱える重要な課題の一つといえるでしょう。

「貧困の連鎖」を断ち切る大きな役割を担うのが、教育です。たとえ子供期に生活が困窮していても、教育を通じて様々な能力を磨き、スキルを身に着けることができれば、様々な逆境をはねのける力につながります。しかし、教育の費用を賄うことができない、家族など周囲の人々から適切な指導や支援を受けられない、といった様々な不利な条件によって子供の教育機会が制限されるのであれば、困難な状況が継続し、ひいては貧困が世代を超えて再生産されてしまいます。

分析の目的

本章では、子供の進路選択に着目します。小中学校においては、ほとんどの子供が地元の公立小中学校に通っているため、特に、将来の進路に大きく左右する中学校卒業後の進路選択について、生活困難をはじめとする様々な指標との関連を見ていきます。進路選択は、ただ単に、経済的困難によって影響されるだけではありません。そこには、小さい時からの学習状況の結果としての学力、保護者や本人の高等教育に関する期待（大学進学希望）といった要素も複雑に絡んできます。本分析では、その絡み合った糸を解きほぐしながら、いかに、教育が「貧困の連鎖」を断ち切る力となりうるかを検討します。

1 「高校等の課程・学科」の進路選択

(1) 「子供の中学卒業後の進路」の分布

義務教育終了後の進路を分析するに当たって、まず、子供の中学卒業後の進路を見る。16-17歳の子供のうち、中学卒業後に高校等に進学した者は99.8%であり、進学しなかった者は0.2%である¹（図表 1-3-1-1）。中でも全日制の高校に進学した者が91.7%と最も高い。また、高校等に進学した者の進学先の学科を見ると、普通科が84.1%であり、それ以外の学科は15.9%である（図表 1-3-1-2）。進学先の課程と学科を掛け合わせたところ、全日制の普通科に通う者の割合は80.6%であり、それ以外の課程・学科に通う者の割合は19.4%である（図表 1-3-1-3）。以下では、この「高校等の課程・学科」の違いが、生活困難度や世帯タイプといった家族的背景の影響を受けているかを見ていく。

図表 1-3-1-1 高校等への進学状況

進学	高校(全日制)	91.7%
	高校(定時制)	2.3%
	高校(通信制)	2.6%
	特別支援学校	1.3%
	高等専門学校	1.3%
	専修学校	0.2%
	中途退学	0.4%
非進学		0.2%
n		2552

図表 1-3-1-2 高校等進学者の進学先学科

普通科	84.1%	84.1%
工業科	3.2%	
農業科	0.8%	
商業科	2.4%	15.9%
総合学科	3.0%	
その他	6.4%	
n	2522	

*中学卒業後、進学しなかった者は除く

図表 1-3-1-3 進学先の課程・学科

全日制・普通科	80.6%
それ以外	19.4%
n	2522

*中学卒業後、進学しなかった者は除く

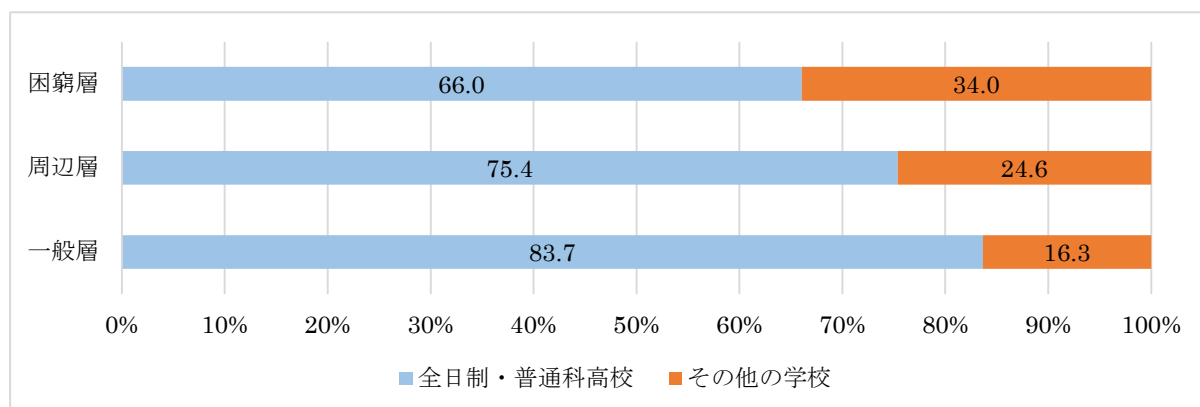
¹ なお、本調査が行われた平成28年夏時点で16-17歳であった子供たちは、平成27年3月に中学校を卒業している。平成27年度版学校基本調査によると当該年の東京都の中学・中等教育学校前期課程卒業後の高校等への進学率は98.5%である。この値は、図表 1-3-1-1 で示した値よりも若干低い誤差の範囲と考えられる。なお、図表 1-3-1-1 は、厳密には、16-17歳時点の高校等の在籍状況とその年齢までの高校等中退経験の割合を示したものであるが、中学・中等教育学校前期課程卒業時点の高校等進学率と同等のものと考えられる。

（２）「生活困難度」・「世帯タイプ」と「子供の高校等の課程・学科」

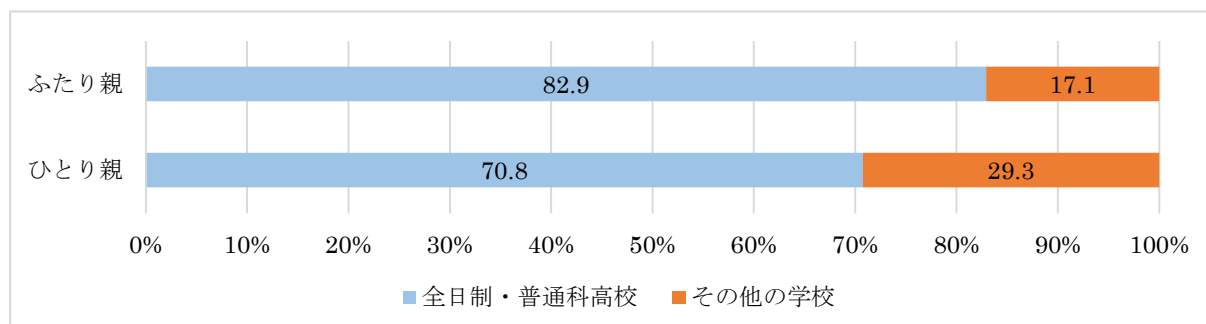
まず、生活困難度別に子供が在籍する高校等の課程・学科を見ると有意な違いが確認された（図表 1-3-1-4）。具体的には、生活が困窮するほど全日制・普通科高校に通う割合が低くなる。

また、世帯タイプ別に見ても、ひとり親世帯の子供の方が、ふたり親世帯の子供よりも、全日制・普通科高校に通う割合が低い（図表 1-3-1-5）。

図表 1-3-1-4 高校等の課程・学科：生活困難度別



図表 1-3-1-5 高校等の課程・学科：世帯タイプ別

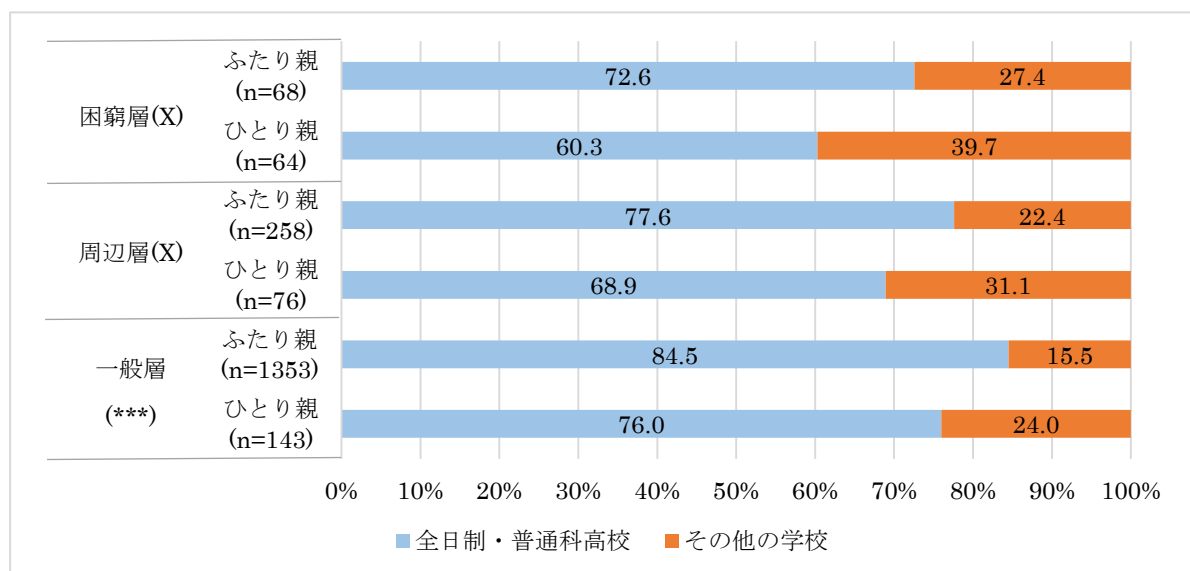


以上より、どのような高校に進学するかは、子供が属する世帯の経済的状況や家族構成の影響を受けると推察される。ただし、生活困難度と世帯タイプは強い関連を持っており、ひとり親世帯の方が、ふたり親世帯よりも困窮層や周辺層の割合が高い。図表 1-3-1-5 に示されたひとり親世帯の結果も、生活が困窮しているが故の結果なのか、保護者が 1 人しかいないことの影響なのかはわからない。

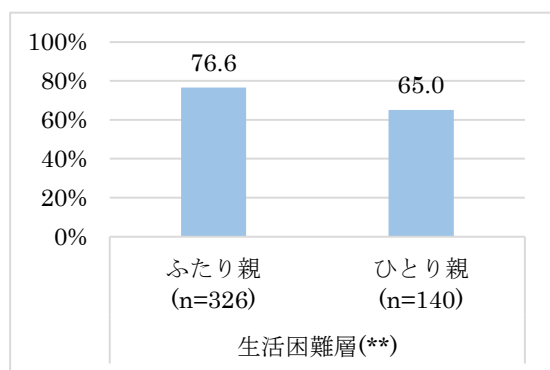
そこで、生活困難度別に、世帯タイプと高校等の課程・学科の関連を見た（図表 1-3-1-6）。すると一般層においてのみひとり親世帯とふたり親世帯の間に有意な違いが確認された。具体的には、一般層のふたり親世帯に属する子供のうち、全日制・普通科高校に通う子供の割合が 84.5% であるのに対し、一般層のひとり親世帯に属する子供のうち、全日制・普通科高校に通う子供の割合が 76.0% であった。このことから、たとえ生活が困窮していなくとも、ひとり親世帯に属していることによって、全日制・普通科高校に進学する割合が低くなることがわかる。

なお、周辺層、困窮層における世帯タイプ別の差を見ると、一般層と同じく 10 ポイント程度の違いがあるにもかかわらず、周辺層、困窮層において世帯タイプ別の差が統計的に有意な違いが確認されない（誤差である可能性を排除できない）のは、サンプル数の少なさによるものと考えられる。実際に、困窮層と周辺層を合わせて生活困難層とした上で分析すると、有意な違いが確認される（図表 1-3-1-7）。つまり、生活が経済的に困窮しているかどうかとは別に、ひとり親世帯なのかふたり親世帯なのかによっても、進学する高校の種類に違いが生まれると考えられる。

図表 1-3-1-6 生活困難度各カテゴリーの高校等の課程・学科：世帯タイプ別



図表 1-3-1-7 生活困難層の「普通科・全日制高校」に進学する子供の割合：世帯タイプ別



2 「子供の大学進学希望・保護者の大学進学期待」の規定要因

(1) 「子供の大学進学希望・保護者の大学進学期待」の概要

文部科学省の学校基本調査によると 2017 年 3 月時点の過年度生も含めた四年制大学進学率は男子 55.9%、女子 49.1%、合わせて 52.6%である²。東京都に限ると男子 72.4%、女子 73.2%、合わせて 72.8%と 7 割以上が大学に進学している。大学入学試験は、個人の学力を測定するものであり、受験者の家族的背景は直接的には問われない。そうであるにもかかわらず、生活困難度による大学に進学するかの違いが生まれているのであれば、支援の必要性が示される。

小学 5 年生、中学 2 年生、16・17 歳を対象とする本調査では、実際にどのような子供が大学進学をするのかを観察することはできない。しかし、子供の大学進学希望・保護者の大学進学期待については見ることができる。実際に大学に進学するかどうかはわからないにしても、まず、16・17 歳の高校 2 年生の段階にて進学希望があるのかを見ることは、今後の、子供や保護者への働きかけといった点で重要であろう。そこで、16・17 歳票の子供本人がどのレベルまで教育を受けたいと考えているか、保護者が子供にどのレベルまで教育を受けてほしいと考えているかを聞いた設問を分析することとした。

以下では、子供が大学進学を希望しているかどうかを「子供の大学進学希望」、保護者が子供に大学に進学することを期待しているかどうかを「保護者の大学進学期待」と呼び表す。

なお、このような子供本人及び保護者が持つ子供の学歴に対する期待は、学術的には教育期待と呼ばれており、実際に実現される学歴と非常に強い関連があることが様々な研究で明らかにされている。

まずは、子供の大学進学希望・保護者の大学進学期待の状況を見る。大学進学を希望する子供は 80.4%であるのに対し、希望しない子供は 19.7%である（図表 1-3-1-1）。一方、保護者については、子供に大学進学を希望する保護者は 85.3%と子供に比べてやや高い（図表 1-3-1-2）。いずれにせよ、大多数の子供と保護者が大学進学を希望・期待している。

図表 1-3-2-1 子供の大学進学希望(n=2560)

大学進学を希望する	80.4%
大学進学を希望しない	19.7%
計	100%

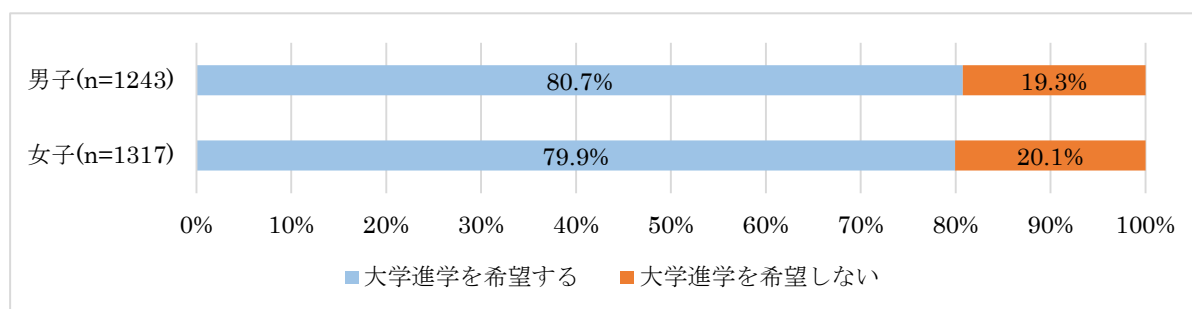
図表 1-3-2-2 保護者の大学進学期待(n=2312)

大学進学を希望する	85.3%
大学進学を希望しない	14.7%
計	100%

² ここで示した大学進学率は、平成 29 年度学校基本調査（速報）に示された平成 29 年 4 月の大学入学者数を、当該時点の 18 歳人口（平成 26 年度学校基本調査に示された中学校並びに中等教育学校前期課程の卒業生数で代用）で除したものである

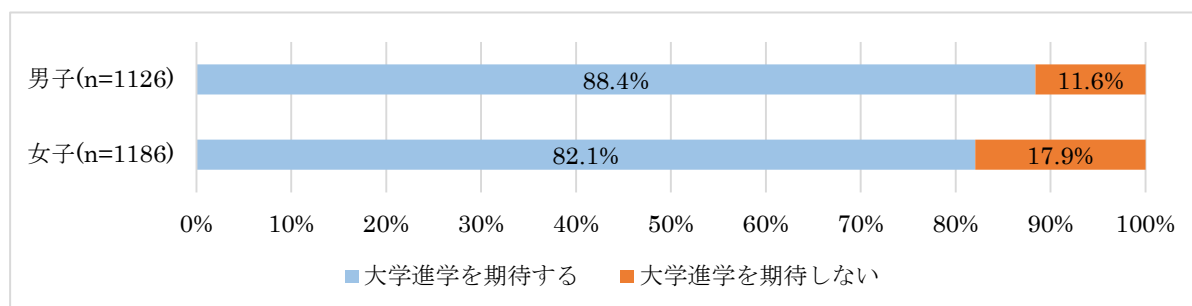
なお、東京都においては、男女の大学進学率はほぼ同じであるが、全国的に見ると男性の大学進学率の方が高い。そこで、男女別に大学進学への希望・期待を見たところ、子供の大学進学希望には有意な男女差が確認されなかった（図表 1-3-2-3）。ところが、保護者の大学進学期待には有意な男女差が確認された。子供が男子である場合、88.4%が保護者から大学進学を期待されるのに対し、女子は 82.1%しか期待されていない（図表 1-3-2-4）。確かに、女子においても 82.1%が大学進学を期待されているが、その割合は子供が男子である場合よりも有意に低い。

図表 1-3-2-3 子供の大学進学希望：性別(X)



*「無回答」を除く。

図表 1-3-2-4 保護者の大学進学期待：性別(***)

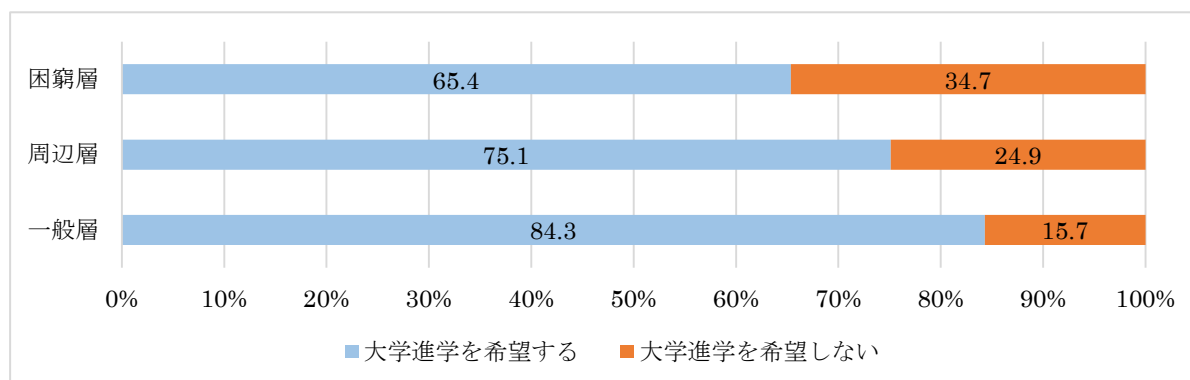


*「無回答」を除く。

（２）生活困難度と「子供の大学進学希望・保護者の大学進学期待」の関連

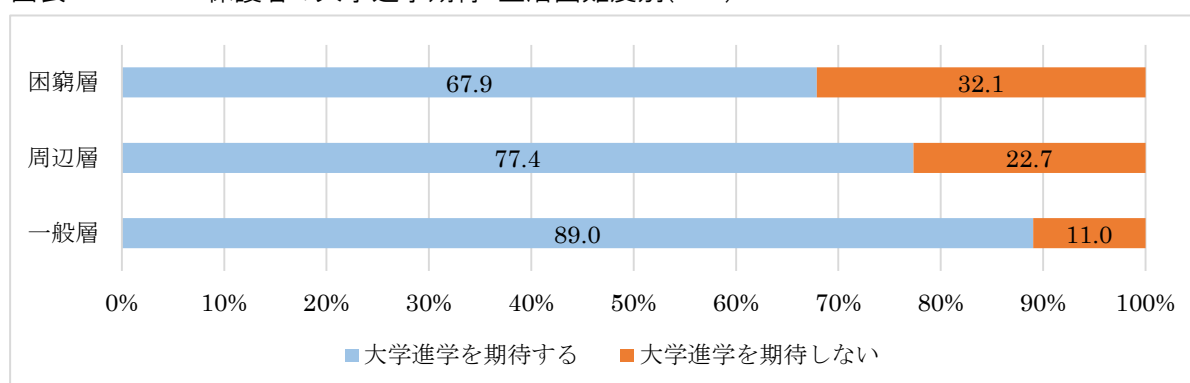
生活困難度と子供の大学進学希望・保護者の大学進学期待の関連を見る。まず、子供の大学進学希望について見ると、一般層では、大学進学を希望する子供の割合が 84.3%であるのに対し、周辺層は 75.1%、困窮層は 65.4%と有意に低い（図表 1-3-2-5）。また、保護者の大学進学期待についても、同様の傾向にある（図表 1-3-2-6）。生活が困窮しているかどうかと、子供・保護者の大学進学に関する考えは関連があることが示された。

図表 1-3-2-5 子供の大学進学希望：生活困難度別(***)



*「無回答」を除く。

図表 1-3-2-6 保護者の大学進学期待：生活困難度別(***)

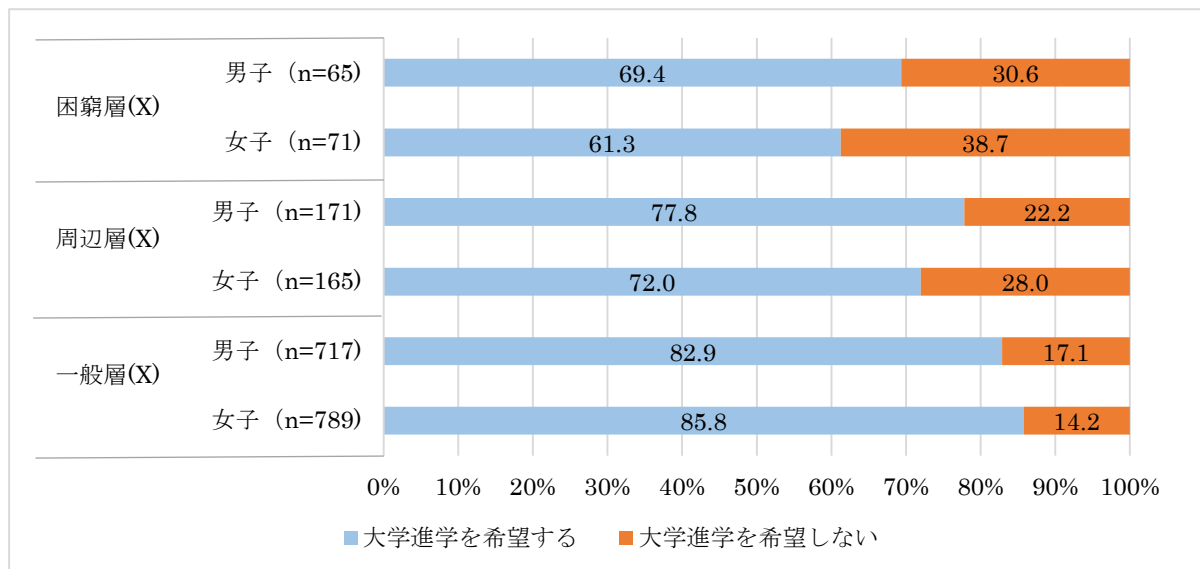


*「無回答」を除く。

さらに、この生活困難度の結果と前項で確認した性別の結果をより深く見るため、生活困難度別に、性別との関連を見たが、子供本人においては、どの生活困難度カテゴリーにおいても性別による違いは確認されなかった（図表 1-3-2-7、1-3-2-8）。つまり、確かに生活が困窮することで子供の大学進学希望が下がる傾向がうかがえるが、その傾向に男女差はないと推測される。他方、保護者においては困窮層、周辺層は、子供が女子である場合、男子である場合よりも大学進学期待が有意に低い。具体的に見ると困窮層においては男子に対して大学進学を期待する保護者の割合が 78.2%であるのに対し、女子は 57.4%にとどまる（5%水準で有意）。周辺層は男子 82.8%、女子 70.6%となっている（5%水準で有意）。困窮層における男女差は 20.8 ポイント、周辺層における男女差は 12.2 ポイントである。

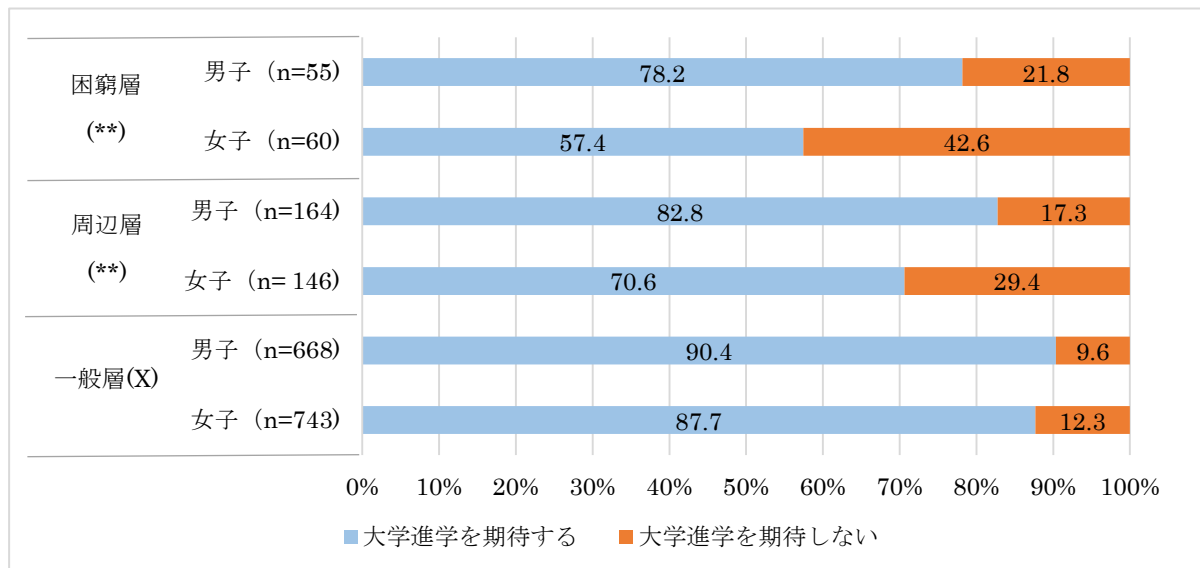
つまり、全体として、保護者は女子よりも男子に大学進学を期待する傾向にあるが、その傾向は一般層には見られず、周辺層と困窮層においてのみに確認される。しかも、その性差は生活が困窮すればするほど拡大している。

図表 1-3-2-7 生活困難度各カテゴリーの子供の大学進学希望：性別



*「無回答」を除く。

図表 1-3-2-8 生活困難度各カテゴリーの保護者の大学進学期待：性別



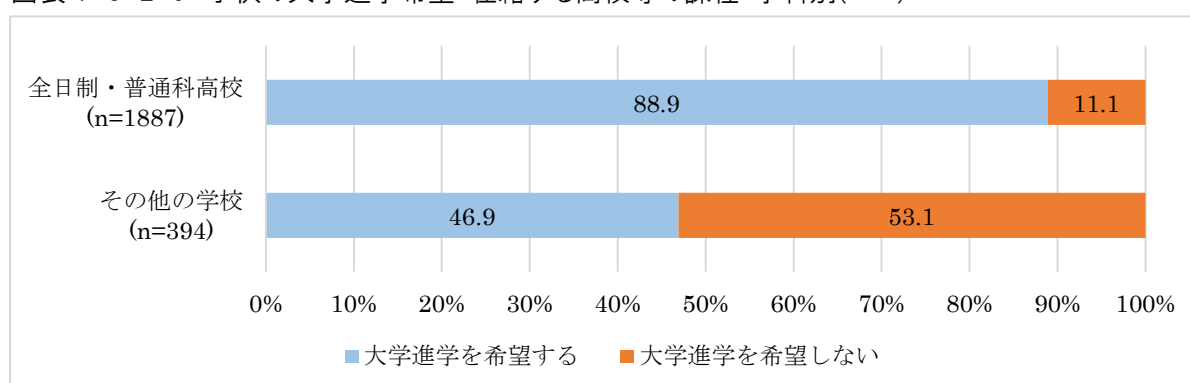
*「無回答」を除く。

（３）「高校等の課程・学科」と「子供の大学進学希望・保護者の大学進学期待」

前節で確認したように、生活困難度は中学卒業後に全日制・普通科の高校に進学するかどうか
に大きな影響を与えていた。そこで、子供が全日制・普通科の高校に在学しているかどうかと、
子供の大学進学希望・保護者の大学進学期待の関連を見る。

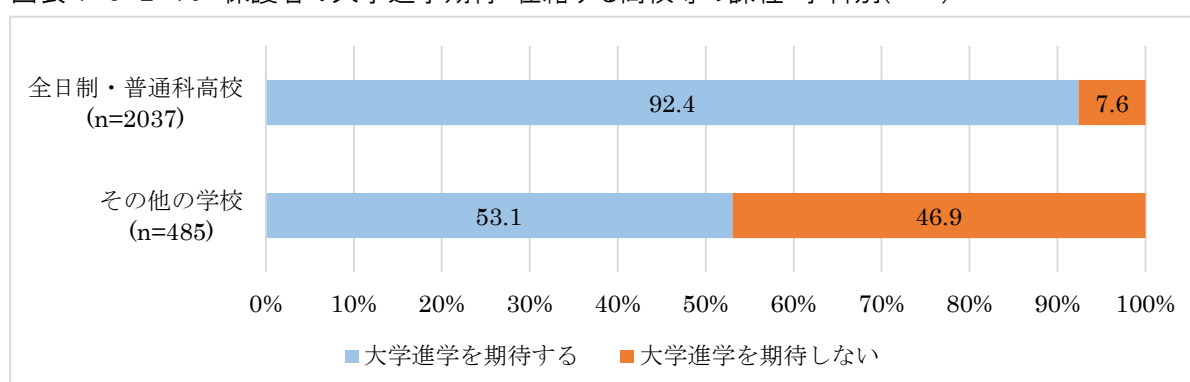
まず、全日制・普通科の高校に在学しているかどうかと、子供の大学進学希望の関連を見ると、
有意な違いが確認された（図表 1-3-2-9）。全日制・普通科の高校に在籍する子供の 88.9%が、大
学進学を希望しているのに対し、その他の学校に在籍している子供は 46.9%しか大学進学を希望
していない。また、保護者の大学進学期待を見ても同様の傾向が確認された（図表 1-3-2-10）。特
に「その他の学校」に子供が通っている場合は、生活困難度別に見た困窮層以上に、大学進学を
希望・期待する子供・保護者の割合が低くなる。高校卒業後の進路については、生活困難度より
も在籍している高校の種類が強い影響を与えていることと推測される。ただし、「その他の学校」
の大学進学を希望・期待する者の割合は 5 割程度（子供 46.9%、保護者 53.1%）であり、全国平
均の大学進学率と遜色がないことにも注意すべきである。

図表 1-3-2-9 子供の大学進学希望：在籍する高校等の課程・学科別(***)



*「無回答」を除く。

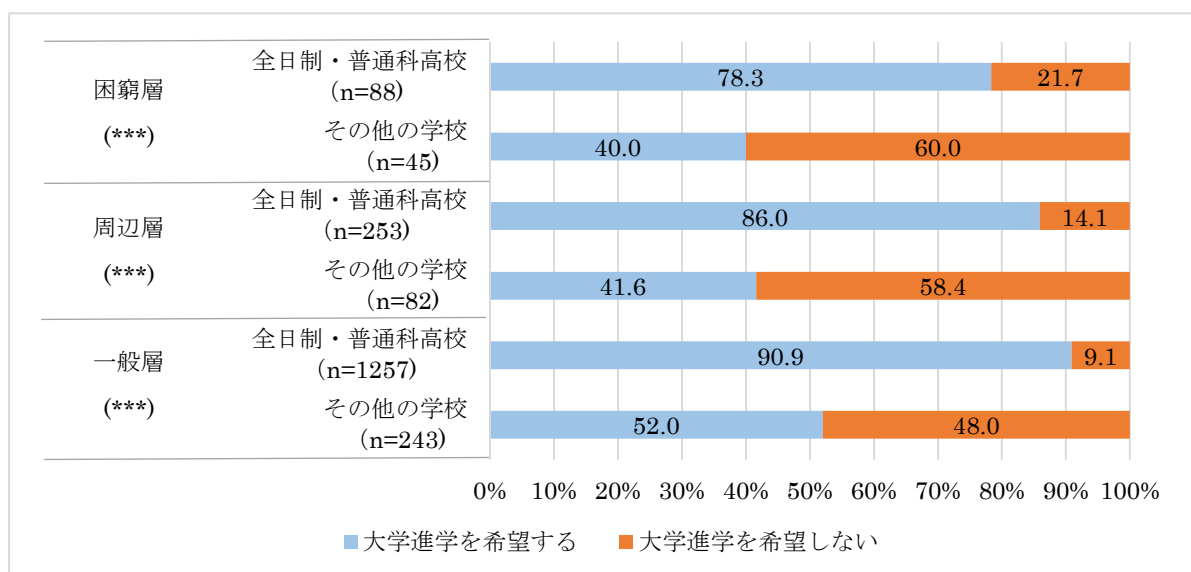
図表 1-3-2-10 保護者の大学進学期待：在籍する高校等の課程・学科別(***)



*「無回答」を除く。

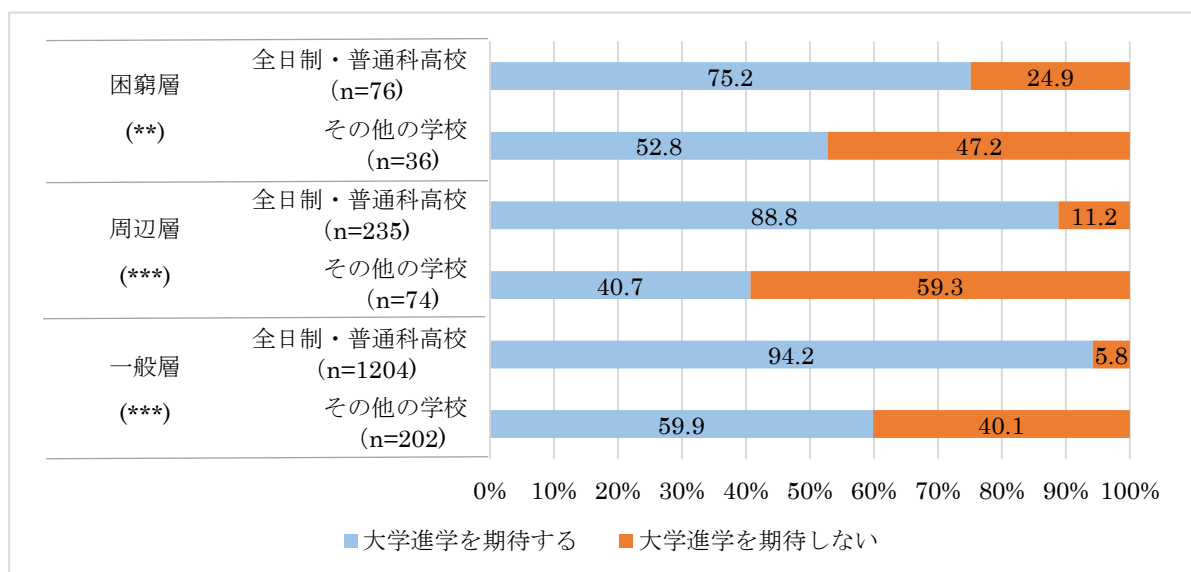
さらに、生活困難度別に、全日制・普通科高校に在籍しているかどうかとの関連を見たところ、子供・保護者ともに、どの生活困難度カテゴリーにおいても、子供の全日制・普通科高校に通っている方が、大学進学を希望・期待する割合が有意に高かった（図表 1-3-2-11、1-3-2-12）。特に困窮層に注目すると、例え困窮層に属していても、子供が全日制・普通科高校に在籍している場合、子供の 78.3%が大学進学を希望し、保護者の 75.2%が大学進学を期待している。ここからも生活困難度以上に、どのような高校に進学するかが高校卒業後の進路に大きな影響を与えていることがわかる。

図表 1-3-2-11 生活困難度各カテゴリーの子供の大学進学希望：在籍する高校等の課程・学科別



*「無回答」を除く。

図表 1-3-2-12 生活困難度各カテゴリーの保護者の大学進学期待：在籍する高校等の課程・学科別



*「無回答」を除く。

3 支援の方向性

本章の分析を通じて、義務教育終了後に子供がどのような進路を選択するかは、その子供の持つ家族的背景と関連があることが明らかになった。

1 節での分析により、中学卒業後に全日制・普通科の高校に進学するかどうかは、生活困難度と世帯タイプの影響を受けていることが明らかになった（図表 1-3-1-6、1-3-1-7）。一般層に属していても、ひとり親世帯の子供は、ふたり親世帯の子供よりも全日制・普通科高校に進学する割合が低い。また、この傾向は困窮層と周辺層を合わせた生活困難層においても確認される。世帯タイプが高校進学に影響を与えるメカニズムについては、より詳細な分析が求められるが、保護者が 1 人しかいないことによって、子供の勉強のサポートや進路についての情報収集やアドバイスなどが、ふたり親世帯ほどにはできないといった可能性が考えられる。高校進学段階でこのような格差があることは、経済的支援のみならず、進路相談などの寄り添い型の支援の両方を早期に行う必要性を示している。

この早期の支援の必要性は、子供の大学進学希望・保護者の大学進学期待に対して、生活困難度以上に、全日制・普通科高校に在籍しているかどうかの方が、強い関連を持っていたことから明らかである（図表 1-3-2-9、1-3-2-10）。困窮層に属していても、全日制・普通科高校に在籍していれば、子供・保護者とも 8 割弱（子供 78.3%、保護者 75.2%）が大学進学を希望・期待することは注目に値する。すなわち、全日制・普通科高校に入学することは、大学進学への前提と捉えられているのであろう。

同時に、子供が全日制・普通科以外の学校に在籍している場合でも、5 割程度の子供と保護者（子供 46.9%、保護者 53.1%）が大学進学を希望・期待していることにも注意が必要だ（図表 1-3-2-9、1-3-2-10）。この割合は全国平均の大学進学率と同程度であり、全日制・普通科高校に進学しなくとも、大学進学を希望・期待する保護者と子供は相当程度いる。このような保護者と子供への大学進学を念頭においた支援を行う必要もあるだろう。

また、保護者の進学期待が低いがために、子供の進路の選択肢が狭まるといった点も懸念される。生活困難層の中でも特に女子の場合に、特に、保護者からの進学期待が低く、それが彼女らの将来貧困から抜け出す手段を奪ってしまうことにもなりかねない（図表 1-3-2-7）。保護者からの期待が望めないのであれば、子供への直接的な働きかけを、教員や学校、スクールソーシャルワーカーなどから行うことも必要であろう。場合によっては、学校側が、保護者を説得する役割を担うことも必要である。

なお、本章では紙幅の関係上、高校進学と大学進学に限って分析を行ったが、子供たちが様々な困難を乗り越えるための能力・スキルを身に着ける教育機関は、高校と大学に限らないことは言うまでもない。

第4章 保護者の子供期の貧困経験の 健康・食生活への影響

村山伸子（新潟県立大学 人間生活学部健康栄養学科）

はじめに

子供の暮らす世帯の経済的な状況が、子供の食生活や健康状況に影響を与えていることは、よく知られています。生活困難の中に育った子供は、成人した後においても、経済的困難を抱え、また、健康状況が悪いことも、日本のデータを用いて証明されてきました（阿部 2011, Oshio et al. 2010 など）。また、生活困難の中に育った親が、自分も生活困難の中に子供を育てていることにより、世代を超えた「貧困の連鎖」が起こっていることにも注目が集まっています。貧困の連鎖が東京都の子供たちにおいても存在することは、本報告書の第1部第1章においても確かめられています。

栄養の観点から言えば、子供の生活実態調査の報告書やその他の調査研究において、生活困難を抱える家庭の子供たちの食事・栄養の不足・偏りがあることが指摘されています（裕野ほか 2017, Murayama et al. 2017）。また、親が生活困難に育ったことによって、次の世代の子供たちの食生活・栄養的にどのような影響が出ているのか、すなわち食生活における「貧困の連鎖」が懸念されます。

「貧困の連鎖」が恐ろしいのは、貧困に育った子供が大人になり、親となっても、貧困が継続していることによる次の世代（子供世代）への貧困の連鎖というだけでなく、貧困に育った子供がのちに貧困を脱したとしても、子供期の貧困が次の世代に影響を及ぼす可能性があるからです。

例えば、貧困に育ったことにより、健康的な食生活の習慣を身に付けられなかったため、自分自身が親になった時に、経済状況にかかわらず、子供に健康的な食事を与えることができない、といったことが考えられます。また、子供期に食生活に問題があると、成人となっても成人病や肥満になりやすいことが医学的にも指摘されており（Jaaskelainen 2012）、貧困に育った親が成人病や肥満になりやすく、それが子供にも影響している可能性もあります。

分析の目的

本章では、保護者の貧困の経験と現在の経済状況を合わせて、子供期の貧困の経験が、現在の経済状況にかかわらず、保護者自身の健康と、子供の現在の食生活に影響を与えているのかを分析します。保護者の健康については、肥満（BMI）を用います。子供の食生活については、一日の食事回数を分析します。

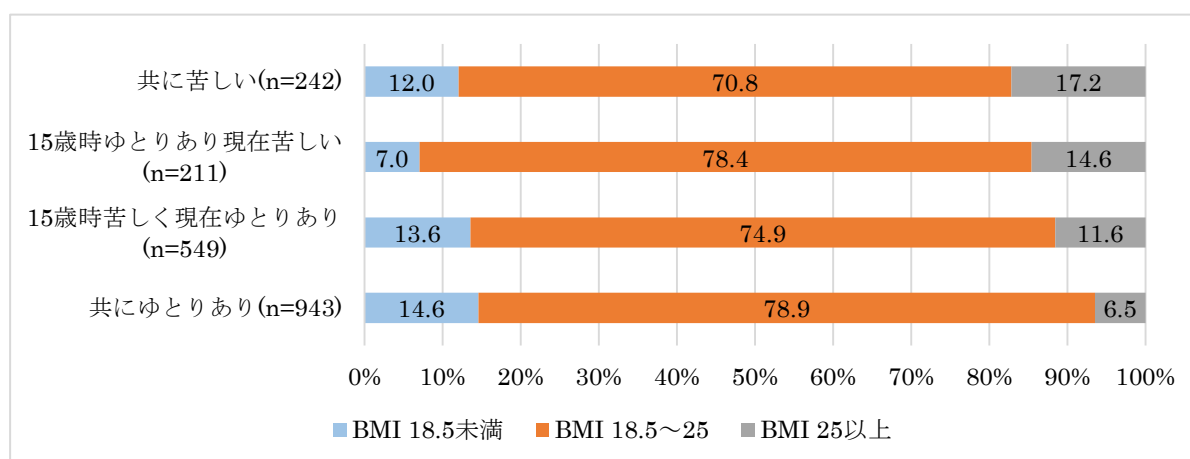
1 保護者の貧困経験と現在の肥満

保護者の過去と現在の暮らし向きの組み合わせと、保護者自身の健康状況（肥満）との関わりを見ていく。過去の貧困経験については、「あなたが 15 歳の頃の、あなたのご家庭の暮らし向きについて、最も近いものに○をつけてください」という設問に対して「大変ゆとりがあった」、「ややゆとりがあった」、「普通」と答えたケースを「ゆとりあり」、「やや苦しかった」、「大変苦しかった」と答えたケースを「苦しい」とした。また、現在の状況については、「現在の暮らしの状況をどのように感じていますか」という設問に対して、同様の考え方で「ゆとりあり」と「苦しい」に分けた。

これにより、過去と現在の 2 時点における「ゆとりあり」と「苦しい」があり、掛け合わせると、4 通りのパターンができる。例えば、15 歳時点においても、現在も「苦しい」と答えている場合は「共に苦しい」、15 歳時は「苦しい」が、現在は「ゆとりあり」と答えている場合は「15 歳時苦しく現在ゆとりあり」といった具合である。分析は、保護者の性別による影響を取り除くため、保護者票の回答者が母親のケースのみに限定した（データは、16-17 歳の子供の保護者）。

4 パターン別に、母親の BMI（=体重 kg/(身長 m)²）を見たところ、統計的に有意な差が確認された。BMI は 25 以上であると肥満と定義されるが、その割合は、「共に苦しい」が 17.2%と最も高く、最も低いのが 6.5%の「共にゆとりあり」である。これは、先行研究からも明らかのように、生活困難が肥満と関連があることを示している。また、「15 歳時ゆとりあり現在苦しい」が「15 歳時苦しく現在ゆとりあり」よりも BMI 25 以上の割合が高いということは、過去の状況よりも現在の状況の方が、肥満に対する影響力が強いと考えられる。興味深いのは、「15 歳時苦しく現在ゆとりあり」の母親においても 11.6%と、「共にゆとりあり」の母親の 2 倍近い割合で肥満が多いことである。つまり、現在ゆとりがある生活をしていても、過去の貧困経験の影響が表れているのである。すなわち、子供期の貧困経験が、成人以後の健康状態に影響を与えていることが東京都のデータでも確認できる。

図表 1-4-1-1 BMI(16-17 歳):「母親の過去・現在の暮らし向き」別(***)



*無回答を除く

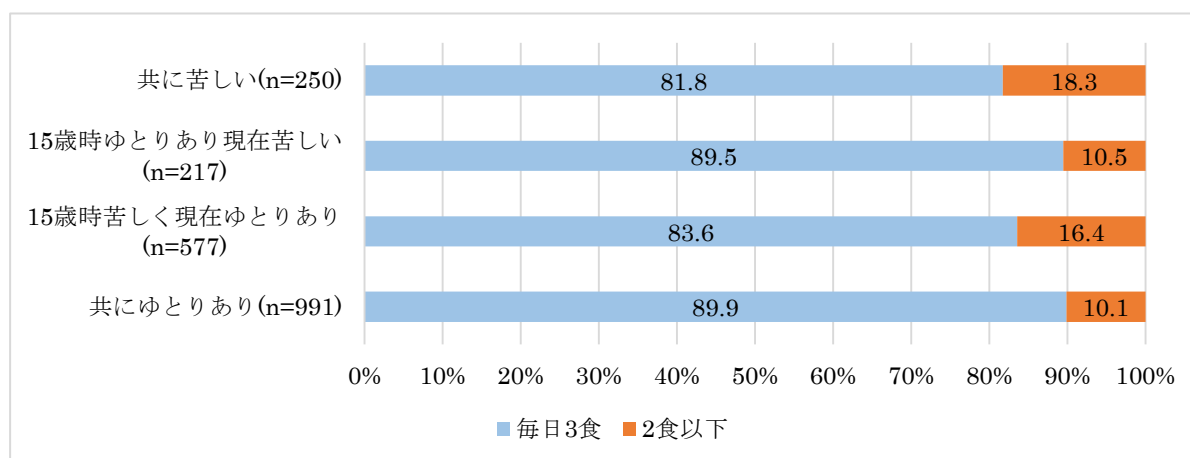
2 保護者の貧困経験と子供の食生活

母親の子供期の貧困経験と、その子供の食生活の関係を見る。前節で説明した4分類別に、子供の平日の平均的な食事回数を見た。なお、小学5年生や中学2年生よりも、食生活の格差が大きいことから、ここでは16-17歳の子供のデータを用いている。

その結果、母親の貧困経験と子供の食事回数には、統計的に有意な差が確認される。まず、平均的に見て1日2回以下しか食事を摂っていない子供の割合は、「共に苦しい」が18.3%にも上る。続いて、「15歳時苦しく現在ゆとりあり」が16.4%、「15歳時ゆとりあり現在苦しい」10.5%、「共にゆとりあり」10.1%である。

食生活に問題を抱える子供の割合が、「共に苦しい」において最も高く、「共にゆとりあり」において最も低いという点は、図表1-4-1-1で見た母親のBMIと同様の傾向である。しかし、「15歳時苦しく現在ゆとりあり」の方が、「15歳時ゆとりあり現在苦しい」よりも問題を抱えている層の割合が高いという点は、母親のBMIとは異なる傾向である。つまり、過去よりも現在の暮らし向きの影響が大きいと考えられる母親のBMIと異なり、子供の平日の食事回数は、現在の暮らし向きよりも母親の過去の暮らし向きの方が強い影響を与えている可能性がある。すなわち、母親の子供期の貧困経験は、現在の生活にゆとりがあったとしても、その子供の食生活に大きな影響を与えていると考えられる。

図表 1-4-2-1 子供の平日の食事回数(16-17歳):「母親の過去・現在の暮らし向き」別(***)



*無回答を除く

3 支援の方向性

本章の分析を通じて、母親の子供の貧困経験は、保護者自身の BMI やその子供の食生活に影響を与えることが示された。特に、保護者の BMI については、過去よりも現在の暮らし向きがより強い影響を与えるが、子供の食生活については、現在よりも保護者の子供の暮らし向きの方が強い影響を与えると考えられることは、重要な知見である。

この知見から、貧困の子供においても、健康的な食生活の知識や習慣を身に付けさせることが、次世代につながる食生活の改善に寄与することが示唆される。

参考文献

- 阿部彩 (2011) 「子ども期の貧困が成人後の生活困難 (デプリベーション) に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』 46(4): 354-367.
- Oshio, T., S.Sano & M.Kobayashi (2010) "Child Poverty as a Determinant of Life Outcomes: Evidence from Nationwide Surveys in Japan," *Social Indicators Research*, 99(1):81-89.
- 碓野佐也香・中西明美・野末みほ・石田裕美・山本妙子・阿部彩・村山伸子 (2017) 「世帯の経済状態と子どもの食生活との関連に関する研究」『栄養学雑誌』 75(1): 19-28.
- Murayama, N., H. Ishida, T. Yamamoto, S. Hazano, A. Nakanishi, Y. Arai, & A. Abe (2017) "Household Income is Associated with Food and Nutrient Intake in Japanese Schoolchildren, Especially on Days without School Lunch," *Public Health Nutrition*, 20(16): 2946-2958.
- (Retrieved December 18, 2017, <https://doi.org/10.1017/S1368980017001100>)
- Jaaskelainen P et.al. (2012) "Childhood Nutrition in Predicting Metabolic Syndrome in Adults: The Cardiovascular Risk in Young Finns Study," *Diabetes Care*, 35(9): 1937-1943.

第2部

学校における課題

第1章 不登校傾向のある子供たち

末富芳（日本大学 教育学部）

内藤朋枝（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

不登校は、教育の機会を子供から奪うだけでなく、長期にわたって子供に負の影響を与えることがわかってきています（文部科学省 2014）。国や東京都においても、不登校対策として、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの配置をはじめ、様々な対策をとっています。しかし、依然として、不登校は学齢期の子供の抱える大きな課題です。

文部科学省は、「不登校」を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しており、その定義によると、不登校の子供は 1.4%（小学生 0.5%、中学生 3.0%）であり、過去最高となっています（文部科学省 2017）。

しかし、どのような属性の子供が不登校になり、不登校の子供がどのような状況にあるのかという情報は多くありません。これは、実際に不登校の子供の数が限られており、不登校になってしまった子供たちへのアクセスが難しいためです。

また、不登校の防止という観点からは、実際に不登校になってしまった子供たちだけでなく、「学校に行きたくない」、「学校が楽しくない」という子供たちを把握し、不登校にならないように働きかけることが必要です。

分析の目的

本章では、まずは実際に不登校の経験がある子供を把握し、次に現在学校に行っているが、行けなくなる可能性がある（不登校傾向にある）子供に焦点をあてます。さらに、それらの子供たちがどのような家庭環境にいるかを確認します。最後に不登校の心配がある子供たちが学校でどのような状況にあるかを確認し、大人や行政がどのような手を差し伸べられるかを検討します。

1 不登校経験児と不登校傾向がある子供

(1) 不登校経験児

実際に不登校の経験がある子供たちがどれほど存在するかを集計した。小学 5 年生と中学 2 年生の調査票では、文科省の定義に沿った形ではないものの、「あなたは、これまでに以下のようなことがありましたか」との設問のうち「1 か月以上学校を休んだ(病気の時をのぞく)」について、「よくあった」又は「時々あった」と回答した子供を不登校経験者と定義した。この定義によると、小学 5 年生の 1.2% (「よくあった」0.5%、「時々あった」0.7%)、中学 2 年生の 2.7% (「よくあった」1.9%、「時々あった」0.8%) が不登校経験者であった(図表 2-1-1-1)。不登校気味の子供は調査に協力しない傾向があるとも考えられるため、実際の不登校経験率はこれよりも高いと推測されるが、それでも 1.2%~2.7%の子供が、病気の時を除いても、1 か月以上学校を休んだ経験があると回答している。

図表 2-1-1-1 不登校経験(小学 5 年生、中学 2 年生)

	小学 5 年生	中学 2 年生
よくあった	0.5%	1.9%
時々あった	0.7%	0.8%
あまりなかった	2.4%	1.7%
なかった	93.3%	93.1%
わからない	1.4%	1.2%
無回答	1.7%	1.3%
計	100%	100%
n (有効回答ケース数)	2833	2848

(2) 不登校傾向がある子供たち

「学校に行きたくない」と頻繁に感じている子供は不登校になる可能性があると考え、このような子供たちを「不登校傾向がある子供」と定義して、その割合を集計した。具体的には、小学 5 年生、中学 2 年生では、「「学校に行きたくないと思った」ことがありましたか」の設問に対して、「よくあった」と答えた者を「不登校傾向がある」、16・17 歳では、現在学校に在籍している子供のうち、「学校をやめなくなるほど、悩んだことがありますか」という調査項目に対して、「学校をやめなくなるほど悩んだことはない」と回答した者を「不登校傾向なし」とし、それ以外の者を「不登校傾向あり」と定義した。

その結果、小学 5 年生、中学 2 年生においては、不登校傾向がある子供は約 1 割(小学 5 年生 11.8%、中学 2 年生 12.7%)である一方、16・17 歳においては 31.7%と約 3 割であった(図表 2-1-1-2、2-1-1-3)。16・17 歳の子供において、この率が高いのは質問の仕方が異なることも理由として考えられる。

図表 2-1-1-2 不登校傾向(「学校に行きたくないと思った」頻度)(小学 5 年生、中学 2 年生)

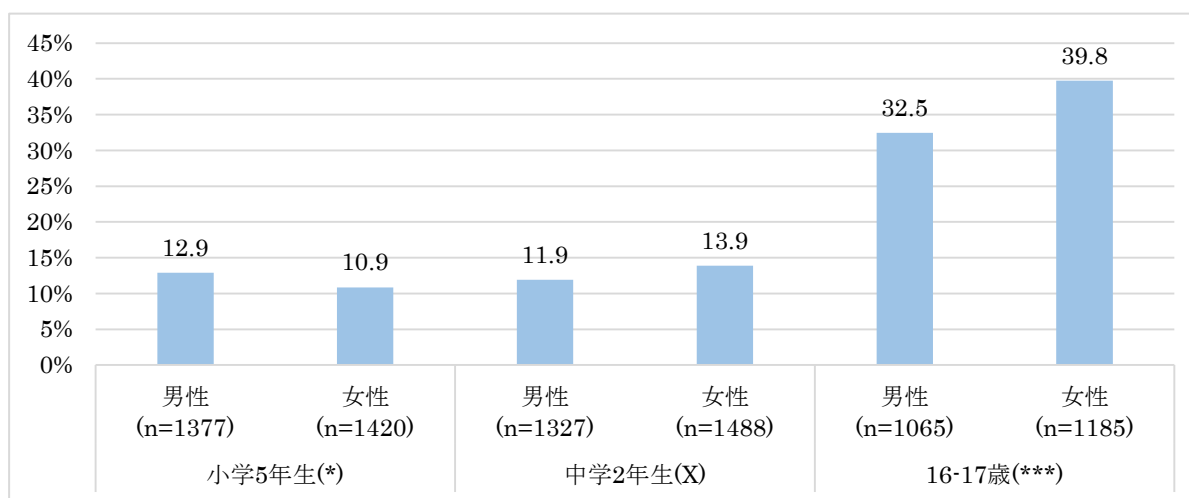
	小学 5 年生 (n=2833)	中学 2 年生 (n=2848)
よくあった	11.8%	12.7%
時々あった	28.5%	27.8%
あまりなかった	22.2%	24.0%
なかった	33.7%	31.8%
わからない	2.6%	2.5%
無回答	1.3%	1.2%
計	100%	100%

図表 2-1-1-3 不登校傾向(学校をやめたくないほど、悩んだ経験の有無)(16-17 歳 n=2560)

やめたくないほど悩んだことがある	31.7%
やめたくないほど悩んだことがない	56.1%
無回答	12.2%
計	100%

男女別に見ると、小学 5 年生と 16-17 歳のみ有意な違いが確認された(図表 2-1-1-4)。小学 5 年生では男子の方が不登校傾向のある子供の割合が高いが、16-17 歳では、女子の方が不登校傾向の割合が高くなっている。なお、中学 2 年生は女子の割合が高かったが、統計的に有意ではなく、誤差の範囲である。

図表 2-1-1-4 不登校傾向の割合(小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳):性別



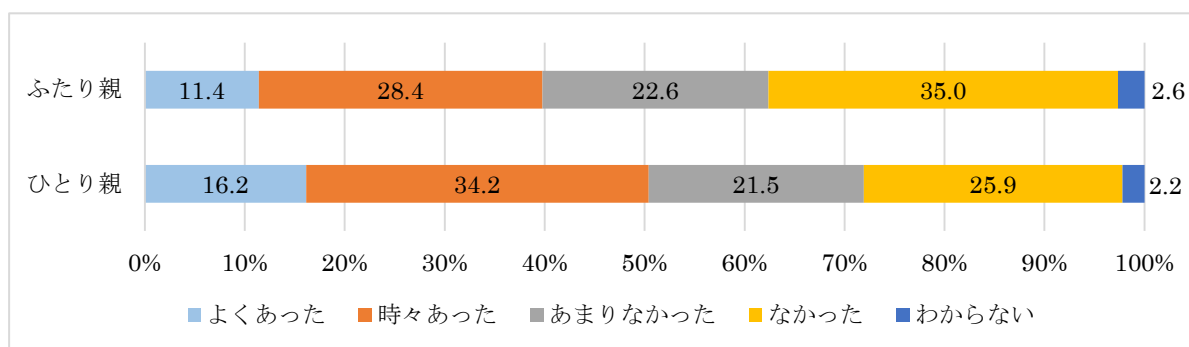
*無回答は除く。

2 家庭の状況

(1) 世帯タイプ別

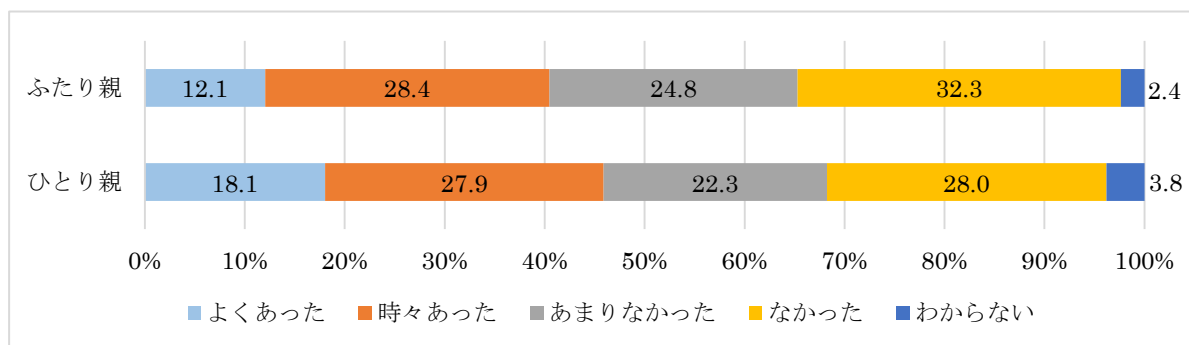
どのような家庭の子供が不登校傾向にあるのかを検討するために、まず、世帯タイプ別の不登校傾向の割合を見た。小学5年生と中学2年生ではひとり親世帯でやや心配な子供の割合が高い傾向が見られる。小学5年生ではふたり親世帯の11.4%に比べ、ひとり親世帯では16.2%、中学2年生ではふたり親世帯の12.1%と比べて18.1%が学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」と回答している(図表2-1-2-1、2-1-2-2)。

図表 2-1-2-1 「学校に行きたくないと思った」頻度(小学5年生):世帯タイプ別(***)



*無回答は除く。

図表 2-1-2-2 「学校に行きたくないと思った」頻度(中学2年生):世帯タイプ別(**)

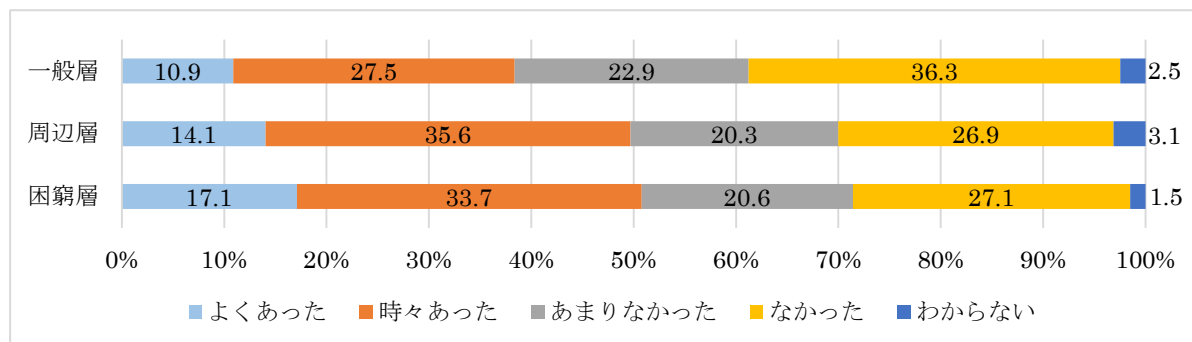


*無回答は除く。

(2) 生活困難度別

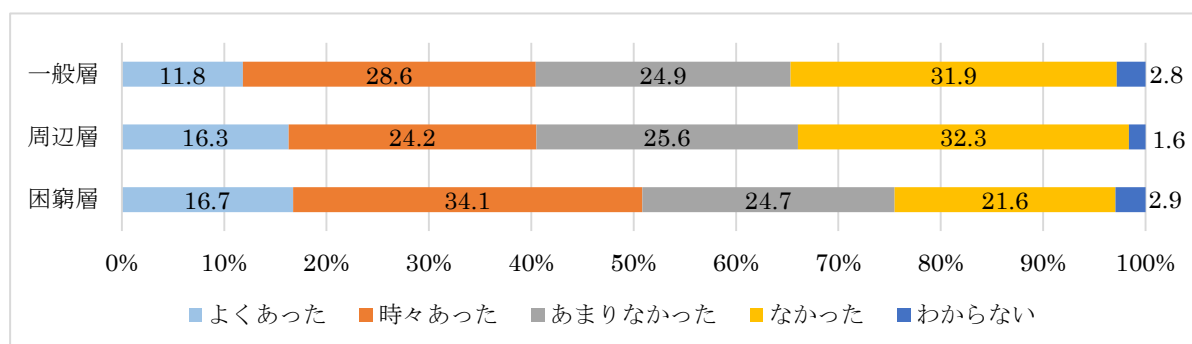
生活困難度別に見ると、全ての年齢層において、困窮層、周辺層の方が一般層に比べて、不登校傾向のある子供の割合が高い。特に困窮層は、小学5年生では17.1%、中学2年生で16.7%、16-17歳では45.9%と他の層より高い傾向がある（図表2-1-2-3、2-1-2-4、2-1-2-5）。

図表 2-1-2-3 「学校に行きたくないと思った」頻度(小学5年生):生活困難度別(***)



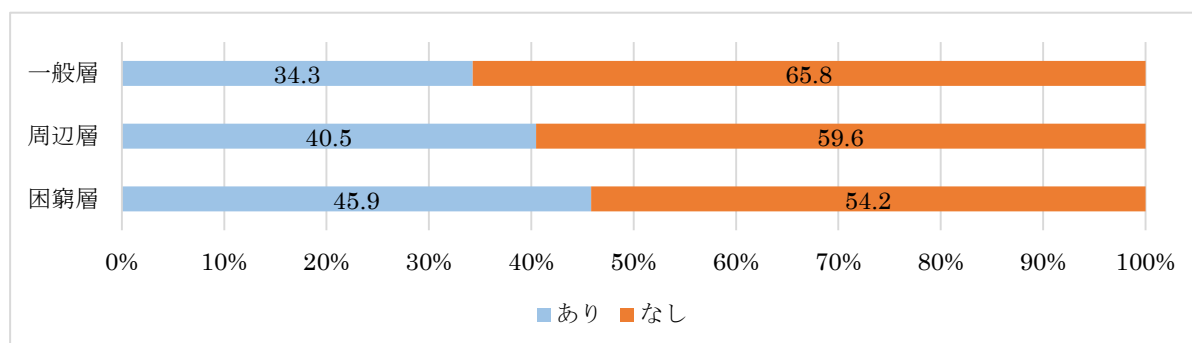
*無回答は除く。

図表 2-1-2-4 「学校に行きたくないと思った」頻度(中学2年生):生活困難度別(**)



*無回答は除く。

図表 2-1-2-5 「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験の有無(16-17歳):生活困難度別(***)

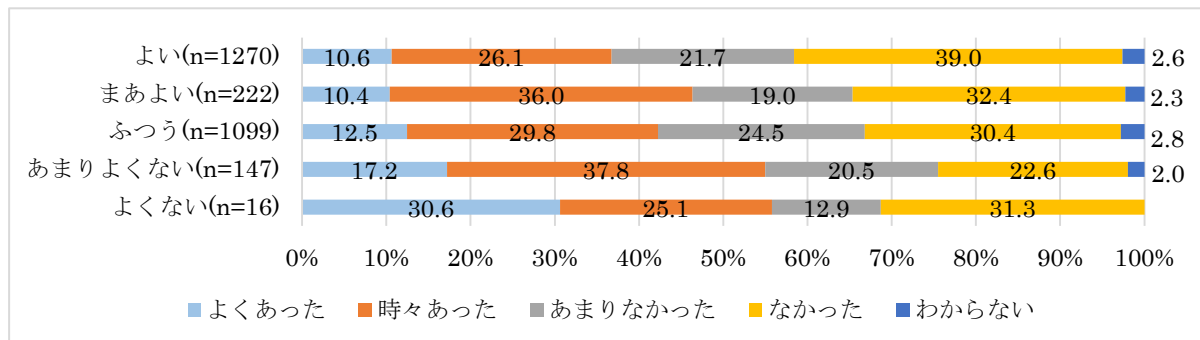


*無回答は除く。

(3) 保護者の健康状態

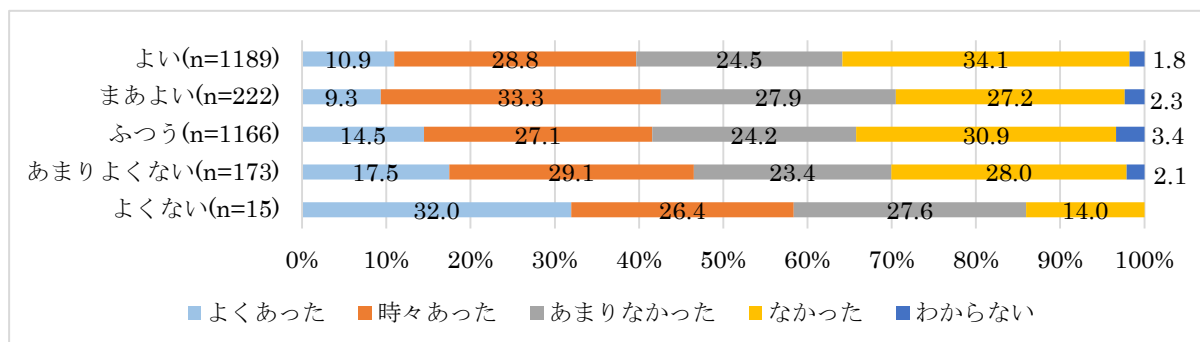
体調不良などにより保護者が子供をケアできないために、不登校になることもあると考えられる。そこで、保護者の健康状態別に不登校傾向を見たところ、保護者の健康状態が「よくない」場合、小学5年生の30.6%、中学2年生の32.0%の子供が「学校に行きたくないと思った」ことが「よくあった」と答えている（図表 2-1-2-6、2-1-2-7）。16-17 歳では保護者の健康状態があまりよくない子供で不登校の懸念が見られる。

図表 2-1-2-6 「学校に行きたくないと思った」頻度(小学5年生):保護者の健康状態別(***)



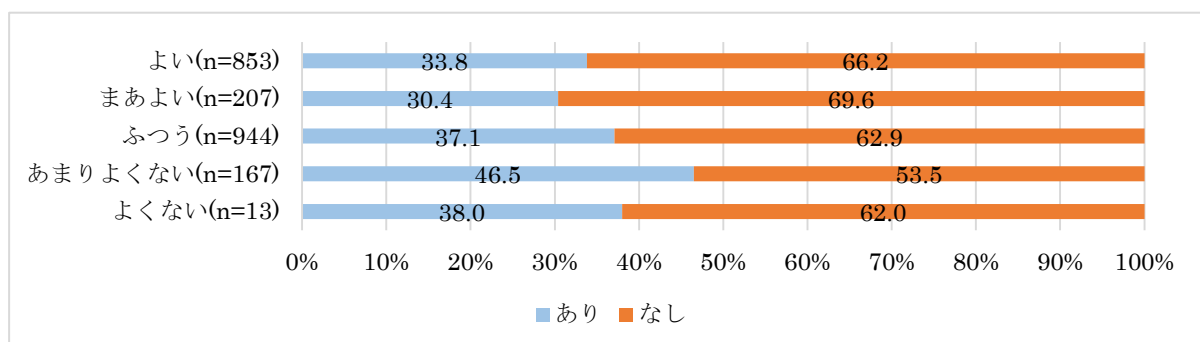
*無回答は除く。

図表 2-1-2-7 「学校に行きたくないと思った」頻度(中学2年生):保護者の健康状態別(**)



*無回答は除く。

図表 2-1-2-8 「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験の有無(16-17 歳):保護者の健康状態別(**)



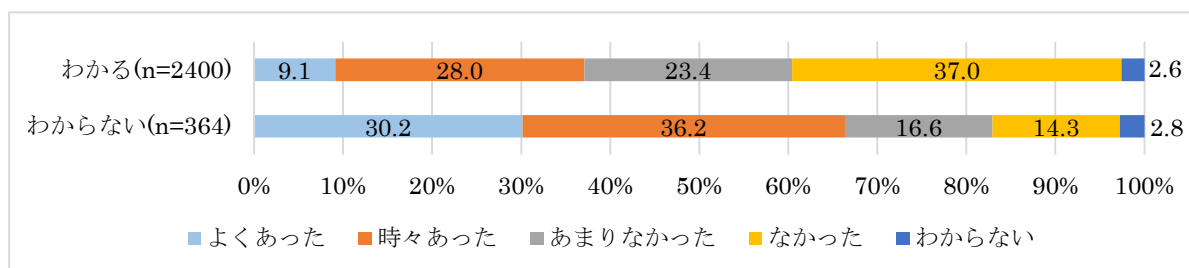
*無回答は除く。

3 不登校傾向と学力

(1) 授業がわからない子供と不登校傾向

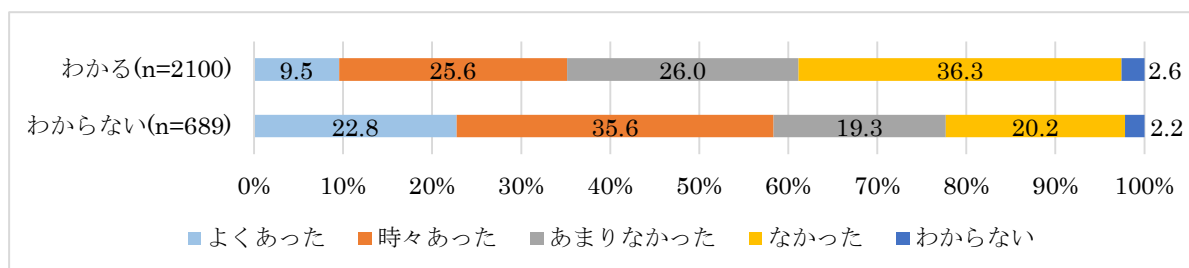
不登校傾向が見られる子供たちの学校での状況について見ていく。学校の授業の理解度と「学校に行きたくないと思った」頻度は統計的に有意な関連がある。小学5年生では、授業が「わかる」子供のうち、「学校に行きたくないと思った」経験が「よくあった」と回答した子供が9.1%であるのに対し、授業が「わからない」子供では30.2%が「学校に行きたくないと思った」経験が「よくあった」と回答している（図表2-1-3-1）。また、中学2年生では、授業が「わかる」子供の9.5%、「わからない」子供の22.8%が「学校に行きたくないと思った」経験が「よくあった」と回答している（図表2-1-3-2）。更に16-17歳では、授業が「わからない」子供で「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」ものは51.7%であった（図表2-1-3-3）。

図表 2-1-3-1 「学校に行きたくないと思った」頻度(小学5年生):授業の理解度別(***)



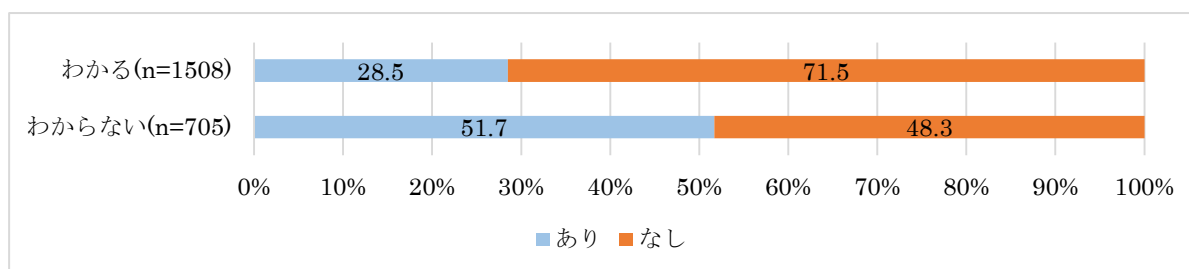
*無回答は除く。

図表 2-1-3-2 「学校に行きたくないと思った」頻度(中学2年生):授業の理解度別(***)



*無回答は除く。

図表 2-1-3-3 「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験の有無(16-17歳):授業の理解度別(***)



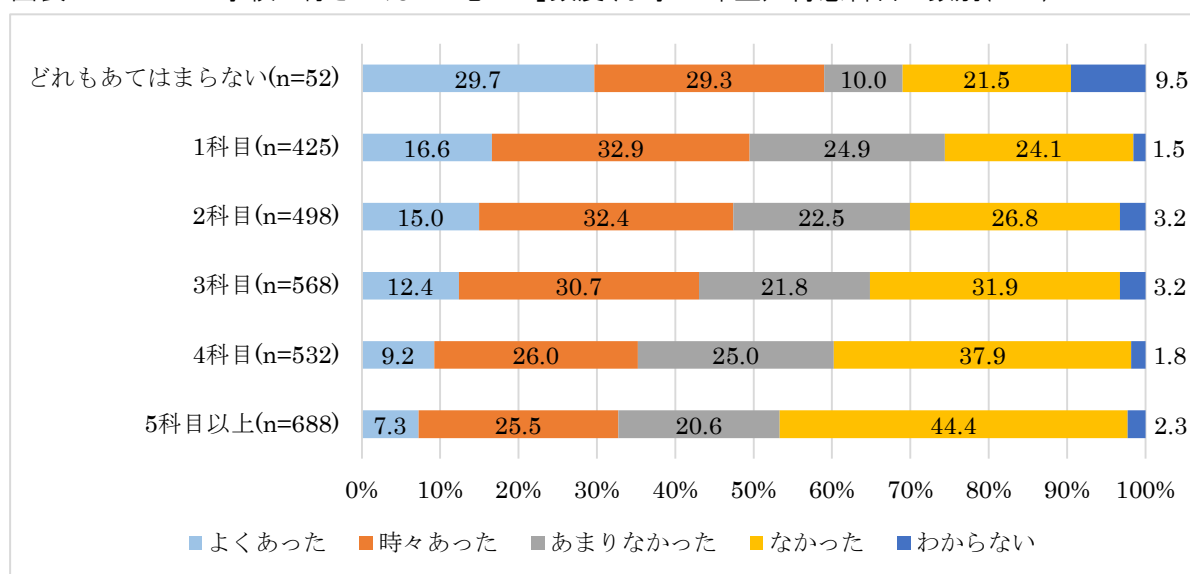
*無回答は除く。

(2) 得意科目の有無と不登校傾向

「あなたの得意な教科は、どれですか。」の設問に対する回答を用いて、得意な科目の数を集計した。着目するのは、得意科目について「どれもあてはまらない」（得意科目がない）と答えた子供たちである。これらの子供の状況を見ると、小学5年生の29.7%、中学2年生の36.0%、16-17歳の52.6%が「学校に行きたくないと思った」経験が「よくあった」と答えており、得意科目が1科目と答えた子供に比べても高いことがわかった（図表2-1-3-4、2-1-3-5、2-1-3-6）。

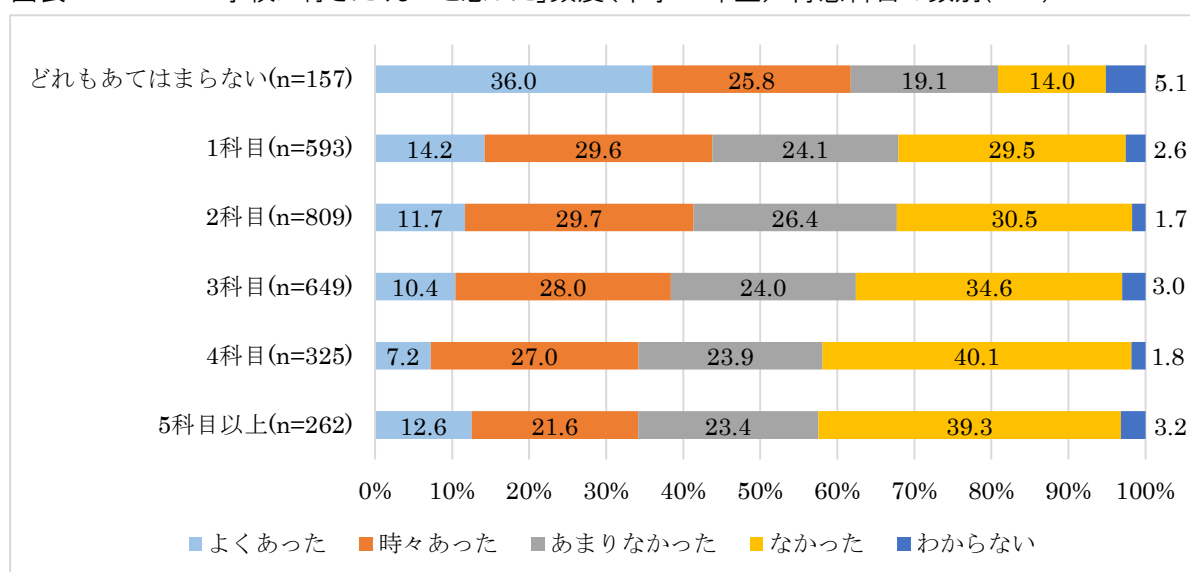
得意科目数について見ると、全体的に得意科目数が多いと学校へ行きたくない気持ちになる子供の割合が下がる傾向が見られ、この傾向は特に学年の低い小学5年生で見られる。

図表 2-1-3-4 「学校に行きたくないと思った」頻度(小学5年生):得意科目の数別(***)



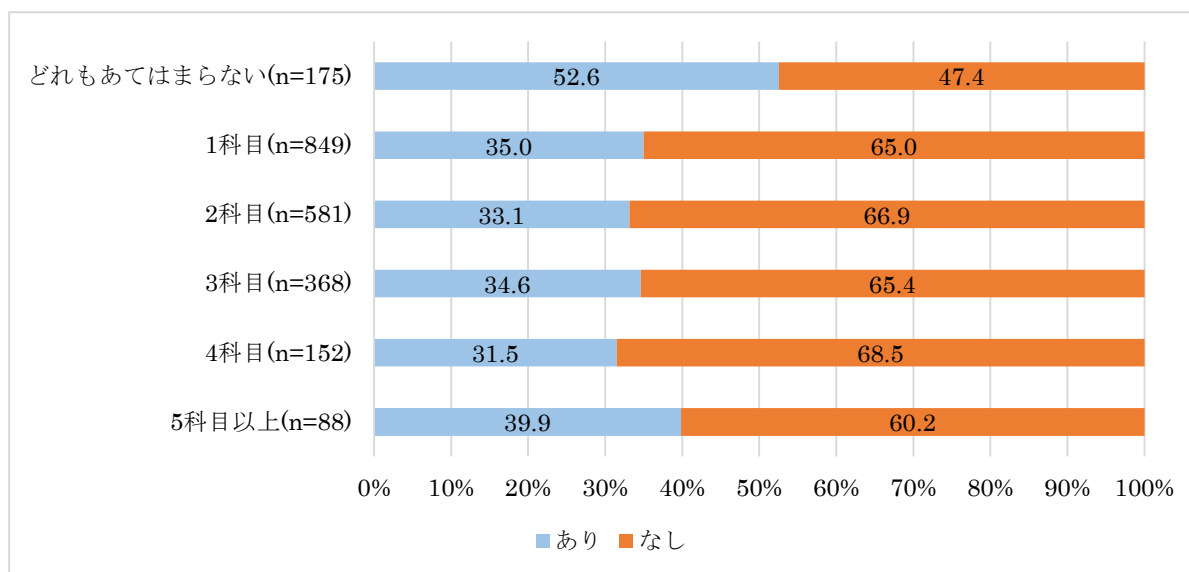
*無回答は除く。

図表 2-1-3-5 「学校に行きたくないと思った」頻度(中学2年生):得意科目の数別(***)



*無回答は除く。

図表 2-1-3-6 「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験の有無(16-17 歳):得意科目の数別 (***)



*無回答は除く。

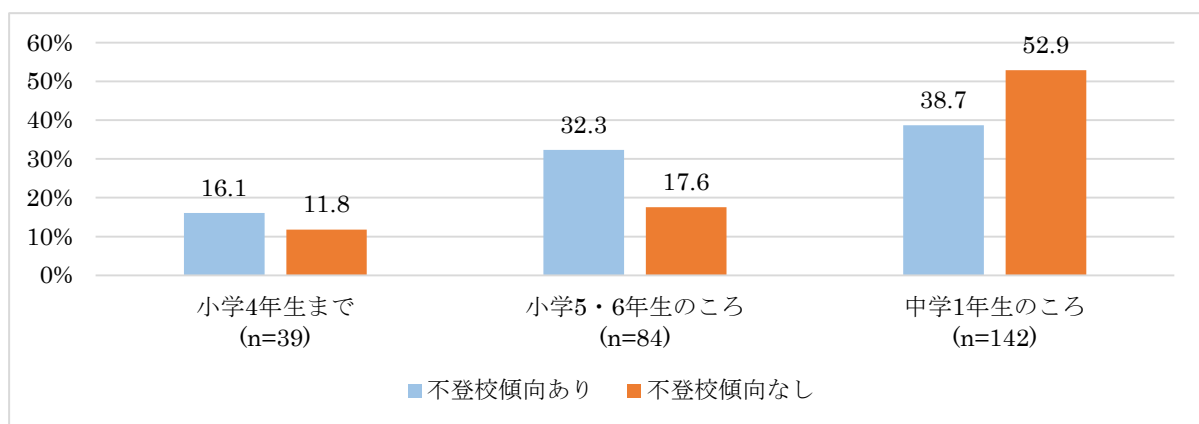
(3) 不登校傾向のある子供の学校生活

これら不登校傾向と学力の関係は、不登校傾向がある子供たちに、生活困難層など不利を抱えている子供たちが多いということの表れかもしれない¹。そこで、困窮層であり、かつ、授業がわからない子供に限って、いつから授業が難しくなったのかを見た(図表 2-1-3-7)。なお、ここでは、文部科学省(2017)の定義による不登校児童数が中学生では、小学生の6倍であることを踏まえて、中学生のデータを用いている。

すると、困窮層の中でも、不登校傾向がある子供は、授業がわからなくなる時期が、小学4年生までである割合、小学5・6年生である割合が、不登校傾向がない子供よりも多いことがわかる。同じく生活困難を抱えており、同じように「授業がわからない」と訴えている子供たちの中においても、不登校傾向がある子供は、早い時期から授業についていけなくなっている。つまり、生活困難度の影響を取り除いても、学力と不登校傾向には関連があると推測される。ただし、ここで示されているのは両者の関連であって、因果関係ではない。学力と不登校傾向の関連においては、「学業上の問題を抱えることで学校を休みがちになる」という因果の向きだけでなく、「学校を休みがちになることで学業上の問題を抱える」という因果の向きも考えられる。また、不登校傾向には多様な要因があると推測され、学力のみによって説明されるものでもない。

¹ 文部科学省が行う「全国学力・学習状況調査」では、子供の学力を測定するだけでなく、子供の置かれた家庭環境等を明らかにするために、その保護者に対しても質問紙調査を行っている。文部科学省から委託を受けたお茶の水女子大学の研究チームは、これらのデータを分析し、世帯所得、保護者の学歴等から作成される「SES(社会経済的背景)尺度スコア」が高いほど、子供の試験結果も良くなる傾向があることを示した(お茶の水女子大学 2014: p.57-70)。また、子供の生活実態調査においても、生活が困窮するほど授業の理解度や主観的な成績評価が悪化する傾向があることが示されている(東京都福祉保健局 2017: p.66-73)。

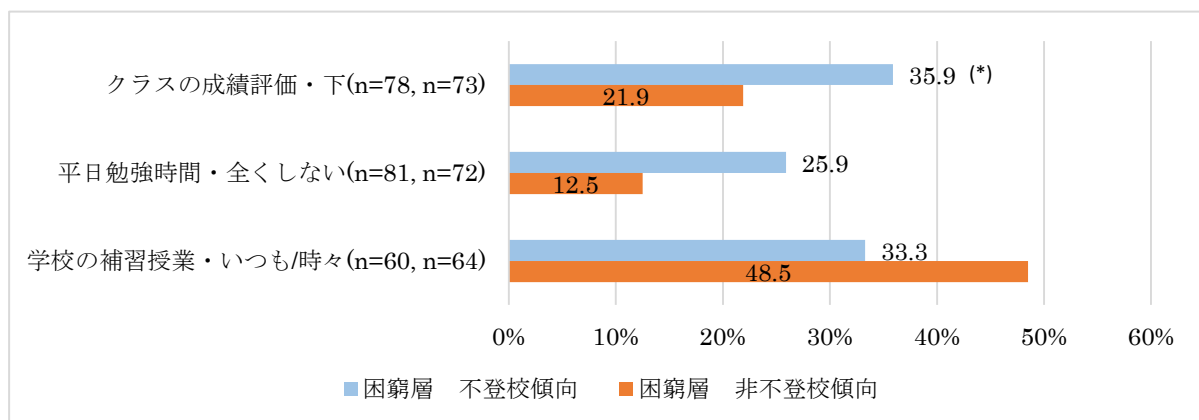
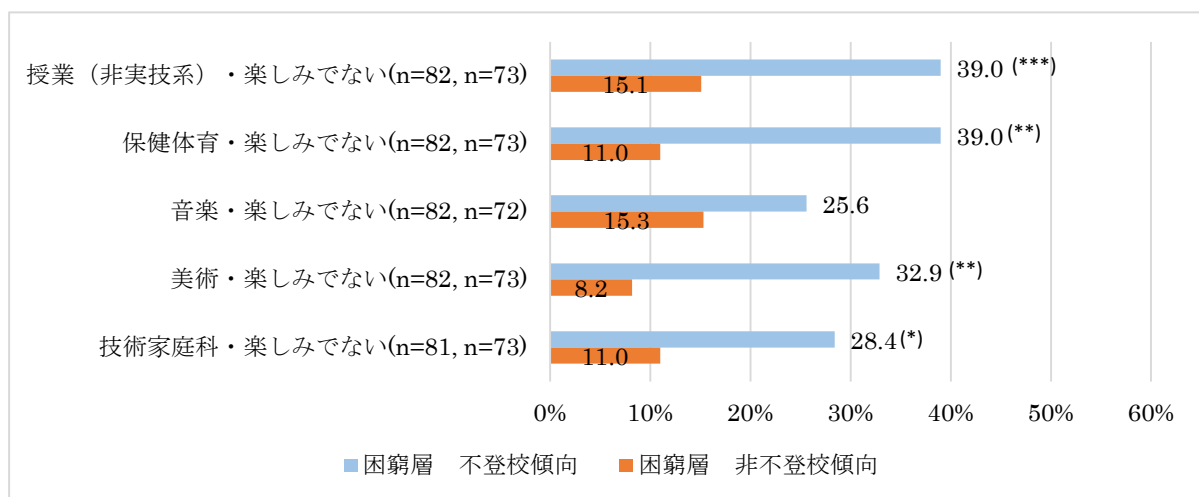
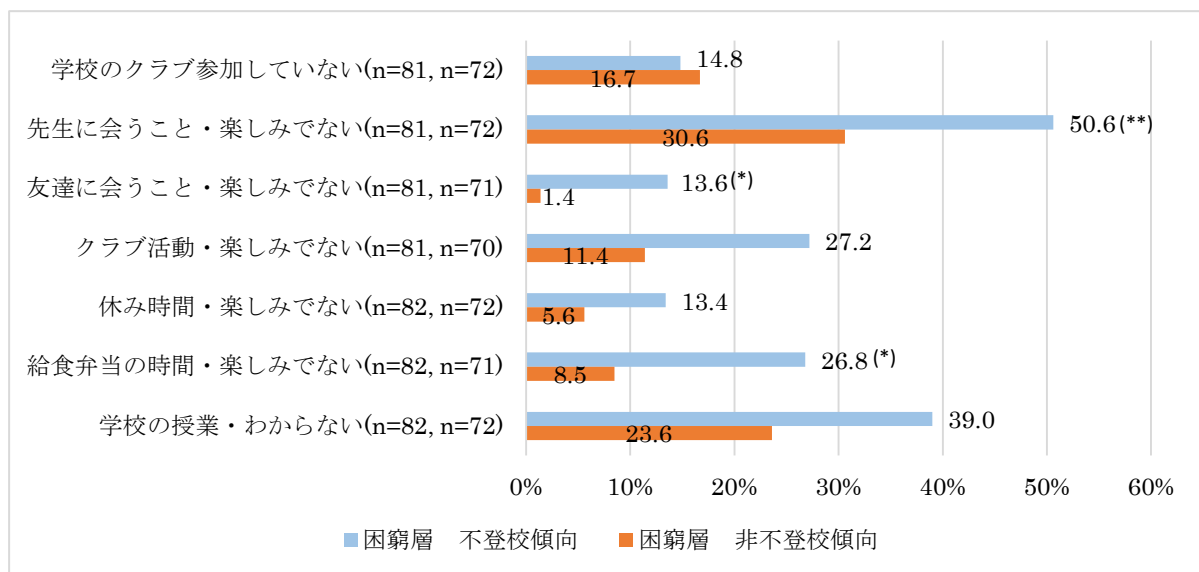
図表 2-1-3-7 困窮層の授業が難しくなった時期(中学2年生):不登校傾向の有無別



次に、困窮層の子供に限って、不登校傾向が「ある」子供と、「ない」子供において、授業以外の時間も含め、学校生活を楽しんでいるかに違いがあるのかを見たのが以下である(図表 2-1-3-8)。不登校傾向の子供は、非実技系(5教科)のほかに保健体育、美術も「楽しみでない」と答えた子供の割合が高く、「先生に会うこと」が「楽しみではない」子供は50.6%に達している。不登校傾向のある子供は、単に5教科の勉強が得意でない、授業がわからないという学力面だけに問題を抱えているわけではなく、保健体育や美術、音楽などの教科、クラブ活動や給食・弁当の時間も楽しめる要素が少ない子供の割合が高いことがわかる。

本来は授業についていけない子供のために行われる学校の補習教室の参加率が低いことについては、補習教室への参加を促す一層の努力が必要なことを示唆している。

図表 2-1-3-8 困窮層の子供の学校生活(中学 2 年生):不登校傾向の有無別



*n 値は左から困窮層不登校傾向、困窮層非不登校傾向

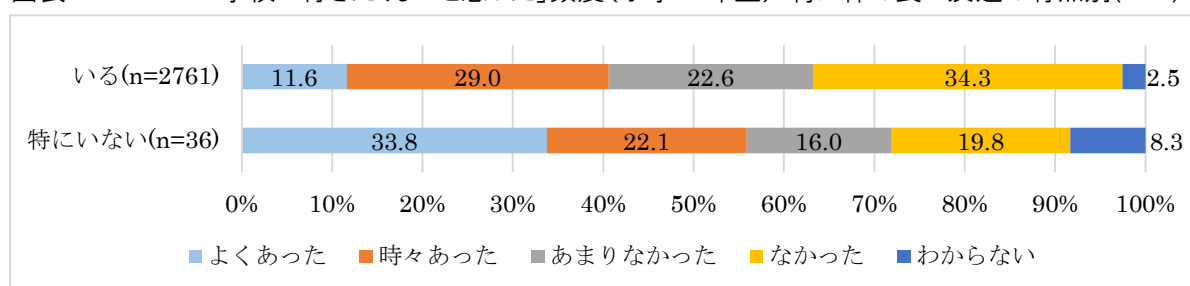
4 不登校傾向と交友関係

(1) 一番仲の良い友達の有無

不登校傾向がある子供の交友関係を見ていく。学業だけでなく、仲の良い友達がいることが不登校を引き下げると考えられるからである。逆に、友達がいないということは不登校傾向を高くすると考えられる。

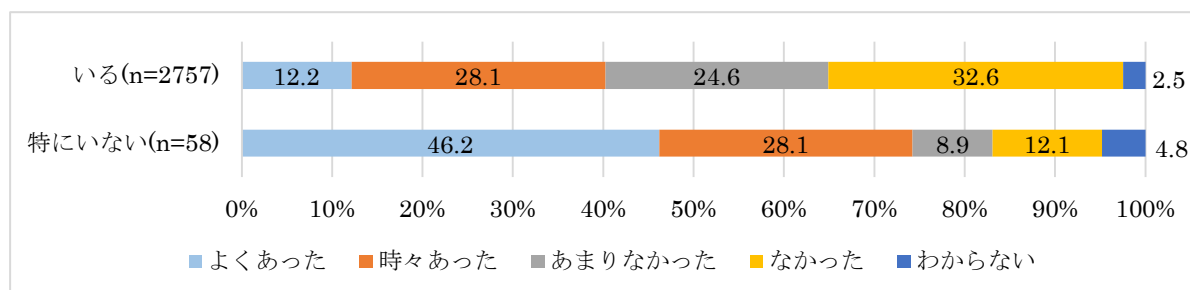
小学 5 年生では、「とくに仲の良い友達はいない」と回答した子供で、学校に行きたくないと思った経験がよくあった子供は 33.8%、また、中学 2 年生でも 46.2%と高い（図表 2-1-4-1、2-1-4-2）。どちらも、仲の良い友達がいる子供に比べて、仲の良い友達がいらない子供は不登校傾向があるという結果が得られた。なお 16・17 歳票には適当な設問がないため、分析できない。

図表 2-1-4-1 「学校に行きたくないと思った」頻度(小学 5 年生):特に仲の良い友達の有無別(***)



*無回答は除く。

図表 2-1-4-2 「学校に行きたくないと思った」頻度(中学 2 年生):特に仲の良い友達の有無別(***)

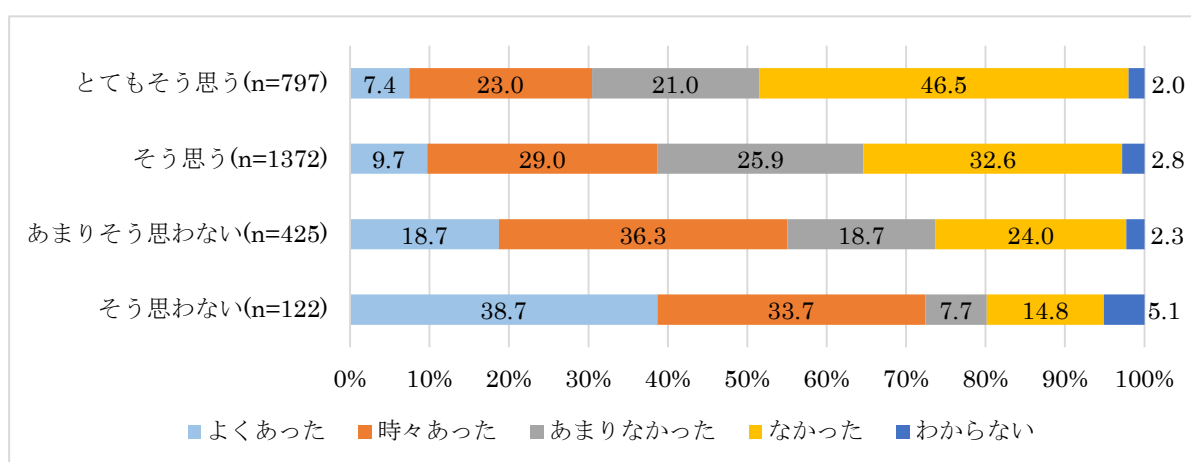


*無回答は除く。

（２）友人関係における主観―「好かれていると思う」

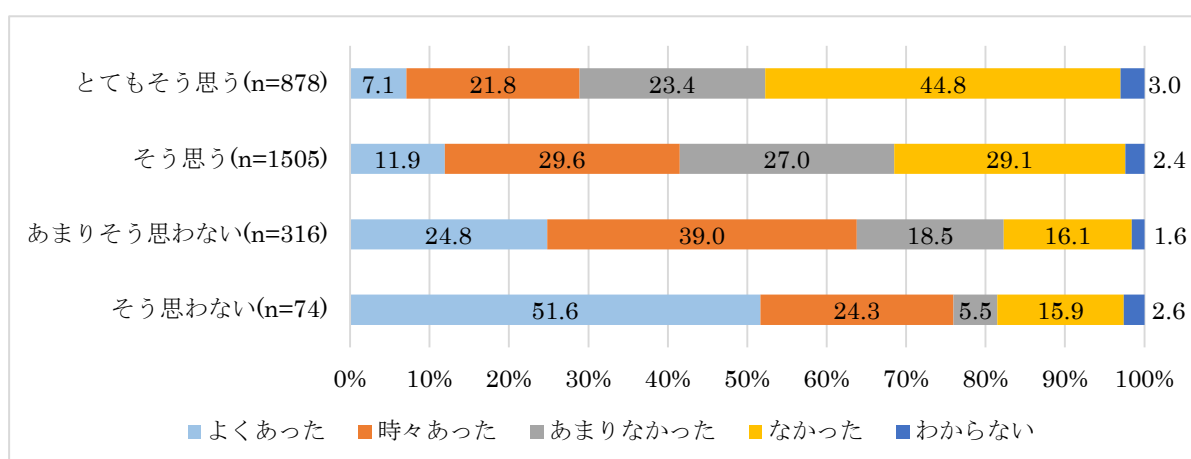
小学５年生では、友達に好かれていると「思わない」と答えた子供のうち、38.7%が「学校に行きたくないと思った」経験が「よくあった」と回答している（図表 2-1-4-3）。また中学２年生では、好かれていると「思わない」と答えた子供の 51.6%が、「学校に行きたくないと思った」経験が「よくあった」と回答している（図表 2-1-4-4）。16-17 歳では、「自分は友達に好かれている」と「思わない」と回答した子供の 76.6%に不登校のリスクがあるとの結果であった（図表 2-1-4-5）。友達に好かれていると「とてもそう思う」と回答した子供との差は、3 倍以上であった（「とてもそう思う」24.7%、「思わない」76.6%）。

図表 2-1-4-3 「学校に行きたくないと思った」頻度(小学５年生):「友達に好かれていると思うか」の回答別(***)



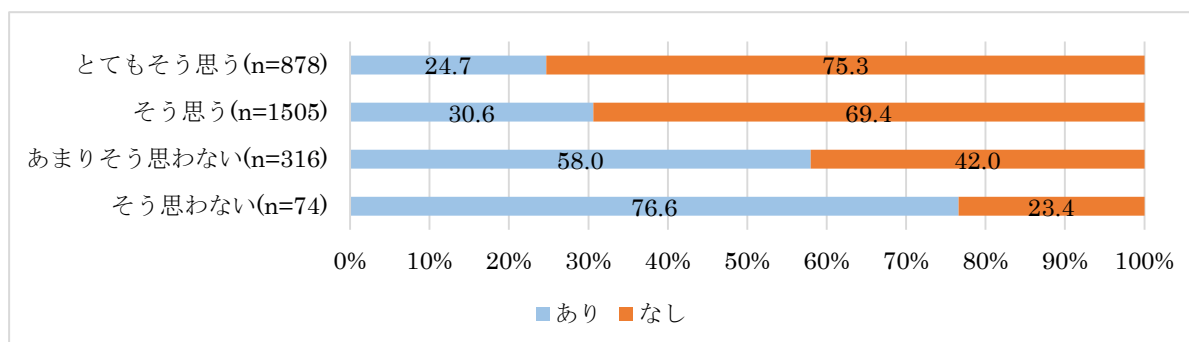
*無回答は除く。

図表 2-1-4-4 「学校に行きたくないと思った」頻度(中学２年生):「友達に好かれていると思うか」の回答別(***)



*無回答は除く。

図表 2-1-4-5 「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験(16-17 歳):「友達に好かれていると思うか」の回答別(***)

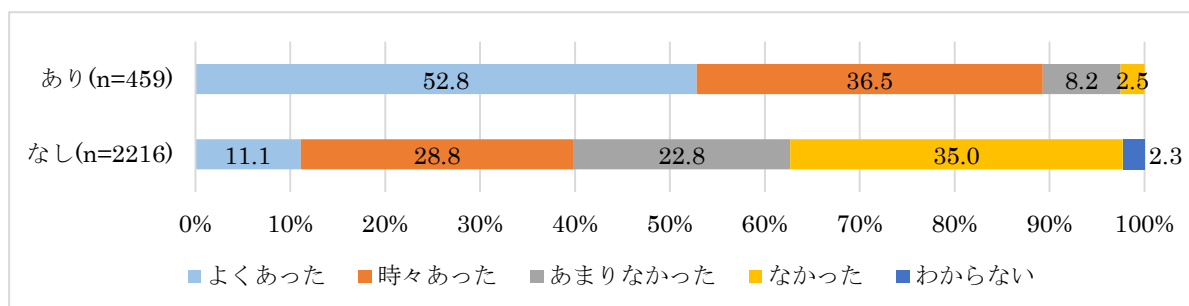


*無回答は除く。

5 不登校傾向といじめられた経験

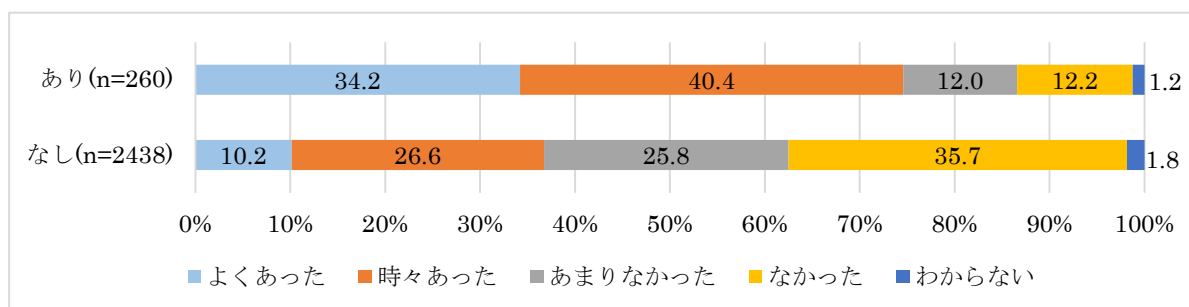
「いじめられた」経験は、不登校傾向と非常に関連性が高い。小学 5 年生においては、いじめられた経験がよくあった子供で、学校に行きたくないと思った経験がよくあった割合が 52.8%、時々あったと回答した子供も 36.5%と全体的に非常に高い(図表 2-1-5-1)。中学 2 年生において、いじめられた経験がよくあったと答えた回答者の中で、学校に行きたくないと思った経験がよくあった割合が 34.2%である一方、いじめられた経験がなかった子供で、学校に行きたくないと思った経験がなかった割合は、35.7%だった(図表 2-1-5-2)。なお 16-17 歳票には適当な設問がないため、分析できない。

図表 2-1-5-1 「学校に行きたくないと思った」頻度(小学 5 年生):いじめられた経験別(***)



*無回答は除く。

図表 2-1-5-2 「学校に行きたくないと思った」頻度(中学 2 年生):いじめられた経験別(***)



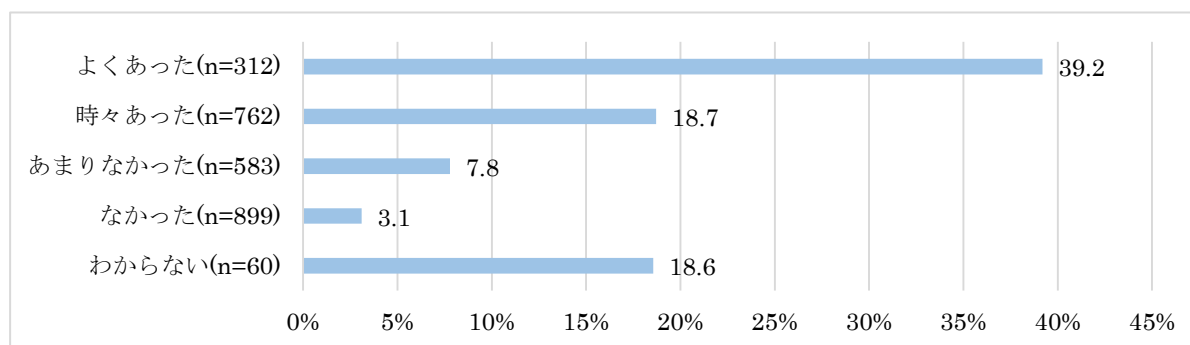
*無回答は除く。

6 不登校傾向と抑うつ傾向

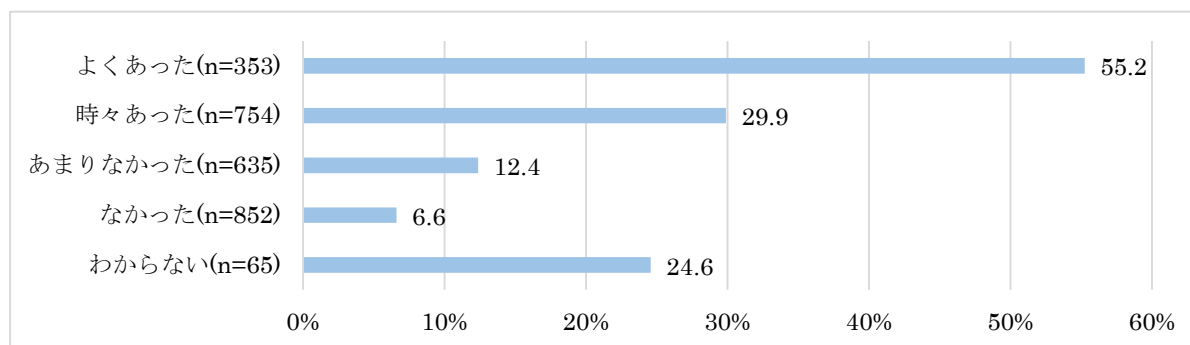
子供の生活実態調査では、子供の精神的状態を測定する尺度として「子供用バールソン自己記入式抑うつ尺度」²を用いた。この尺度は、最近1週間の心の状態に関する18項目の設定について、子供自身が3段階評価を行うものであり、選択肢に応じてそれぞれ0~2点で指標化し、その合計が16点以上であった場合、抑うつ傾向があると判断される。なお、ここでは全ての項目を回答しているもののみを分析対象としている。また、この尺度は、あくまで子供の最近の精神状態を示すものであり、疾患の有無を判断するものでは決していない。

「学校に行きたくないと思った」頻度及び「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験の有無別に抑うつ傾向のある子供の割合を見ると、有意な関連があった(図表2-1-6-1、2-1-6-2、2-1-6-3)。小学5年生と中学2年生においては、「わからない」を除くと、「学校に行きたくないと思った」頻度が多い層ほど、抑うつ傾向を持つ子供の割合が高くなる傾向がある。また、16-17歳においては「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験を持つ層の方が、そうでない層よりも抑うつ傾向を持つ者の割合が高い。「学校に行きたくない」ということで子供の精神状態が不安定になるのか、あるいは精神状態が不安定になることで「学校に行きたくない」と思いがちになるのか、その因果の向きは不明ではあるが、不登校傾向と子供の精神状態には何らかの関連があると推測される。

図表 2-1-6-1 抑うつ傾向(小学5年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(***)

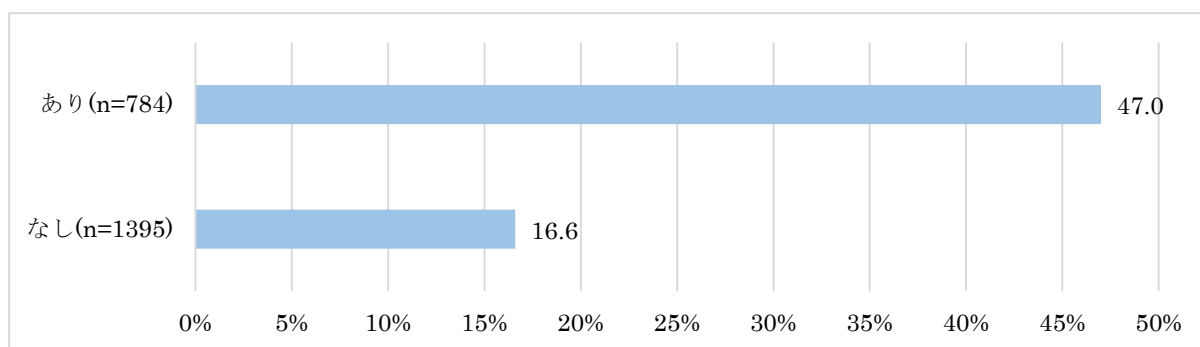


図表 2-1-6-2 抑うつ傾向(中学2年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(***)



² 「子供用バールソン自己記入式抑うつ尺度」は、Depression Self-Rating Scale for Children (DSRS-C)の日本語版(村田他 1996)であり、信頼性と妥当性が確認された尺度として国内外で広く用いられている。

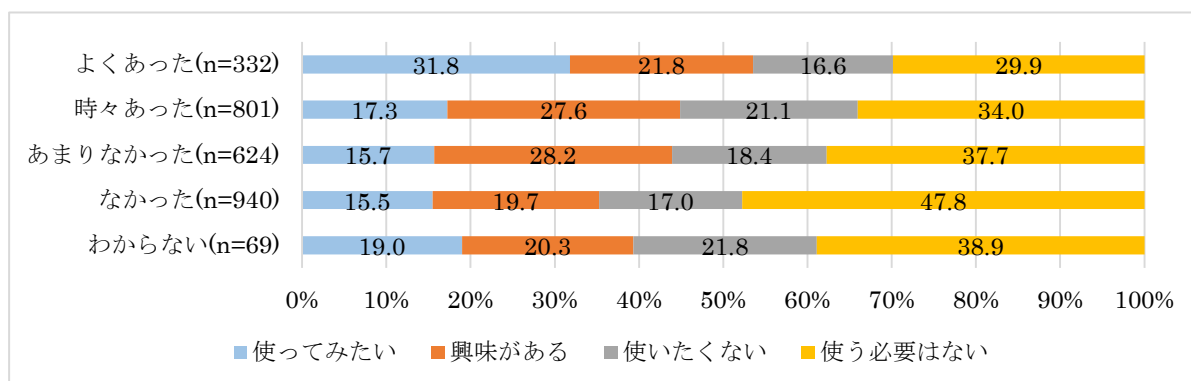
図表 2-1-6-3 抑うつ傾向(16-17 歳):「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験有無別(***)



7 施設の利用意向

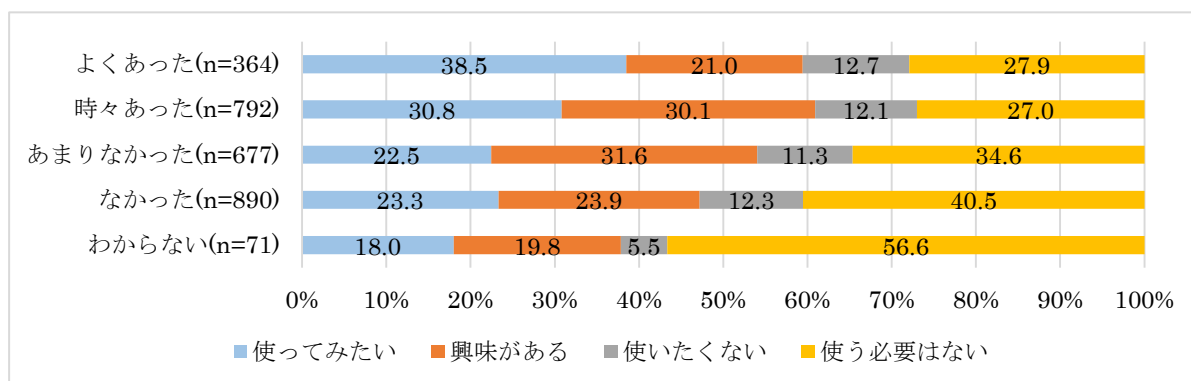
有効な支援策について検討するため、不登校傾向のある子供の施設の利用意向を見る。「家以外で平日の放課後に夜までいられる場所」の利用意向は、どの年齢層においても「学校に行きたくないと思った」経験が「よくあった」子供で高く、小学 5 年生の 31.8%、中学 2 年生の 38.5%、16-17 歳の 40.3%が「使ってみたい」と回答している（図表 2-1-7-1、2-1-7-2、2-1-7-3）。

図表 2-1-7-1 家以外で平日の放課後に夜までいられる場所の利用意向(小学 5 年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(***)



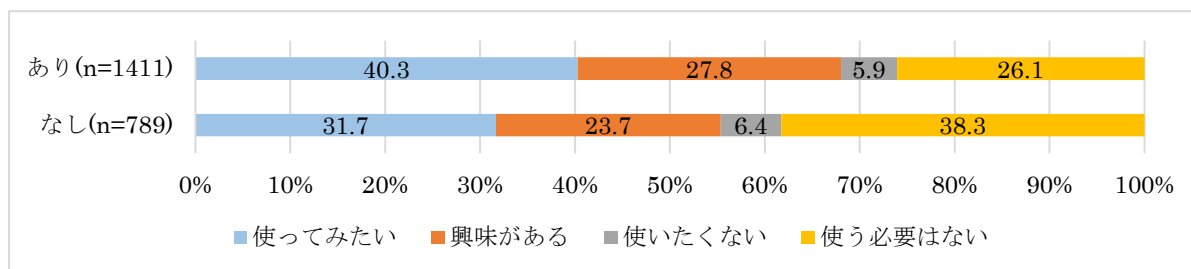
*無回答は除く。

図表 2-1-7-2 家以外で平日の放課後に夜までいられる場所の利用意向(中学 2 年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(***)



*無回答は除く。

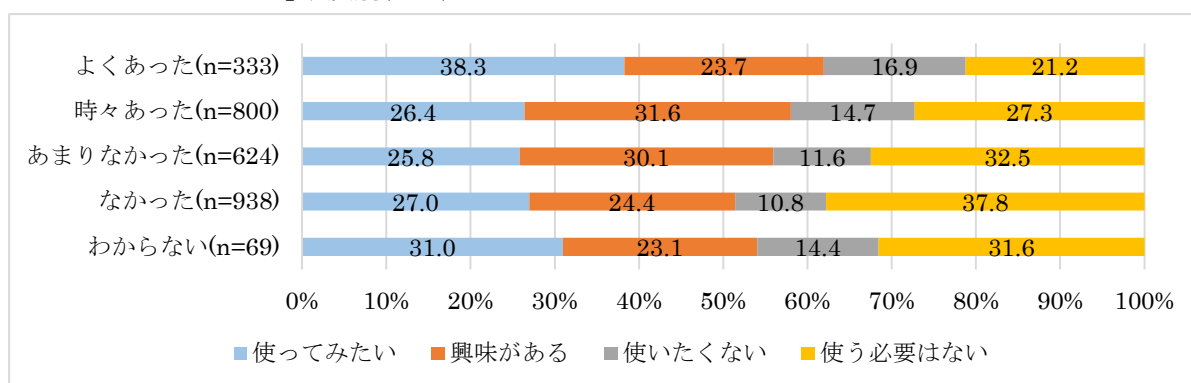
図表 2-1-7-3 家以外で平日の放課後に夜までいられる場所の利用意向(16-17 歳):「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験有無別(***)



*無回答は除く。

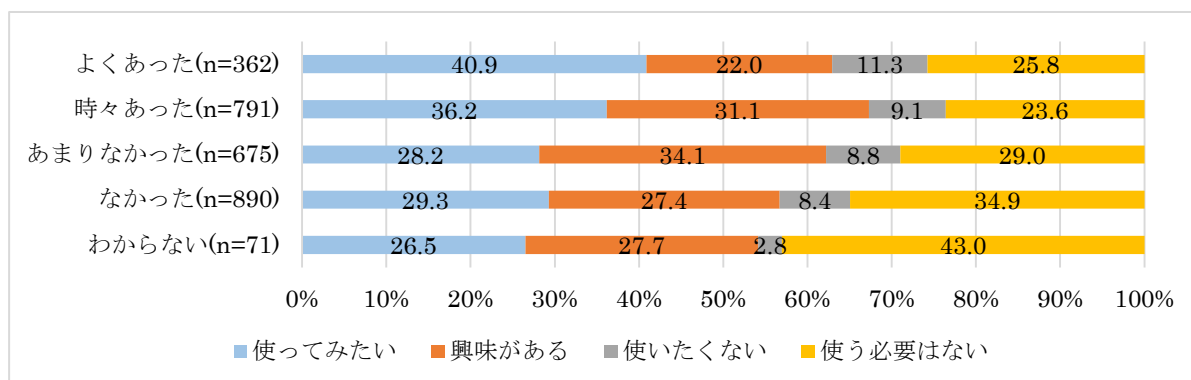
「家以外で休日にいることができる場所」についても、不登校傾向がある子供で利用意向が高い傾向が見られる。小学 5 年生で 38.3%、中学 2 年生で 40.9%、16-17 歳においても 40.7%と不登校傾向がある子供で利用意向が最も高い (図表 2-1-7-4、2-1-7-5、2-1-7-6)。

図表 2-1-7-4 家以外で休日にいることができる場所の利用意向(小学 5 年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(***)



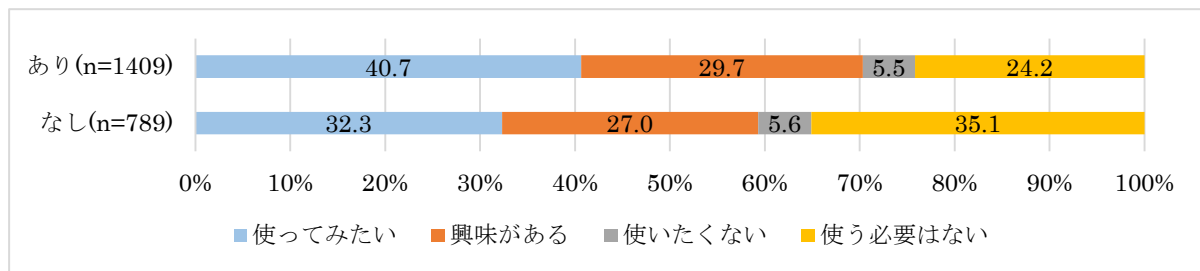
*無回答は除く。

図表 2-1-7-5 家以外で休日にいることができる場所の利用意向(中学 2 年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(***)



*無回答は除く。

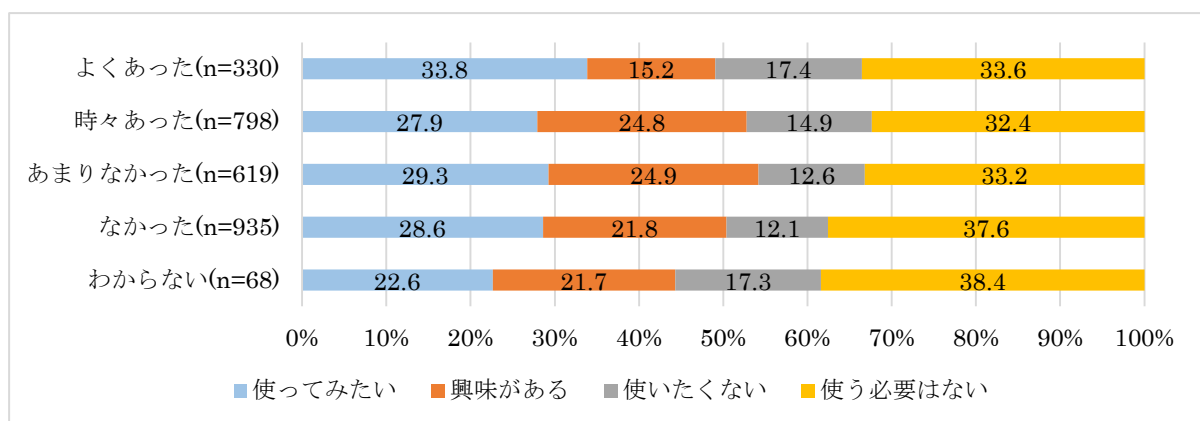
図表 2-1-7-6 家以外で休日にいることができる場所の利用意向(16-17 歳):「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験有無別(***)



*無回答は除く。

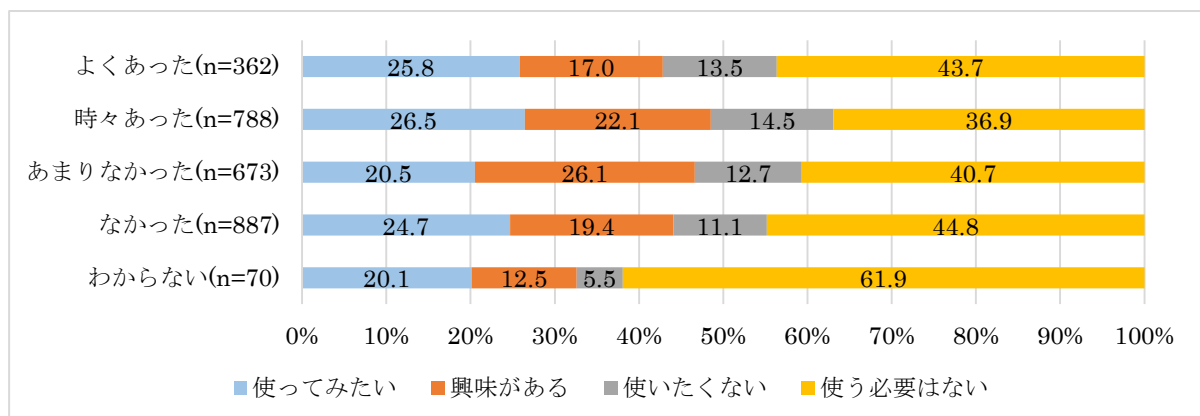
「家の人がいらない時、夕ごはんを皆で食べられる場所」についても、不登校傾向がある子供で利用意向がやや高い傾向がある。小学 5 年生で 33.8%、中学 2 年生では 25.8%、16-17 歳では 30.2% という結果が得られている (図表 2-1-7-7、2-1-7-8、2-1-7-9)。

図表 2-1-7-7 家の人がいらない時、夕ごはんを皆で食べられる場所の利用意向(小学 5 年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(**)



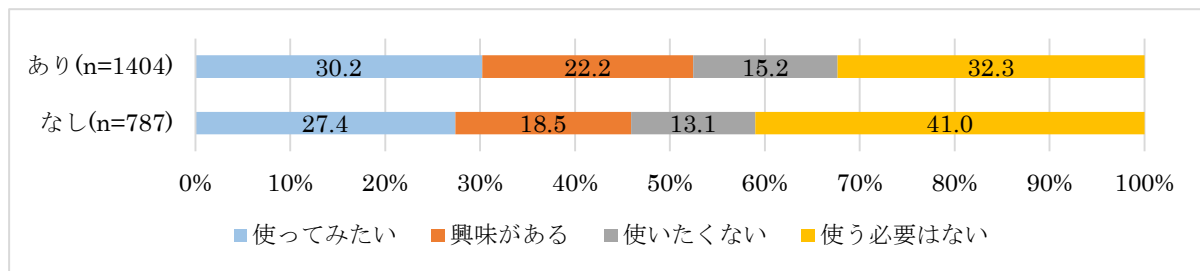
*無回答は除く。

図表 2-1-7-8 家の人がいらない時、夕ごはんを皆で食べられる場所の利用意向(中学 2 年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(**)



*無回答は除く。

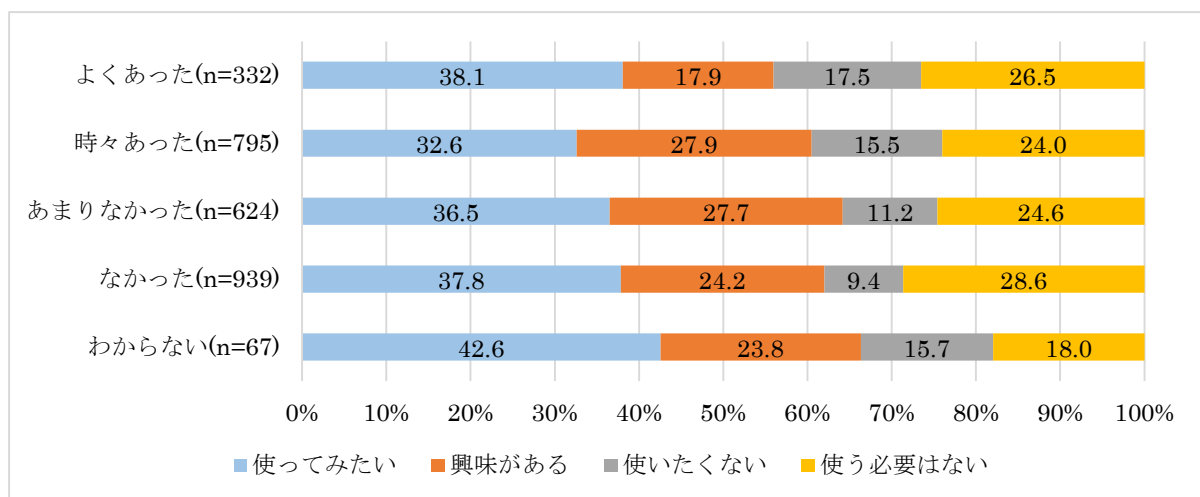
図表 2-1-7-9 家の人がない時、タゴはんを皆で食べられる場所の利用意向(16-17 歳):「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験有無別(***)



*無回答は除く。

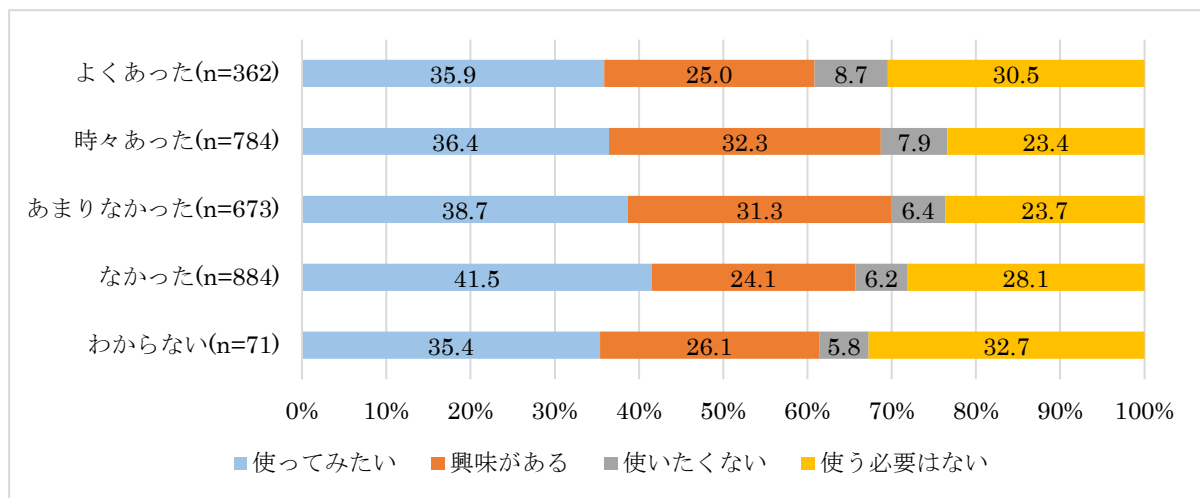
「家で勉強ができない時、静かに勉強ができる場所」については、16-17 歳では差が見られない(図表省略)。また小学5年生、中学2年生でもその差は小さく、中学2年生の不登校傾向がない子供でやや高い傾向が見られる(図表 2-1-7-10、2-1-7-11)。

図表 2-1-7-10 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所の利用意向(小学5年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(***)



*無回答は除く。

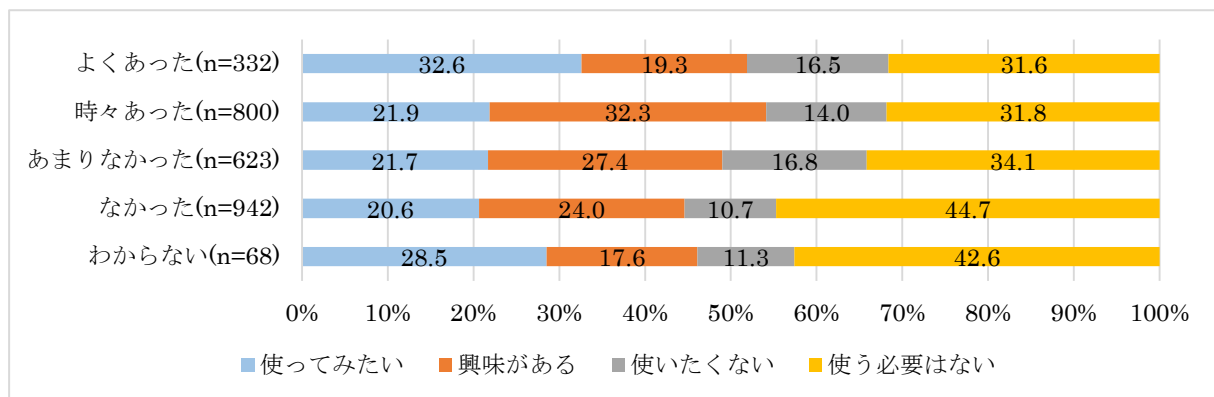
図表 2-1-7-11 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所の利用意向(中学2年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(***)



*無回答は除く。

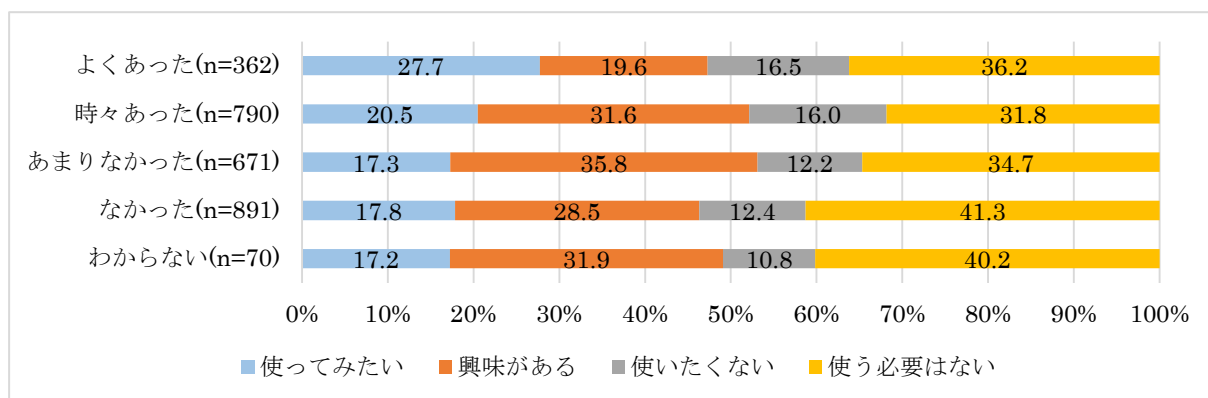
「学校以外でなんでも相談できる場所」の利用意向は、全ての年齢において不登校傾向がある子供で高い。学校に行きたくないと思った経験がよくあった子供のうち「使ってみたい」と回答した子供は、小学5年生で32.6%、中学2年生で27.7%、16-17歳で22.5%であった(図表2-1-7-12、2-1-7-13、2-1-7-14)。

図表 2-1-7-12 学校以外でなんでも相談できる場所の利用意向(小学5年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(***)



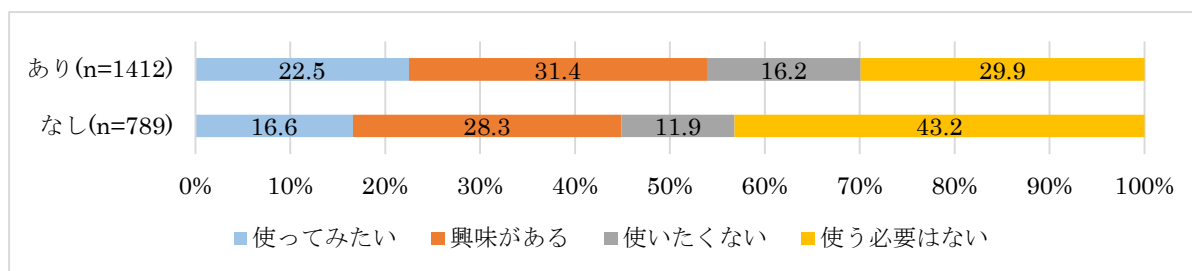
*無回答は除く。

図表 2-1-7-13 学校以外でなんでも相談できる場所の利用意向(中学 2 年生):「学校に行きたくないと思った」頻度別(***)



*無回答は除く。

図表 2-1-7-14 学校以外でなんでも相談できる場所の利用意向(16-17 歳):「学校をやめたくなるほど、悩んだことがある」経験有無別(***)



*無回答は除く。

8 支援の方向性

分析から、実際に不登校になる子供は数%(図表 2-1-1-1。小学 5 年生「よくあった」0.5%、「時々あった」0.7%、中学 2 年生「よくあった」1.9%、「時々あった」0.8%)であるが、「学校に行きたくない」と頻繁に感じている子供の割合は高く、小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳でそれぞれ 11.8%、12.7%、31.7% であることがわかった(図表 2-1-1-2、2-1-1-3)。16-17 歳で設問内容が異なるものの、全体的に年齢が上がるにつれ、割合が増加する傾向が見られる。

不登校傾向がある子供は、生活困難層、ひとり親世帯に多く出現するものの、より顕著に表れるのが、授業がわからない子供、仲の良い友達がいない子供、いじめられた経験を持つ子供であった。これらの知見は、想像どおりであるが、データとして示された意義は大きい。これらは、全て、生活困難層全体の特徴ともいえるが、困窮層の子供の中で、不登校傾向のある子供とない子供を比べると、さらに不登校傾向の子供の特徴が浮き彫りとなる。その結果、不登校傾向があり、かつ生活に困窮している子供は、授業がわからなくなる時期が早く、また、学校生活においては、5 教科以外の実技系の教科、クラブ活動、給食・弁当の時間までも楽しんでいる子供が少ないことがわかった。

これらの結果から、不登校傾向がある子供たちが楽しいと感じる時間・場所を学校内外に増やすことが重要である。不登校傾向のある子供たちは、「家以外で平日の放課後に夜までいられる場所」、「家以外で休日にいることができる場所」、「家の人がいない時、夕ごはんを皆で食べられる場所」などの利用意向が若干高くなっており、さらに、「学校以外でなんでも相談できる場所」の利用意向も高い。これら、学校外における居場所事業は、子供の貧困対策としてだけでなく、不登校傾向のある子供への支援とも位置付けられるであろう。

参考文献

文部科学省(2014)『不登校生徒に関する追跡調査報告書』。

文部科学省(2017)『平成 28 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』。

村田豊久他(1996)「学校における子どものうつ病——Birleson の小児期うつ病スケールからの検討—」『最新精神医学』1: 131-138。

お茶の水女子大学(2014)『平成 25 年度 全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』。

第2章 いじめられた経験のある子供たち

内藤朋枝（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

いじめの問題は、子供たちの毎日の生活の質を下げる大きな問題です。2015 年に実施された OECD（経済協力開発機構）「生徒の学習到達度調査」（PISA : Programme for International Student Assessment）によると、日本において「他の生徒にからかわれた経験」持つ子供の割合（17.0%）は、72 の調査対象国・地域の中で 6 番目に高く、「他の生徒にたたかれたり、押されたりした経験」を持つ子供の割合（8.9%）は、調査対象国・地域中、3 番目に高いとのことです（国立教育政策研究所 2017）。

いじめの特徴は、被害者と加害者の間で加害者が一方的に優位であること、また、いじめにあうことで、被害者の心身の健康が阻害され、自信や意欲の喪失などを引き起こすことです。また、いじめ防止に関しては、教員の役割が大きく、教員がいじめ防止に積極的であると、いじめが起こった時に早く対応がなされることが OECD の調査からもわかっています。

すなわち、学校や児童関連施設などの現場においては、まず、教員がいち早くいじめを感知することが重要であると言えます。そのためには、教員が普段から、どれくらいの子供がいじめにあったことがあると感じているのか（問題の規模の把握）、また、どのような子供がいじめ被害にあいやすいのかを知っておくことが重要です。

分析の目的

本章では、いじめられたと回答した子供を「いじめの被害者」として、どのような子供が被害にあっているのかを確認し、大人たちがどのような手を差し伸べられるのかを検討します。本章で用いる「いじめ」の定義は、子供たち自身の自己申告によるものです。いじめの多くが、大人の気づかないところで発生しているであろうことを考えると、大人が把握しているいじめの発生件数は実際の発生件数よりも大幅に少ないと考えられます。本章では、子供たちが匿名でまた保護者や教員が見ることができない形で答えたアンケート調査の結果を用いることにより、いじめの実態を明らかにしていきます。

1 いじめられた経験のある子供の割合

この報告で「いじめられた経験のある子供」とは、小学5年生、中学2年生では「「いじめられた」ことがありましたか」の設問で、「よくあった」、「時々あった」と回答した子供、16-17歳では、現在学校に在籍している子供のうち、「学校をやめたくなるほど、悩んだことがありますか」という調査項目に対して「いじめにあった」と回答した子供たちを指す。

まず、いじめられた経験がある子供の割合を見ると、小学5年生で16.3%（「よくあった」3.9%、「時々あった」12.4%）、中学2年生で9.3%（「よくあった」2.5%、「時々あった」6.8%）、16-17歳で3.7%である（図表2-2-1-1、2-2-1-2）。

図表 2-2-1-1 いじめられた経験の頻度(小学5年生、中学2年生)

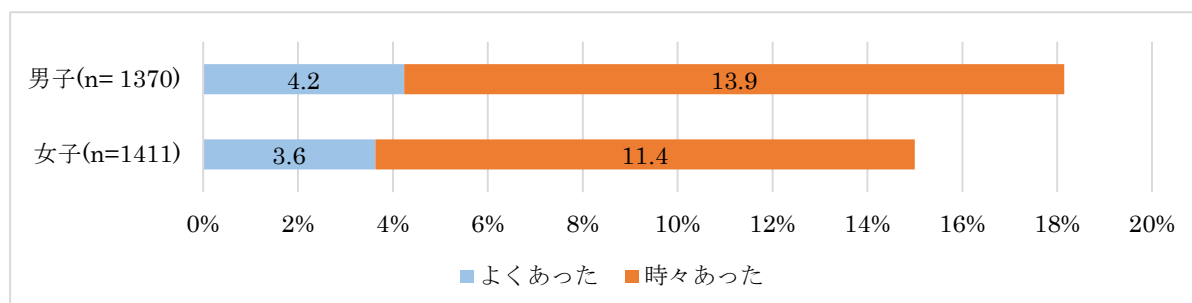
	小学5年生 (n=2833)	中学2年生 (n=2848)
よくあった	3.9	2.5
時々あった	12.4	6.8
あまりなかった	13.1	10.7
なかった	65.1	75.0
わからない	3.6	3.7
無回答	1.9	1.4
合計	100	100

図表 2-2-1-2 いじめられた経験の有無(16-17歳)

	16-17歳 (n=2560)
あり	3.7
なし	84.1
無回答	12.2
合計	100

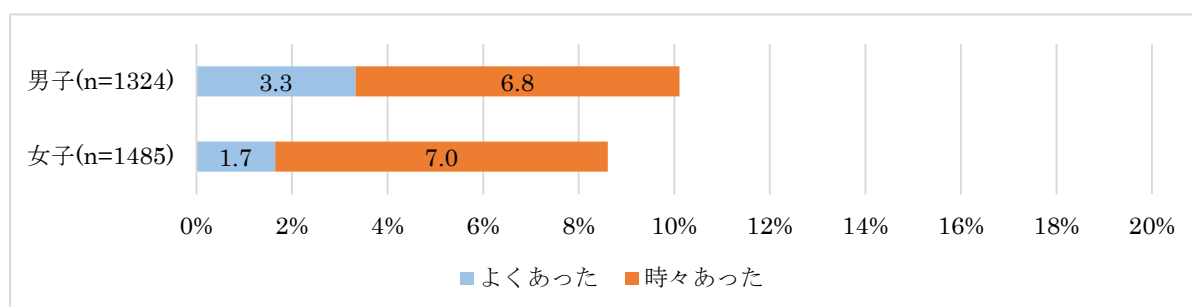
さらに男女別にいじめられた経験があると回答した子供の割合を見ると、小学 5 年生、中学 2 年生では男子の方が、女子に比べて若干高くなっている（図表 2-2-1-3、2-2-1-4）。しかし、16-17 歳では男子よりも女子の方がいじめられた経験がある割合が高い（図表 2-2-1-5）。

図表 2-2-1-3 いじめられた経験の頻度(小学 5 年生):性別(***)



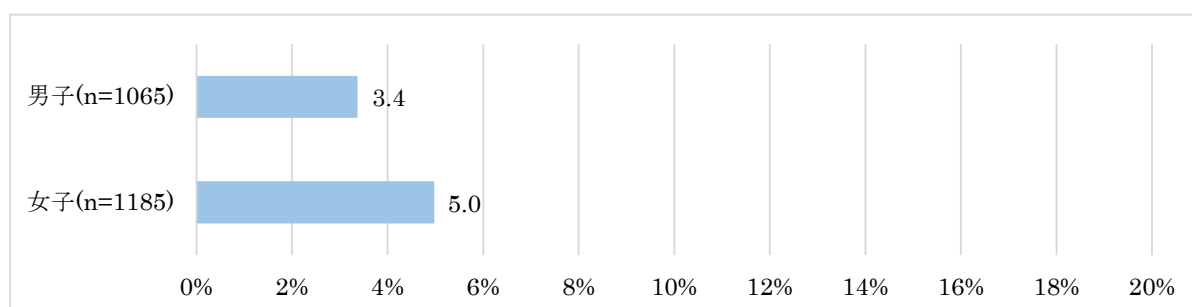
*無回答を除く

図表 2-2-1-4 いじめられた経験の頻度(中学 2 年生):性別(**)



*無回答を除く

図表 2-2-1-5 いじめられた経験のある子供の割合(16-17 歳):性別(**)



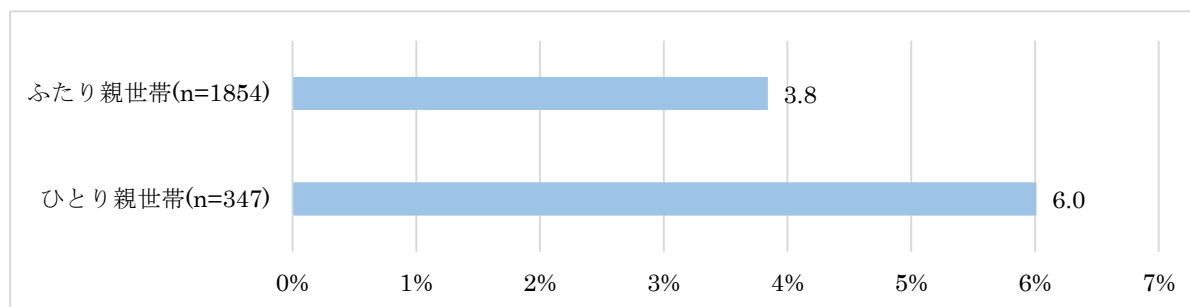
*無回答を除く

2 家庭の状況

(1) 世帯タイプ、生活困難度別

どのような子供がいじめにあいやすいのかを確認するために、世帯タイプ別にいじめられた経験の割合を見た。小学5年生と中学2年生ではひとり親世帯かふたり親世帯かでいじめられた経験が多いといった傾向は見られない。一方、16・17歳ではひとり親世帯でいじめの経験があると回答する子供の割合が高く6.0%（ふたり親世帯では3.8%）であった（図表2-2-2-1）。

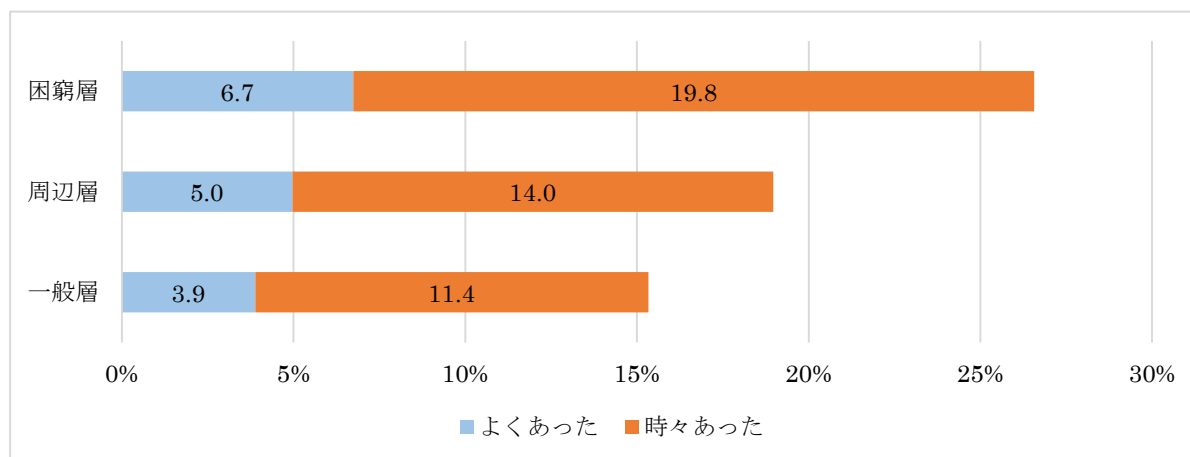
図表 2-2-2-1 いじめられた経験のある子供の割合(16-17歳):世帯タイプ別(*)



*無回答を除く

生活困難度別では、小学5年生のみで有意な差が見られた。困窮層でいじめられた経験があると回答する割合が最も高く6.7%、次に、周辺層、一般層の順となっている。困窮層においては、「よくあった」(6.7%) 又は「時々あった」(19.8%) と答えた小学5年生が26.5%であり、4人に1人以上となっている（図表2-2-2-2）。中学2年生、16・17歳においては、生活困難度別に統計的に有意な差は検証されなかった。

図表 2-2-2-2 いじめられた経験の頻度(小学5年生):生活困難度別(**)

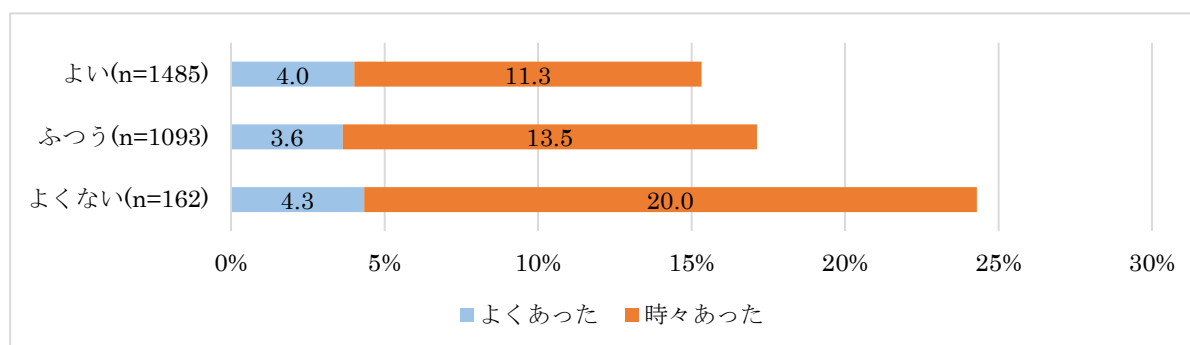


*無回答を除く

(2) 保護者の健康状態

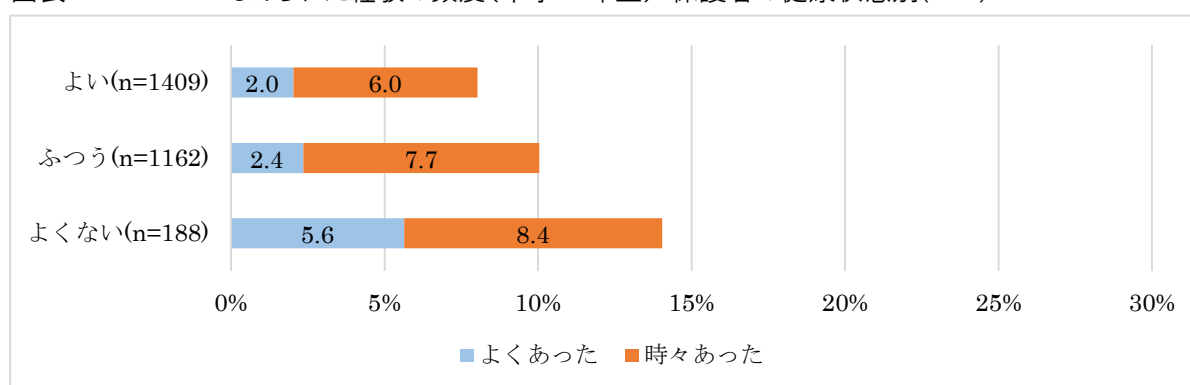
興味深いのは、保護者の健康状態と子供のいじめ被害の関連が確認されたことである。小学 5 年生、中学 2 年生ではいずれも、保護者の健康状態が「よくない」子供でいじめられた経験が「よくあった」、「時々あった」と回答する割合が高く、小学 5 年生は 24.3%（「よくあった」4.3%、「時々あった」20.0%）、中学 2 年生は 14.0%（「よくあった」5.6%、「時々あった」8.4%）であった（図表 2-2-2-3、2-2-2-4）。保護者の健康状態が「ふつう」、「よい」であると、この割合が低下する傾向がある。保護者の健康状態が直接的に子供のいじめに関連しているとは考えにくいですが、保護者の健康状態がよいことで、いじめの被害の発覚が遅れる、不登校などになりやすい、学力が低下しやすいなど、何らかメカニズムが働いている可能性がある。また、この関連は、単なる相関であり、因果関係ではないため、「見せかけの相関」である可能性もある。すなわち、いじめと母親の健康状態の両方に影響する第三の要因が背後にある可能性がある。なお、16-17 歳では関連性は見られなかった。

図表 2-2-2-3 いじめられた経験の頻度(小学 5 年生):保護者の健康状態別(**)



*無回答を除く

図表 2-2-2-4 いじめられた経験の頻度(中学 2 年生):保護者の健康状態別(***)



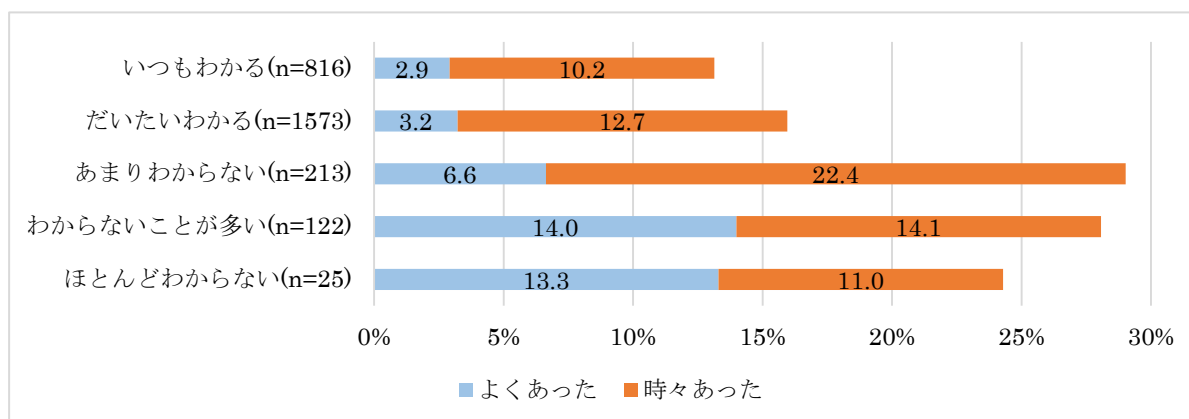
*無回答を除く

3 学力といじめられた経験

(1) 授業の理解度といじめ

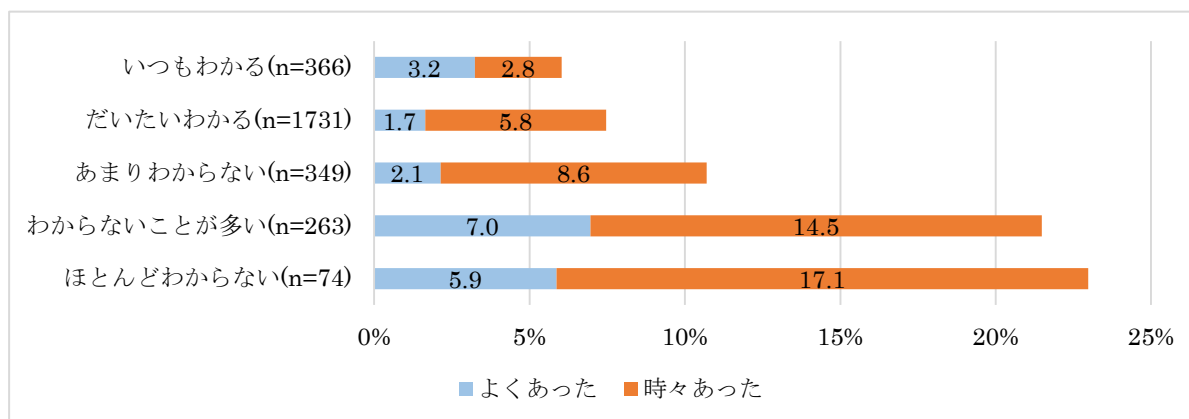
学力面において、いじめられた経験のある子供の特徴を見た。小学5年生と中学2年生においては、いじめと学力には明らかに関係性を見ることができる。学校の授業がわからない子供ほど、いじめられた経験があると回答する割合が高い。小学5年生では、授業が「わからないことが多い」子供の14.0%、「ほとんどわからない」子供の13.3%でいじめられた経験が「よくあった」が、授業が「いつもわかる」あるいは「だいたいわかる」子供においては「よくあった」は2.9%、3.2%と比較的低い（図表 2-2-3-1）。この傾向は中学2年生でも同様で、授業が「わからないことが多い」子供の7.0%、「ほとんどわからない」子供の5.9%でいじめられた経験が「よくあった」が、授業が「いつもわかる」あるいは「だいたいわかる」子供においては「よくあった」は3.2%、1.7%と比較的低い（図表 2-2-3-2）。なお、16-17 歳では、授業の理解度別には、いじめの経験率に差が見られなかった（図表省略）。

図表 2-2-3-1 いじめられた経験の頻度(小学5年生):授業の理解度別(***)



*無回答を除く

図表 2-2-3-2 いじめられた経験の頻度(中学2年生):授業の理解度別(***)

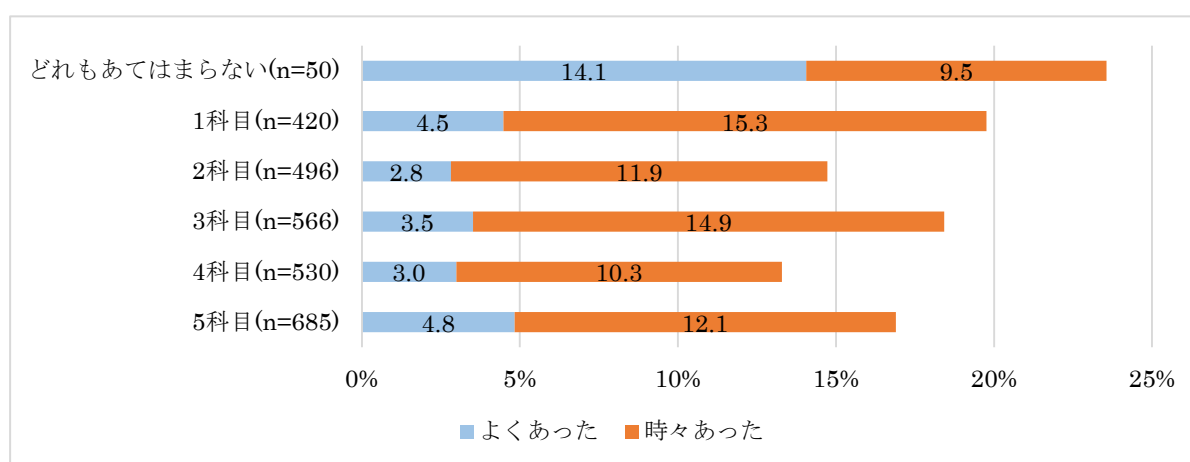


*無回答を除く

(2) 得意な科目の数

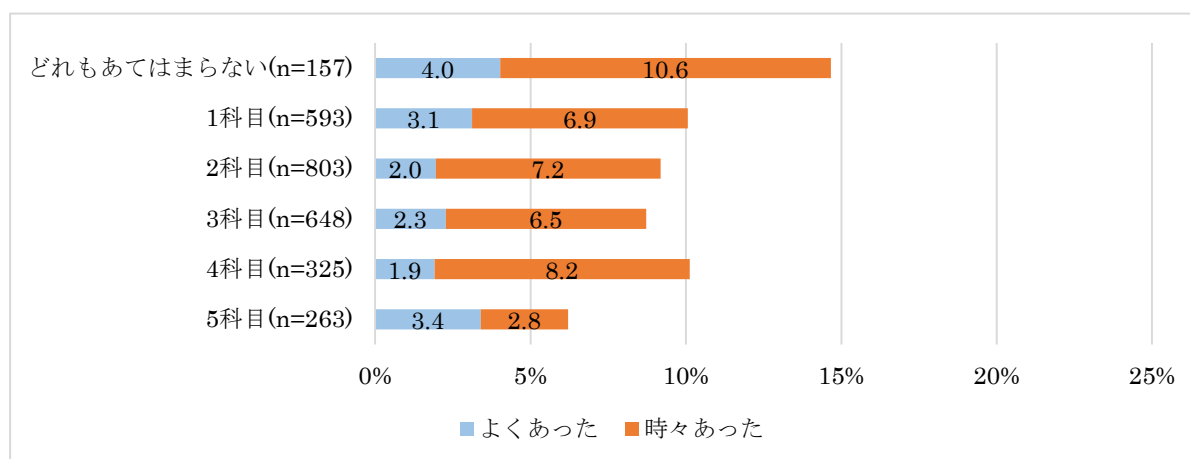
得意な科目の有無と数別に、いじめられた経験に違いがあるかを見た。すると、得意科目の数が多い子供ほどいじめにあいにくい、又はあいやすいという一貫とした傾向は見られなかったものの、「どれもあてはまらない」(得意科目がない)と回答した子供は、いじめられた経験が「よくあった」と回答する割合が顕著に高く、小学5年生では14.1%、中学2年生では4.0%となっている(図表2-2-3-3、2-2-3-4)。ここでも16-17歳では差は見られない。すなわち、少なくとも、調査データで見る3学年の比較においては、年齢が低い子供ほど、得意科目の有無といじめ経験の関連が強い。特に小学校では、「どれもあてはまらない」子供については、いじめの対象とならないか注意する必要があるだろう。

図表 2-2-3-3 いじめられた経験の頻度(小学5年生):得意科目の数別(***)



*無回答を除く

図表 2-2-3-4 いじめられた経験の頻度(中学2年生):得意科目の数別(*)



*無回答を除く

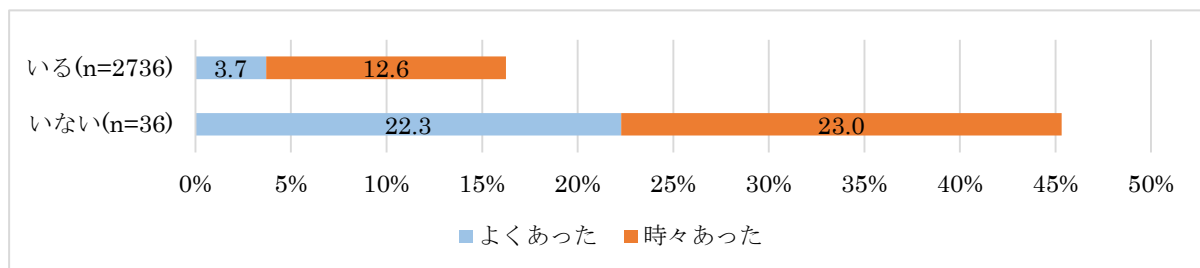
4 人間関係

(1) 一番仲の良い友達の有無

子供たちの交友関係からいじめ被害の傾向を見ていく。当然ながら仲の良い友達がいるかどうかといじめの関連性は深いことが想像できる。

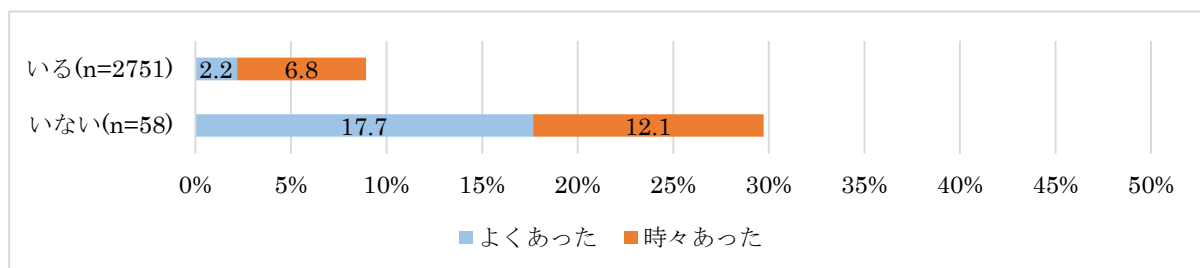
仲の良い友達が「いない」と回答する子供は、いじめられた経験があると回答する割合が比較的高く、この傾向は全ての年齢層で確認される（図表 2-2-4-1、2-2-4-2、2-2-4-3）。調査票では、いじめられた経験を聞いているので、現在もいじめられているかどうかは不明である。そのため、この結果は、いじめられている子供は孤独な状態に置かれていると解釈することも可能であり、同時にいじめられた経験によって仲の良い友達を作れずにいる状況にあるなどの解釈が可能である。

図表 2-2-4-1 いじめられた経験の頻度(小学 5 年生): 仲の良い友達の有無別(***)



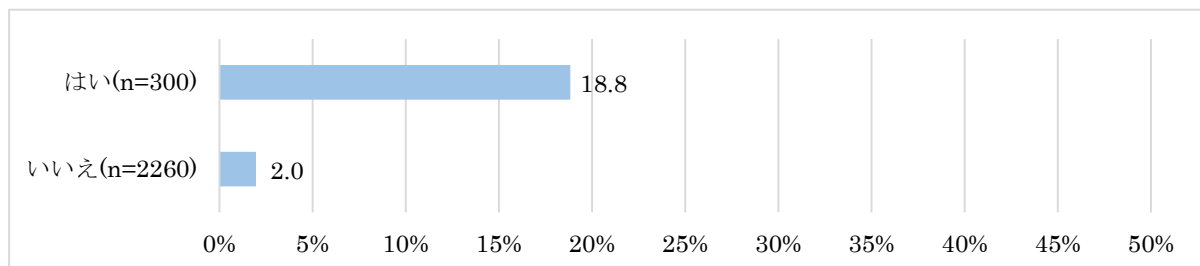
*無回答を除く

図表 2-2-4-2 いじめられた経験の頻度(中学 2 年生): 仲の良い友達の有無別(***)



*無回答を除く

図表 2-2-4-3 いじめられた経験のある子供の割合(16-17 歳): 友人とうまく関われない(***)

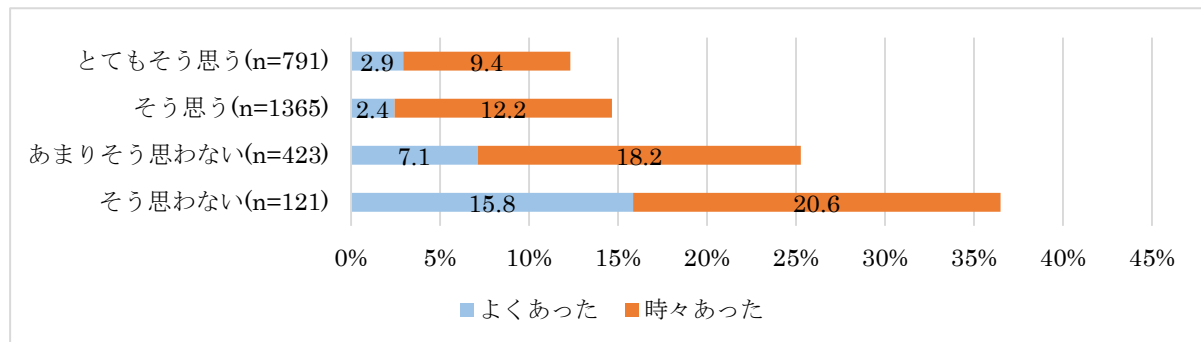


*無回答を除く

（２）友人関係における主観―「好かれていると思う」

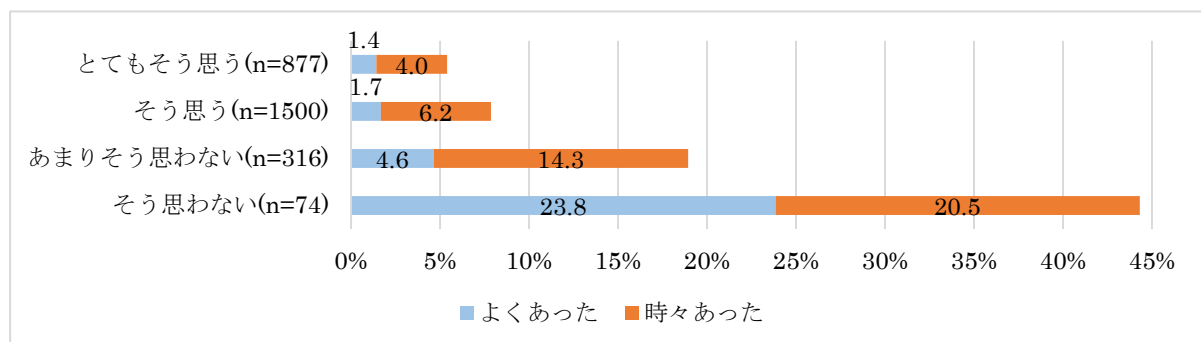
「(あなたは) 友達に好かれていると思うか」という設問に対しての回答別に、いじめられた経験を見た。ここでも全ての年齢層において、友達に好かれていると思わない子供の方が、いじめられた経験があると回答する傾向がある（図表 2-2-4-4、2-2-4-5、2-2-4-6）。

図表 2-2-4-4 いじめられた経験(小学 5 年生):「友達に好かれていると思うか」の回答別(***)



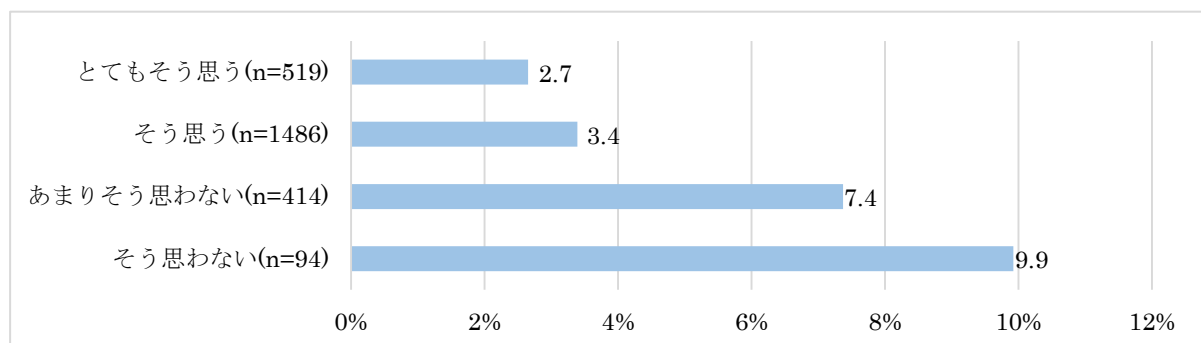
*無回答を除く

図表 2-2-4-5 いじめられた経験(中学 2 年生):「友達に好かれていると思うか」の回答別(***)



*無回答を除く

図表 2-2-4-6 いじめにあった(16-17 歳):「友達に好かれていると思うか」の回答別(***)



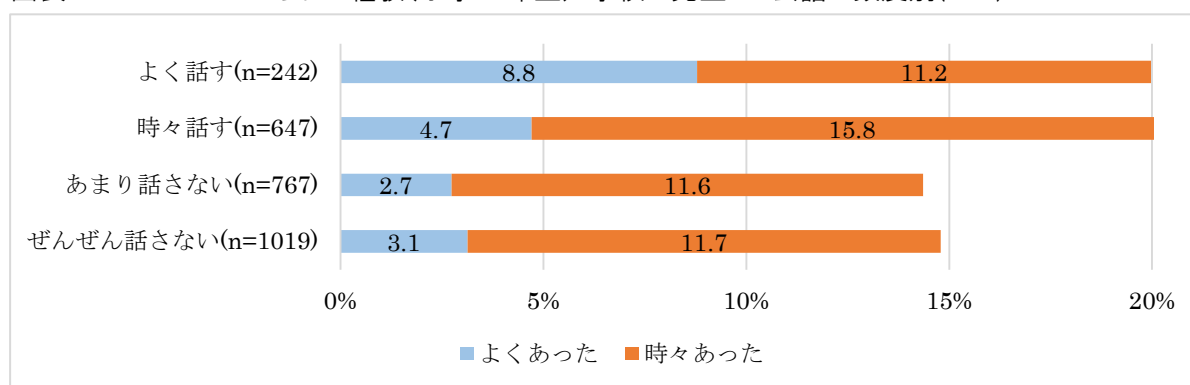
*無回答を除く

（３）会話の頻度—学校の先生

いじめられた経験がある子供は、教員との関係は良好なのであろうか。冒頭に述べたように、いじめの対策には、教員の関わりが大きい。教員との関係が普段から良好な場合は、いじめにあったとしても、それを教員に相談することも可能であろう。

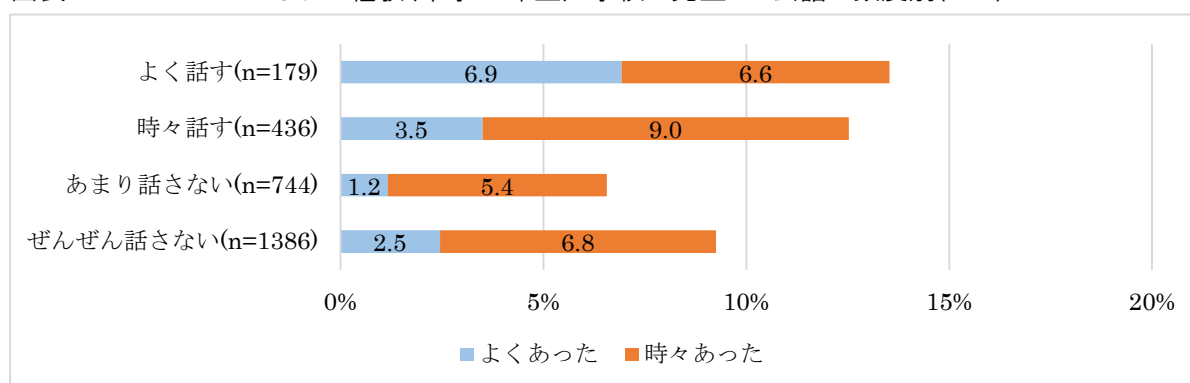
そこで、教員との会話の頻度別に、いじめの経験率を見ていくことにする。小学５年生では、いじめられた経験が「よくあった」と回答した子供の割合が最も高かったのは、教員と「よく話す」子供 8.8%であった（図表 2-2-4-7）。中学２年生でも同様に、教員と「よく話す」子供において、いじめられた経験があると回答した子供の割合が最も高い（図表 2-2-4-8）。

図表 2-2-4-7 いじめられた経験(小学５年生):学校の先生との会話の頻度別(***)



*無回答を除く

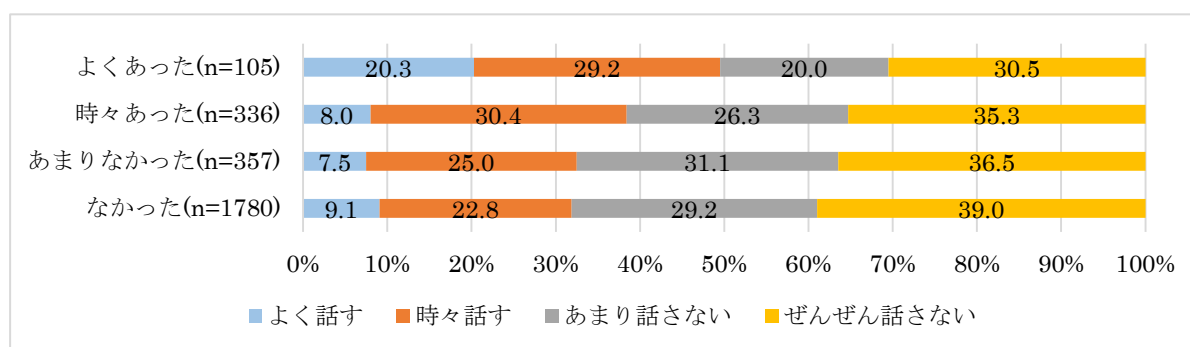
図表 2-2-4-8 いじめられた経験(中学２年生):学校の先生との会話の頻度別(***)



*無回答を除く

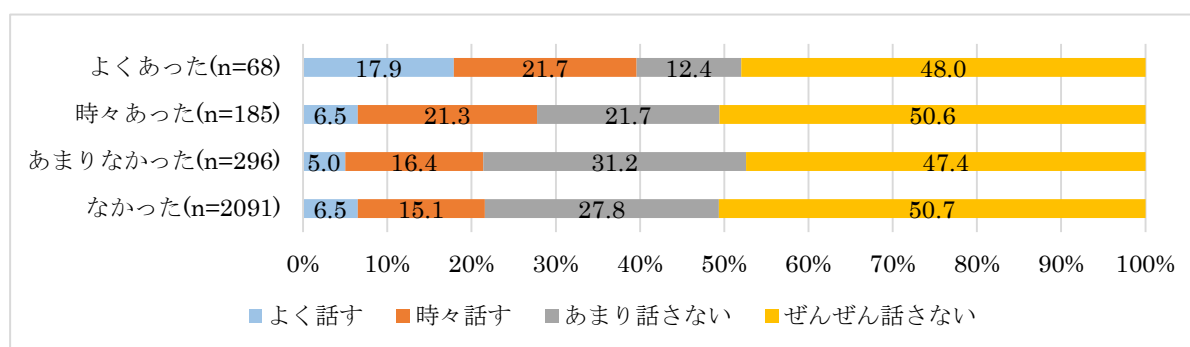
また、いじめられた経験別に教員との会話の頻度を見ても、いじめられた経験が「よくあった」、「時々あった」子供ほど、教員と「よく話す」、「時々話す」を合算した割合が高い傾向にある（図表 2-2-4-9、2-2-4-10）。教員との会話の内容まではわからないが、いじめられた経験を持つ子供の方が、そうでない子供よりも教員と会話する頻度が高い傾向にあるといえる。ただし、同時に、いじめが「よくあった」と答える子供の中で、教員と「全然話さない」、「あまり話さない」子供も小学 5 年生で 50.5%（「全然話さない」30.5%、「あまり話さない」20.0%）、中学 2 年生で 60.4%（「全然話さない」48.0%、「あまり話さない」12.4%）存在することも忘れてはならない（図表 2-2-4-9、2-2-4-10）。

図表 2-2-4-9 学校の先生との会話の頻度(小学 5 年生):いじめられた経験別(***)



*「無回答」を除く。

図表 2-2-4-10 学校の先生との会話の頻度(中学 2 年生):いじめられた経験別(***)

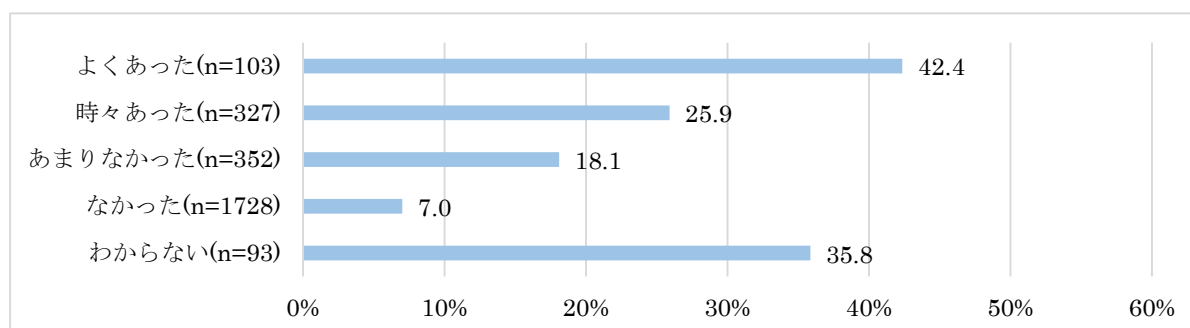


*「無回答」を除く。

5 抑うつ傾向

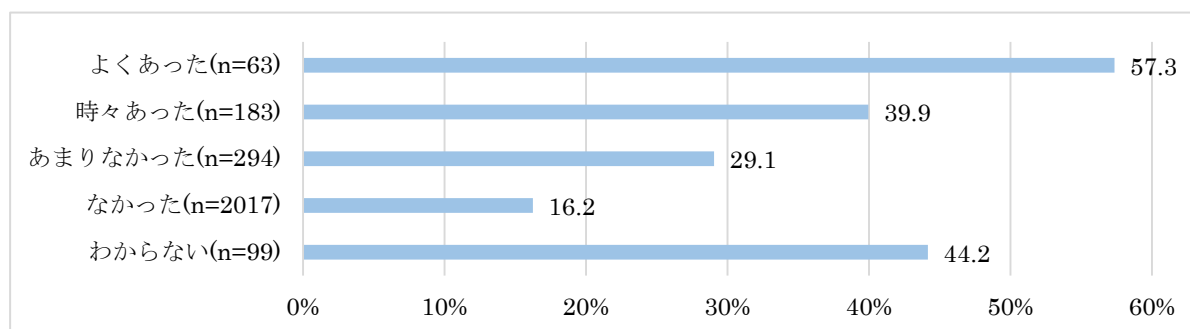
「いじめ」が子供の心理的状态に悪影響を及ぼすことは想像に難くない。実際に、多くの研究がいじめられた経験と抑うつ傾向の関係性を明らかにしている（森田 2010、伊藤 2017 など）。2 部 1 章で用いた「パールソン児童抑うつ性尺度」に基づく、いじめられた経験と抑うつ傾向の関連については、全ての年齢層で有意な関連が見られた（図表 2-2-5-1、2-2-5-2、2-2-5-3）。小学 5 年生、中学 2 年生とも、いじめられた経験について、「よくあった」、「時々あった」、「あまりなかった」、「なかった」と答えた子供の順に、抑うつ傾向のある者の割合が高い。また、16-17 歳においても、いじめられた経験がある者の方が抑うつ傾向のある割合が高い。なお、「パールソン児童抑うつ性尺度」は、あくまで子供の精神的な状態を示すものであり、疾患の有無を判断するものではない。

図表 2-2-5-1 抑うつ傾向のある子供の割合(小学 5 年生):いじめられた経験の頻度別(***)



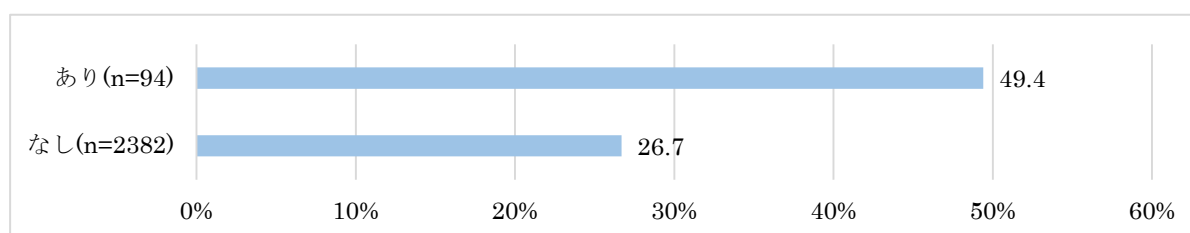
*無回答を除く

図表 2-2-5-2 抑うつ傾向のある子供の割合(中学 2 年生):いじめられた経験の頻度別(***)



*無回答を除く

図表 2-2-5-3 抑うつ傾向のある子供の割合(16-17 歳):いじめられた経験の有無別(***)



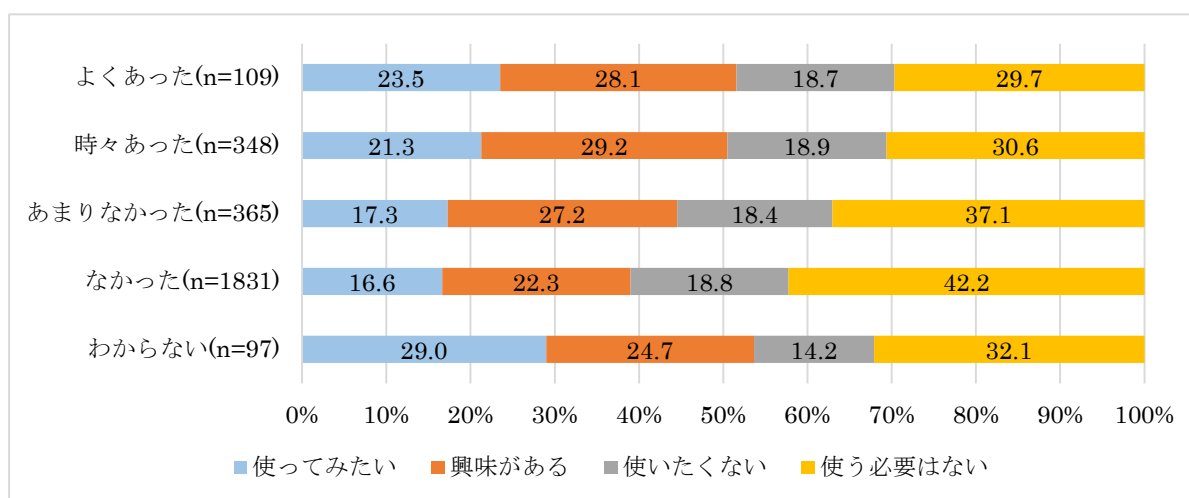
*無回答を除く

6 支援事業の利用意向

最後に、いじめにあった子供がどのような支援を必要としているかを、いじめられた経験がない子供との比較の中から、見ていく。

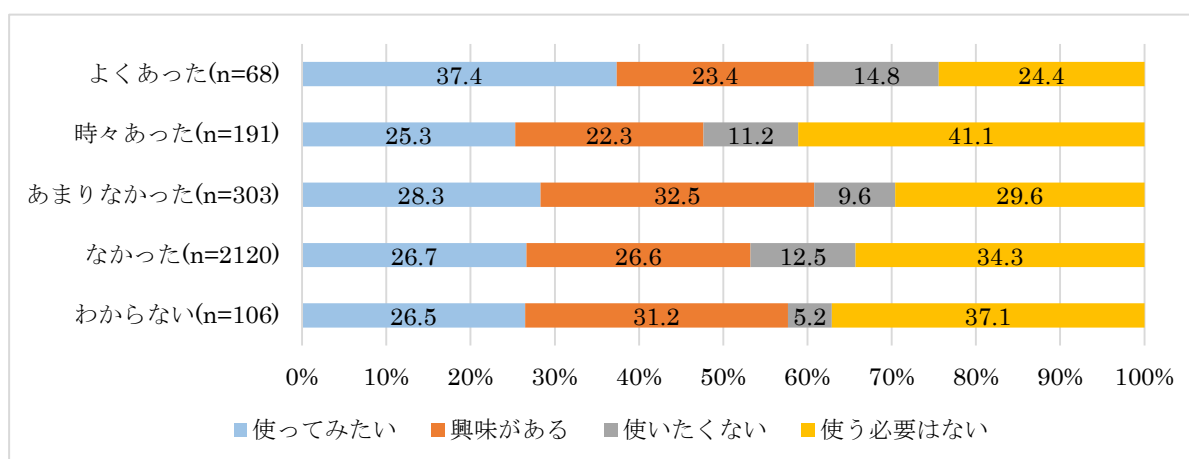
「(家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所」の利用意向は、小学 5 年生、中学 2 年生、で、いじめられた経験が「よくあった」と回答した子供の利用意向が高く、小学 5 年生では 23.5%、中学 2 年生の 37.4%が「使ってみたい」と回答している(図表 2-2-6-1、2-2-6-2)。16-17 歳ではいじめられた経験の有無による差が見られなかった(図表省略)。

図表 2-2-6-1 「(家以外で)平日の放課後に夜までいることができる場所」の利用意向(小学 5 年生):いじめられた経験の頻度別(***)



*無回答を除く *無回答を除く

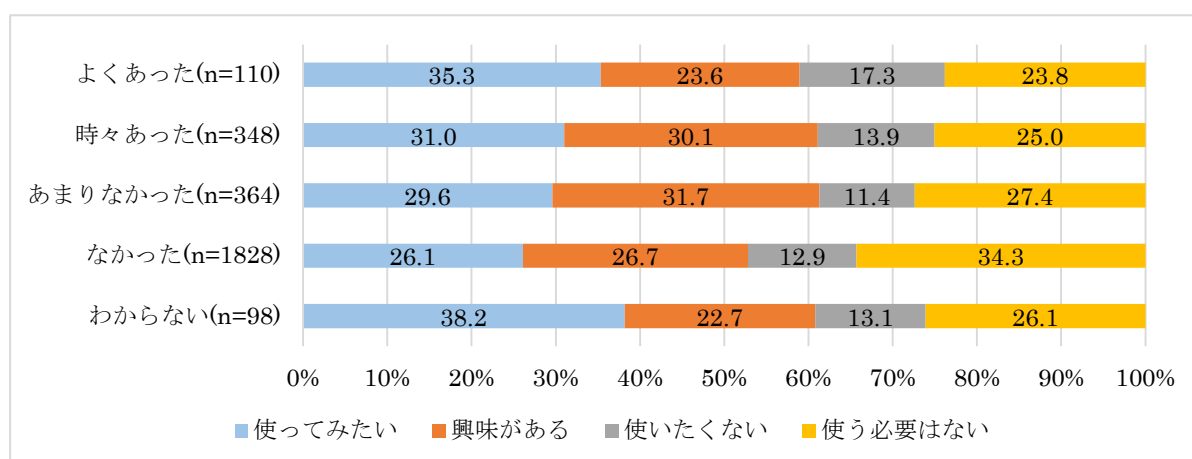
図表 2-2-6-2 「(家以外で)平日の放課後に夜までいることができる場所」の利用意向(中学 2 年生):いじめられた経験の頻度別(**)



*無回答を除く

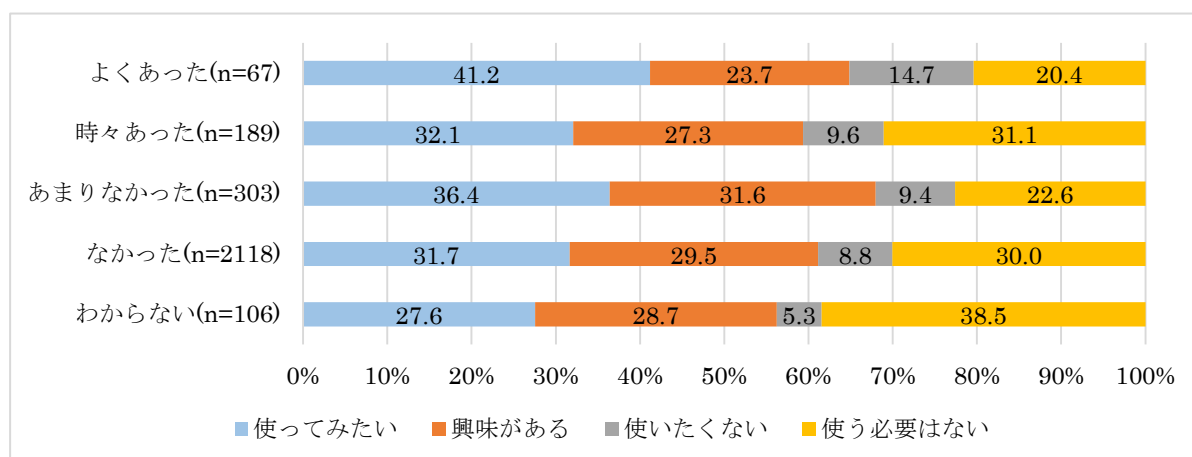
「(家以外で) 休日にいることができる場所」についても、いじめられた経験があると回答した子供で利用意向が高い傾向が見られる。いじめられた経験があると回答した子供のうち、小学 5 年生で 35.3%、中学 2 年生の 41.2%で利用意向が高い（図表 2-2-6-3、2-2-6-4）。ここでも 16-17 歳では差は見られなかった（図表省略）。

図表 2-2-6-3 「(家以外で)休日にいることができる場所」の利用意向(小学 5 年生):いじめられた経験の頻度別(***)



*無回答を除く

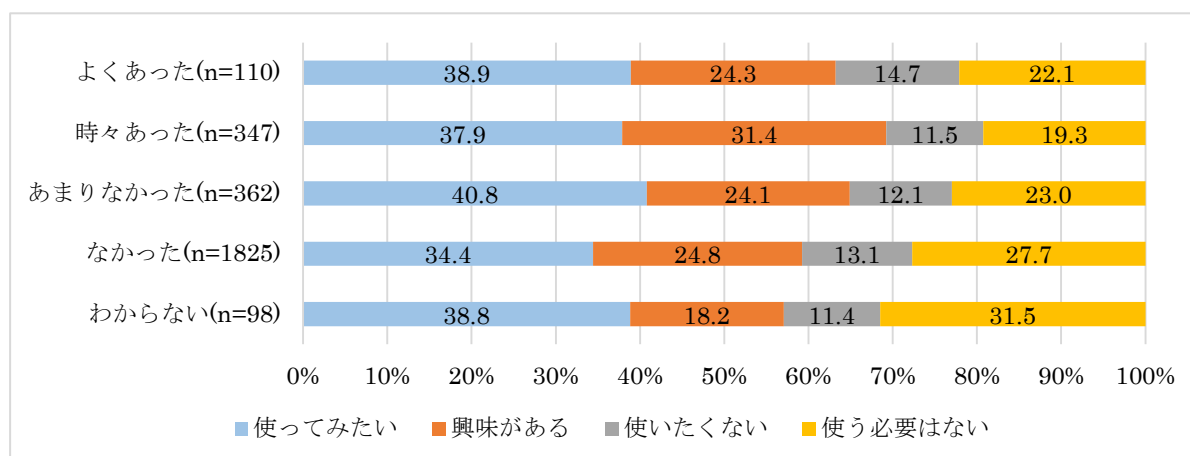
図表 2-2-6-4 「(家以外で)休日にいることができる場所」の利用意向(中学 2 年生):いじめられた経験の頻度別(*)



*無回答を除く

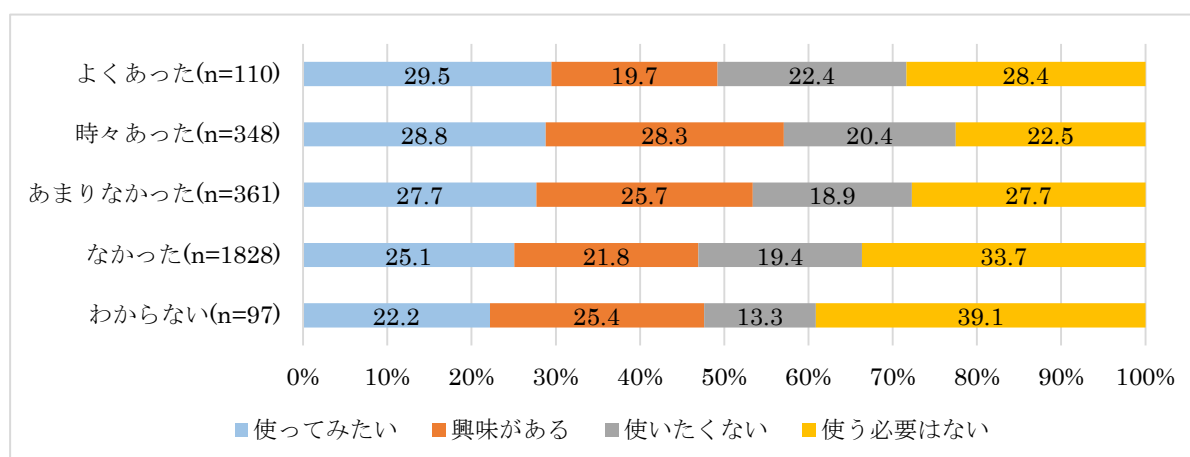
小学 5 年生では、いじめられた経験がある子供は「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」、そして「大学生のボランティアが、勉強を無料でみてくれる場所」の利用意向がやや高い傾向がある。いじめられた経験が「よくあった」子供のうち、これらの支援事業を「使ってみたい」と回答したのは、それぞれ 38.9%、29.5%であった（図表 2-2-6-5、2-2-6-6）。これは、小学 5 年生において、学力といじめ経験に相関があったことと関連していると考えられる。

図表 2-2-6-5 「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」の利用意向(小学 5 年生):いじめられた経験の頻度別 (**)



*無回答を除く

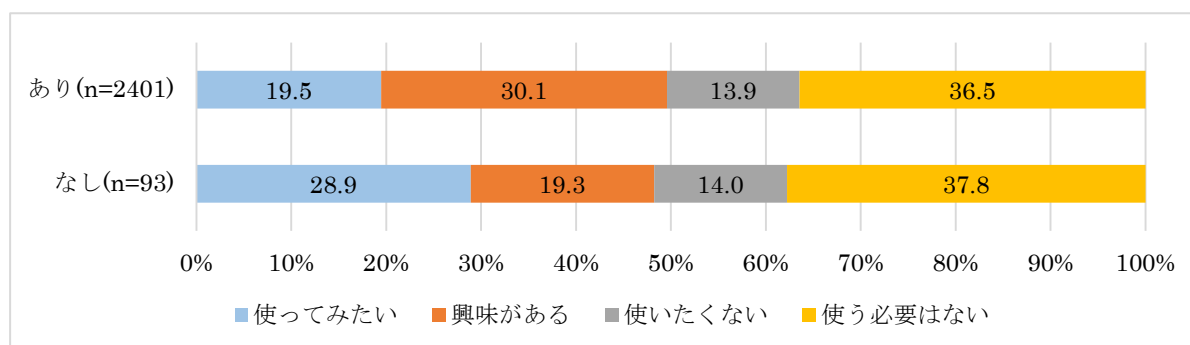
図表 2-2-6-6 「大学生のボランティアが、勉強を無料でみてくれる場所」の利用意向(小学 5 年生):いじめられた経験の頻度別 (***)



*無回答を除く

「家の人がいらない時、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」の利用意向については、16・17 歳のみには有意な差があり、いじめられた経験があると回答した子供の利用意向は、むしろ低い傾向にある（図表 2-2-6-7）。

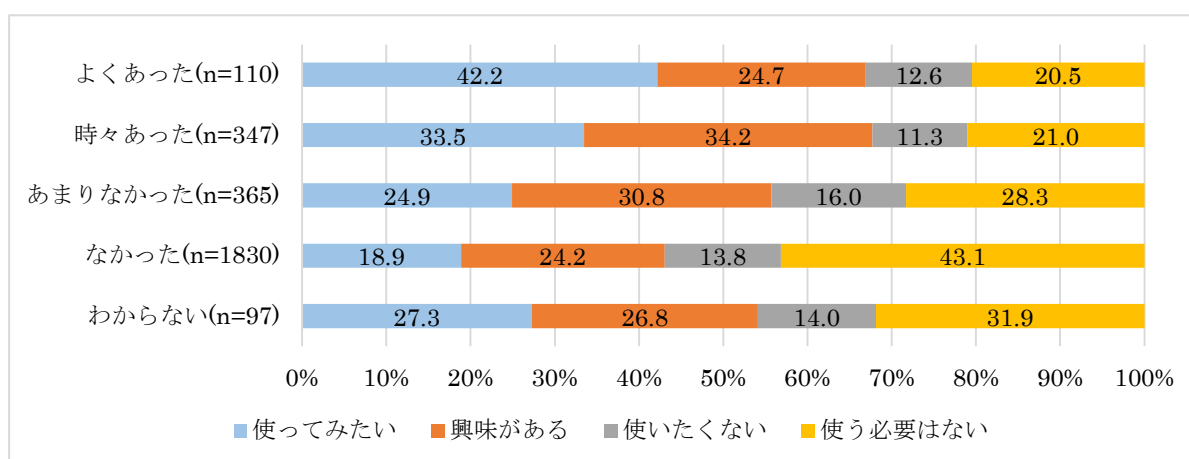
図表 2-2-6-7 「家の人がいらない時、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」の利用意向（16-17 歳）：いじめられた経験の有無別(**)



*無回答を除く

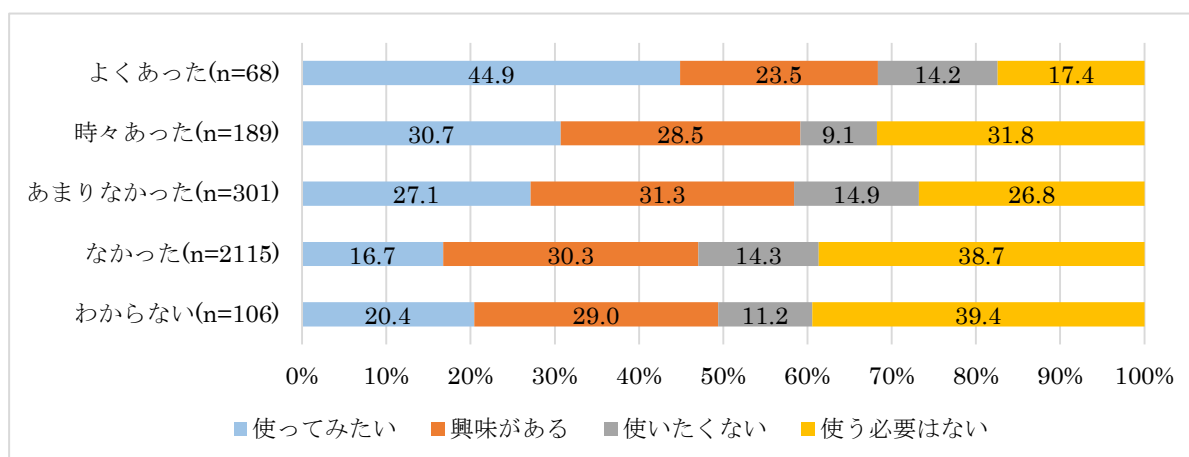
また、「(学校以外で) なんでも相談できる場所」は、いじめ対策として有効な手段と考えられる。そこで、学校以外でなんでも相談できる場所の利用意向について見たところ、小学 5 年生、中学 2 年生のうち、いじめられた経験が多いほど、「使ってみたい」と答える傾向が確認された(図表 2-2-6-8、2-2-6-9)。ここでも 16-17 歳では差が見られなかった(図表省略)。

図表 2-2-6-8 「(学校以外で)なんでも相談できる場所」の利用意向(小学 5 年生):いじめられた経験の頻度別(***)



*無回答を除く

図表 2-2-6-9 「(学校以外で)なんでも相談できる場所」の利用意向(中学 2 年生):いじめられた経験の頻度別(***)



*無回答を除く

7 支援の方向性

本章では、いじめられた経験がある子供がどのような状況にあるのかを確認し、子供たちがどのような支援を必要としているのかを検討した。はじめに、いじめられた経験がある子供の割合は、小学5年生で16.3%、中学2年生で9.3%、16・17歳で3.7%である（図表2-2-1-1、2-2-1-2）。性別については小学5年生、中学2年生は男子が多く、16・17歳では女子で多い傾向がある（図表2-2-1-3、2-2-1-4、2-2-1-5）。

また、生活困難度や世帯タイプといった子供が属する世帯の背景については、いじめられた経験とは一貫した関連が確認されなかった。ただし、世帯タイプ別では16・17歳ではひとり親世帯の子供の方が、ふたり親世帯の子供よりもいじめられた割合が有意に高く、生活困難度別では小学5年生で困窮層と周辺層でいじめ経験が多い傾向が見られる（図表2-2-2-1、2-2-2-2）。保護者の健康状態については、小学5年生、中学2年生で差が見られ、いずれも保護者の健康状態がよい子供でいじめられた経験があると回答する割合が高い（図表2-2-2-3、2-2-2-4）。

学業や学校生活に関しては、いじめられた経験がある子供は、得意科目が一つもなく、友人関係においても親しい友人がない割合が相対的に高いという特徴があった（図表2-2-3-3～図表2-2-4-3）。一方で、教員との会話は、いじめられた経験がない子供より多く、教員が彼らの相談役となる可能性があることが示唆される（図表2-2-4-7～図表2-2-4-10）。いじめられやすい子供たちに、教員が引き続き、きめ細かく声をかけていくことが必要であろう。

一方、いじめられた経験と支援ニーズの関連については、特に小学5年生と中学2年生において、いじめられた経験を持つ子供の方が強いニーズを持つ者の割合が高い傾向がある（図表2-2-6-1～図表2-2-6-9）。いじめられた経験が、家や学校以外の居場所へのニーズを高めている可能性がある。なお、16・17歳では「家の人がない時、低額・無料で夕ごはんを他の人と食べることができる場所」の利用意向についてのみ有意であり、しかもいじめられた経験がある子供でニーズのある者の割合が低いという結果であった（図表2-2-6-7）。16・17歳のいじめられた経験を持つ子供への支援は、「居場所支援」ととどまらない支援を検討する余地がある。

小学5年生では「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」、「大学生のボランティアが、勉強を無料でみてくれる場所」の利用意向が、いじめ被害にあった子供で高かった（図表2-2-6-5、2-2-6-6）が、これは年齢が低い子供では学力といじめ被害との関連性が強いことから説明できるだろう。すなわち、小学5年生においては、学習支援がいじめ対策としても位置付けることができる。最後に「(学校以外で) なんでも相談できる場所」の利用意向は、いじめられた経験がある子供で高く（図表2-2-6-8、2-2-6-9）、相談できる場所のさらなる充実を図ることが重要である。

参考文献

伊藤美奈子（2017）「いじめる・いじめられる経験の背景要因に関する基礎的研究」『教育心理学研究』65(1): 26-36.

国立教育政策研究所（2017）『PISA2015年調査国際結果報告書 生徒の well-being』.

森田洋司（2010）『いじめとは何か——教室の問題、社会の問題』 中公新書.

第3部

子供の栄養と健康

第1章 保護者の就労状況と子供の食

村山伸子（新潟県立大学 人間生活学部健康栄養学科）
阿部彩（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

子供の家庭の経済状況と、子供の食生活には関係があり、経済的困難を抱えている層（貧困層）の子供は、そうでない子供に比べて、食生活にて食事の回数が少なかったり、栄養素が少なかったり、偏りがあることがわかっています（Murayama et al. 2017）。このような食生活おける不利は、子供の健康さえをも脅かしています。子供の虫歯の本数や主観的健康感が、生活困難な層ほど悪いことは、子供の生活実態調査の報告書からも明らかです。

日本の子供は、小さい時から、学校をはじめ、あらゆる場所で、健康な食事の摂り方（いわゆる「食育」）についての指導を受けています。また、保護者に対しても、正しい食事のあり方について学校からの配布物などで情報が提供されています。しかしながら、これら情報提供という形での「食育」は、必ずしも効果が出ているといえない状況です。何故なら、子供の生活実態調査からもわかったように、子供の食生活には大きな格差があるからです¹（東京都福祉保健局 2017）。

「知識」を与えるだけでは、食生活の格差を縮小することができないのは、背景に保護者の働き方の違いがあるためと推測されます。共働きやひとり親の世帯においては、低価で栄養価の高い、バランスをとれた食事を作ることが時間的に難しい場合もあるでしょう。子育て世代において長時間労働に従事する労働者の割合が高止まりし²、非典型時間帯労働（深夜勤務や早朝勤務、夜間勤務）が増加傾向にある中（久保 2014、黒田・山本 2011、労働政策研究・研修機構 2015）、子育て中の労働者の家庭において子供の食事に十分に手をかけることができないケースも増加していると想像されます。そのような制約が問題なのであれば、情報提供だけでなく、より具体的な食の支援が必要となります。例えば、近年脚光を浴びている子供食堂なども有効な支援策の一つです。

分析の目的

本章では、このような観点から、保護者（母親）の労働時間及び労働時間帯が子供の食生活と関連しているかを分析します。子供の生活実態調査では、子供本人に、食品群別（野菜、果物、肉か魚、カップ麺・インスタント麺、コンビニのおにぎり・お弁当、お菓子）の摂取の頻度（給食を除く）を聞いていますが、本章では親の就労状況による食生活スタイルの差を見るために、「カップ麺・インスタント麺」、「コンビニのおにぎり・お弁当」、「野菜」の摂取の頻度に着目します。

¹ 例えば「過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか」という設問に対し、「よくあった」、「時々あった」、「まれにあった」と答えた保護者の割合は、全体では10%程度だが、困窮層に限ると、どの年齢層でも50%を超える（『東京都子供の生活実態調査報告書』「第2部 生活困窮の状況」p.15）。

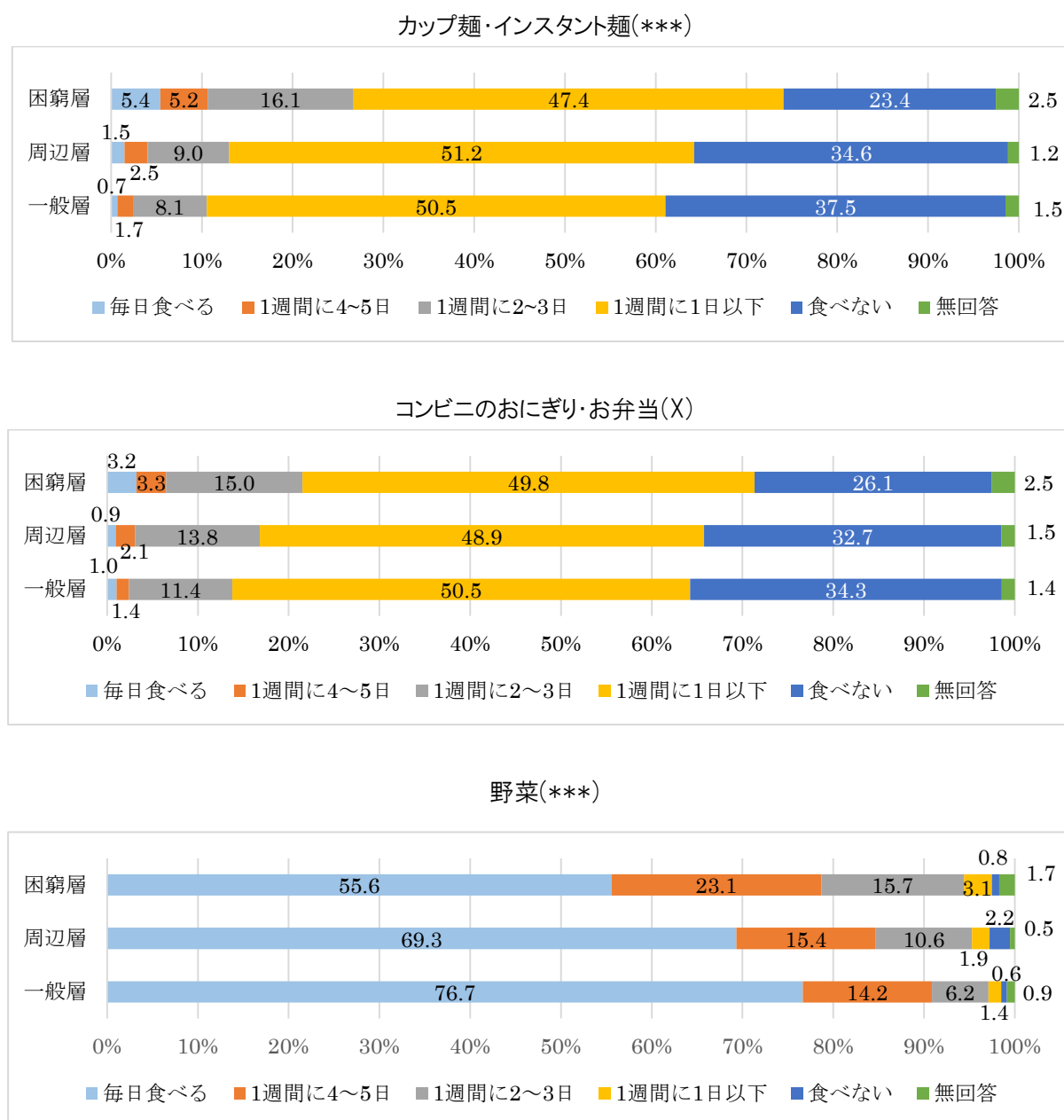
² 「労働力調査」や「毎月勤労統計調査」を見ると、パートタイム労働者を除く一般労働者（いわゆる正規雇用）の年間総労働時間は、1990年代後半から現在まではほぼ横ばいである。また、最新のデータでは、週35時間以上就労している子育て世代（25～44歳）の労働者において、週間就業時間が60時間を超える者の割合は男性で15.7%、女性で5.1%であるが、この割合は21世紀を通じて大きな変動はない（厚生労働省 2017）。

1 子供の食生活格差

食生活の格差の実態を見るために、生活困難度別に、「カップ麺・インスタント麺」、「コンビニのおにぎり・お弁当」、「野菜」の摂取の頻度を見る。図表 3-1-1-1 は、小学 5 年生の結果である。

「コンビニのおにぎり・お弁当」については統計的に有意ではないが、概ね、困窮層、周辺層、一般層の順番で「カップ麺・インスタント麺」や「コンビニのおにぎり・お弁当」を食べている子供の割合が高く、「野菜」の摂取頻度が少ない子供の割合が高い。中学 2 年生においても、同じ傾向にある（図表省略）。

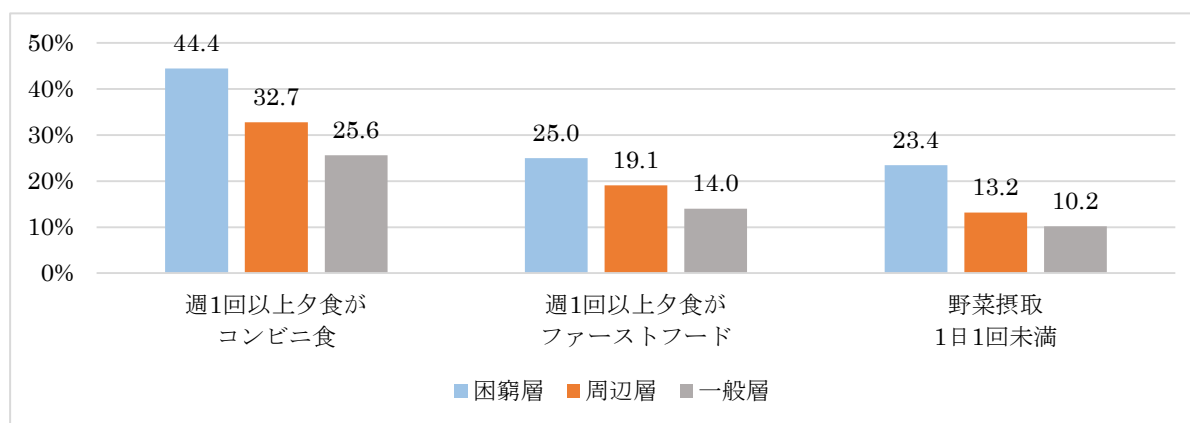
図表 3-1-1-1 子供の健康・食事の状況(小学 5 年生):生活困難度別



16・17 歳については、若干異なる調査票を用いており、「カップ麺・インスタント麺」についての摂取頻度は聞いていない。しかし、夕食に何を食べるか、また、週に何回それを食べるかを聞いており、その中で「コンビニで購入するもののみ」、「ファーストフード」を週に何回食べているかを見ることができる。また、食品群別に「少なくとも 1 日に 1 回は食べているか」を聞いており、その中で「野菜を 1 日に 1 回食べない」とした子供を判別できる。

図表 3-1-1-2 は、「コンビニ食」、「ファーストフード」を週 1 回以上夕食として食べている子供、また、野菜を「1 日 1 回以上食べない」とした子供の割合を生活困難度別に見たものである。生活困難度が高いほどコンビニ食やファーストフードを夕食として食べている子供、野菜摂取の頻度が 1 日 1 回未満である子供の割合が高いことがわかる。困窮層では、夕食が週 1 回以上「コンビニ食」が 44.4%、「ファーストフード」が 25.0%、「野菜を毎日食べない」が 23.4%である。

図表 3-1-1-2 子供の健康・食事の状況(16-17 歳):生活困難度別(コンビニ***、ファーストフード***、野菜***)



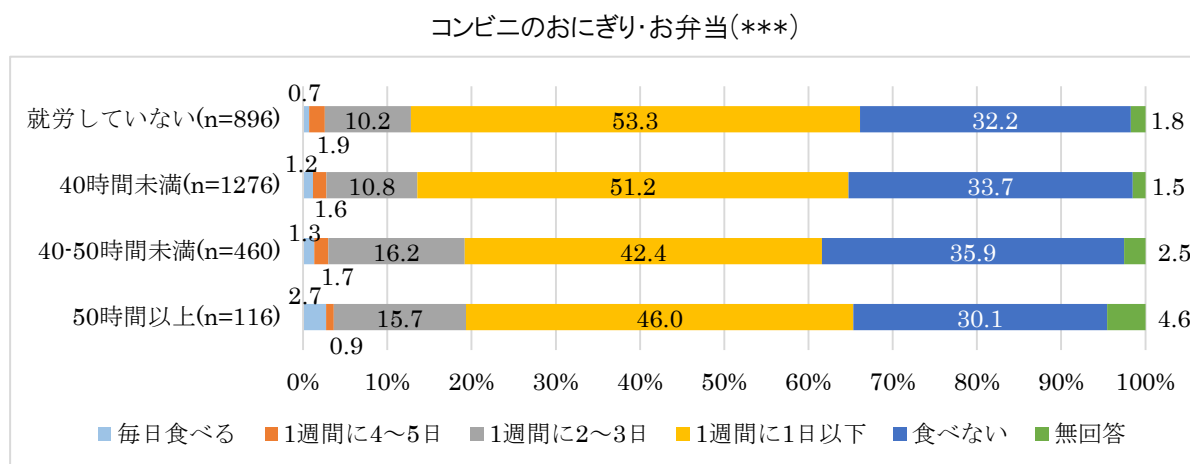
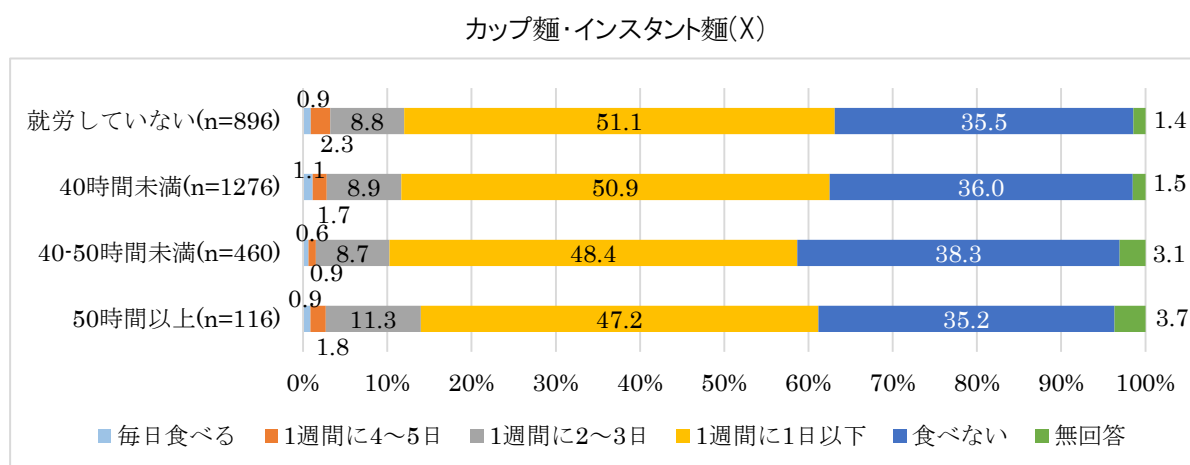
*無回答を除く

2 母親の労働時間と子供の食事

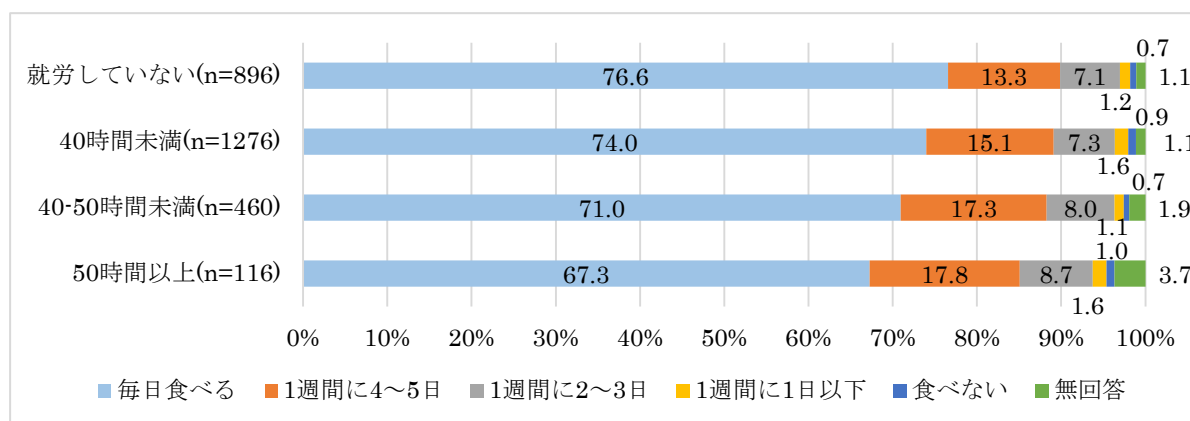
前節において、生活困難度が子供の食生活に大きく関連していることがわかった。この関連の要因は、生活困難層においては、親が長時間労働をしており、それが子供の食生活に影響しているという理由である可能性がある。そこで、本節では、母親の労働時間（就労していない、週 40 時間未満、40～50 時間未満、50 時間以上）別に、子供の食生活の違いを見ていく。

小学 5 年生においては、「カップ麺・インスタント麺」の摂取頻度については、母親の労働時間別には大きな差は見られない（図表 3-1-2-1）。しかしながら、「コンビニのおにぎり・お弁当」については統計的に有意な差がある。母親の労働時間別に見ると、「（コンビニのおにぎり・お弁当を）食べない」子供の割合には、母親の労働時間別の目立った差はない。ただし、「1 週間に 2～3 日」以上食べている子供の割合は、母親の労働時間が「就労していない」、「40 時間未満」の場合に比べ、「40～50 時間未満」、「50 時間以上」の場合はより高く、約 2 割（「40～50 時間未満」の場合は「毎日食べる」1.3%、「1 週間に 4～5 日」1.7%、「1 週間に 2～3 日」16.2%、「50 時間以上」の場合は「毎日食べる」2.7%、「1 週間に 4～5 日」0.9%、「1 週間に 2～3 日」15.7%）である。また、「野菜」の摂取頻度については、母親の労働時間が長いほど摂取頻度が少ない子供が多くなってくるものの、この差は誤差の範囲であり断定的なことはいえない。

図表 3-1-2-1 子供の健康・食事の状況(小学 5 年生):母親の労働時間別



野菜(X)



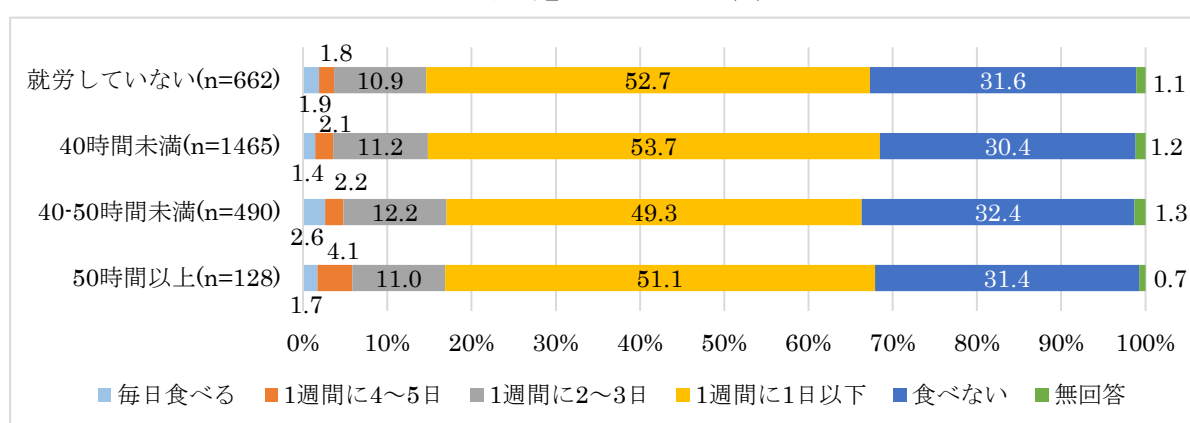
また、中学2年生においても、小学5年生とほぼ同じ傾向にあり、「コンビニのおにぎり・お弁当」のみ、統計的に有意な差が見られた（図表3-1-2-2）。

生活困難度別では統計的に有意な差が見られた「カップ麺・インスタント麺」、「野菜」の摂取頻度については、母親の労働時間別の差が見られないものの、生活困難度別には統計的に有意な差が見られなかった「コンビニのおにぎり・お弁当」については、母親の労働時間別に差が見られる。これは、労働時間が長い母親も、子供の栄養面には気を配っており、「カップ麺・インスタント麺」を避けたり、「野菜」の摂取頻度が少なくなることがないように配慮していることを示している。また、近年はコンビニにおいても栄養的に適切な弁当などが販売されており、労働時間が長い母親は、それらを活用していると推測される。

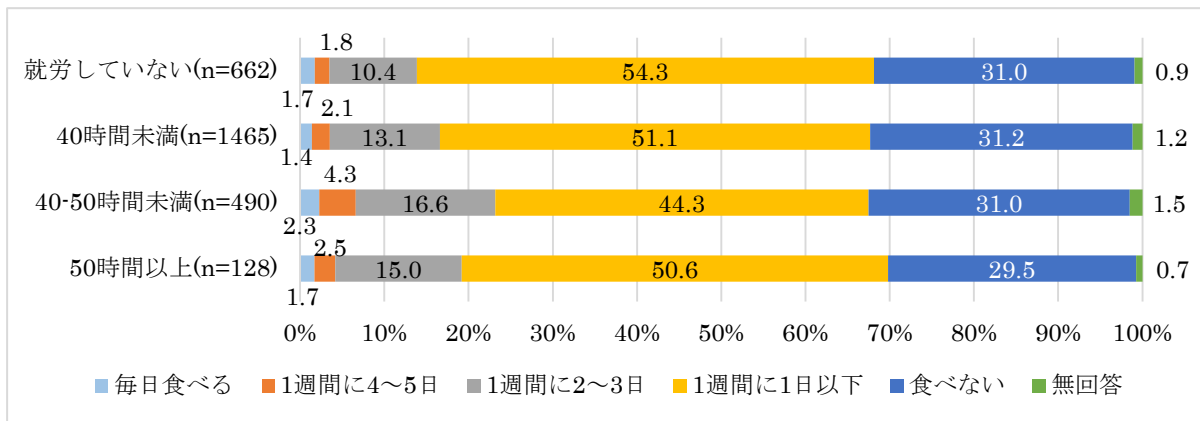
一方で、「カップ麺・インスタント麺」は、生活困難度が高い子供ほど食べており、経済的困窮との関わりが強いと考えられる。

図表 3-1-2-2 子供の食生活の状況(中学2年生):母親の労働時間別

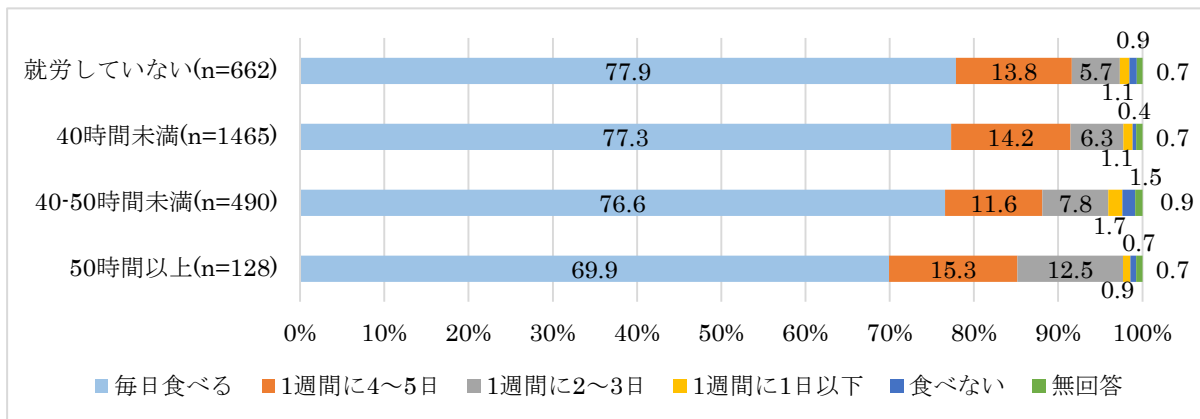
カップ麺・インスタント麺(X)



コンビニのおにぎり・お弁当(**)



野菜(X)

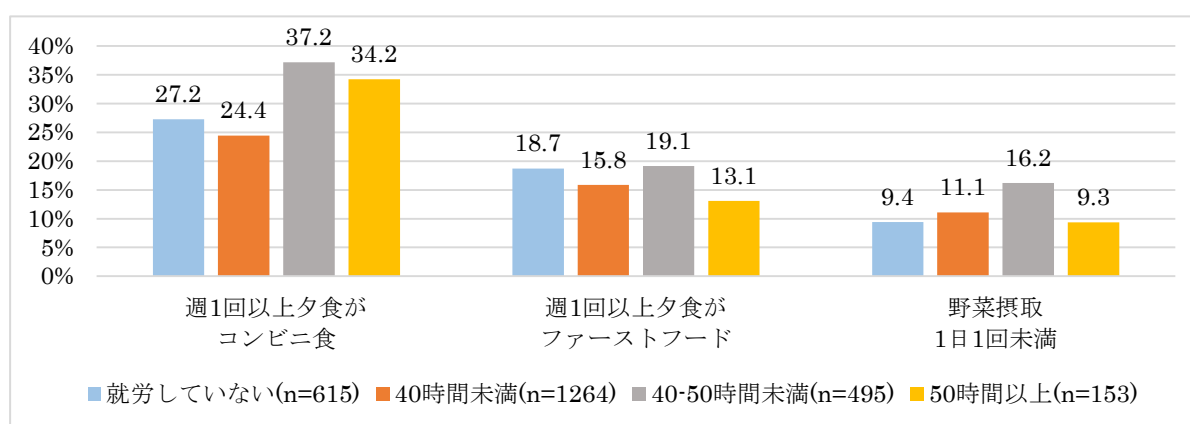


16-17 歳についても、図表 3-1-2-3 で示したように、「コンビニ食」については小中学生と同様に統計的に有意な差があり、母親の労働時間が 40 時間以上であると、そうでない場合に比べ 10% ポイント以上高くなる（「就労していない」27.2%、「40 時間未満」24.4%、「40~50 時間未満」37.2%、「50 時間以上」34.2%）。

ファーストフードについては、コンビニ食ほど頻度が高くはないものの、それでも 1 割以上の子供が週 1 回以上夕食として活用している（「就労していない」18.7%、「40 時間未満」15.8%、「40~50 時間未満」19.1%、「50 時間以上」13.1%）。その割合は母親の労働時間による差が認められるが、労働時間が長いほど、割合が高くなるというわけではない。

また、野菜摂取が 1 日 1 回以下の割合においても、母親の労働時間が長いほど多くなる傾向があるが、50 時間以上の場合のみこの傾向から外れる。

図表 3-1-2-3 子供の食生活の状況(16-17 歳):母親の労働時間別(コンビニ***、ファーストフード*、野菜***)



*無回答を除く

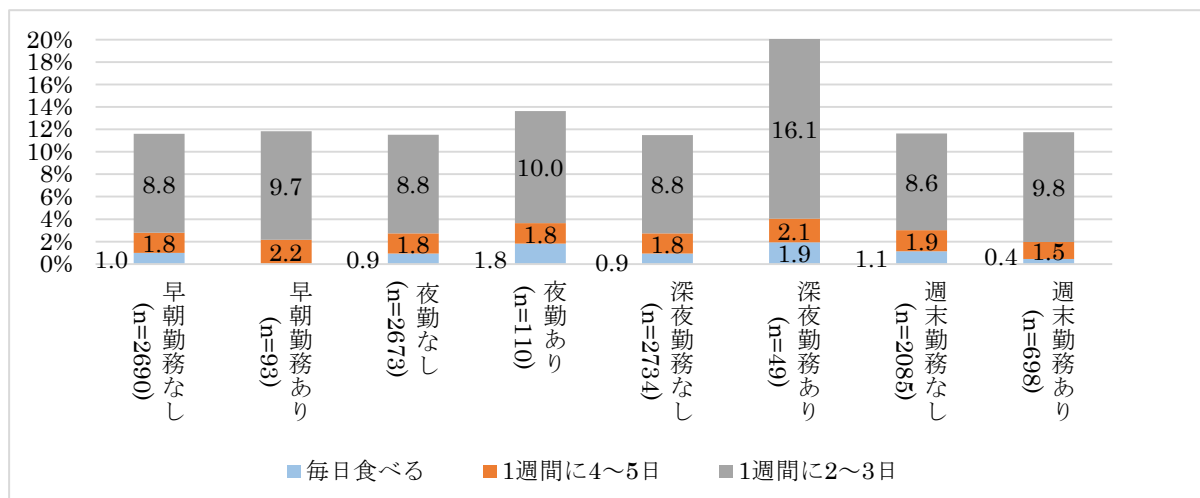
3 母親の就労時間帯と子供の食事と健康

母親の就労時間帯と子供の食生活の関係を見る。子供の生活実態調査では、母親が、早朝（5~8 時）、夜間（20~22 時）、深夜（22~5 時）、週末（土曜、日祭日）に働いているのかを聞いている。そこで、これらの時間帯の勤務の有無別に、子供の食生活の状況を集計した（図表 3-1-3-1）。

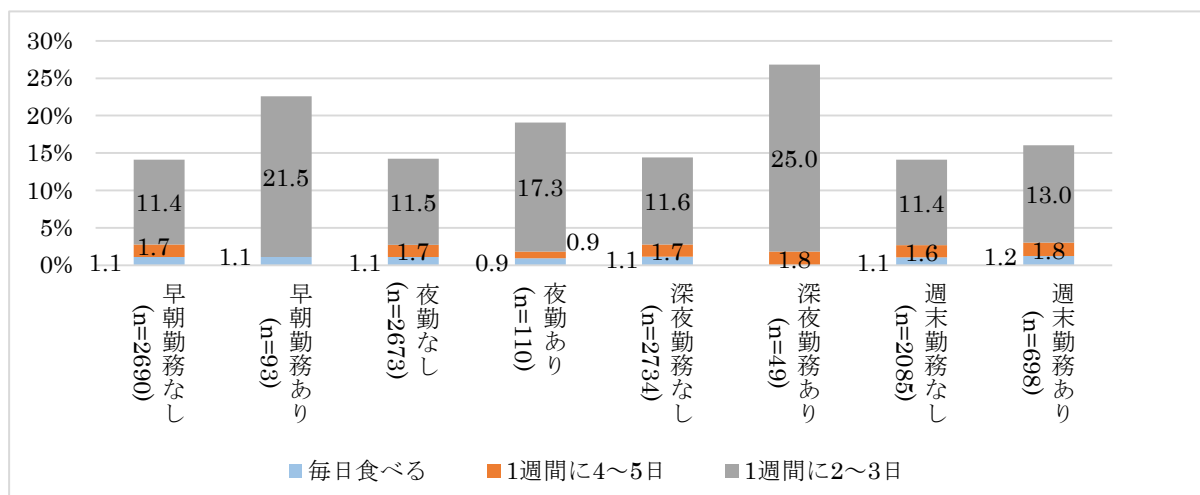
まず、小学 5 年生においては、「早朝勤務」、「夜勤」、「週末勤務」については、「カップ麺・インスタント麺」の摂取頻度の差がなく、「深夜勤務」のみに差が見られた。母親に深夜勤務がある場合、「1 週間に 2~3 日」か、それより多く食べる子供が約 2 割（「毎日食べる」1.9%、「1 週間に 4~5 日」2.1%、「1 週間に 2~3 日」16.1%）となる。コンビニおにぎり・お弁当については、「早朝」と「深夜」において統計的な有意な差が見られた。早朝勤務がある場合は、合わせて 22.6%（「毎日食べる」1.1%、「1 週間に 2~3 日」21.5%）、深夜勤務がある場合は、合わせて 26.8%（1 週間に 4~5 日 1.8%、「1 週間に 2~3 日」25.0%）となる。野菜については、全ての時間帯において、統計的に有意な差が見られなかった。

図表 3-1-3-1 子供の食生活の状況(小学5年生):母親の就労時間帯別

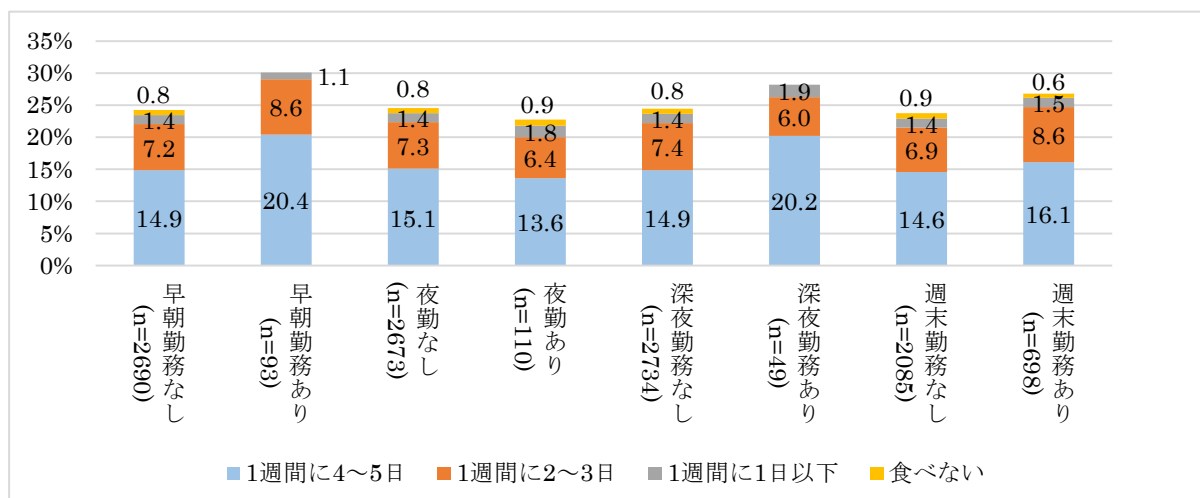
「カップ麺・インスタント麺」(早朝勤務 X、夜勤 X、深夜勤務*、週末勤務 X)



コンビニおにぎり・お弁当(早朝勤務**、夜勤 X、深夜勤務**、週末勤務 X)



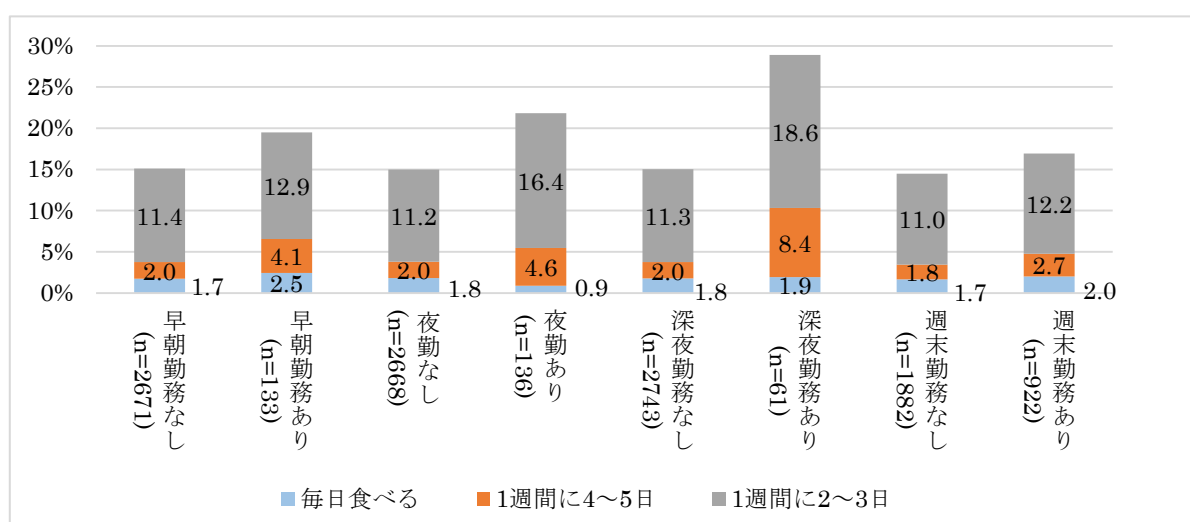
野菜(給食以外)(早朝勤務 X、夜勤 X、深夜勤務 X、週末勤務 X)



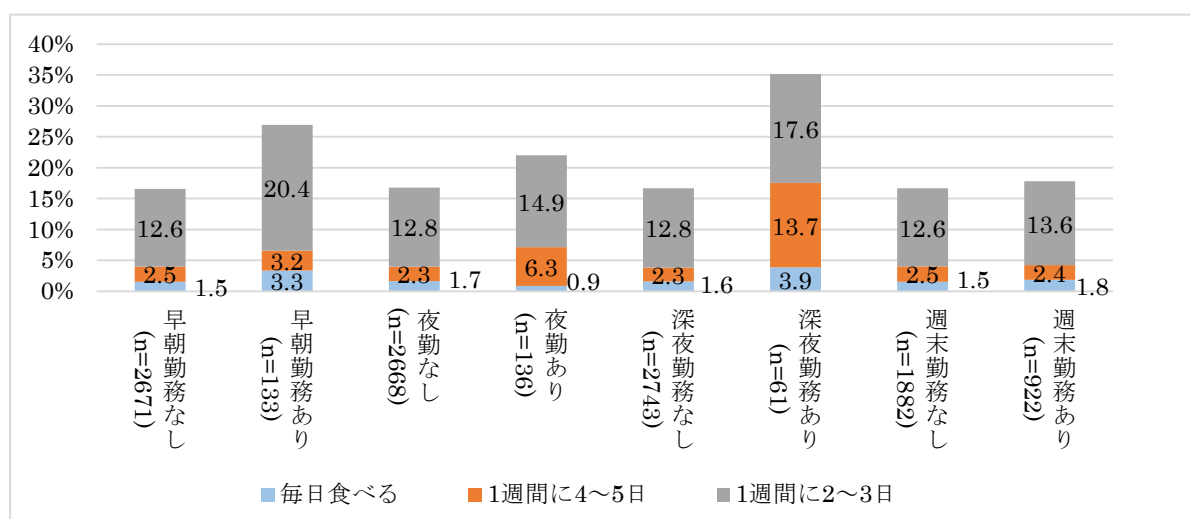
中学2年生については、小学5年生では「深夜勤務」がある時のみに有意に高かった「カップ麺・インスタント麺」の摂取頻度が、「夜勤」、「深夜勤務」、「週末勤務」においても差が見られる（図表3-1-3-2）。また、誤差の範囲ではあるが、「早朝勤務」においてもその傾向がある。中学生となると、自分でカップ麺・インスタント麺を作ることができるようになり、また、育ち盛りといったこともあり、母親不在の時にこれらを活用していると推測される。また、コンビニおにぎり・お弁当については、小学5年生と同様に、「早朝勤務」と「深夜勤務」の場合に顕著に「1週間に4～5日」以上食べる子供の割合が高くなる（図表3-1-3-2）。また、小学5年生と比べると、頻度が高い子供の割合が増えている。野菜については、やはり「深夜勤務」がある場合のみ、統計的に有意な差が見られ、野菜の摂取頻度が「毎日」未満の子供は計37.2%（「1週間に4～5日」15.3%、「1週間に2～3日」18.2%、「1週間に1日以下」1.8%、「食べない」1.9%）となっている。

図表3-1-3-2 子供の食生活の状況(中学2年生):母親の就労時間帯別

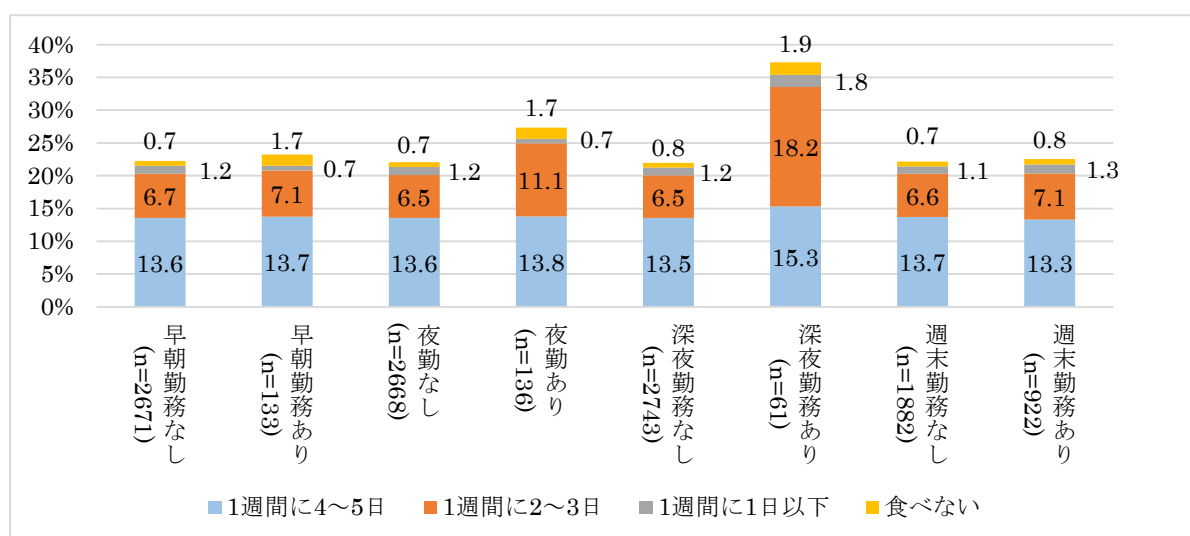
カップ麺・インスタント麺(早朝勤務×、夜勤**、深夜勤務***、週末勤務*)



コンビニおにぎり・お弁当(早朝勤務***、夜勤×、深夜勤務***、週末勤務×)



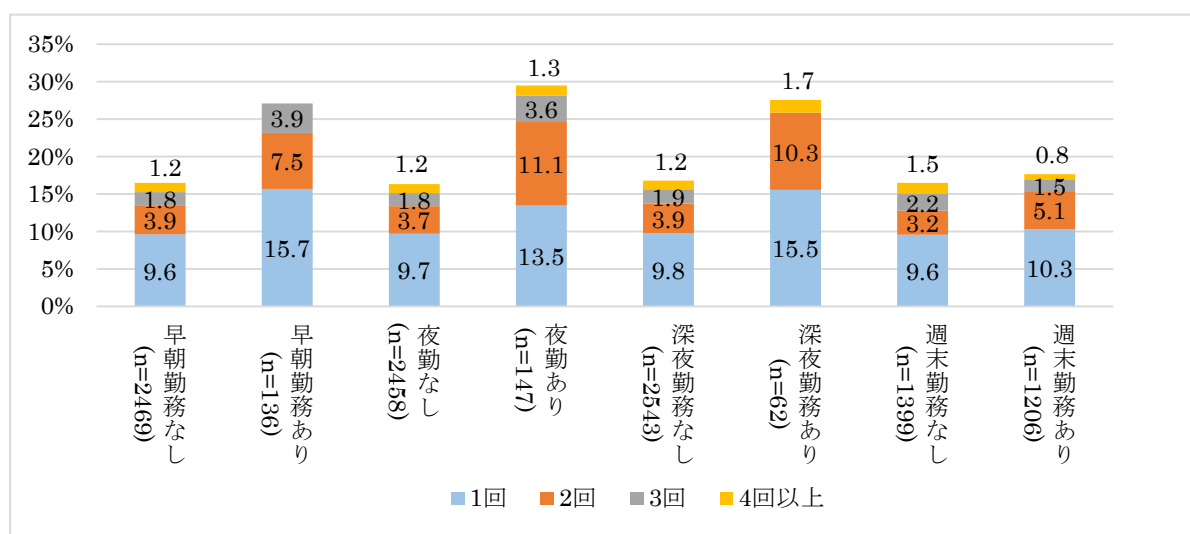
野菜の摂取頻度(給食以外)(早朝勤務 X、夜勤 X、深夜勤務***、週末勤務 X)



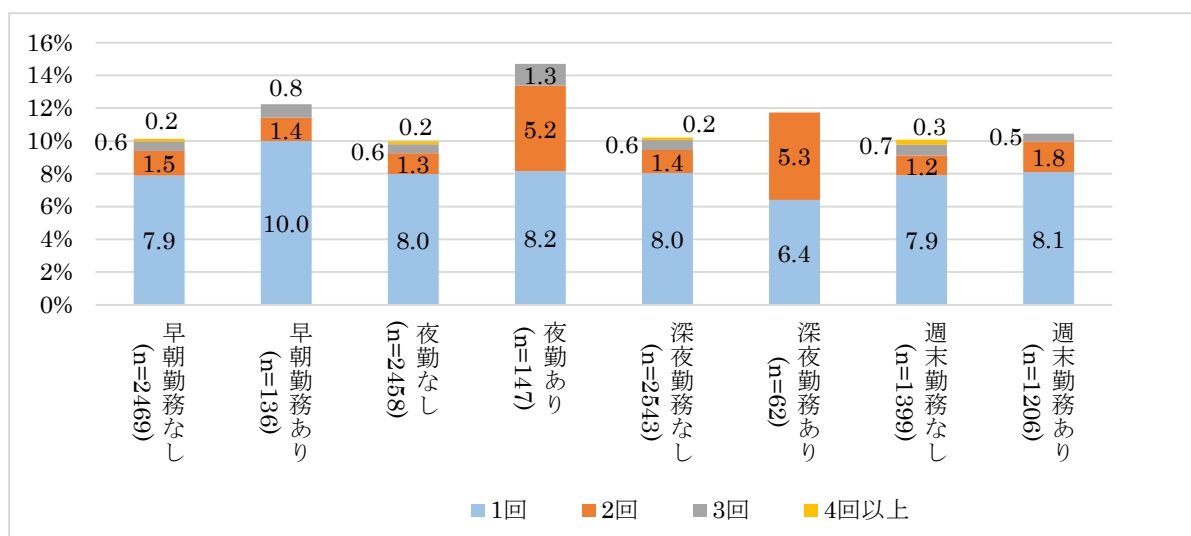
16-17 歳においては、コンビニ食の母親の就労時間帯とは関連が強く、「早朝勤務」、「夜勤」、「深夜勤務」の場合に、コンビニで購入したものを夕食とする回数が多くなる(図表 3-1-3-3)。1 回以上を合計すると、「早朝勤務」(1 回 15.7%、2 回 7.5%、3 回 3.9%)、「夜勤」(1 回 13.5%、2 回 11.1%、3 回 3.6%、4 回以上 1.3%)、「深夜勤務」(1 回 15.5%、2 回 10.3%、3 回 1.7%) ともに 25%以上の子供が該当する。「早朝勤務」であっても、夕食にコンビニ食となる頻度が高くなるのは、早朝勤務している母親がその他の時間帯も働いている確率が高いためと考えられる。また、ファーストフードについては、夜勤の有無のみ有意な違いが確認された。母親に夜勤がある場合、ない場合よりも若干、有職にファーストフードを食べる割合が高かった。野菜については、毎日食べていない子供の割合に、母親の就労時間帯による違いは認められない。

図表 3-1-3-3 子供の食生活の状況(16-17 歳):母親の就労時間帯別

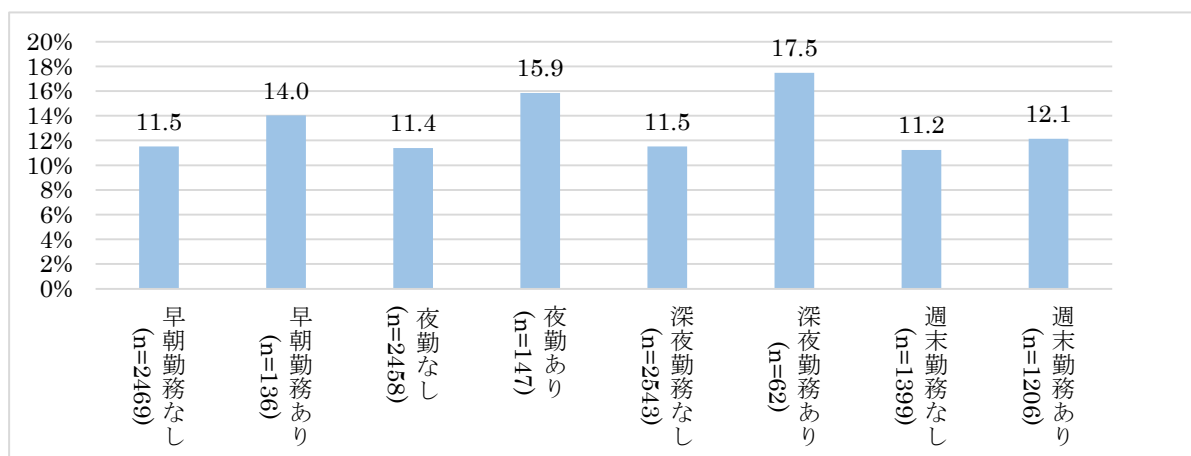
コンビニ食の回数(早朝勤務***、夜勤***、深夜勤務**、週末勤務 X)



ファーストフード夕食の回数(早朝勤務 X、夜勤*、深夜勤務 X、週末勤務 X)



野菜を毎日食べない割合(早朝勤務 X、夜勤 X、深夜勤務 X、週末勤務 X)



4 支援の方向性

まず、小学5年生においては、「カップ麺・インスタント麺」、「野菜」の摂取頻度については、母親の労働時間（時間数）の違いや、就労時間帯による差はほとんど見られない（図表 3-1-2-1、3-1-3-1）。しかし、生活困難度別に見ると明らかに生活に困窮している子供ほどカップ麺・インスタント麺の摂取頻度が多くなり、野菜の摂取頻度が少なくなっているため、これは親の働き方というよりも、経済的困窮によるものが大きいと考えられる（図表 3-1-1-1）。

親の労働時間や就労時間帯による差が見られるのは、「コンビニのおにぎり・お弁当」である（図表 3-1-2-1、3-1-3-1）。これは、生活困難度別には差が見られなかったが、母親の労働時間が週40時間以上であったり、就労時間帯が「早朝勤務」や「深夜勤務」の場合、摂取頻度が高くなっている（図表 3-1-2-1、3-1-3-1）。近年はコンビニにおいても栄養的に適切な弁当などが販売されており、労働時間が長い母親は、それらを活用していると推測される。この傾向は、中学2年生になっても継続して見られる（図表 3-1-2-2、3-1-3-2）。母親の「早朝勤務」や「深夜勤務」が影響

しているということは、朝食にコンビニを利用しているという可能性もある。調査票では、どの時間帯にコンビニおにぎり・お弁当を食べているかを聞いていないため断定できないが、その場合は、足立区などで始まっている公立小学校における「朝ごはんプログラム」などが有効な対策といえる。コンビニ食は、栄養的に問題があるとはいえないものの、費用も高くつくからである。また、生活習慣は成人となっても継続すると考えられるので、小学校・中学校段階にて、自分で朝食を作ることができるような食育プログラムを行うことも有効である。

また、中学2年生に見られた特徴的な点として、「カップ麺・インスタント麺」の摂取が、母親が「夜勤」、「深夜勤務」、「週末勤務」の場合に多くなっていることである（図表 3-1-3-2）。これらは、母親が不在の間に、間食として摂られていると考えられるが、これについても、野菜を足す、塩分の摂りすぎに注意するなどの食育プログラムを行うことが栄養的には望ましいであろう。

16・17 歳においては、母親の労働時間や就労時間帯に関係しているのが「夕食がコンビニで購入したもののみ」という「コンビニ夕食」であった（図表 3-1-3-3）。特に、母親が「早朝勤務」、「夜勤」、「深夜勤務」の場合に、コンビニ夕食を食べる頻度が多くなる。ファーストフードは一定割合の16・17 歳が夕食として食べているものの、母親の労働時間や就労時間帯とはあまり関係していない（図表 3-1-2-3、3-1-3-3）。野菜については、母親の労働時間が週 40 時間以上の場合に若干毎日食べない子供が多くなっているものの、これについても大きな差はない（図表 3-1-2-3）。ファーストフードと野菜については、生活困難度別に見ると差が顕著であることから、母親の就労状況というよりも経済的問題であることが示唆される（図表 3-1-1-2）。

近年、母親の就労率が上昇し、また、就労時間帯が平日昼間のみからそれ以外の時間帯へとシフトしてきている。そのため、子供の食生活は今後ますます影響を受けると考えられる。コンビニやカップ麺・インスタント麺などを活用しながらも栄養価の高い食生活を送ることができる教育、また、朝ごはんプログラムや子供食堂などの食事を提供する支援の拡充が求められる。これらについては、朝の時間帯や深夜の時間帯など様々なプログラムが展開することが望ましい。同時に、経済的困窮による食生活の貧しさも忘れてはならない。フードバンクなどの取組はもちろんのこと、様々な経済的支援は子供の食を豊かにすることにつながる。

参考文献

- 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2015 年）「第 2 章 母親の非典型時間帯労働の実態と子どもへの影響」『子育て世帯のウェルビーイング——母親と子どもを中心に』JILPT 資料シリーズ No.146.
- 厚生労働省（201）『平成 29 年版 労働経済の分析——イノベーションの促進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題』.
- 久保達彦（2014）「我が国の深夜交替制勤務労働者数の推計」『J UOEH（産業医科大学雑誌）』36(4): 273-276.
- 黒田祥子・山本勲『人々はいくつ働いているか？——深夜化と正規・非正規雇用の関係』RIETI Discussion Paper Series 11-J-053.
- Murayama, N., H. Ishida, T. Yamamoto, S. Hazano, A. Nakanishi, Y. Arai, & A. Abe (2017) “Household Income is Associated with Food and Nutrient Intake in Japanese Schoolchildren, Especially on Days without School Lunch,” *Public Health Nutrition*, 20(16): 2946-2958.
- 東京都福祉保健局（2017）『子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】』.

第2章 保護者の労働時間と子供の肥満

可知悠子（日本医科大学 医学部）

はじめに

かつて、貧困は栄養不良や栄養失調に結び付けられていました。しかしながら、先進諸国においては、肥満と貧困に密接な関係があることがわかってきています。貧困層に、肥満の割合が多いのです。これは、成人において顕著ですが、子供においてもすでにその兆候があることが先進諸国の多くの国で確認されてきました (Shrewsbury and Wardle, 2008)。日本においても、12~18歳においては、高所得層に比べ、低所得層の子供の方が肥満の割合が3倍であることがわかっています (Kachi et al., 2015)。

しかしながら、なぜ子供の肥満が親の所得と関係しているのかについて、その要因ははっきりとしていません。貧困層が多く消費する価格の低い食べ物が肥満になりやすい傾向があるのか、貧困層の生活習慣（不定期的な食事時間や外食、コンビニ食の頻度など）が問題なのか、運動など健康な生活を送る余裕がないのか、健康的な食生活に関する知識が少ないのかなど、様々な要因が考えられます。これらの要因によって、それに対処する政策にも違いが出てきます。

分析の目的

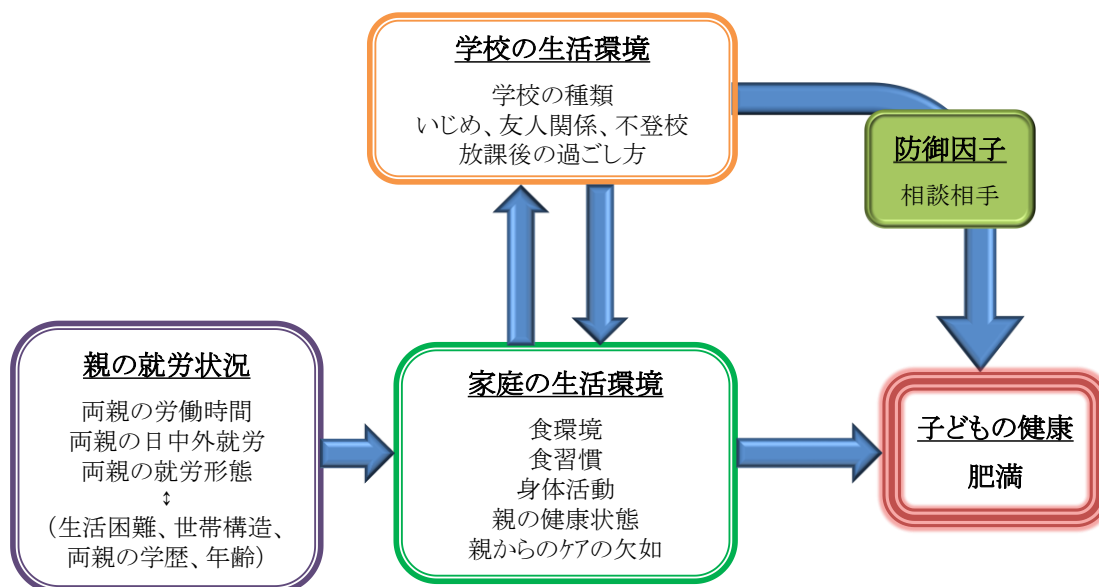
本章では、数ある要因の中でも、保護者（母親）の働き方に着目します。近年、母親の就労率が上昇し、夫婦のいる世帯においては、共働き世帯が多数を占めるようになっていきます¹。母親が就労すること自体は収入増にもなりポジティブにとらえることができますが、そのことが、子供の生活や食事に影響を及ぼしている可能性も考えられます。本分析は、このような観点から、保護者（母親）の就労状況と子供の肥満を分析します。なお、子供の食事やケアについては、もちろん父親の役割も母親と同様に重要ですが、現時点においては母親が担う割合が多いことを考慮し、ここでは母親の就労に焦点を当てます。

¹ 総務省による平成29年「労働力調査（詳細集計）」によると、夫婦がともに就労している世帯が約1456万世帯、夫は就業しているが、妻が就業していない世帯は約720万世帯である。

1 子供の肥満の実態

子供の健康に影響を与える諸要因とその経路を示す。肥満など子供の健康上の問題は、子供の置かれた家庭や学校の生活環境から影響を受けると考えられる。さらに、家庭の生活環境は親の就労状況の影響を受けていると考えられる。そこで、本章では特に母親の就労状況と、子供の肥満の関係について分析していく。なお、図表中の防御因子とは、子供の健康に対する生活環境の負の影響を緩和するものである（図表 3-2-1-1）。

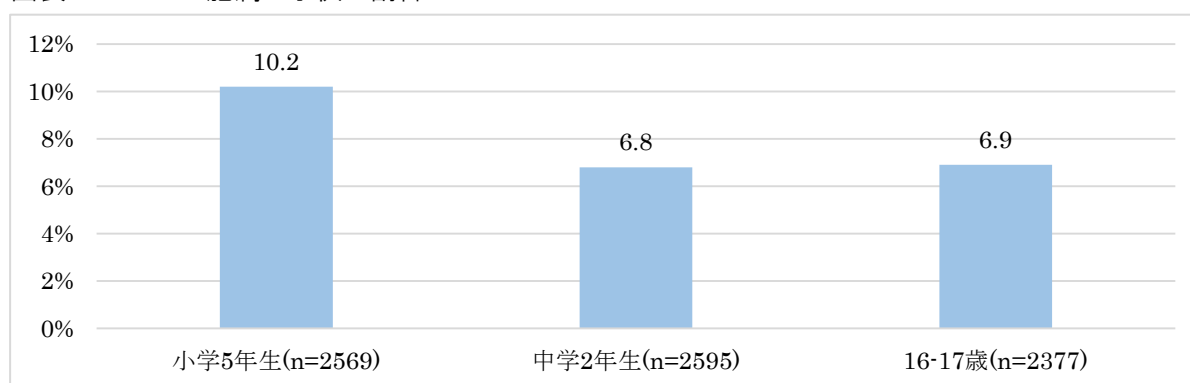
図表 3-2-1-1 子供の健康に影響を与える諸要因とその経路



出典：可知悠子作成

続いて、子供の肥満の実態から見ていこう。全体では、小学 5 年生 10.2%、中学 2 年生の 6.8%、16・17 歳の 6.9%において肥満傾向²がある（図表 3-2-1-2）。興味深いことに、子供の健康の中でも、主観的健康観や虫歯の本数、うつ傾向などにおいては、生活困難度別に差が見られるものの、肥満率に関しては、生活困難度別の差は見られなかった。

図表 3-2-1-2 肥満の子供の割合



² 国際肥満タスクフォースの定めた基準による。

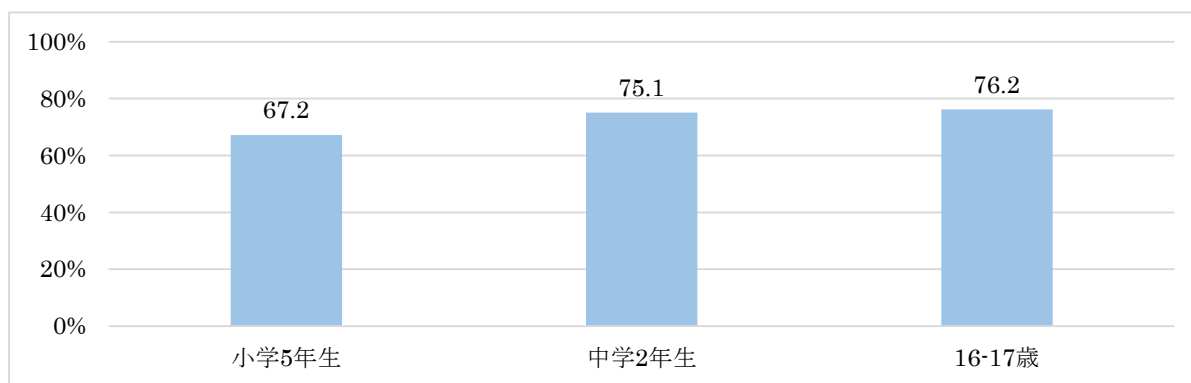
2 母親の労働時間

子供の肥満は母親の就労状況と関連しているのであろうか。その関係を見る前に、まず、母親の労働時間を確認する。なお、ひとり親世帯（三世代）はサンプル数が少ないため、除外している。

全体で見ると、小学5年生では、母親の有職率は67.2%であり（図表3-2-2-1）、労働時間は、24.5%が「40～50時間未満」、6.3%が「50時間以上」となっている（図表3-2-2-2）。すなわち、小学5年生においても、3割の子供の母親は40時間以上の働き方をしている。中でも、ひとり親世帯（二世代）にて、労働時間が長い母親が多く、34.3%が「40～50時間未満」、8.6%が「50時間以上」となっている。祖父母と同居していない二世代世帯においては、子供の夕食の準備や夜間の時間帯のケアが問題となってくる可能性がある。

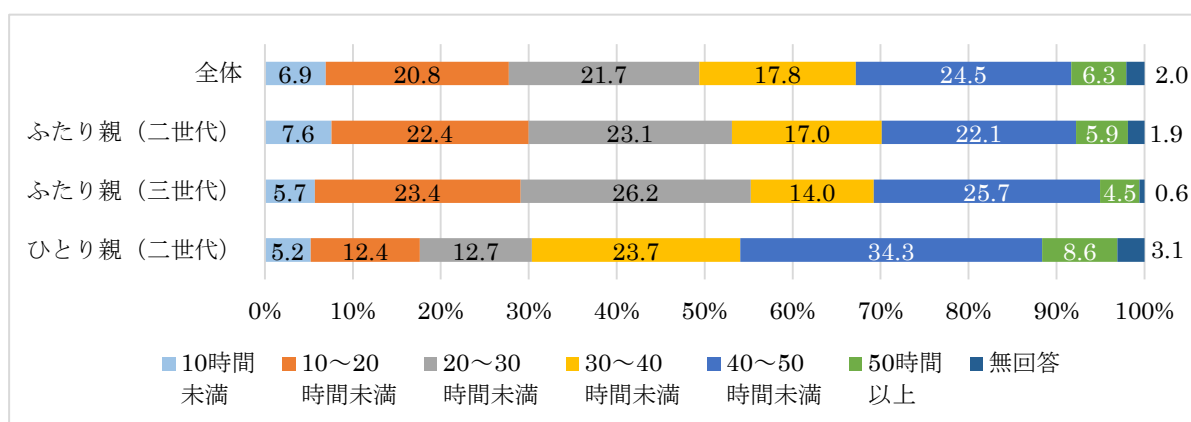
中学2年生では、母親の有職率は75.1%となり（図表3-2-2-1）、労働時間は、22.6%が「40～50時間未満」、6.0%が「50時間以上」となっている（図表3-2-2-2）。ひとり親世帯（二世代）に限ると、40時間以上の労働時間の母親は小学5年生より多くなっている。16-17歳においては、有職率が76.2%とさらに高まり（図表3-2-2-1）、長時間労働の割合も高くなっている（図表3-2-2-2）。

図表 3-2-2-1 母親の有職率

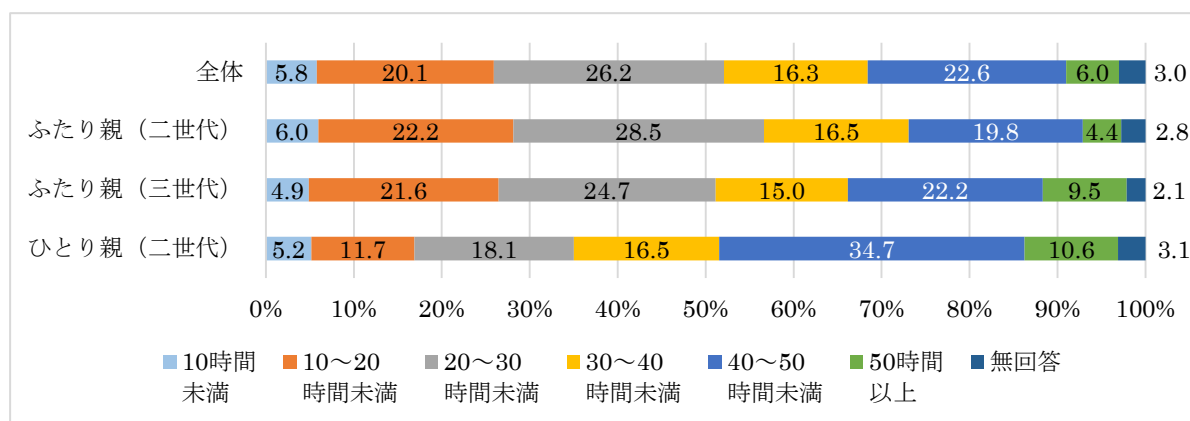


図表 3-2-2-2 働いている母親の労働時間：世帯タイプ別

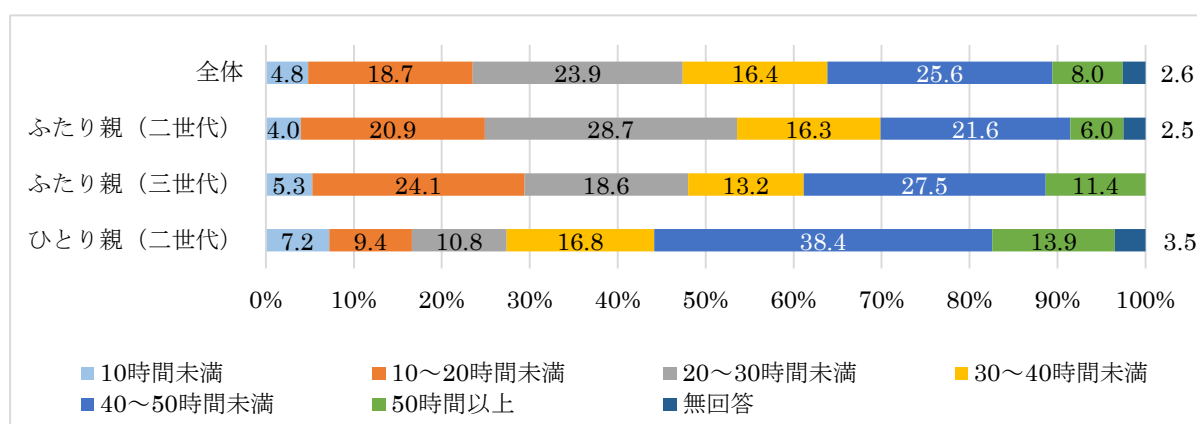
小学5年生(***)



中学2年生(***)

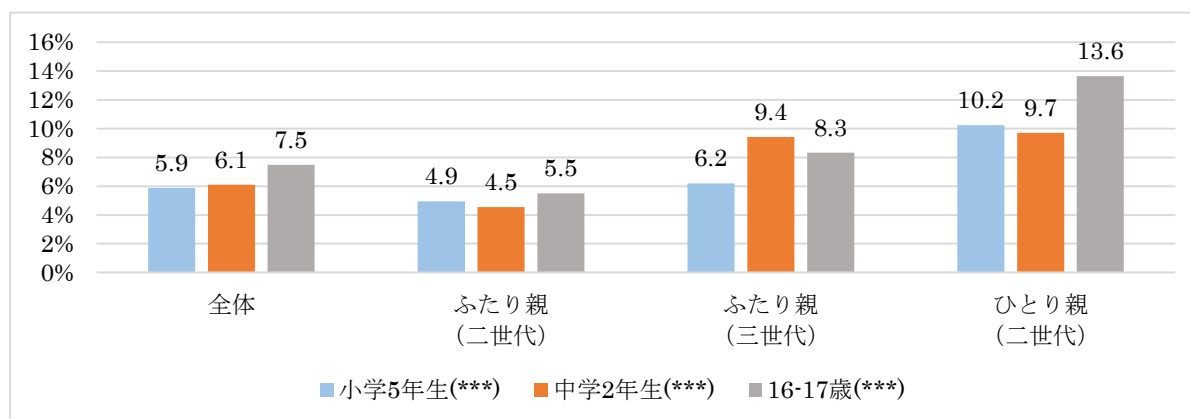


16-17歳(***)



さらに、子供のケアで重要な夜間（20～22 時）に働く母親の割合は、全体では小学校 5 年生で 5.9%、中学 2 年生で 6.1%、16-17 歳で 7.5%であった。中でも、ひとり親世帯（二世帯）において夜間に勤務している母親の割合が高く、16-17 歳では 13.6%を占めている。

図表 3-2-2-3 働いている母親の夜間勤務の割合：世帯タイプ別

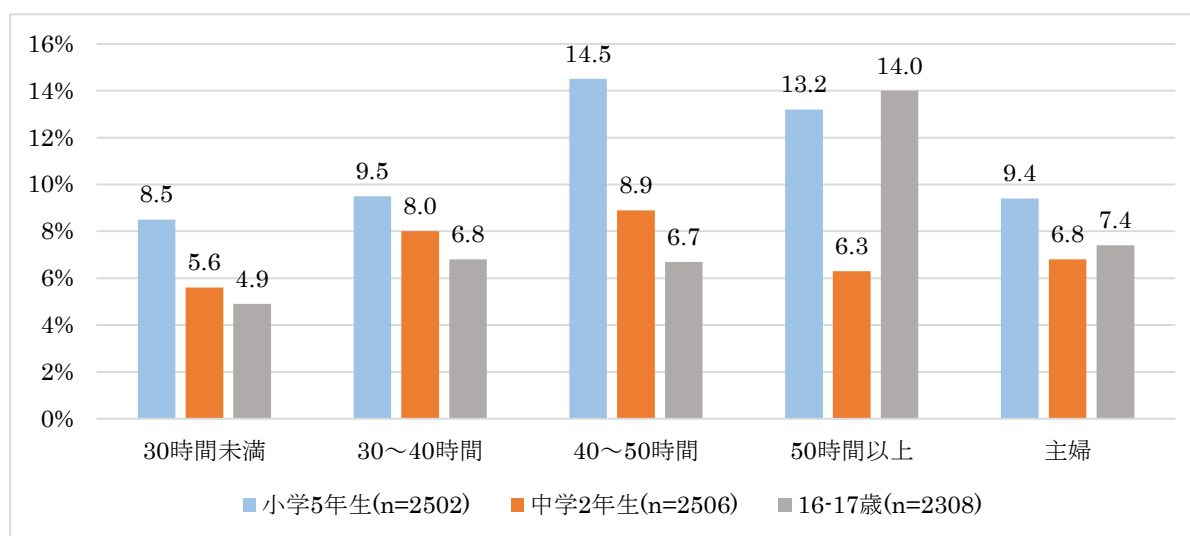


*全体には世帯タイプが不明なケースも含む

3 母親の労働と子供の肥満

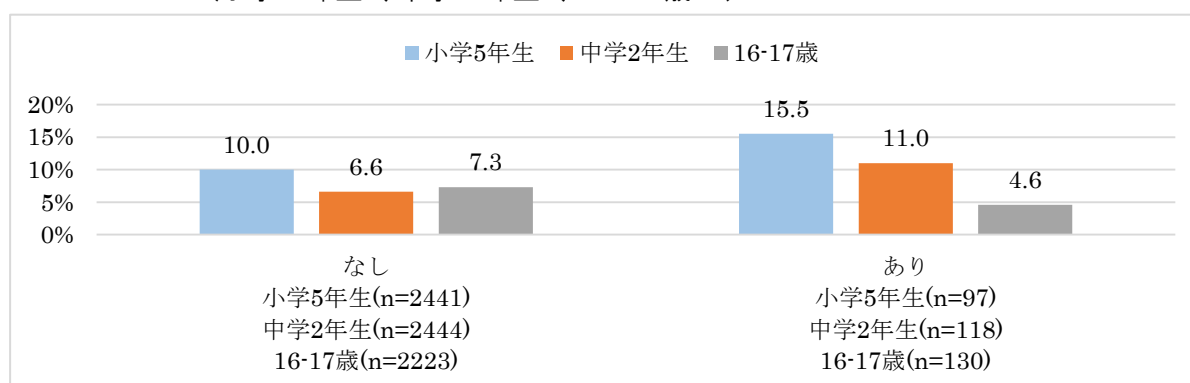
親の労働時間と子供の肥満の関係を見ていく（図表 3-2-3-1）。まず、母親の労働時間別に子供の肥満の割合を見ると、親の労働時間が 40 時間を超えると、小学 5 年生と 16-17 歳においては、肥満の子供の割合が高くなっていることがわかる。この 2 つの学年については、統計的に有意差が確かめられる。小学生においては、母親の労働時間が 40~50 時間である場合には 14.5%、50 時間以上だと 13.2%であり、16-17 歳においては、40~50 時間では突出して高くはないが、50 時間以上だと 14.0%と高くなっている。中学 2 年生については、有意差が認められないが、他の年齢と同様に、親が 30 時間未満である場合の肥満度が一番低い。

図表 3-2-3-1 肥満の子供の割合：母親の労働時間別（小学 5 年生**、中学 2 年生 X、16-17 歳***）



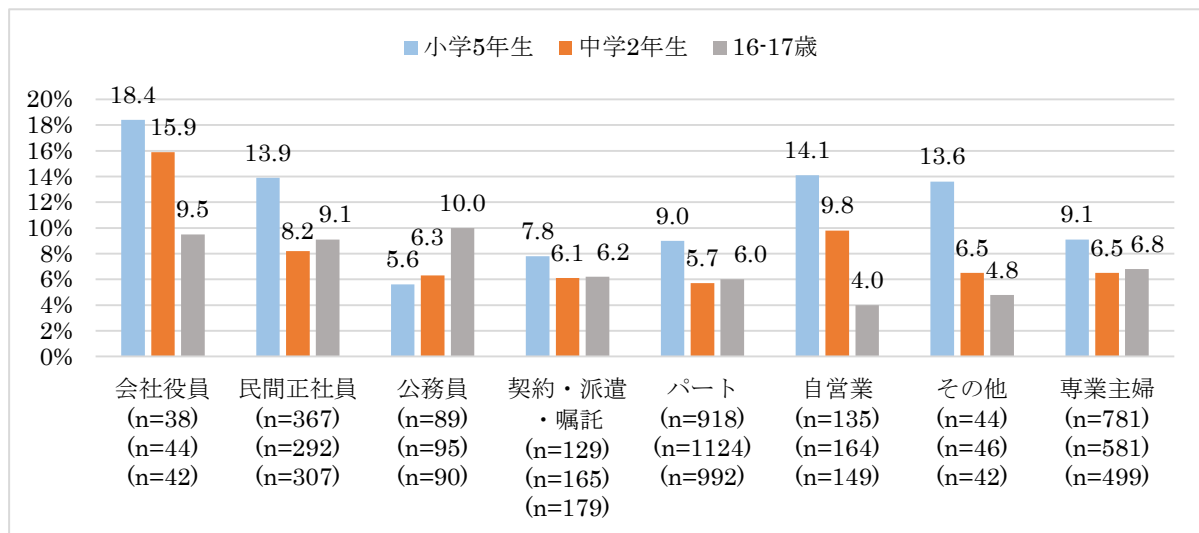
次に、母親の夜勤（20~22 時）の有無別に子供の肥満割合を見た（図表 3-2-3-2）。その結果、統計的な有意差は見られなかったものの、小学校 5 年生と中学校 2 年生では、母親に夜勤がある場合に子供の肥満の割合が高くなる。

図表 3-2-3-2 肥満の子供の割合：母親の夜勤（20~22 時）の有無別
（小学 5 年生*、中学 2 年生*、16-17 歳**）



さらに、母親の就労形態別に子供の肥満割合を見た（図表 3-2-3-3）。すると、小学 5 年生においては、統計的に有意な差が検証され、母親が「会社役員」、「民間正社員」、「自営業者」の場合に、子供の肥満の割合が高くなる。数的にも多く、労働時間も長い「民間正社員」や、「自営業」で働く親を持つ子供は、「公務員」、「契約・派遣・嘱託」で働く母親を持つ子供の約 2 倍の肥満率となっている。

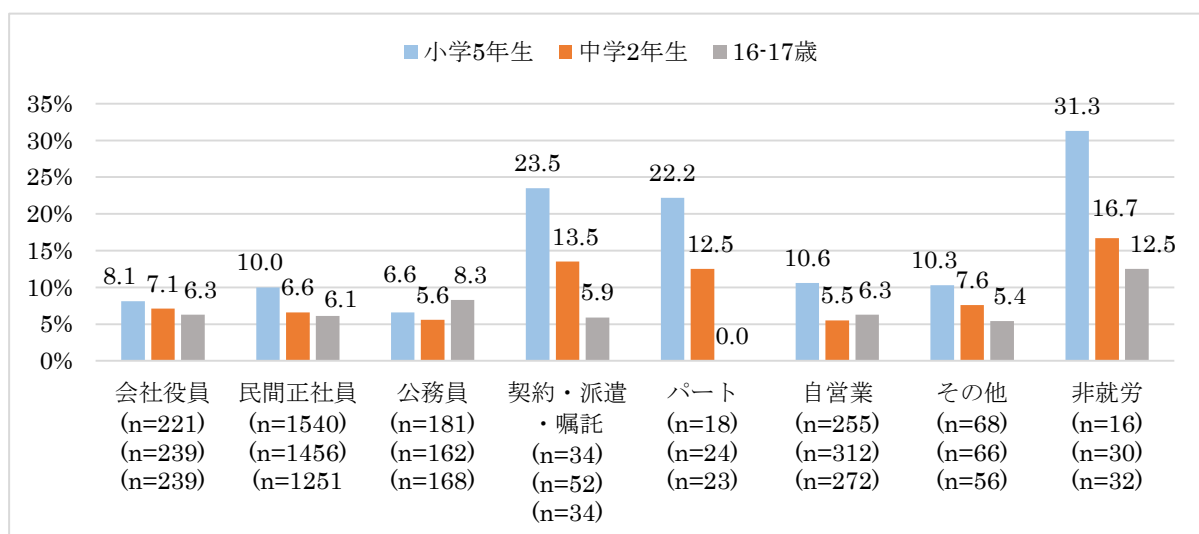
図表 3-2-3-3 肥満の子供の割合：母親の就労形態別（小学 5 年生**、中学 2 年生 X、16-17 歳 X）



※n 値は上から小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳

この関係性は、父親の就労形態にも見ることができる（図表 3-2-3-4）。小学 5 年生のみに顕著な違いが見られ、父親が「非就労」、「契約・派遣・嘱託」である場合に、子供の肥満率が特に高くなっている。

図表 3-2-3-4 肥満の子供の割合：父親の就労形態別（小学 5 年生***、中学 2 年生 X、16-17 歳 X）



※n 値は上から小学 5 年生、中学 2 年生、16-17 歳

4 支援の方向性

東京都の子供の肥満について、少なくとも年齢が比較的若い層（小学 5 年生）においては、母親の労働時間と就労形態、父親の就労形態が関係していることがわかった。父親の就労形態のうち、子供の肥満率が高い「非就労」と「契約・派遣・嘱託」については、現在のところ該当する子供数も少なく、経済状況やその他の家庭内問題を表している可能性もある（図表 3-2-3-4）。しかし、母親の労働時間と就労形態については、親の労働時間が 40 時間以上となり、夜間に及ぶと、子供の肥満を引き起こしていることが示唆される（ここでは、因果関係ではなく相関しか見えていないものの、逆の因果関係、すなわち、子供が肥満であると親の労働時間が長くなる、という関係は考えにくい。図表 3-2-3-1、3-2-3-2、3-2-3-3）。母親の就労形態との関連性は、「民間正社員」や「自営業」の労働時間が長いことからくる間接的な関係と考えられる。

一般的に、「正社員」であることは、収入や待遇面において、「非正規社員」であるよりも優遇されているが、その反面、長時間労働となることがあり、その点において、共働き世帯やひとり親世帯において、子供の食生活や生活リズムなどに影響が出てきている可能性がある。これが、必ずしも「生活困難」を伴うものでないことも示唆されることを考えると、子供食堂などの取組は、子供の欠食や孤食防止、貧困対策の面だけでなく、健康対策としても有意義となる可能性がある。

参考文献

- Kachi Y, T. Otsuka & T. Kawada (2015) “Socioeconomic Status and Overweight: A Population-Based Cross-Sectional Study of Japanese Children and Adolescents”, *J Epidemiol*, 25(7): 463-469.
- Shrewsbury V. & J. Wardle (2008) “Socioeconomic Status and Sdiposity in Childhood: A Systematic Review of Cross-sectional Studies 1990-2005”, *Obesity*, 16(2): 275-284.

第3章 放課後の孤立と抑うつ

可知悠子（日本医科大学 医学部）
窪田杏奈（成城マタニティクリニック）

はじめに

現在、地域の全ての子供を対象とした放課後居場所事業として、放課後子供教室が運営されています。また、保護者の就労などを条件とする学童クラブ事業については、平成27年4月開始の「子ども・子育て支援新制度」によって対象が小学生高学年まで拡大されました。しかしながら、一緒に参加する友人がいないなどの理由で、放課後子供教室に参加しない子供もいます。また、学童クラブについても、実際に対象年齢を拡大するかは各自治体の運用に任されており、東京都内の自治体でも対応にばらつきがあります。その結果、学童クラブに入れない、放課後子供教室が魅力的ではない、放課後に遊ぶ友達がいないなどの理由から、放課後から親が帰宅するまでの時間を1人で過ごす子供が一定数いると考えられます。

小学校高学年は、勉強面では難易度が高くなり、つまずきが出やすくなる時期であり、精神面では思春期に向けて心が揺らぎ、人間関係の悩みが多くなる時期でもあります。さらに、小学4年生への進級を機に、子供の放課後の預け先がなくなってしまうことで、保護者（主に母親）の仕事と子育ての両立が困難になること（いわゆる「小4の壁」）も懸念されます。

どのような世帯において子供が放課後に1人で過ごしているのか、またそのことが子供のメンタルヘルスにどのような影響を与えているのかを、明らかにする必要があります。

分析の目的

本章では、小学5年生を対象に、放課後の孤立の要因を子供自身と親の側面から探ります。さらに、放課後の孤立と抑うつとの関連を検討します。なお、本章では「子供が放課後を1人で過ごすこと」を「放課後孤立」、「放課後を1人で過ごさないこと」を「放課後非孤立」とします。

1 放課後の孤立の実態

小学5年生の孤立状況を見たところ、平日の放課後を1人で過ごす子供の割合は8.9%であった。なお、本調査の対象となった自治体の学童クラブ及び放課後子供教室の現状を見ると、どの自治体でも放課後子供教室の対象学年は全学年である一方、学童クラブの対象学年を小学3年生までに限っている自治体と、全学年としている自治体とが混在している。また、開所時間については、学童クラブの方が放課後子供教室より長い傾向がある。また、放課後子供教室は無料であるのに対し、学童クラブは月額4,000円から6,000円の費用がかかる。

図表 3-3-1-1 小学5年生の放課後孤立の割合

放課後孤立（放課後を1人で過ごす）	8.9%
放課後非孤立（放課後を1人で過ごさない）	88.2%
無回答	2.9%
計	100%
n	2833

図表 3-3-1-2 学童クラブ及び放課後子供教室の現状（調査対象となった自治体）

	学童クラブ	放課後子供教室
保護者の要件	就労、疾病、介護などのために放課後に子供を監護できないこと。	特になし。
対象学年	自治体によって異なる。「小学1年生から小学3年生まで」もしくは全学年。	全学年
開所時間	自治体によって異なる。「17時45分まで」、「17時まで」、「18時まで」。また、18時半まで延長可能な自治体と、19時まで延長可能な自治体がある。	自治体によって異なる。「17時まで」もしくは「18時まで」。また、学校によって異なる自治体もある。
費用	自治体によって異なる。月額4,000円~6,000円。	無料

また、平日放課後の児童館（学童クラブを含む）と放課後子供教室の利用・参加状況を見ると、児童館を全く利用しない子供の割合は 69.0%であり（図表 3-3-1-3）、放課後子供教室に参加していない子供の割合は 71.4%である（図表 3-3-1-4）。さらに、どちらにも参加していない子供の割合は、57.7%である（図表 3-3-1-5）。

図表 3-3-1-3 平日放課後の「児童館(学童クラブを含む)」利用状況(小学 5 年生)

毎日	1.7%
週に 3~4 日	4.2%
週に 1~2 日	14.7%
そこでは全く過ごさない	69.0%
無回答	10.4%
計	100%
n	2833

図表 3-3-1-4 平日放課後の「放課後子供教室」参加状況(小学 5 年生)

参加している	27.3%
参加していない	71.4%
無回答	1.4%
計	100%
n	2833

図表 3-3-1-5 平日放課後の「児童館」、「放課後子供教室」利用・参加状況(小学 5 年生)

両方参加している	8.1%
どちらかに参加している	34.2%
どちらも参加していない	57.7%
計	100%
n	2522

*無回答を除く。

2 放課後孤立と関連のある事柄

放課後孤立と関連のある事柄を、「子供」、「保護者」、「学童クラブへのニーズ」の3つの観点から検討した。

まず、「子供」の側面から見ると、交友関係について「特に仲の良い友達はいない」(25.0%)、「学校に行きたくないと思った経験」について「ある」(11.2%)、「放課後、家で過ごす頻度」について「毎日」(12.5%)、「ほっとできる場所の有無」について「ない」(25.0%)、と回答した子供において、放課後孤立の割合が有意に高い傾向にあった(図表 3-3-2-1)。

図表 3-3-2-1 小学5年生の放課後孤立と関連のある事柄(「子供」)

		放課後 孤立
性別(X)	男子(n=1346)	8.6%
	女性(n=1407)	9.8%
学校の種類(X)	公立(n=2636)	9.3%
	私立・国立(n=127)	5.5%
交友関係(***)	学校の友達(n=2250)	9.1%
	学校以外の友達(n=472)	8.5%
	特に仲の良い友達はいない(n=36)	25.0%
学校に行きたくないと思 った経験(***)	ある(n=1121)	11.2%
	ない(n=1617)	7.7%
いじめられた経験(X)	ある(n=454)	10.1%
	ない(n=2267)	8.8%
放課後、家で過ごす頻度 (***)	毎日(n=1036)	12.5%
	週に3~4日(n=742)	1.5%
	週に1~2日(n=771)	4.2%
	そこでは全く過ごさない(n=122)	1.6%
ほっとできる場所の有無 (***)	ある(n=2617)	8.4%
	ない(n=72)	25.0%

*放課後を一人で過ごすかどうかを聞いた設問において無回答であった者を除いているため、各項目のn数が『平成28年度東京都子供の生活実態調査報告書』本文もしくは付表に掲載された値と一致しない場合がある。

*「交友関係」は、子供票の「問6 あなたの一番仲が良い友達は、どのような友達ですか」に対する回答を「学校の友達」、「学校以外の友達」、「特に仲の良い友達はいない」にまとめた。

また、「保護者」の側面から見ると、「世帯タイプ」では「ひとり親世帯（二世代）」（16.0%）、
「母親の就労状況」では「正社員」（22.1%）、「母親の残業の有無」では「ある（週あたり労働時
間が 40 時間以上）」（20.7%）と回答した保護者の子供において、放課後孤立の割合が有意に高い
傾向にあった。父親の就労状況や残業は、子供の孤立と関連しなかった（図表 3-3-2-2）。

図表 3-3-2-2 小学 5 年生の放課後孤立の要因（保護者）

		放課後 孤立
世帯年収(X)	200 万未満(n=227)	8.4%
	200 万~600 万未満(n=564)	9.4%
	600 万~900 万未満(n=689)	8.0%
	900 万以上(n=746)	11.5%
世帯タイプ(***)	ふたり親（二世代）(n=2249)	9.0%
	ふたり親（三世代）(n=226)	4.4%
	ひとり親（二世代）(n=194)	16.0%
	ひとり親（三世代）(n=60)	1.2%
母親の就労状況(***)	会社役員(n=38)	13.2%
	正社員(n=480)	22.1%
	契約・派遣・パート(n=1130)	8.8%
	自営業(n=142)	3.5%
	団体・その他(n=49)	12.2%
	主婦・学生など(n=858)	2.6%
母親の残業の有無(***)	ある(n=256)	20.7%
	ない(n=1585)	8.3%
父親の就労状況(X)	会社役員(n=231)	8.7%
	正社員(n=1851)	9.0%
	契約・派遣・パート(n=64)	10.9%
	自営業(n=281)	7.8%
	団体・その他(n=74)	5.4%
	主夫・学生など(n=18)	5.6%
父親の残業(X)	ある(n=1795)	8.8%
	ない(n=552)	9.2%

*放課後を一人で過ごすかどうかを聞いた設問において無回答であった者を除いているため、各項目の n 数が『平成 28 年度東
京都子供の生活実態調査報告書』本文もしくは付表に掲載された値と一致しないことがある。

最後に、「学童クラブへのニーズ」の側面から見ると、「小学校高学年も利用できる学童クラブの利用状況」について「利用時間や制度等使いづらい」(25.8%)、「小学校高学年も利用できる学童クラブに対する興味」が「ある」(11.5%)、と回答した保護者の子供において、放課後孤立の割合が有意に高い傾向にあった(図表 3-3-2-3)。

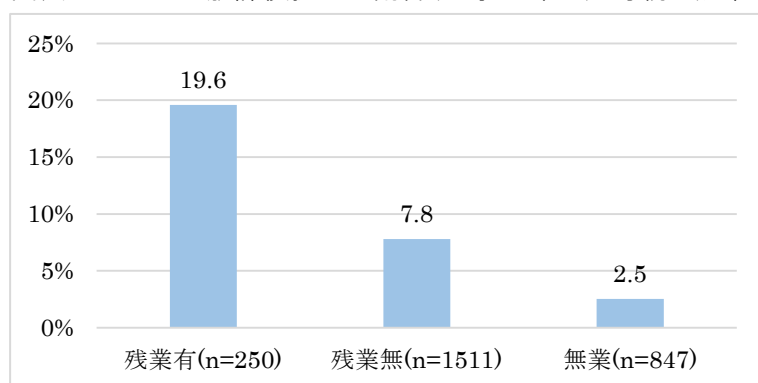
図表 3-3-2-3 小学 5 年生の放課後孤立の要因(学童クラブ利用ニーズ)

		放課後 孤立
小学校高学年も利用できる 学童クラブの利用状況(***)	利用したことがある(n=1176)	10.1%
	利用したいと思わない(n=879)	7.3%
	条件を満たしていない(n=92)	10.9%
	利用時間や制度等使いづらい(n=66)	25.8%
	利用方法がわからなかった(n=72)	8.3%
	知らなかった(n=275)	7.3%
小学校高学年も利用できる 学童クラブに対する興味(***)	ある(n=781)	11.5%
	ない(n=1957)	8.0%

*放課後を一人で過ごすかどうかを聞いた設問において無回答であった者を除いているため、各項目の n 数が『平成 28 年度東京都子供の生活実態調査報告書』本文もしくは付表に掲載された値と一致しないことがある。

以上の結果のうち、子供に関する事柄では「特に仲の良い友達がいないこと」、保護者に関する事柄では「母親の残業」が放課後孤立と強く関連している重要と考えられる。これらについてより深く検討するため、まず、「特に仲の良い友達がいない」と回答した子供を分析対象から除き、母親の残業と放課後孤立との関連を分析したところ、仲の良い友達がいた場合であっても、母親が残業していると放課後孤立の割合が高いことがわかった(図表 3-3-2-4)。

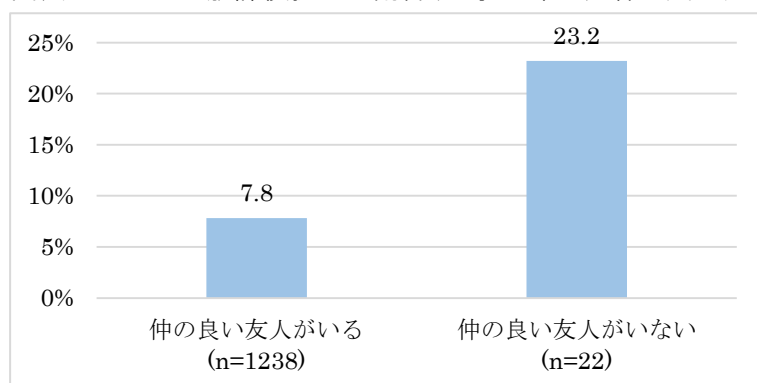
図表 3-3-2-4 放課後孤立の割合(小学 5 年生):母親の残業の有無別(***)



*分析対象から仲の良い友達がいない子供を除いた。

次に、母親が残業している子供及び母親が働いていない子供を分析対象から除き、仲の良い友達の有無と放課後孤立の関連を分析したところ、母親が残業していなくても、仲の良い友達がない場合に放課後孤立の割合が高いことがわかった（図表 3-3-2-5）。したがって、「仲の良い友達がないこと」と、「母親が残業していること」は、放課後孤立と同程度関連することが示された。

図表 3-3-2-5 放課後孤立の割合(小学 5 年生):仲の良い友達の有無別(***)

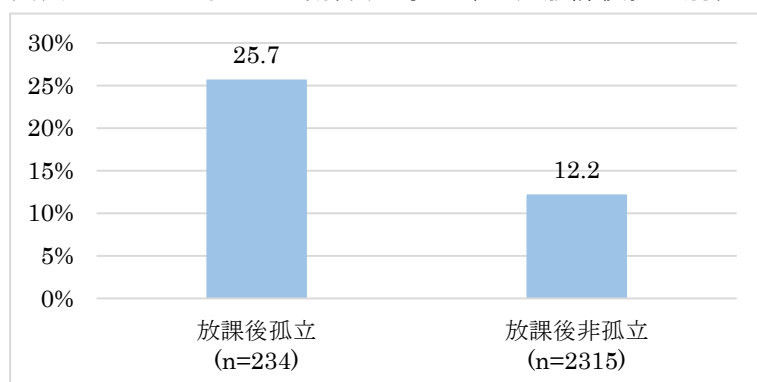


*分析対象から母親が残業している子供、母親が働いていない子供を分析対象から除いた。また、「交友関係」の回答のうち、「学校の友達」、「学校以外の友達」を「仲の良い友達がいる」とした。

3 放課後孤立と抑うつに関連

放課後孤立と放課後非孤立において、子供の抑うつの割合を比較した（図表 3-3-3-1）。すると、放課後孤立している子供（25.7%）の方が、孤立していない子供（12.2%）に比べ、抑うつの割合が 2 倍以上高いことがわかった。

図表 3-3-3-1 抑うつの割合(小学 5 年生):放課後孤立別(***)



4 支援の方向性

因果関係について詳細は不明だが、放課後に孤立している子供が、そうでない子供に比べ抑うつ状態である確率が高く、なんらかの対策が必要だと考えられる（図表 3-3-3-1）。

まず、母親が残業することで、子供が放課後を 1 人で過ごす可能性が高くなることが示された一方で（図表 3-3-2-2、3-3-2-4）、父親の残業にはそのような関連が確認されなかった。厳密には本章では、放課後孤立と母親の残業の相関しか見ていないが、逆の因果関係、すなわち、子供が放課後に孤立していると、母親が残業するという関係は考えにくい。また、父親の残業が放課後の孤立と関連しなかった理由は、父親の多数が残業をしているためと考えられる。したがって、保護者（特に父親）が、なるべく早く帰宅して子供と一緒に過ごせるような環境づくりが重要である。東京都が展開する働き方改革推進事業は、子供の孤立への対策ともなりうると考えられる。

次に、学童クラブの今後のあり方についてである。平成 27 年の法律改正を機に、従来の小学 3 年生までとされた学童クラブは、高学年まで対象が拡大された。しかしながら、実際の運用は各自治体に任されている。また、放課後孤立している子供を持つ保護者の方が、学童クラブに興味があると回答している割合が高い（図表 3-3-2-3）。学童クラブの対象年齢を拡大することも放課後孤立解消の一つの方策といえる。

一方で、学校以外に放課後の居場所を作っていくことも重要である。「仲の良い友達はいない」、「学校に行きたくないと思った経験がある」と回答した子供ほど、放課後に孤立している傾向があった（図表 3-3-2-1）。学童クラブや放課後子供教室の多くは、学校の校庭や教室を用いて運営されており、そもそも学校に居たくない、学校に居づらいと思う子供にとっては、利用しにくいと思われる。例えば、フィンランドのレイッキピスト（児童公園）や地域図書館など諸外国には学校以外の放課後の居場所を提供している事例もある。

最後に、一自治体の施策の範疇を超えるが、そもそもの学童クラブの目的についても考え直す余地もあるだろう。日本では、学童クラブは子供の預け先という意味合いが強いように思われる。

一方、先進諸国では、学童クラブは、子供の預け先ではなく、子供の健全な発育・成長の場として捉えられている（池本美香 2014）。例えば、イギリスでは、学童クラブで行われるプログラム内容を子供主体で考案する機会を提供したり、親の就労に関係なく子供の成長の場として参加できるような仕組みになっている。学童クラブの対象年齢が拡大しても、プログラム内容が依然低学年向けのままであれば、高学年の子供は楽しめず、保護者の帰宅を待つだけの場所としての位置づけとなり、子供たちは学童クラブに参加する価値を見出せないであろう。

また、イギリスでは 8 歳未満の子供を預かる施設やサービスは教育水準局に登録することが義務付けられており、同局によって質のチェックを受けるシステムがある。そのような第三者評価を受けるシステムの構築も検討に値する。

参考文献

池本美香（2017）「イギリスにおける子どもの放課後支援」『日本学童クラブ学会』4: 3-12.

第4部

自己肯定感とレジリエンス

第 1 章 子供の困難に立ち向かう力

小田川華子（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

子供の生活実態調査から、2 割以上（小学 5 年生 20.5%、中学 2 年生 21.6%、16-17 歳 24.0%）の子供が生活困難な状況にあることが明らかになりました。これらの子供たちを支援するには、経済的な支援のほか、生活面や教育など、様々な支援が必要ですが、支援を必要とする子供自身が、生きることに価値を見出せず、希望を失ってしまっているような場合には、支援が届きにくくなってしまいます。例えば、引きこもり状態になってしまった若者を就労支援につなげるためには、時間をかけて寄り添い型の支援をすることによって、若者の内面に働きかけていく必要があると言われています。子供たちも同様です。それでは、子供が生活困難に陥っても逆境をはねのけ、困難に立ち向かう力を持てるようにするには、どのようにすればよいのでしょうか。

分析の目的

先行研究によると、この困難に立ち向かう力（学術的にはレジリエンスと呼ばれる）は自尊心（自己肯定感）、頑強性や自己効力感と関わりがあるとされています。フレーザー（2009）は「自尊心とは、自分の対処能力、価値、差異をもたらし、困難から退くのではなく直面し、成功と失敗の両方から学び、自己とも他者とも尊敬をもって接する能力について個人がもつ感情や考え方を含むものとして理解される」と述べています。つまり、自己肯定感が高い子供は、レジリエンスが高く、たとえ生活上の困難に陥っても、それを跳ね除け、その状況から抜け出すことができると言われています。

そこで、本分析では、生活困難層の子供の自己肯定感に着目し、生活困難層の中でも自己肯定感が高い子供はどのような特徴があるのか分析しました。生活困難の中にあっても自己肯定感が高い子供を分析することによって、自己肯定感がどのような条件が揃えば高くなるのかのヒントを得ることができます。

1 困難に立ち向かう力の分析方法

(1) 自己肯定感の指数化

分析にあたり、子供票の自己肯定感に関する次の8項目を指数化した。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①「がんばれば、むくわれると思う」 | ⑤「不安に感じることはないと思う」 |
| ②「自分は価値のある人間だと思う」 | ⑥「孤独を感じることはない」 |
| ③「自分は家族に大事にされていると思う」 | ⑦「自分の将来が楽しみだ」 |
| ④「自分は友だちに好かれていると思う」 | ⑧「自分のことが好きだ」 |

これらについて、「とてもそう思う」を3、「そう思う」を2、「あまり思わない」を1、「思わない」を0として合算し、0~24の値をとる指数にした。0に近いほど自己肯定感が低く、24に近いほど自己肯定感が高いことを意味する。

(2) 分析の方法

第2節では自己肯定感の困窮層から一般層までを含めた概況を示す。第3節以降は分析対象を生活困難層に限定した上で、生活習慣、周囲の人との会話の頻度、学習関連の状況、狭小住宅、子供期の体験剥奪に関する項目と自己肯定感の関係を分析する。なお、自己肯定感指数は0点から24点の25段階にもなり、他の指標との関連を見ようとした場合、各段階のサンプル数が非常に少なくなり、分析が困難である。そこで、25段階を6段階と2段階に分けた上で分析する。6段階にする場合は、0~4点、5点~8点、9点~12点、13点~16点、17点~20点、21点~24点と分けた(①)。2段階に分ける場合は、自己肯定感が低い子供に注目する場合と、自己肯定感が高い子供に注目する場合で分類し、自己肯定感が低い子供に注目する場合は、0~12点、13~24点に分け(②)、自己肯定感が高い子供に着目する場合は0~16点、17~24点に分けた(③)。これら3つの χ^2 乗検定の有意水準は各図表のタイトル部分に(①/②/③)の順で示されている。

2 子供の自己肯定感の状況

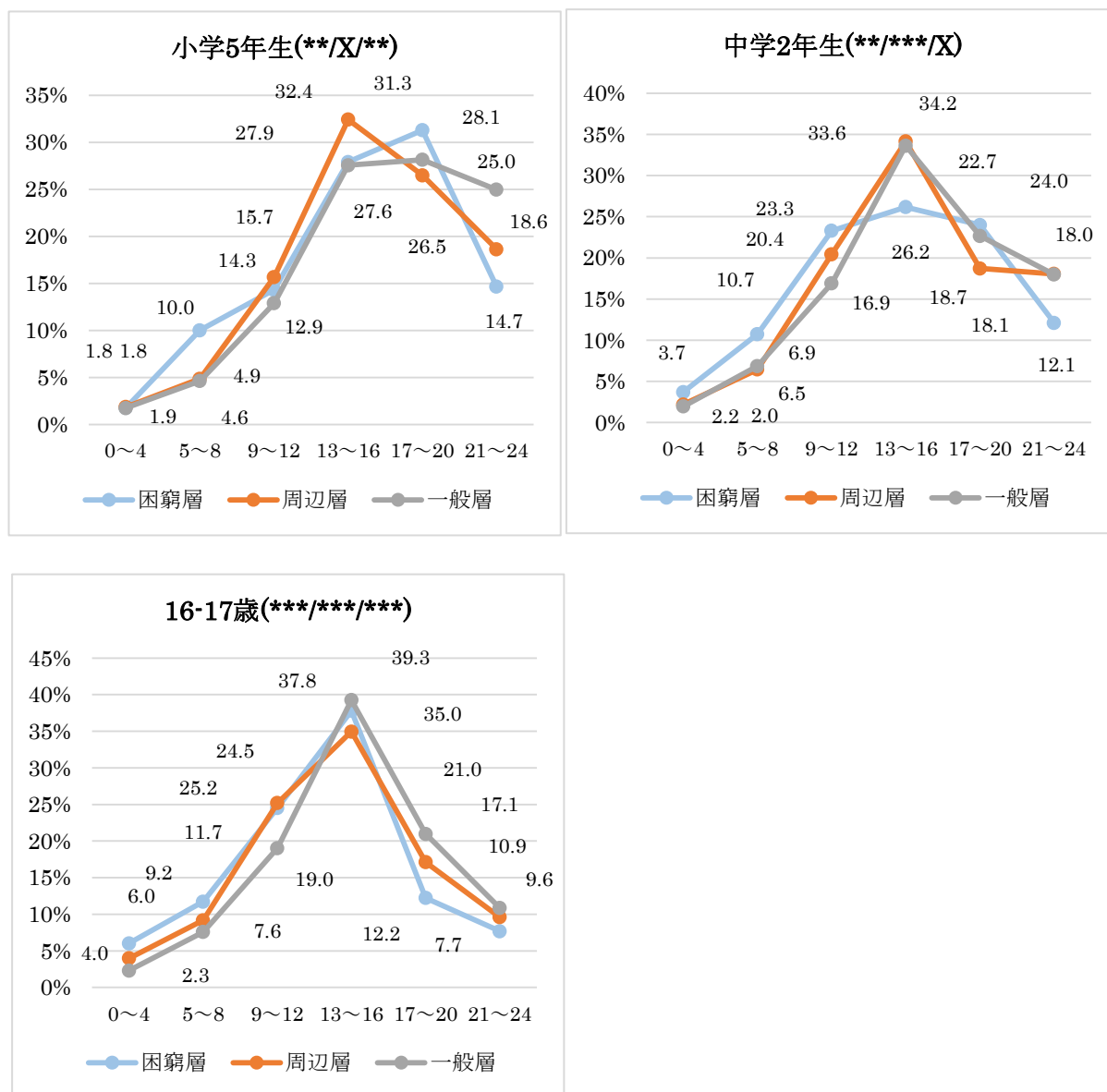
(1) 自己肯定感指数の平均値と分布

24点満点の自己肯定感指数の各学年、生活困難度別、世帯タイプ別、性別の平均値を示したものが図表4-1-2-1である。学年が上がるにつれて自己肯定感は低くなる傾向にあり、また、困窮層ほど自己肯定感が低くなる。自己肯定感指数を6段階に分けて生活困難度別に分布を示した図表4-1-2-2を見ると、困窮層で自己肯定感が低い(0~12点)子供の割合は、小学5年生で26.1%(0~4点1.8%、5~8点10.0%、9~12点14.3%)、中学2年生で37.7%(0~4点3.7%、5~8点10.7%、9~12点23.3%)、16-17歳で42.2%(0~4点6.0%、5~8点11.7%、9~12点24.5%)であり、統計的に一般層との差が表れるのは中学2年生以降である。とりわけ16-17歳では困窮層ほど自己肯定感が低い傾向が顕著である。

図表 4-1-2-1 自己肯定感指数(24 点満点)の平均値

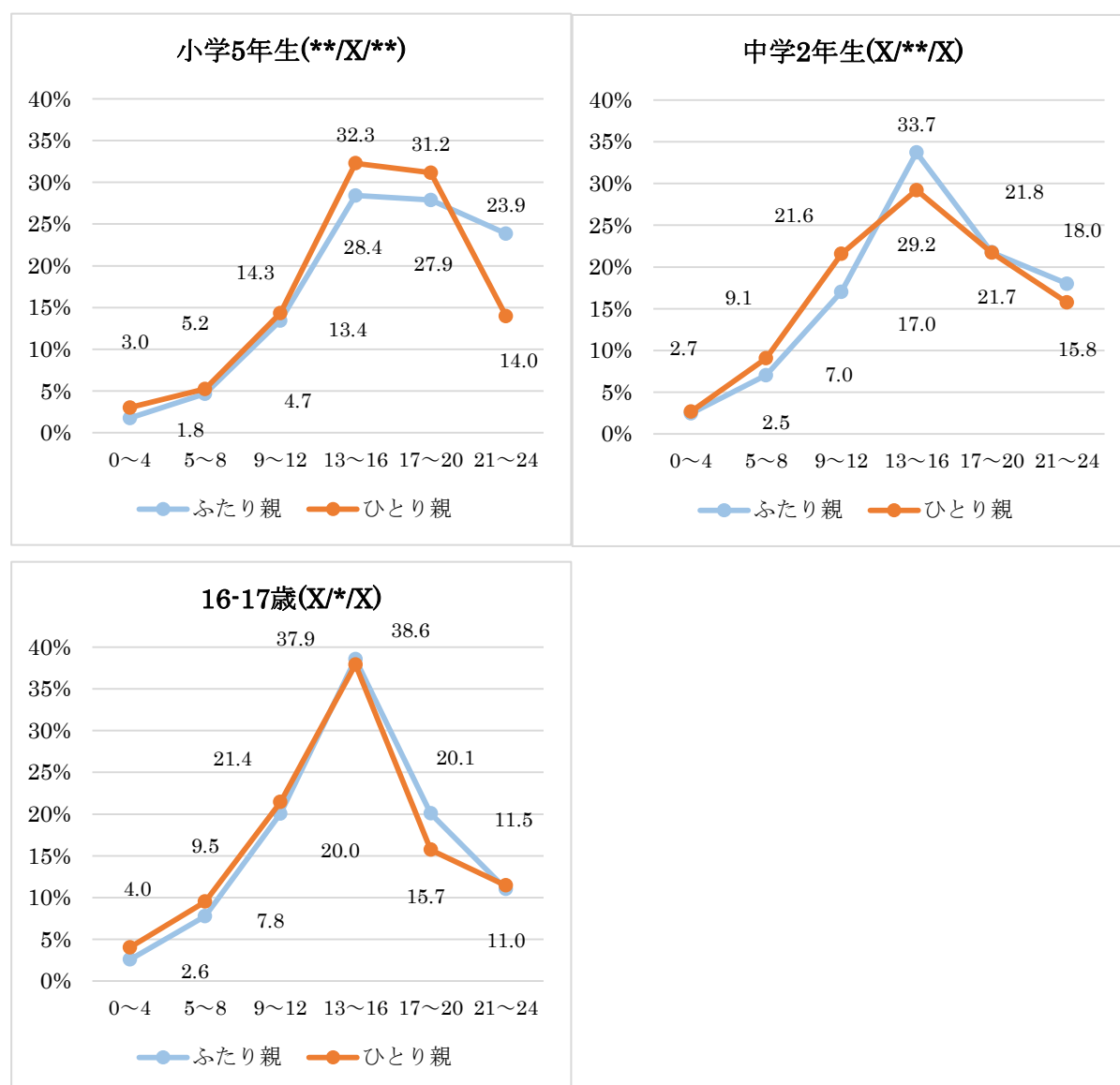
		小学 5 年生	中学 2 年生	16・17 歳
全体		16.4	15.3	14.4
生活 困難度別	一般層	16.6	15.4	14.7
	周辺層	15.9	15.2	13.8
	困窮層	15.3	14.2	13.1
世帯 タイプ別	ふたり親	16.5	15.3	14.5
	ひとり親	15.6	14.9	14.1
性別	男子	16.4	15.6	14.5
	女子	16.4	15.0	14.4

図表 4-1-2-2 自己肯定感指数の分布:生活困難度別



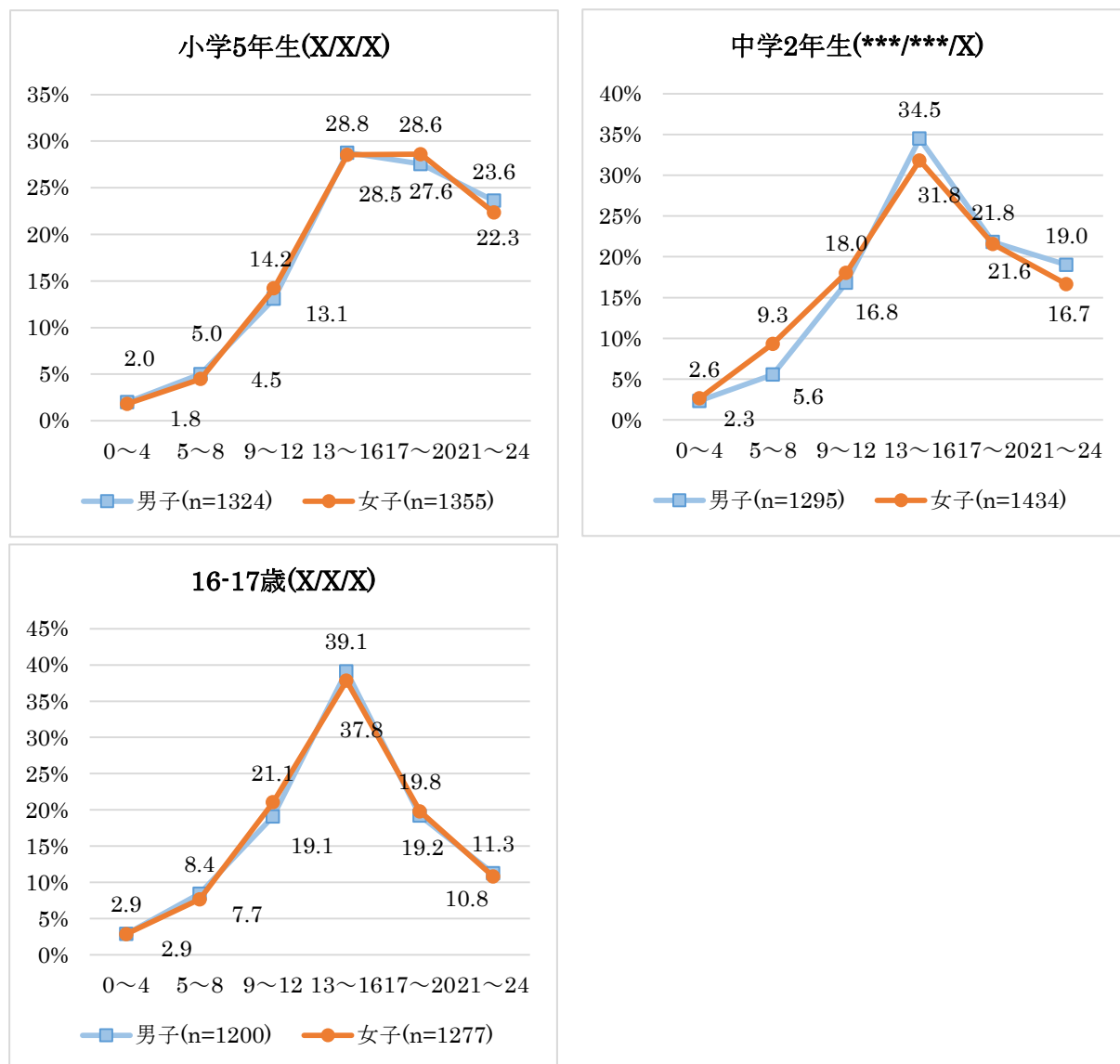
世帯タイプ別に見ると、小学5年生のひとり親世帯の子供で自己肯定感が高い（17～24点）子供の割合は、ふたり親世帯の子供に比べて低い。具体的にはひとり親世帯の場合、45.2%（17～20点 31.2%、21～24点 14.0%）、ふたり親世帯は 51.8%（17～20点 27.9%、21～24点 23.9%）である（図表 4-1-2-3）。また、中学2年生及び 16-17 歳では、ひとり親世帯の子供で自己肯定感が低い（0～12点）子供の割合が、ふたり親世帯に比べて高い。

図表 4-1-2-3 自己肯定感指数の分布：世帯タイプ別



性別に差が見られるのは中学 2 年生のみで、女子の方が自己肯定感が低い傾向が見られる（図表 4-1-2-4）。

図表 4-1-2-4 自己肯定感の分布：性別

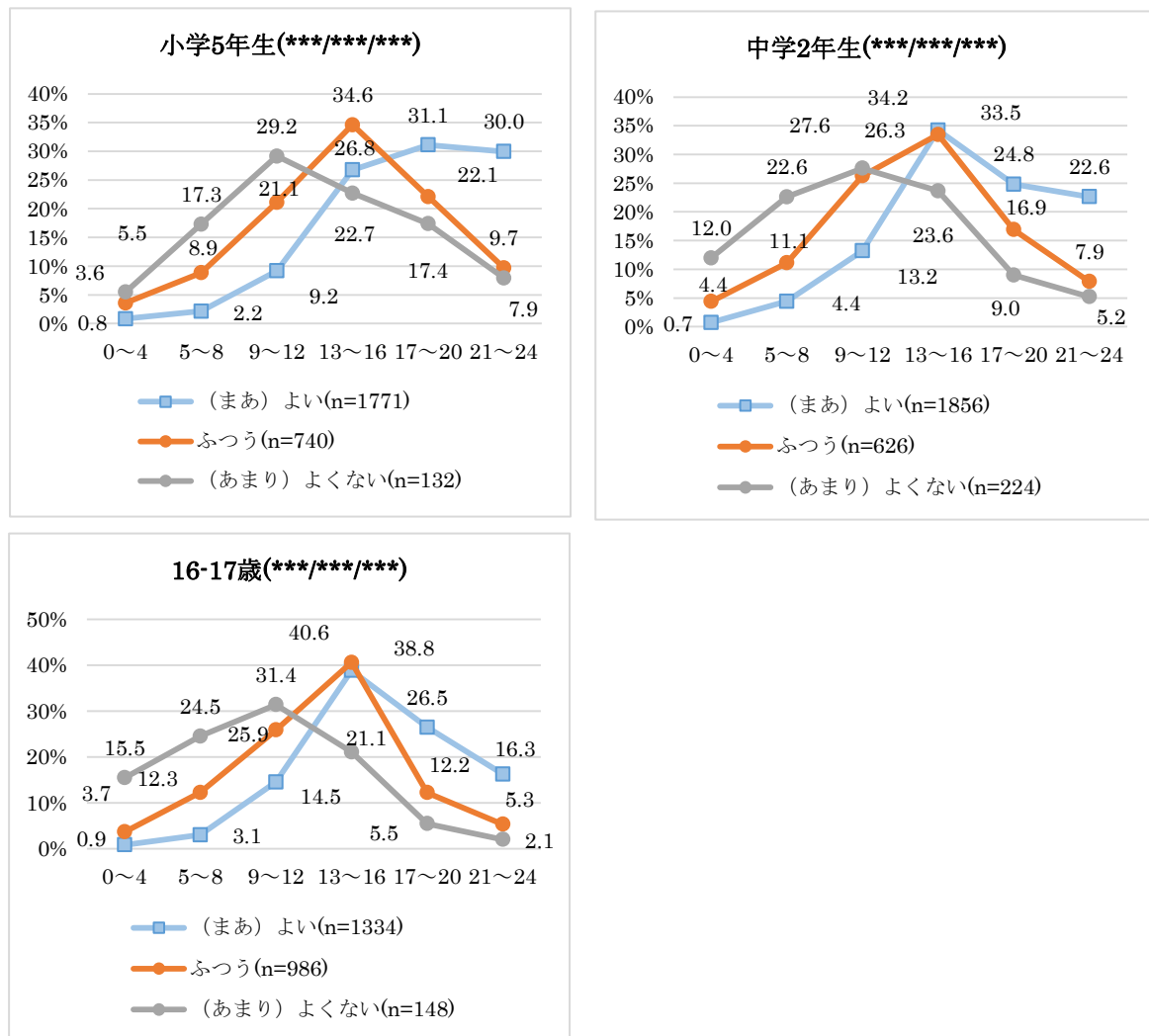


（２）自己肯定感と健康状態

子供の自己肯定感の子供の主観的健康状態によって大きく異なっている。全体として自己肯定感が低いほど、主観的健康状態が悪く、自己肯定感が高いほど、主観的健康状態が良い傾向があった（図表 4-1-2-5）。

具体的には、自己肯定感が低い（0～12 点）子供の割合は、健康状態が「よい」、「まあよい」（図表では「（まあ）よい」と表記）と答えた小学 5 年生の 12.2%（0～4 点 0.8%、5～8 点 2.2%、9～12 点 9.2%）、中学 2 年生の 18.3%（0～4 点 0.7%、5～8 点 4.4%、9～12 点 13.2%）、16・17 歳の 18.5%（0～4 点 0.9%、5～8 点 3.1%、9～12 点 14.5%）と低い一方、健康状態が「あまりよくない」、「よくない」（図表では「（あまり）よくない」と表記）と答えた小学 5 年生の 52.0%（0～4 点 5.5%、5～8 点 17.3%、9～12 点 29.2%）、中学 2 年生の 60.9%（0～4 点 12.0%、5～8 点 22.6%、9～12 点 26.3%）、16・17 歳の 71.4%（0～4 点 15.5%、5～8 点 24.5%、9～12 点 31.4%）と著しく高い。健康状態が「（あまり）よくない」と感じている子供は自己肯定感も低く、支援プログラムに参加する力が弱いことも予想され、様々な観点からの支援策が必要であると考えられる。

図表 4-1-2-5 子供の主観的健康状態と自己肯定感



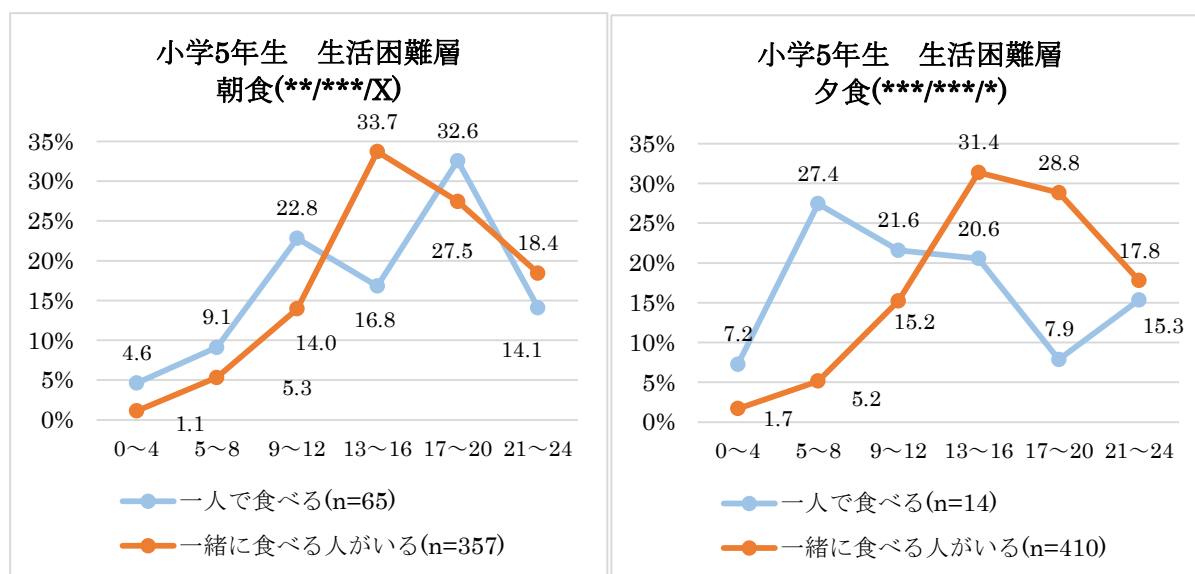
3 生活習慣と自己肯定感

(1) 朝食、夕食の孤食の状況と自己肯定感

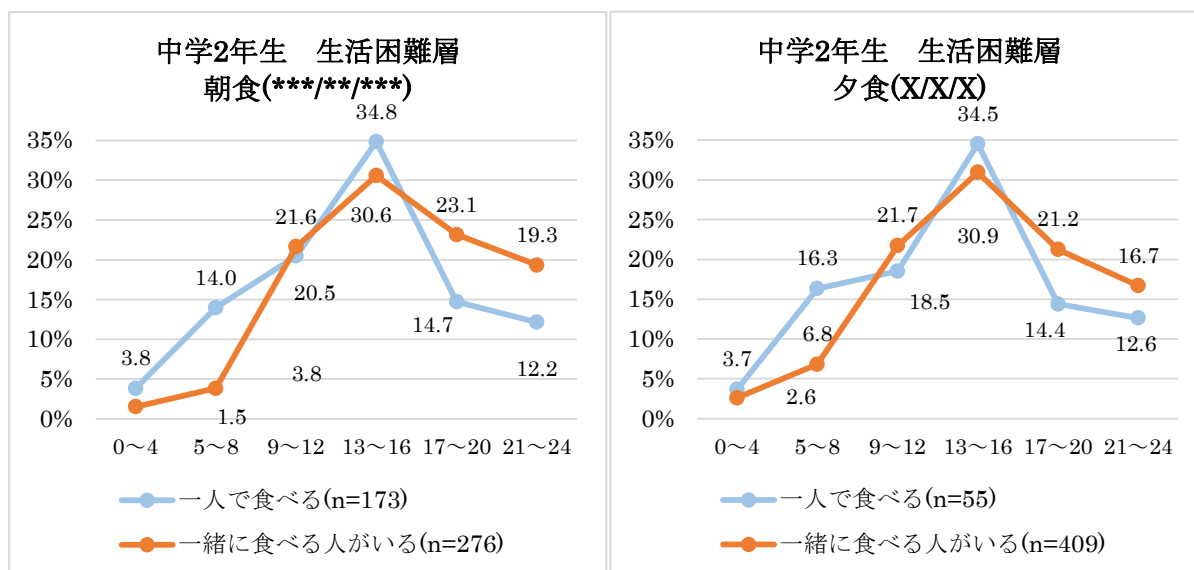
本節以降は、生活困難層のみを対象として分析していく。朝食や夕食を一人で食べることがある子供と、一緒に食べる人がいる子供で自己肯定感を比較した（図表 4-1-3-1、4-1-3-2）。小学 5 年生で自己肯定感が低い（0～12 点）子供の割合は、朝食を一人で食べる子供のうち 36.5%（0～4 点 4.6%、5～8 点 9.1%、9～12 点 22.8%）、夕食を一人で食べる子供のうち 56.2%（0～4 点 7.2%、5～8 点 27.4%、9～12 点 21.6%）である一方、朝食を一緒に食べる人がいる子供では 20.4%（0～4 点 1.1%、5～8 点 5.3%、9～12 点 14.0%）、夕食を一緒に食べる人がいる子供では 22.1%（0～4 点 1.7%、5～8 点 5.2%、9～12 点 15.2%）と低い。中学 2 年生では、朝食の孤食状況により自己肯定感が高い子供（17～24 点）の割合に顕著な違いが見られ、朝食を一人で食べる子供のうち自己肯定感が高い子供の割合は 26.9%（17～20 点 14.7%、21～24 点 12.2%）であるのに対し、朝食を一緒に食べる人がいる子供では 42.4%（17～20 点 23.1%、21～24 点 19.3%）と高い。

このことから、朝食や夕食を一緒に食べる人がいる子供の方が、自己肯定感が低い割合が低いといえる。ただし、中学 2 年生については、夕食が孤食であるかどうかは自己肯定感にあまり関係がない。

図表 4-1-3-1 朝食・夕食の孤食の状況と自己肯定感(小学 5 年生)



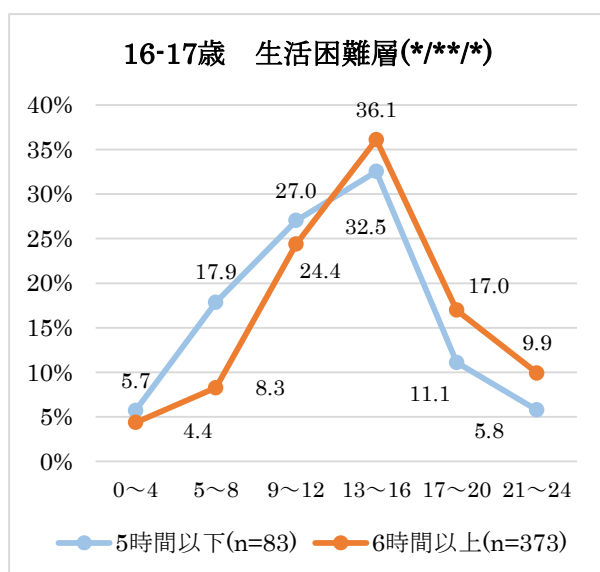
図表 4-1-3-2 朝食・夕食の孤食の状況と自己肯定感(中学2年生)



(2) 睡眠時間

16-17 歳の子供本人に平日の平均的な睡眠時間を聞いているため、平均睡眠時間と自己肯定感の関係を見た(図表 4-1-3-3)。平均睡眠時間を 5 時間以下のグループと 6 時間以上のグループに分けた場合、自己肯定感の傾向に有意な違いが見られた。生活困難層のうち、睡眠時間が 6 時間以上の子供は、自己肯定感が低い(0~12 点)割合が 37.1%(0~4 点 4.4%、5~8 点 8.3%、9~12 点 24.4%)、自己肯定感が高い(17~24 点)割合が 26.9%(17~20 点 17.0%、21~24 点 9.9%)であるのに対し、5 時間以下の子供は、自己肯定感が低い割合が 50.6%(0~4 点 5.7%、5~8 点 17.9%、9~12 点 27.0%)と高く、自己肯定感が高い割合が 16.9%(17~20 点 11.1%、21~24 点 5.8%)と低い。つまり、睡眠時間が 6 時間以上の子供は 5 時間以下の子供に比べ、自己肯定感が高い傾向があるといえる。

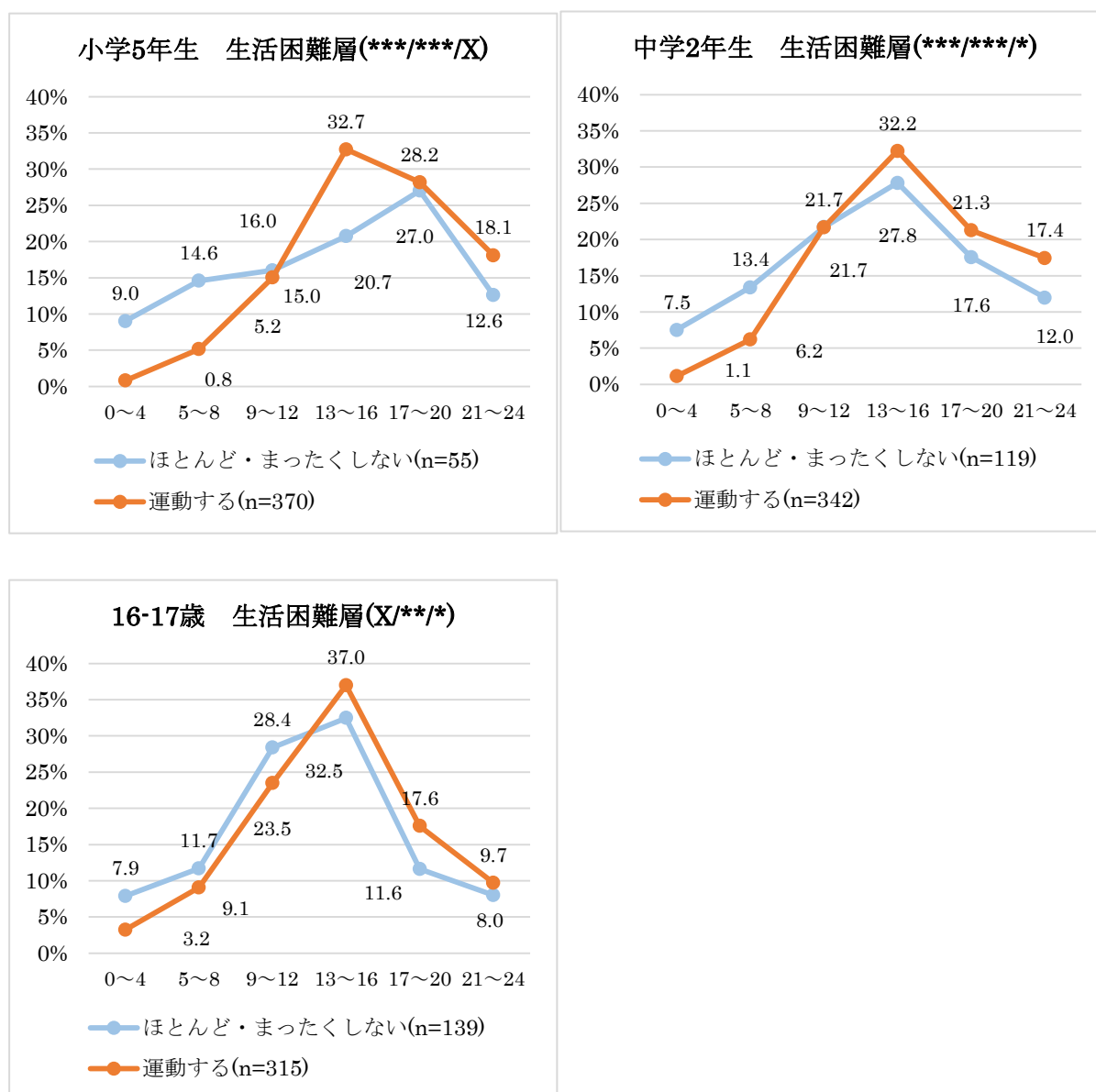
図表 4-1-3-3 睡眠時間と自己肯定感(16-17 歳)



(3) 運動

30分以上身体を動かす遊びや習い事を週に1回以上している(=運動する)かどうかと自己肯定感の関係を見たところ、運動をする子供の方が、自己肯定感が低い(0~12点)割合が低いことが分かった(図表4-1-3-4)。生活困難層で運動を「ほとんど・まったくしない」子供のうち、自己肯定感が低い割合は小学5年生で39.6%(0~4点9.0%、5~8点14.6%、9~12点16.0%)、中学2年生で42.6%(0~4点7.5%、5~8点13.4%、9~12点21.7%)、16~17歳で48.0%(0~4点7.9%、5~8点11.7%、9~12点28.4%)と高いのに対し、運動をする子供のうち、自己肯定感が低い割合は小学5年生で21.0%(0~4点0.8%、5~8点5.2%、9~12点15.0%)、中学2年生で29.0%(0~4点1.1%、5~8点6.2%、9~12点21.7%)、16~17歳で35.8%(0~4点3.2%、5~8点9.1%、9~12点23.5%)と低い。

図表 4-1-3-4 運動と自己肯定感

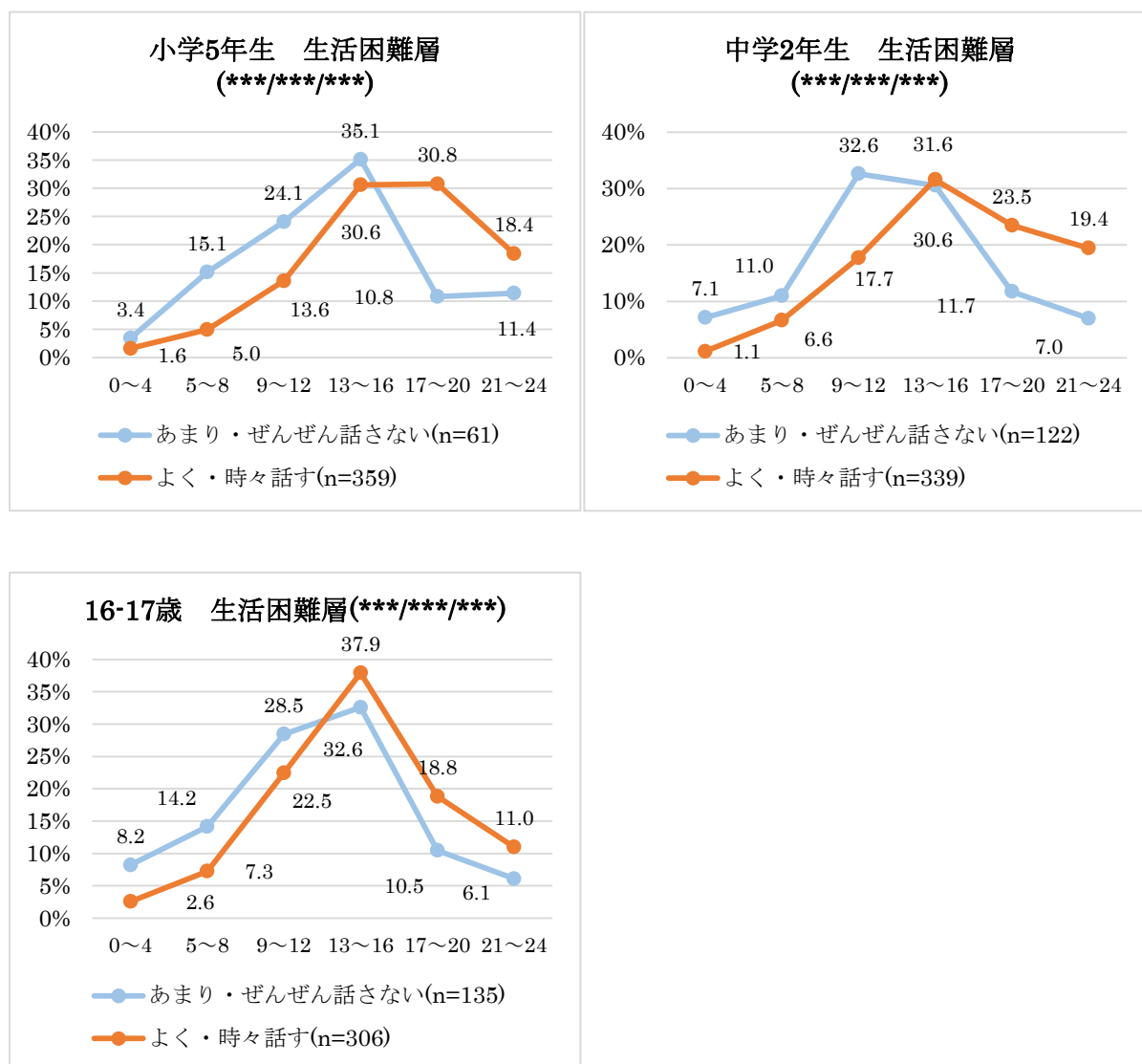


4 周囲の人との会話の頻度と自己肯定感

(1) 家族（親）

困っていることや悩み事、楽しいことや悲しいことを家族（親）と「よく・時々話す」子供と「あまり・ぜんぜん話さない」子供で自己肯定感の違いを見た（図表 4-1-4-1）。すると、3つの学年すべてで、家族（親）と「よく・時々話す」子供の方が、自己肯定感が高い（17~24点）割合が高いことが分かった。生活困難層で家族（親）と「あまり・ぜんぜん話さない」子供のうち自己肯定感が高い子供の割合は、小学5年生で22.2%（17~20点10.8%、21~24点11.4%）、中学2年生で18.7%（17~20点11.7%、21~24点7.0%）、16-17歳で16.6%（17~20点10.5%、21~24点6.1%）である。これに対し、生活困難層で家族（親）と「よく・時々話す」子供で自己肯定感が高い子供の割合は、小学5年生で49.2%（17~20点30.8%、21~24点18.4%）、中学2年生で42.9%（17~20点23.5%、21~24点19.4%）、16-17歳で29.8%（17~20点18.8%、21~24点11.0%）と高い。

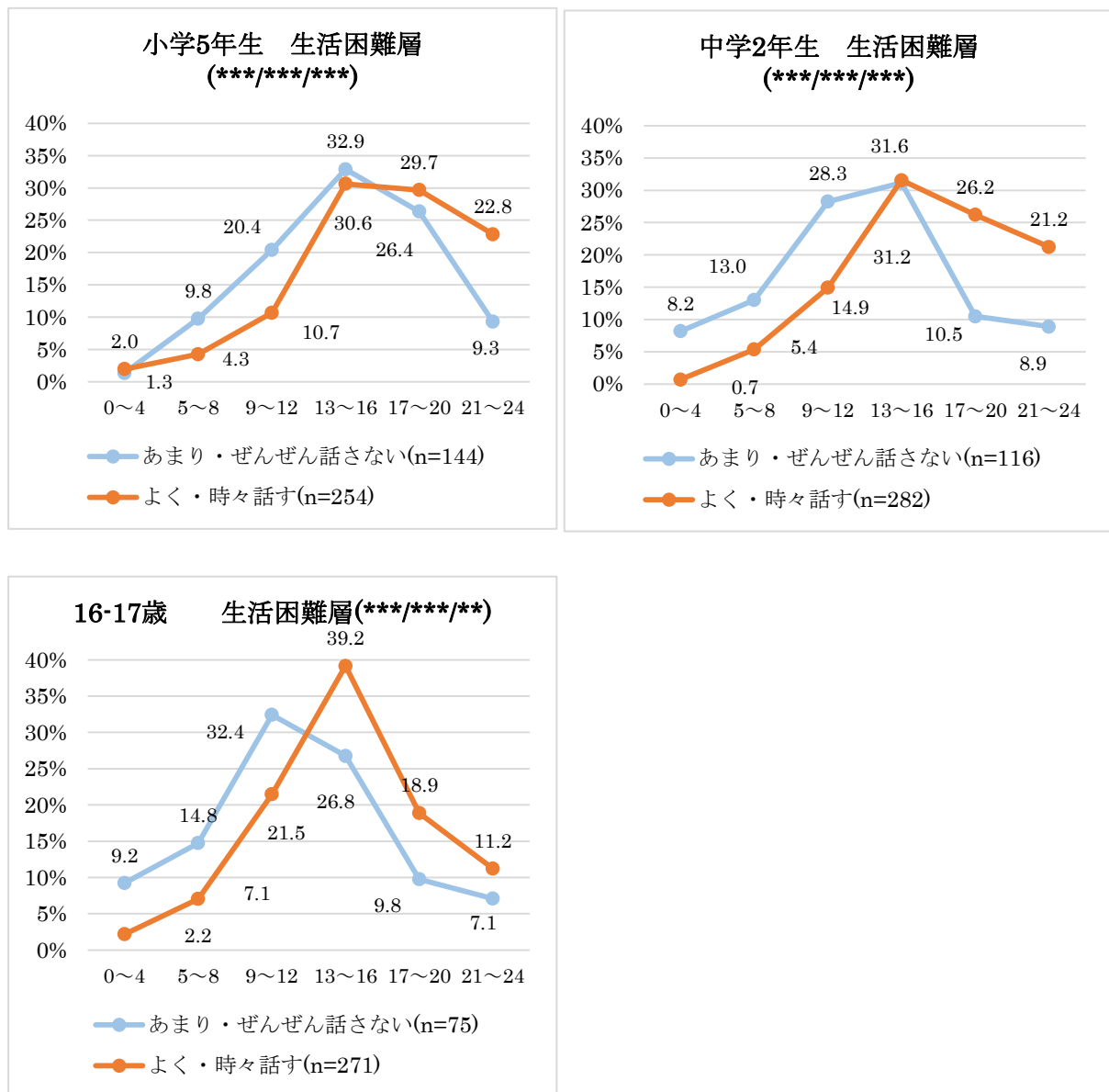
図表 4-1-4-1 親との会話の頻度と自己肯定感



(2) 友人

困っていることや悩み事、楽しいことや悲しいことを友人と「よく・時々話す」子供と「あまり・ぜんぜん話さない」子供の自己肯定感の違いを見た（図表 4-1-4-2）。まず、友人と「よく・時々話す」子供の方が、自己肯定感が高い（17～24 点）割合が高いことが分かった。生活困難層で友人と「あまり・ぜんぜん話さない」子供のうち自己肯定感が高い子供の割合は、小学 5 年生で 35.7%（17～20 点 26.4%、21～24 点 9.3%）、中学 2 年生で 19.4%（17～20 点 10.5%、21～24 点 8.9%）、16-17 歳で 16.9%（17～20 点 9.8%、21～24 点 7.1%）である。これに対し、生活困難層で友人と「よく・時々話す」子供のうち自己肯定感が高い子供の割合は、小学 5 年生で 52.5%（17～20 点 29.7%、21～24 点 22.8%）、中学 2 年生で 47.4%（17～20 点 26.2%、21～24 点 21.2%）、16-17 歳で 30.1%（17～20 点 18.9%、21～24 点 11.2%）と高い。

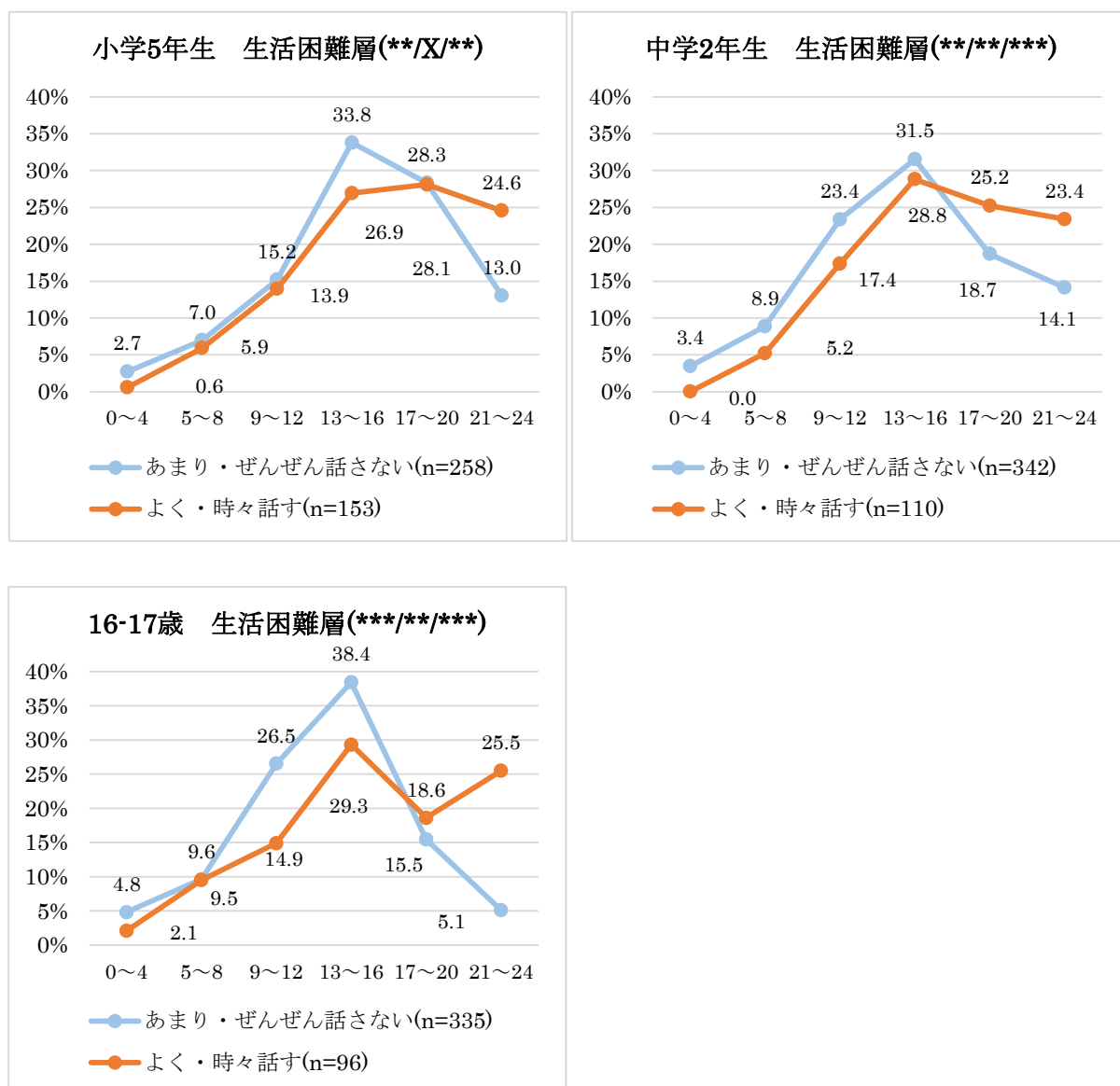
図表 4-1-4-2 友人との会話の頻度と自己肯定感



(3) 学校の先生

困っていることや悩み事、楽しいことや悲しいことを学校の先生に「よく・時々話す」子供と「あまり・ぜんぜん話さない」子供の自己肯定感の違いを見た（図表 4-1-4-3）。まず、生活困難層はどの学年でも、教員と「よく・時々話す」子供の方が、自己肯定感が高い（17～24 点）割合が高い。生活困難層で教員と「あまり・ぜんぜん話さない」子供のうち自己肯定感が高い子供の割合は、小学 5 年生で 41.3%（17～20 点 28.3%、21～24 点 13.0%）、中学 2 年生で 32.8%（17～20 点 18.7%、21～24 点 14.1%）、16-17 歳で 20.6%（17～20 点 15.5%、21～24 点 5.1%）である。これに対し、生活困難層で教員と「よく・時々話す」子供で自己肯定感が高い子供の割合は、小学 5 年生で 52.7%（17～20 点 28.1%、21～24 点 24.6%）、中学 2 年生で 48.6%（17～20 点 25.2%、21～24 点 23.4%）、16-17 歳で 44.1%（17～20 点 18.6%、21～24 点 25.5%）と高い。

図表 4-1-4-3 学校の先生との会話の頻度と自己肯定感

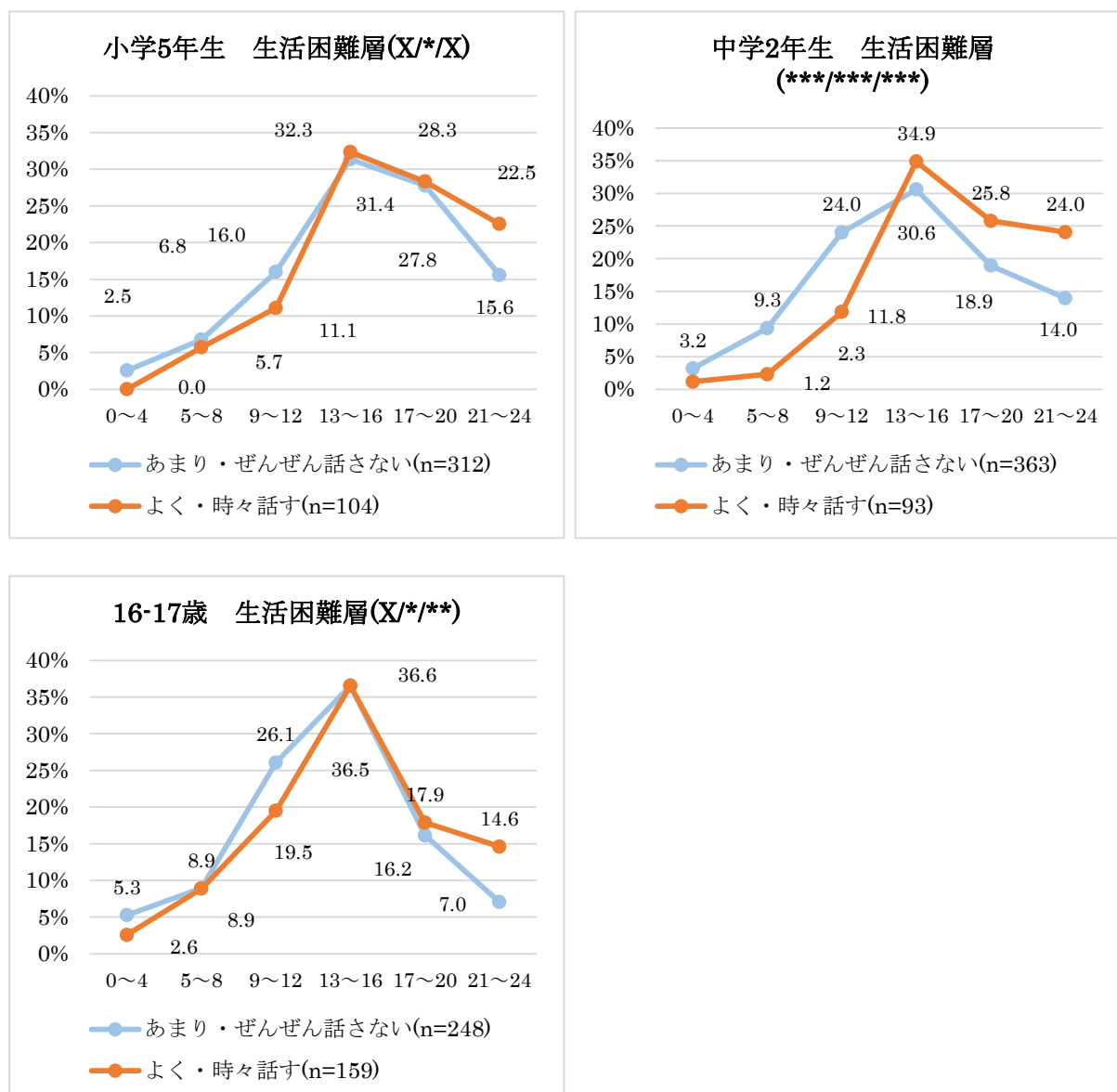


(4) その他の大人

家族や教員以外の大人（小中学生に対する設問は「その他の大人（地域のスポーツクラブのコーチや塾・習い事の先生など）」）に、困っていることや悩み事、楽しいことや悲しいことを「よく・時々話す」子供と「あまり・ぜんぜん話さない」子供の自己肯定感の違いを見た(図表 4-1-4-4)。学年によって傾向が異なり、家族や教員との会話の頻度によって自己肯定感に違いが顕著に出るのは中学2年生である。

中学2年生の生活困難層で家族や教員以外の大人と「あまり・ぜんぜん話さない」子供のうち自己肯定感が高い（17～24点）子供の割合は32.9%（17～20点 18.9%、21～24点 14.0%）であるのに対し、「よく・時々話す」子供では49.8%（17～20点 25.8%、21～24点 24.0%）と高い、家族や教員以外の大人と話す子供の方が、自己肯定感が高い。16・17歳でも家族や教員以外の大人と話す子供の方が、自己肯定感が高い傾向が見られる。小学5年生では、家族や教員以外の大人と話す子供の方が、自己肯定感が低い割合が低い傾向が見られる。

図表 4-1-4-4 その他の大人との会話の頻度と自己肯定感

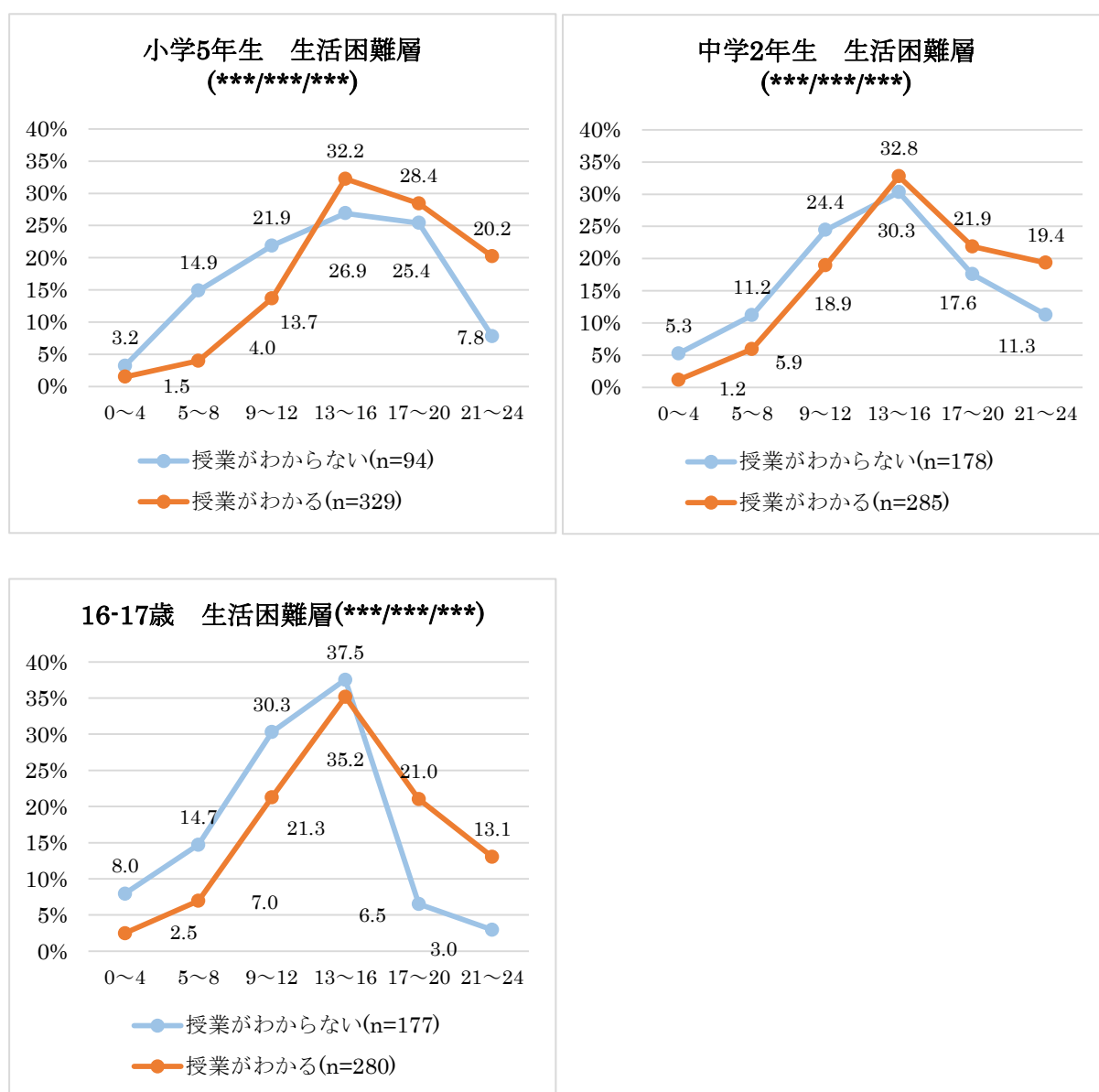


5 授業の理解度と自己肯定感

「学校の授業がわかる（いつもわかる・だいたいわかる）」子供と、「授業がわからない（あまりわからない・わからないことが多い・ほとんどわからない）」子供の自己肯定感の違いを見た（図表 4-1-5-1）。いずれの学年も、授業がわかる子供の方が、自己肯定感が高い。

自己肯定感が高い（17～24 点）子供の割合は、授業がわからない小学 5 年生で 33.2%（17～20 点 25.4%、21～24 点 7.8%）、中学 2 年生で 28.9%（17～20 点 17.6%、21～24 点 11.3%）、16-17 歳で 9.5%（17～20 点 6.5%、21～24 点 3.0%）であるのに対し、授業がわかる小学 5 年生は 48.6%（17～20 点 28.4%、21～24 点 20.2%）、中学 2 年生は 41.3%（17～20 点 21.9%、21～24 点 19.4%）、16-17 歳は 34.1%（17～20 点 21.0%、21～24 点 13.1%）と高い。

図表 4-1-5-1 授業の理解度と自己肯定感

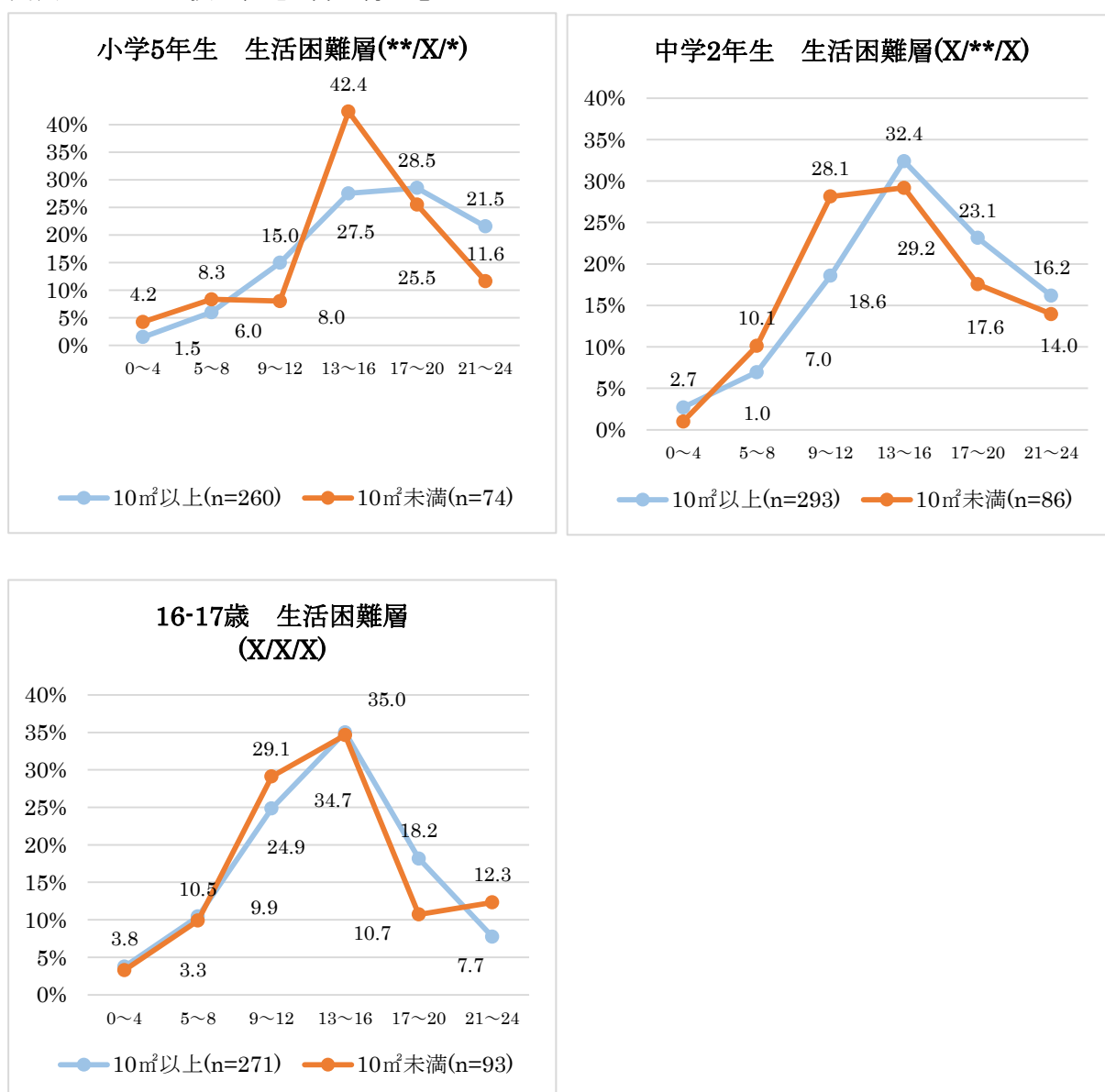


6 狭小住宅と自己肯定感

本調査では保護者に対し、居室（玄関やふろ等は含めない）の面積を聞いている。そこで、居室の面積を世帯人数で割り、一人当たりの居室面積を算出し、10 m²未満を狭小住宅と定義した。この基準は、国土交通省が最低居住面積水準を算定する際、2人以上の世帯の場合、「10 m²×世帯人数+10 m²」という算定式を用いていることによる。

狭小住宅と自己肯定感との関係を見ると、学年により傾向が異なる（図表 4-1-6-1）。小学5年生では、狭小住宅に住む生活困難層は、自己肯定感が高い（17～24点）割合が一人当たり10 m²以上の住宅に住む子供より低く、中学2年生では、自己肯定感が低い（0～12点）割合が一人当たり10 m²以上の住宅に住む子供より高くなる。16-17歳では、狭小住宅に住む子供の割合が小中学生よりも高いが、狭小住宅であるかどうかで自己肯定感に大きな違いは見られない。

図表 4-1-6-1 狭小住宅と自己肯定感

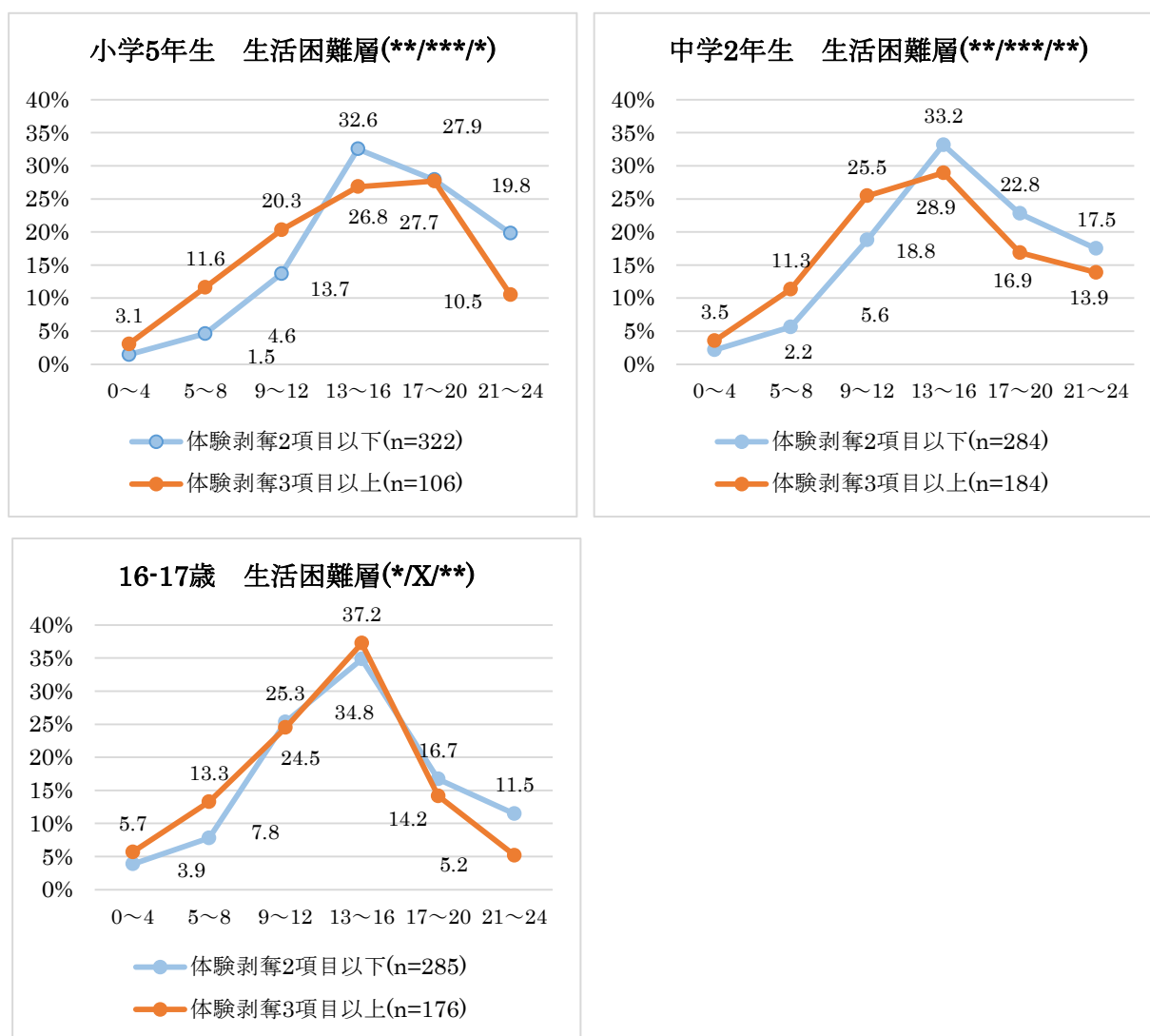


7 子供期の体験剥奪と自己肯定感

最後に、子供期ならではの体験が経済的な理由でできないこと（子供期の体験剥奪）と自己肯定感の関係を分析する（図表 4-1-7-1）。保護者票で聞いた「海水浴に行く」、「博物館・美術館などに行く」、「キャンプやバーベキューに行く」、「スポーツ観戦や劇場に行く」、「遊園地やテーマパークに行く」、「毎月お小遣いを渡す」、「毎年新しい洋服・靴を買う」、「習い事に通わせる」、「お誕生日のお祝いをする」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」の11項目に着目し、これらについて「経済的理由でしていない」と回答した数が2項目以下のグループと3項目以上のグループに分けて分析を行った。

生活困難層のうち体験剥奪2項目以下の子供は、自己肯定感が高い（17～24点）割合が小学5年生で47.7%（17～20点27.9%、21～24点19.8%）、中学2年生で40.3%（17～20点22.8%、21～24点17.5%）、16-17歳で28.2%（17～20点16.7%、21～24点11.5%）であるのに対し、体験剥奪3項目以上の子供では、小学5年生で38.2%（17～20点27.7%、21～24点10.5%）、中学2年生で30.8%（17～20点16.9%、21～24点13.9%）、16-17歳では19.4%（17～20点14.2%、21～24点5.2%）と低い。

図表 4-1-7-1 子供期の体験剥奪と自己肯定感



8 支援の方向性

本章の分析は、自己肯定感と様々な子供の状況との相関を見たのみであり、子供の状況と自己肯定感の因果関係を立証するものではない点に留意しなくてはならないが、本章の分析から、どのような子供が生活困難な中にあっても自己肯定感が高い（＝低くならない）のかの手掛かりを得ることができた。まず、重要なのは、人とのつながりである。同じ生活困難層の中においても、親や友人、学校教員と、楽しいことや悩みを話せる関係にある子供の自己肯定感は総じて高い傾向がある（図表 4-1-4-1、4-1-4-2、4-1-4-3）。また、家族や学校教員以外の大人と会話する子供は自己肯定感が高い傾向にある（図表 4-1-4-4）。このことは、他の自治体のデータにおいても確かめられており（阿部 2015）、普遍的な結果であると言えよう。逆に言えば、子供が親や家族とつながりを持つことが困難な状況にあるのであれば、学校教員やそれ以外の学校関係者（養護教員、スクールソーシャルワーカー、ユースソーシャルワーカーなど）、あるいは児童館の職員、図書館職員、学習支援教室のボランティアなど学校関係者ではない大人との「話せる」関係であることは、生活困難層の子供の自己肯定感の低下を防ぐ可能性がある。

また、生活困難層の中でも、朝食をいつも誰かと一緒に食べている子供（図表 4-1-3-1、4-1-3-2）や 30 分以上の運動を週 1 回以上する子供（図表 4-1-3-4）、授業を理解できる子供（図表 4-1-5-1）、子供期ならではの体験がある程度できている子供（図表 4-1-7-1）は自己肯定感が高い傾向があった。生活困難層の 16・17 歳の中でも、睡眠時間を平均 6 時間以上とれている子供は自己肯定感が高い傾向が見られた（図表 4-1-3-3）。また、生活困難層であっても、一人当たりの居室面積が 10m² 以上の家に住んでいる小中学生は、狭小住宅に住む子供に比べて自己肯定感が高い傾向がある（図表 4-1-6-1）。

このような傾向は、生活困難層の中でも、比較的ゆとりのある生活をしている子供と、一番厳しい状況にある子供との差をみているだけなのかも知れない。しかしながら、この中には、積極的に支援を行うことによって状況を変えることが可能な項目（例えば、運動や睡眠時間などの生活習慣、学校における朝ごはんプログラムなど）もあり、困難な状況にあっても、逆境に立ち向かっていく力を育む取組として検討されたい。その際には、支援を行う前と後のデータをしっかりと取り、プログラムの効果を測定する仕組みが望まれる。

参考文献

- フレーザー・マーク W. 編著、門永朋子・岩間信之・山縣文治訳（2009）『子供のリスクとレジリエンスー子供の力を活かす援助』ミネルヴァ書房。
- 阿部彩（2015）「子どもの自己肯定感の規定要因」埋橋孝文・矢野裕俊編著『子どもの貧困／不利／困難を考える Iー理論的アプローチと各国の取組み』ミネルヴァ書房，p. 69-103.

第2章 学習意欲と学力の関係

阿部彩（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

文部科学省をはじめ様々な調査から、子供の学力は、小学校の段階から、親の所得などの経済状況と強い相関があることがわかっています（国立大学法人お茶の水女子大学編 2014、首都大学東京子ども・若者貧困研究センター 2017、大阪府 2017 など）。その理由として、経済状況がよくない子供たちは、勉強に対する意欲が、経済状況がよい子供に比べて低いという、いわゆる「意欲の格差」の問題がしばしば指摘されます（荻谷 2001）。しかし、文部科学省全国学力・学習状況調査の詳細分析は、子供の学力格差が「意欲の格差」だけでは説明できないことも明らかにしています（国立大学法人お茶の水女子大学編 2014）。すなわち、「意欲」があるにもかかわらず、成績がついてきていない子供たちが存在するのです。

学力の格差を縮小するためには、学習意欲さえ削がれてしまっている子供たちが意欲を持てるように働きかける政策が重要ですが、一方、学習意欲が高いのに、学力が上がらない子供たちに対する支援も必要です。何故なら、彼らは、適切な支援があれば、比較的容易に学力向上が期待できる可能性があるからです。

分析の目的

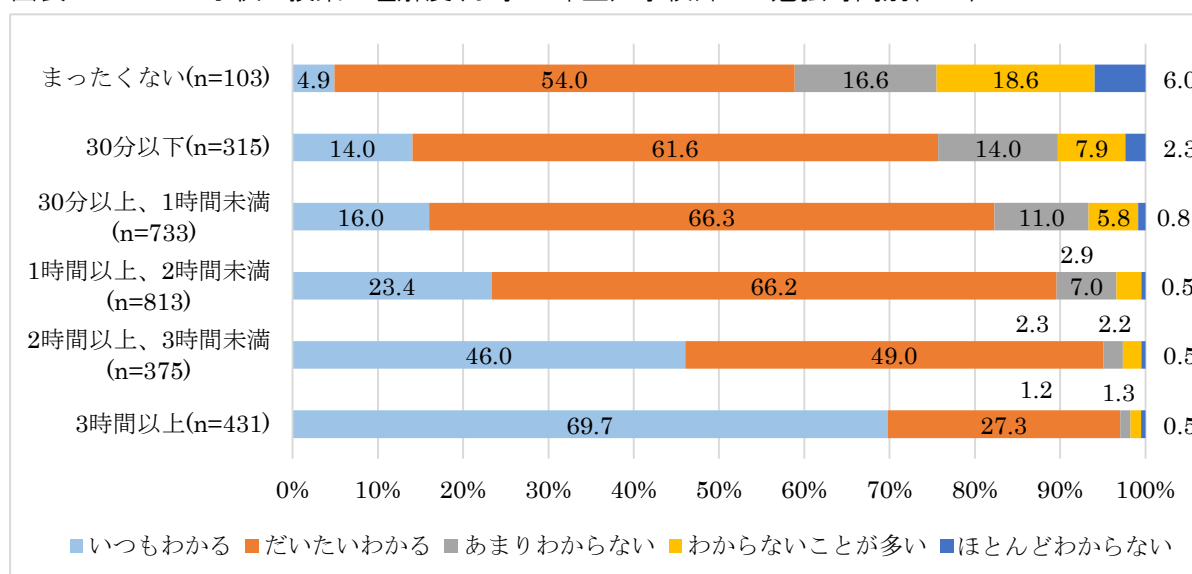
本章では、学習意欲と学力の関係を確認し、特に、学習意欲が高いのに、学力が低い子供が直面している不利や欲している支援を分析します。学習意欲は、直接的には測ることができませんが、学校外での勉強時間を、それを表す変数として用います。また、学力についても本調査では直接的には測っていませんが、「授業がわかりますか」という設問に対する回答を用います。また、同じように学校外での勉強をしているのに、学力が高い子供と低い子供を比較することによって、学習意欲が高いのに学力が向上しない子供がどのような不利に直面しているのかを考察します。

1 学習意欲と学力の関連

子供の授業の理解度と、学習意欲の関係を見る。学習意欲は、学校外での勉強時間の回答を用いる(図表 4-2-1-1、4-2-1-2)。結果を見ると、小学 5 年生も中学 2 年生も、勉強時間が長いほど、授業の理解度が高く、この関係性は非常に強い。

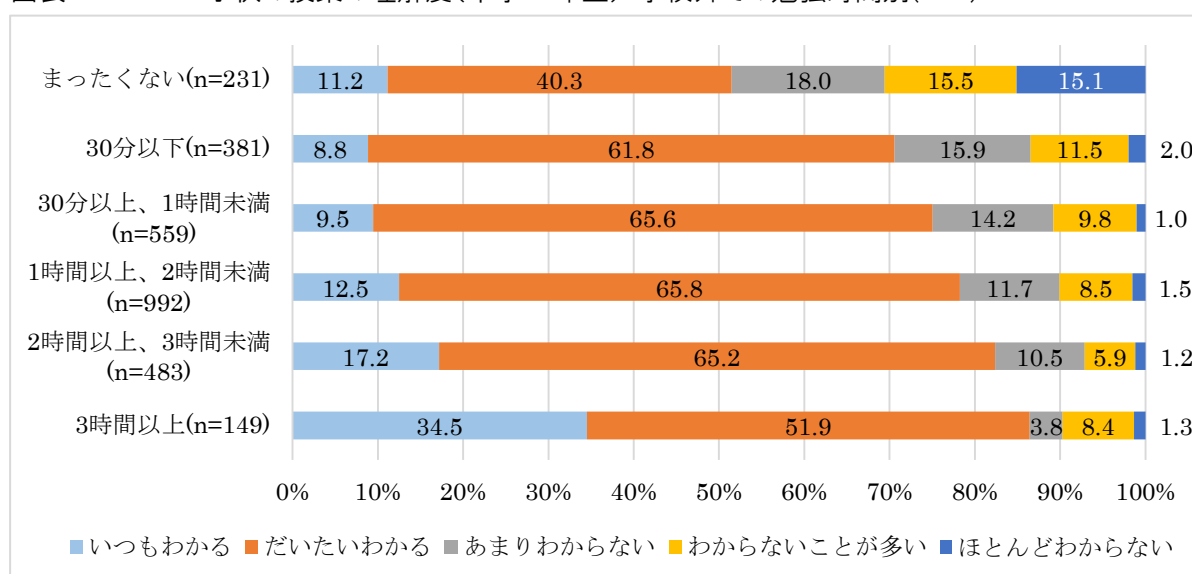
しかしながら、勉強時間が比較的に長くても、授業が「あまりわからない」、「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」子供も一部存在し、また、逆に、勉強時間が「まったくない」場合でも「いつもわかる」(小学 5 年生 4.9%、中学 2 年生 11.2%)、「だいたいわかる」(小学 5 年生 54.0%、中学 2 年生 40.3%) 子供も過半数を超えている。

図表 4-2-1-1 子供の授業の理解度(小学 5 年生):学校外での勉強時間別(***)



*無回答を除く

図表 4-2-1-2 子供の授業の理解度(中学 2 年生):学校外での勉強時間別(***)



*無回答を除く

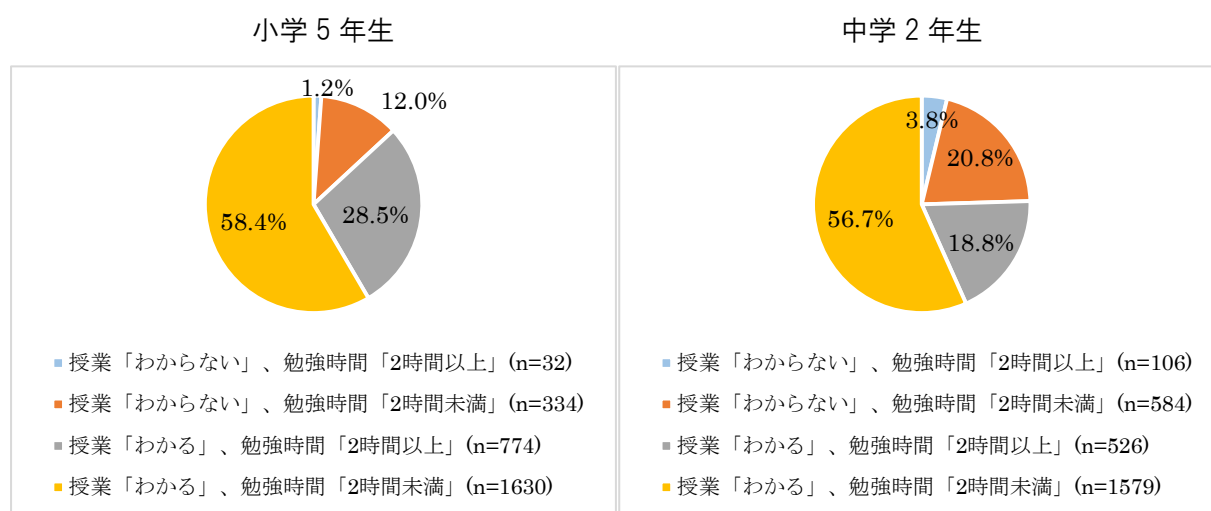
2 学習意欲があるのに学力が低い子供

学習意欲があるのに、授業の理解度が低い子供がどれほどいるのかを推計した。勉強時間を 2 時間以上と 2 時間未満に二分し、授業の理解度は「わかる」（＝「いつもわかる」、「だいたいわかる」）、「わからない」（＝「あまりわからない」、「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」）に二分した上で、それらをかけ合わせて 4 区分に分類した（図表 4-2-2-1）。

小学 5 年生では「勉強時間が 2 時間未満」でもほとんどの子供が授業が「わかる」（58.4％）に分類され、2 時間以上勉強しているのに授業が「わからない」子供はわずか（1.2％）である。しかし、中学 2 年生ではその割合は 3.8％になっている。

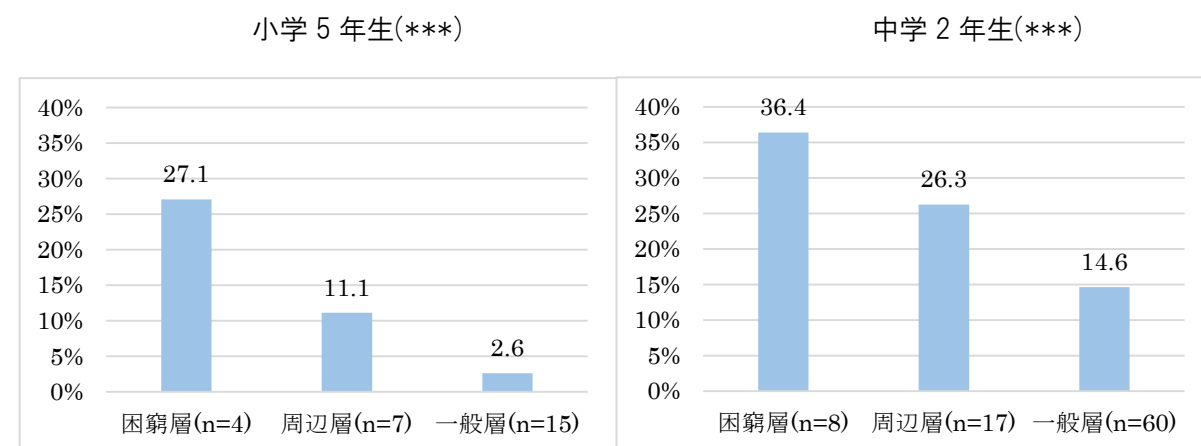
図表 4-2-2-2 は、勉強時間が 2 時間以上の子供のうち授業が「わからない」と答えた子供の割合を生活困難度別に見たものである。すると、生活困難を抱える子供ほど、2 時間以上勉強しても授業がわからない子供の割合が高いことがわかる。この傾向は特に小学 5 年生で顕著であるが（困窮層 27.1％、周辺層 11.1％、一般層 2.6％）、中学 2 年生であっても、その割合は一般層の 2 倍以上である（困窮層 36.4％、周辺層 26.3％、一般層 14.6％）。

図表 4-2-2-1 勉強時間と授業の理解度



*無回答を除く

図表 4-2-2-2 勉強時間が 2 時間以上の子供のうち、授業がわからない子供の割合：生活困難度別



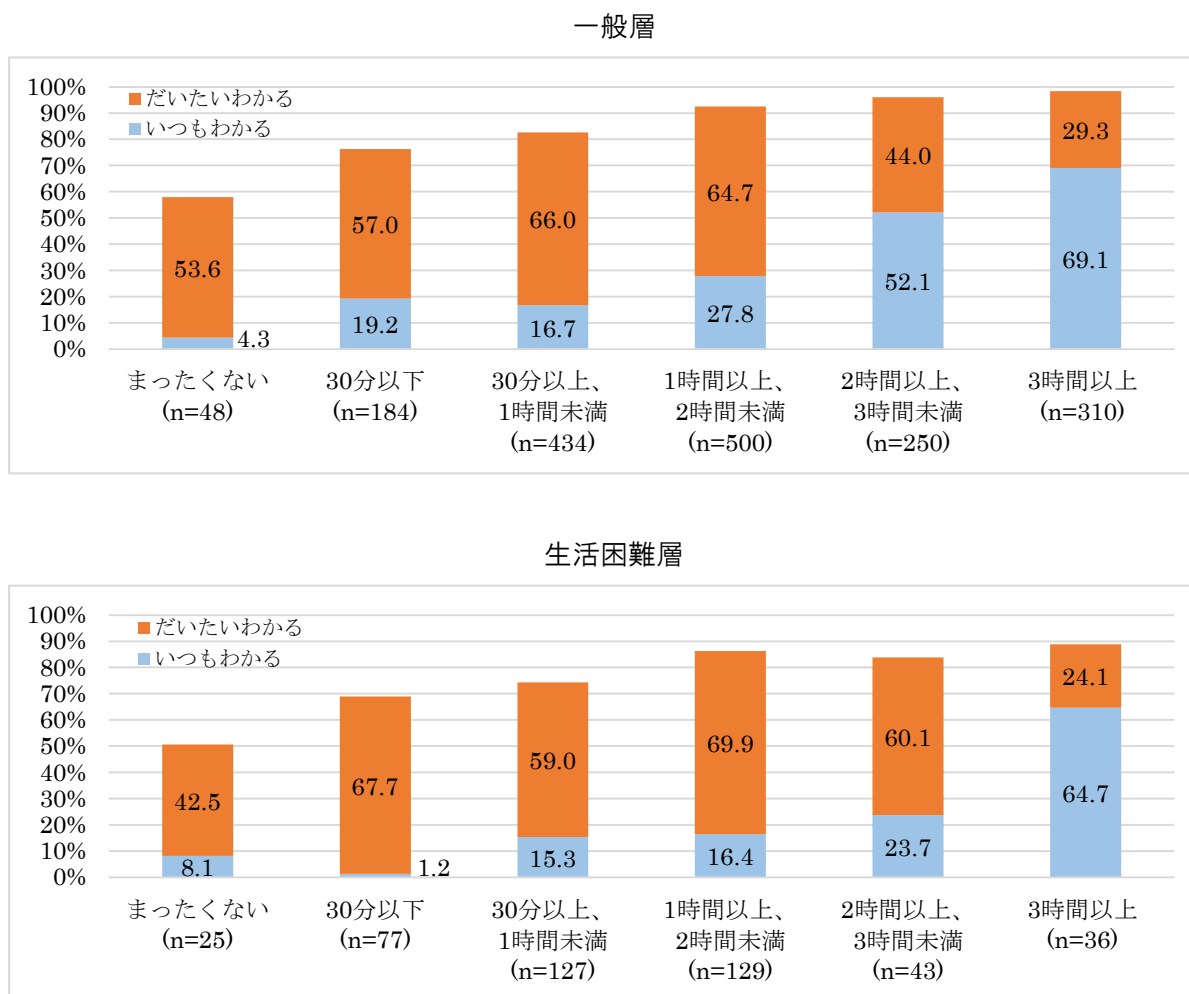
3 学習意欲、学力と生活困難度

生活困難が、子供の学習意欲と学力との関係性に、どのような影響を及ぼしているのかを詳しく見る。図表 4-2-3-1 及び図表 4-2-3-2 は、子供を一般層と生活困難層に分け、各層において、子供の学習時間と授業の理解度を推計したものである。ここでは、「いつもわかる」、「だいたいわかる」と答えた場合、授業を理解していると判断している。

一般層、生活困難層ともに、勉強時間が長いほど、授業の理解度が高い子供の割合が増えることは同じである。しかし、両者の違いは明らかである。全般的に、生活困難層の子供は、一般層の子供に比べ、同じ時間を勉強していても、授業を理解している子供の割合が低い。小学 5 年生で見ると、生活困難層の子供は 3 時間以上勉強している場合、授業が「いつもわかる」子供が 64.7% と割合が高くなるものの、3 時間未満であると、「いつもわかる」子供の割合はそれほど伸びない（例えば 2 時間以上 3 時間未満でも 23.7%）。

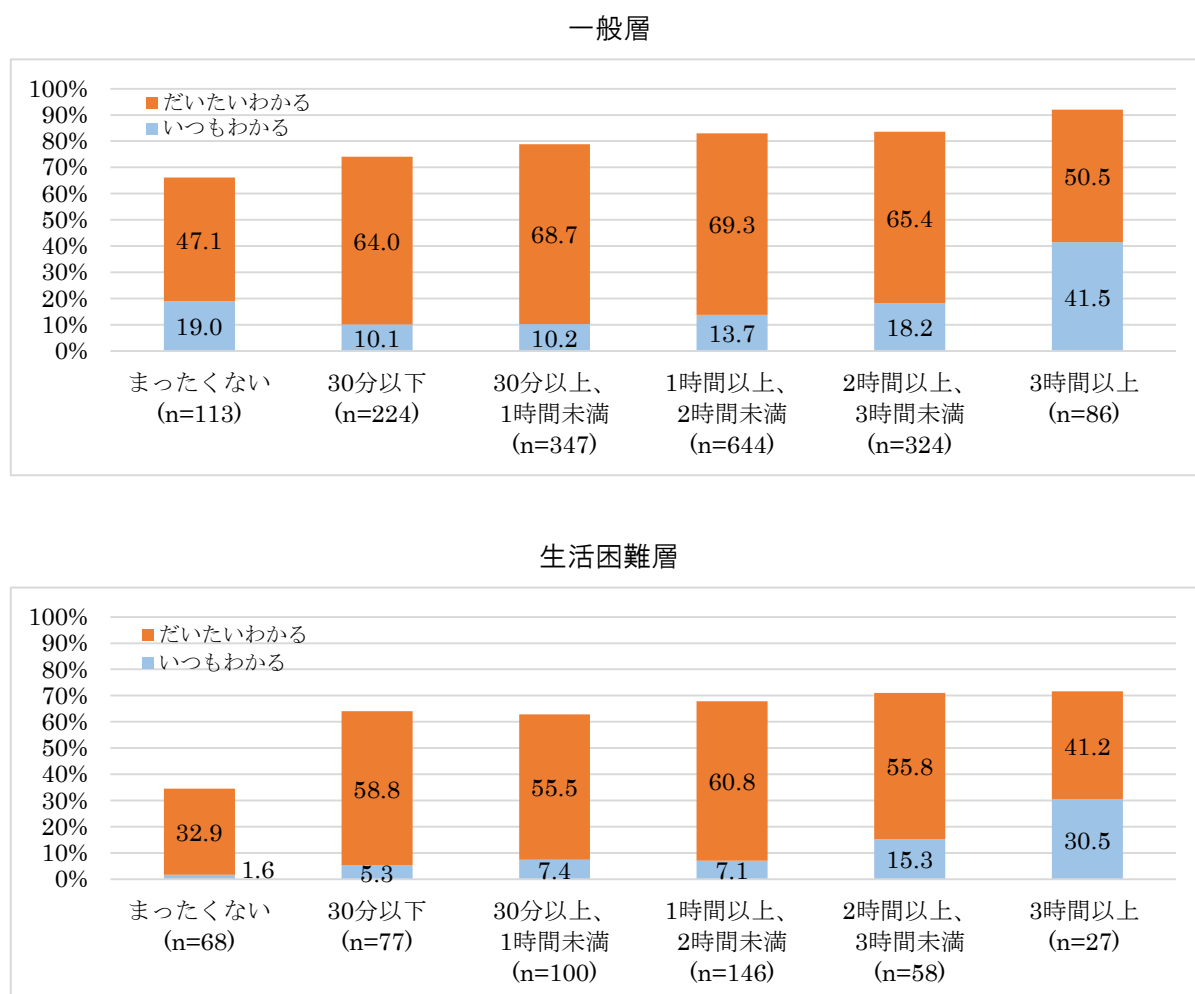
さらに、生活困難層においても「いつもわかる」と「だいたいわかる」を合わせると、勉強時間とともに授業を理解している子供の割合が高まる傾向があるが、一般層に比べるとその伸びが小さい。

図表 4-2-3-1 勉強時間と授業の理解度(小学 5 年生):生活困難度別(***)



また、中学2年生の生活困難層においては、「いつもわかる」と「だいたいわかる」を合わせても、その割合は「3時間以上」でも71.7%（「いつもわかる」30.5%、「だいたいわかる」41.2%）で頭打ちになっている。また勉強時間が「30分以下」から「3時間以上」までの間では、「いつもわかる」子供が若干増えるものの、「だいたいわかる」を合わせた割合は伸び悩んでいる。唯一大きく飛躍するのが、「まったくない」から「30分以下」になる際であり、そこでは、「だいたいわかる」子供の割合が、32.9%（「まったくない」）から58.8%（「30分以下」）へと2倍近く伸びている。一方で、一般層においては、勉強時間が「まったくない」子供でも、授業が「いつもわかる」子供が19.0%おり、「だいたいわかる」47.1%と合わせると66.1%が授業を理解している。

図表 4-2-3-2 勉強時間と授業の理解度(中学2年生):生活困難度別(***)



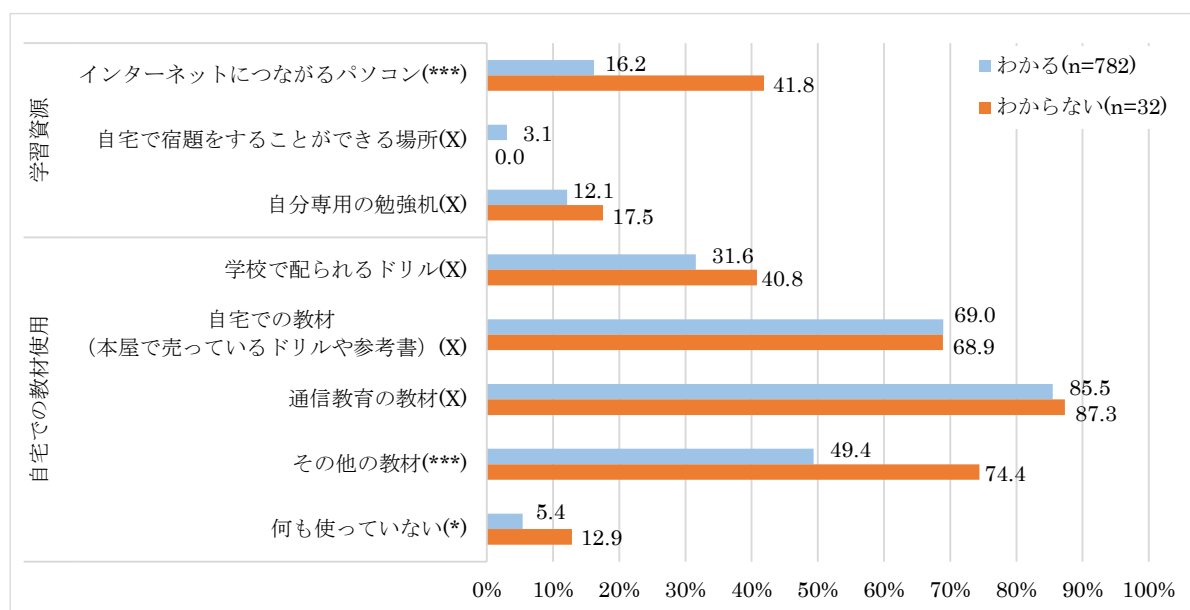
4 家庭の学習環境

特に生活困難層において、勉強時間が比較的長くても、学力が伸び悩む子供がいることがうかがえる。そこで、勉強時間が2時間以上の子供のうち、授業が「わかる」（「いつもわかる」、「だいたいわかる」）子供と、「わからない」（「あまりわからない」、「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」）子供の家庭における学習環境（家庭における学習資源の有無、自宅での教材使用状況、勉強を教えてくる人の有無、学習支援の利用意向）の違いを見た。なお、ここでは、生活困難度にかかわらず全ての子供を対象としている。

まず、家庭における学習環境として、様々な学習資源の有無と自宅での教材の使用状況を授業の理解度別に見る。学習資源については、「インターネットにつながるパソコン」、「自宅で宿題をすることができる場所」、「自分専用の勉強机」を「（欲しいが）持っていない」子供の割合を見る。さらに、自宅での教材の使用状況については、「学校で配られるドリル」、「本屋で売っているドリルや参考書」、「通信教育の教材」、「その他の教材」を利用していない子供の割合と「何も使っていない」子供の割合を見る。

小学5年生の学習資源と自宅での教材使用状況を見ると、「インターネットにつながるパソコン」を「（欲しいが）持っていない」割合、「その他の教材」を利用していない割合が、授業を理解していない子供の方が、授業を理解している子供よりも有意に高い（図表4-2-4-1）。「自分専用の勉強机」、「学校で配られるドリル」については、差があるものの、誤差の範囲内である。家庭内の学習資源については、パソコン、その他の教材（塾の教材などが想定される）など比較的高額の資源・教材について、授業の理解度別の差があることがわかる。また、自宅で教材を「何も使っていない」と回答した割合も、授業を理解していない子供の方が高かった。

図表 4-2-4-1 『学習資源を「（欲しいが）持っていない」小学5年生の割合』と『自宅での教材使用状況（利用していない割合）』：授業の理解度別



*勉強時間が2時間以上の小学5年生のみ

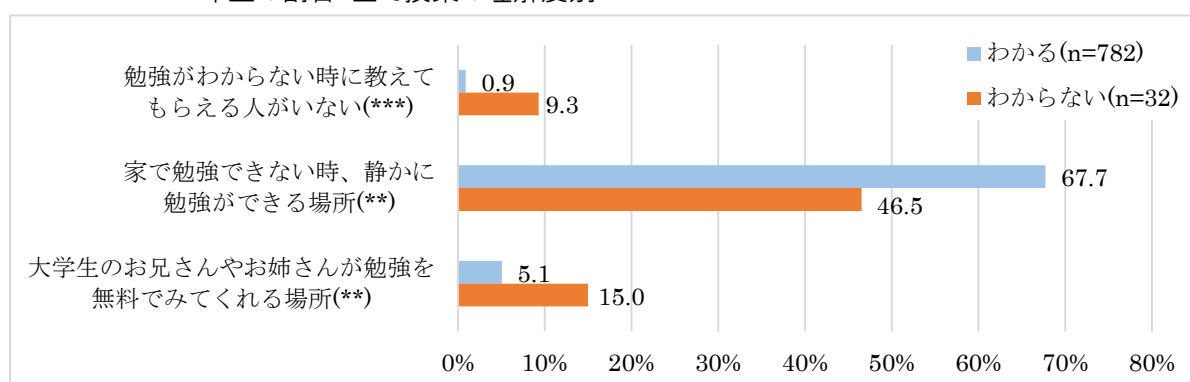
学習資源・自宅での教材使用状況以外で顕著な違いが見られたのが、「勉強がわからない時に教えてもらえる人」の有無である（図表 4-2-4-2）。学校外で 2 時間以上勉強をしているにも関わらず、授業が「わからない」子供の 9.3%が「勉強がわからない時に教えてもらえる人がいない」と答えているのに対し、授業が「わかる」子供では、この割合は 0.9%に過ぎない。

子供の学習支援の利用意向については、「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」は、むしろ学習意欲があり、授業が「わかる」子供の方が欲している（授業が「わかる」67.7%、授業が「わからない」46.5%）。一方、「大学生のお兄さんやお姉さんが勉強を無料でみてくれる場所」については、「わからない」子供の方が利用意向を持つ割合が高い（「授業がわかる」5.1%、授業が「わからない」15.0%）。しかしながら、勉強が「わからない」子供の中でも、やはり、「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」を使ってみたい子供（46.5%）の方が、「大学生のお兄さんやお姉さんが勉強を無料でみてくれる場所」を使ってみたい子供（15.0%）よりも割合が高い。

図表 4-2-4-2 「勉強がわからない時に教えてもらえる人がいない」小学 5 年生の割合

「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」の利用を希望する小学 5 年生の割合

「大学生のお兄さんやお姉さんが勉強を無料でみてくれる場所」の利用を希望する小学 5 年生の割合：全て授業の理解度別

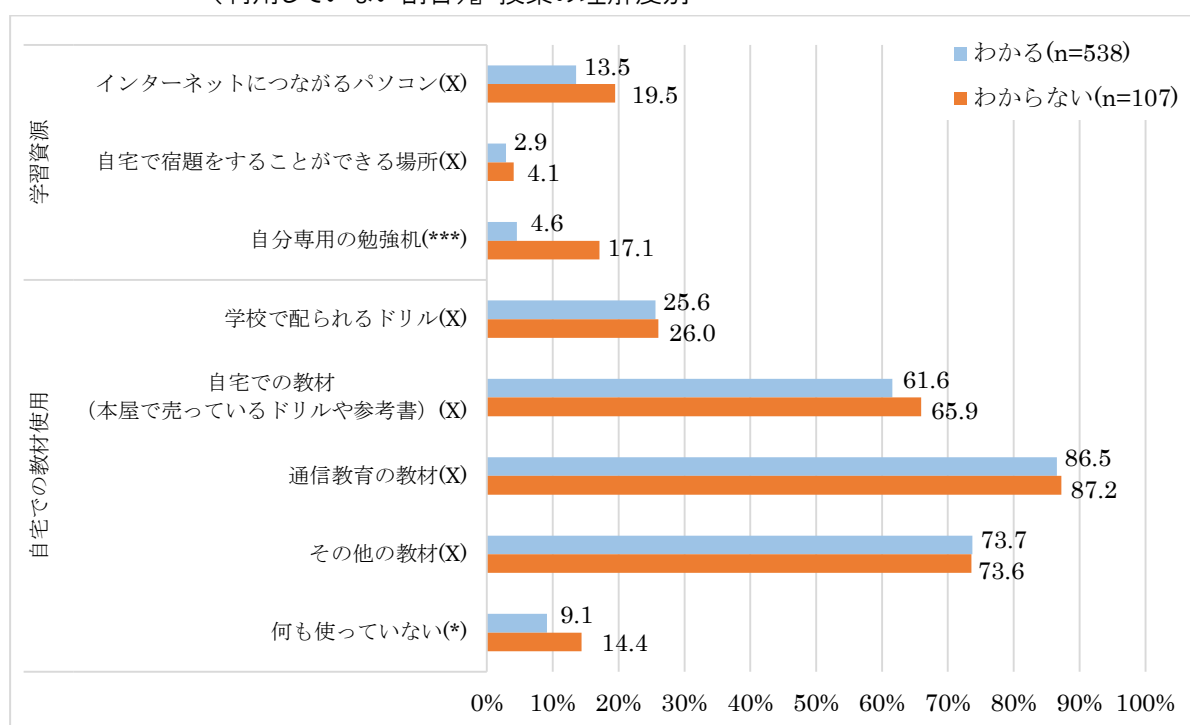


*勉強時間が 2 時間以上の小学 5 年生のみ

次に、中学 2 年生については、学習資源を「(欲しいが) 持っていない」子供の割合を見ると、自宅での教材使用状況において、授業の理解度別に有意な差があったのは「自分専用の勉強机」と「何も使っていない」のみであった(図表 4-2-4-3)。「自分専用の勉強机」を欲しいが持っていない子供の割合は、授業が「わかる」場合は 4.6%だが、「わからない」場合は 17.1%である。自宅で教材を「何も使っていない」子供の割合は、授業が「わかる」場合 9.1%、「わからない」場合 14.4%である。また、「インターネットにつながるパソコン」にも差が見られるが、これは統計的に有意ではない。

小学生段階においては、「自分専用の勉強机」がない子供は授業の理解度を問わず一定割合おり、その差は顕著ではなかった。しかし、中学生においては、授業の理解度による有意な差が生まれているということは、多くの家庭においては、子供が中学入学の段階で勉強机を整備し、自分専用の勉強場所を確保していくが、それができなかった子供に学力におけるハンディがついている可能性がある。また、教材について「何も使っていない」とする子供の割合は、授業が「わかる」場合(9.1%)よりも「わからない」場合(14.4%)の方が高く、この点は小学生と同様である。

図表 4-2-4-3 『学習資源を「(欲しいが)持っていない」中学 2 年生の割合』と『自宅での教材使用状況(利用していない割合)』:授業の理解度別



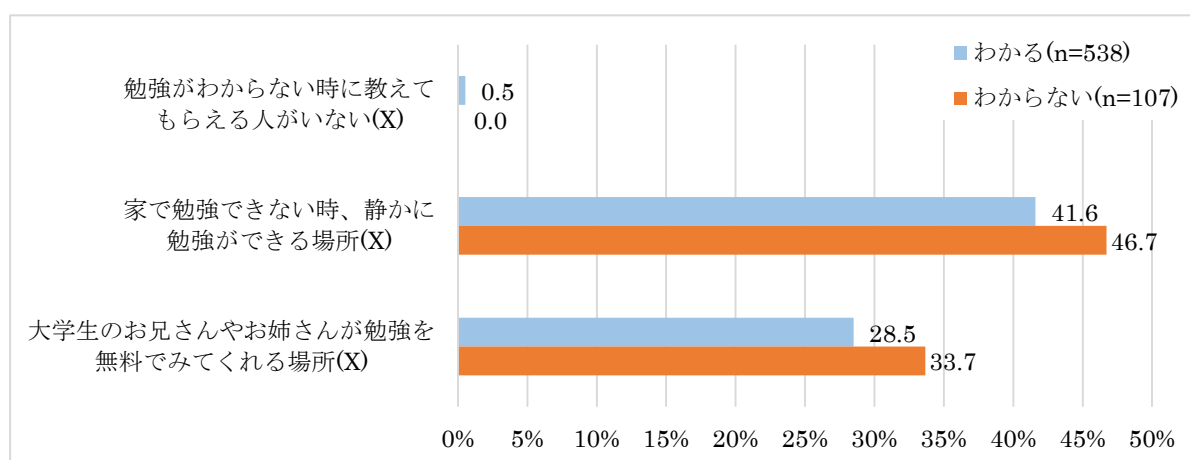
*勉強時間が 2 時間以上の中学 2 年生のみ

小学生と異なるのは、「勉強がわからない時に教えてもらえる人がいない」割合に授業の理解度による差が見られず、理解度を問わずその割合が 0%に近いことである（図表 4-2-4-4）。また、「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」（「わかる」41.6%、「わからない」46.7%）と「大学生のお兄さんやお姉さんが勉強を無料でみてくれる場所」（「わかる」28.5%、「わからない」33.7%）についても、授業の理解度別の差は見られない（図表 4-2-4-4）。

図表 4-2-4-4 「勉強がわからない時に教えてもらえる人がいない」中学 2 年生の割合

「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」の利用を希望する中学 2 年生の割合

「大学生のお兄さんやお姉さんが勉強を無料でみてくれる場所」の利用を希望する中学 2 年生の割合：全て授業の理解度別



*勉強時間が 2 時間以上の中学 2 年生のみ

5 支援の方向性

本章では、子供の学習意欲を示すものとして学校外の勉強時間、子供の学力を示すものとして「学校の授業の理解度（本人申告）」のデータを用いて、小学5年生と中学2年生の学力と学習意欲の関係を見た。分析から、子供の学力を引き上げる方策について、以下の示唆を得ることができたといえる。

まず第一に、生活困難度にかかわらず、勉強時間が長いほど授業の理解度は高い（図表 4-2-1-1、4-2-1-2）。しかし、その関係性は一般層と生活困難層で異なる。生活困難層では、勉強時間の効果が一般層ほどは上がらず、同じ時間数を勉強に費やしても、一般層よりも学力が低い傾向がある（図表 4-2-3-1、4-2-3-2）。

次に、子供たちを「学習意欲があり、学力も高い」、「学習意欲は低い、学力が高い」、「学習意欲があるが、学力が低い」、「学習意欲が低く、学力も低い」の4グループに分類した上で、より詳しく学習意欲と学力の関係を見た。学力的な問題があるのは後者の2グループである。最後のグループについては、学習意欲そのものにも働きかけなければならず、最も、深刻な状況にあるといえる。しかし、3つ目の「学習意欲がある」（＝学校外での勉強時間が長い）のにもかわらず「学力が低い」（＝授業が「わからない」）子供にも支援が必要であるとの考えから、本稿では、このグループに着目した。このグループは、全体的には割合が低く、小学5年生では1.2%、中学2年生では3.8%となっている（図表 4-2-2-1）。

彼らの学力の低さの要因を探るため、勉強時間が2時間以上の子供のうち、授業が「わかる」子供と「わからない」子供を比較すると、小学5年生においては、特に勉強を教えてくれる人の不在が浮き彫りとなった（図表 4-2-4-2）。このような授業外で2時間以上勉強しながらも、授業を理解できていない子供たちに、「大学生のお兄さんやお姉さんが勉強を無料でみてくれる場所」を提供することの意義は大きい。中学2年生においては、自宅における勉強机や、教材など、家庭学習の資源がむしろ少ないことが、2時間以上勉強しているが授業を理解できていない子供たちの特徴としてあげられる（図表 4-2-4-3）。

もちろん、この層の子供たちは、自宅で2時間以上勉強することができている子供たちであり、そもそも、それができない子供たちよりも生活困難や様々な制約が少ないと考えられる。しかしながら、この層の子供たちは、努力をしても報われない状況にあり、彼らに対する少しの支援によって、彼らが「貧困の連鎖」からの脱却する足掛かりとなる可能性があるため、積極的な支援を検討するべきであろう。

参考文献

- 荻谷剛彦（2001）『階層化日本と教育危機：不平等再生産から意欲格差社会』有信堂高文社。
- 国立大学法人お茶の水女子大学編（2014）『平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究 報告書』。
- 東京都福祉保健局（2017）『子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】』
- 大阪府（2017）『子どもの生活に関する実態調査報告書』。

第 5 部

就労と生活困難

第 1 章 高校生の就労

大石亜希子（千葉大学 法経済学部）

はじめに

高校生が就労（アルバイト）することは、もはや珍しいことではありません。平成 28 年度東京都子供の生活実態調査報告書においても、16・17 歳の調査対象の 4 自治体の 16・17 歳のうち、就労をしていたのは全体の 16.7%にものぼります。

16・17 歳、中でも高校生のアルバイトは、働くことの経験を得る機会であり、教育的にも意義があると言えます。また、アルバイト費を得ることによって、親からのお小遣いではなく、自分自身で稼いで自由になるお金が手に入るといった経験は、大人になるステップとしても重要でしょう。

しかし、一方で、家庭の経済状況が厳しいなどの理由で、家庭の生計を助けるためにアルバイトせざるを得なかったり、自分の食費や交際費、携帯電話料金など生活に必要な経費を自分自身で稼がなくてはならないといった理由による就労も考えられます。高等学校への進学が「当たり前」となった現在では、かつては、中卒で就職した層の子供たちも進学をするようになり、生活費を稼ぐためのアルバイト就労が家計のやりくりの前提となっていることも考えられます。子供たちは、未成年でありながら、「生徒」と「稼ぎ手」の 2 つの役割を担わされていることになり、子供期の特権である自由時間や友人と交遊したり、部活を一生懸命にしたりといった時間を子供たちから奪うことになります。また、過度なアルバイト就労は、学業に費やす時間を侵食することとなり、学力達成の妨げとなる可能性もあります。

分析の目的

本章では高校生のアルバイト就労に着目し、2 つの役割を担う子供たちの実態を明らかにするため、分析を進めます。分析では、まず、性別、生活困難度別に、どれくらいの高校生が就労をしているのかを確かめます。次に、就労している子供たちの労働時間と、アルバイト費をどれほど家に入れているかについて調べます。

なお、本章では子供の就労の全体状況を把握することを目的としているため、特に表記のない場合は有意性の検定を行っていません。

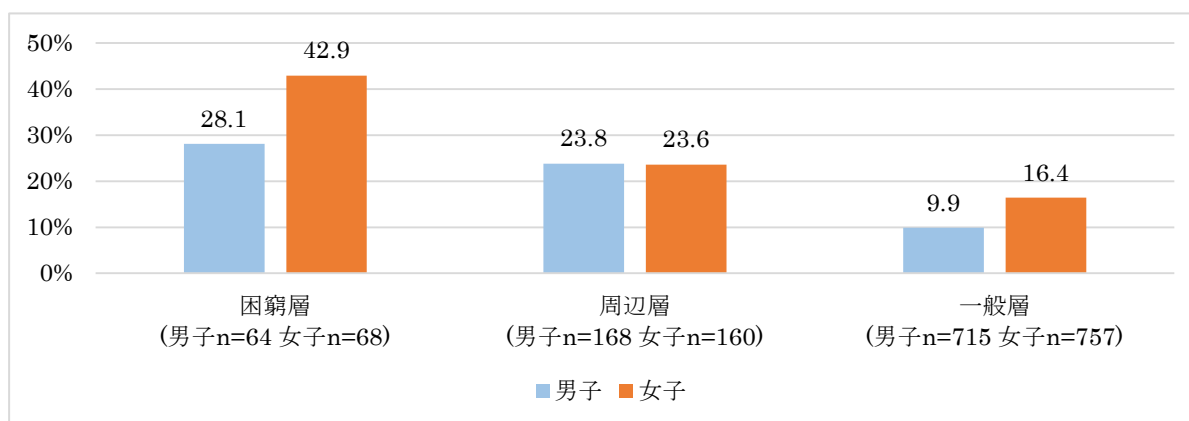
1 高校生の就労の状況

東京都の高校2年生はどれほど就労しているのでしょうか。図表5-1-1-1は、16・17歳の子供のうち、高等学校（全日制・定時制・通信制）、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）に在籍する男子・女子について、就労状況を生活困難度別に集計したものである。

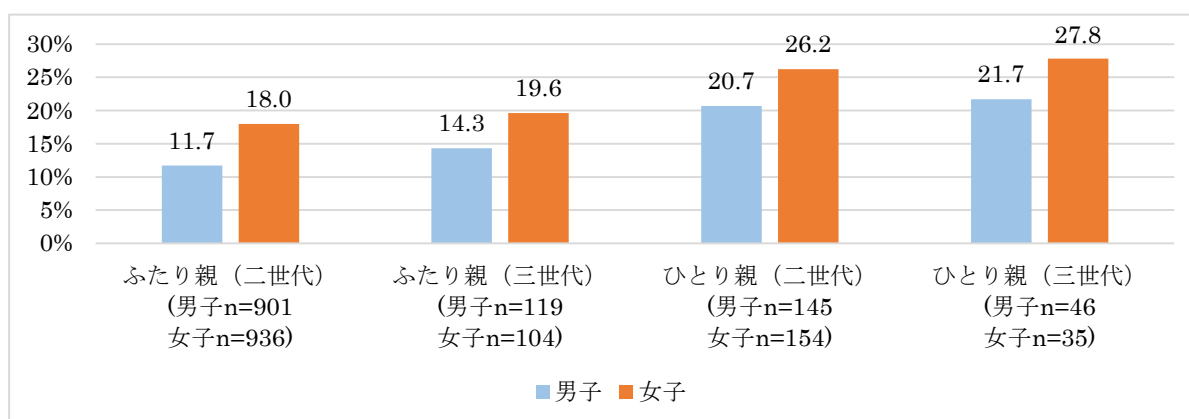
これを見ると、男子も女子も、生活困難度が高いほど就労率が高いことがわかる。また、男子よりも女子の方が就労している割合が高いことも明らかである。一般層においては、男子では9.9%、女子では16.4%が就労しているが、困窮層においては、男子28.1%、女子42.9%が就労している。一般層と困窮層の差も大きいが、困窮層における男子と女子の差も顕著である。

世帯タイプ別に見ると、ふたり親世帯においては、男子では1割強（「ふたり親世帯（二世帯）」11.7%、「ふたり親世帯（三世帯）」14.3%）、女子では2割弱（「ふたり親世帯（二世帯）」18.0%、「ふたり親世帯（三世帯）」19.6%）が就労しているが、ひとり親世帯になると、男子は5人に1人（「ひとり親世帯（二世帯）」20.7%、「ひとり親世帯（三世帯）」21.7%）、女子では4人に1人（「ひとり親世帯（二世帯）」26.2%、「ひとり親世帯（三世帯）」27.8%）となっている（図表5-1-1-2）。

図表 5-1-1-1 収入を伴う仕事(学生アルバイトを含む)をしている割合：生活困難度別、男女別



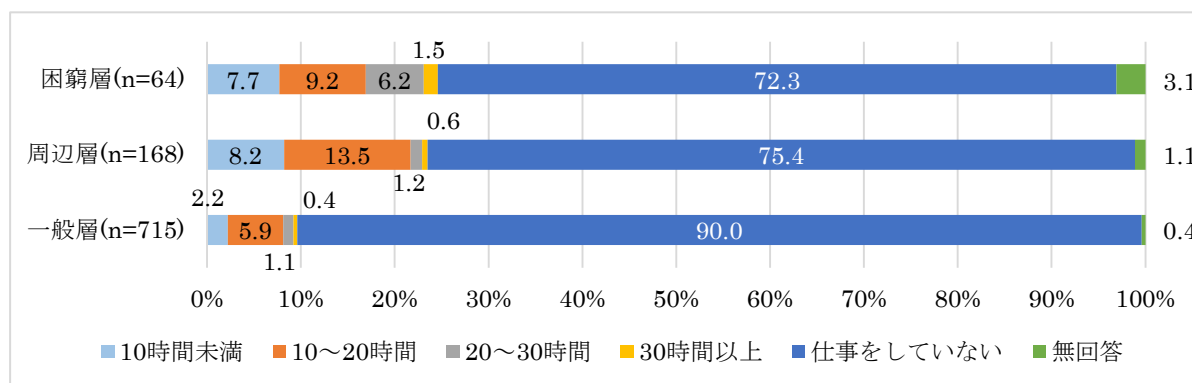
図表 5-1-1-2 収入を伴う仕事(学生アルバイトを含む)をしている割合：世帯タイプ別、男女別



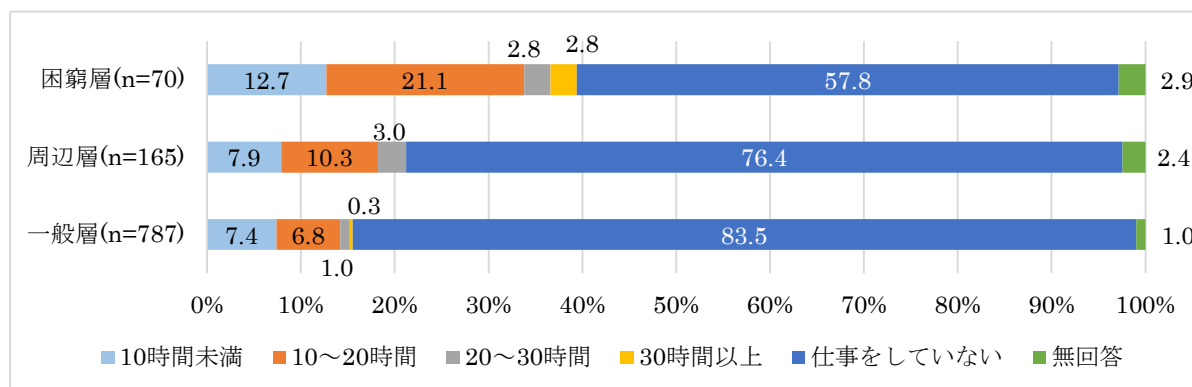
2 高校生の労働時間

高校 2 年生の労働時間を見ると、男女ともに困窮層ほど労働時間が長いことがわかる（図表 5-1-2-1、5-1-2-2）。一般層においては「仕事をしていない」を除くと、「10～20 時間」が 5.9%（男子）、6.8%（女子）と最も割合が高く、「20～30 時間」の割合はごくわずかである。これに対し、周辺層、困窮層では「20～30 時間」の割合が顕著に高い。週 20 時間以上働いている者の割合は、困窮層の男子で 7.7%（「20～30 時間」6.2%、「30 時間以上」1.5%）、女子の 5.6%（「20～30 時間」2.8%、「30 時間以上」2.8%）になる。

図表 5-1-2-1 週労働時間の分布：生活困難度別（高校に在籍する 16-17 歳で、収入を伴う仕事している者・男子）



図表 5-1-2-2 週労働時間の分布：生活困難度別（高校に在籍する 16-17 歳で、収入を伴う仕事している者・女子）

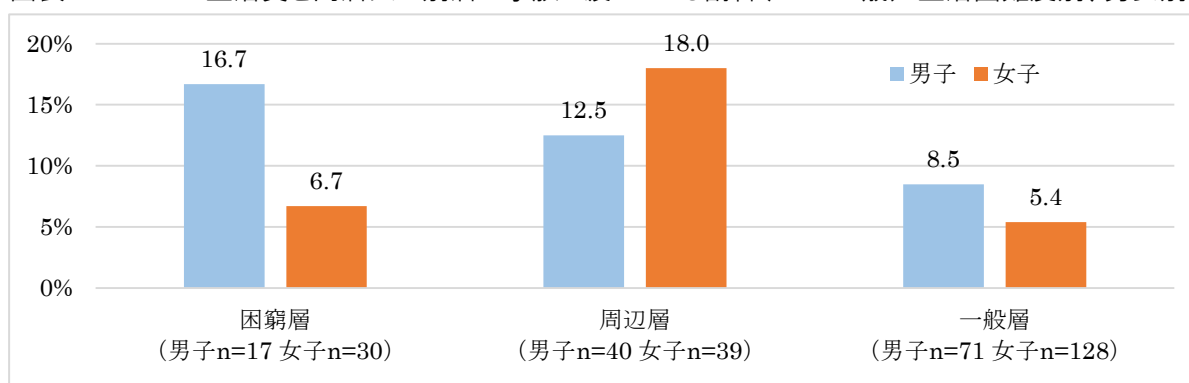


3 就労（アルバイト等）収入と子供の家計貢献度

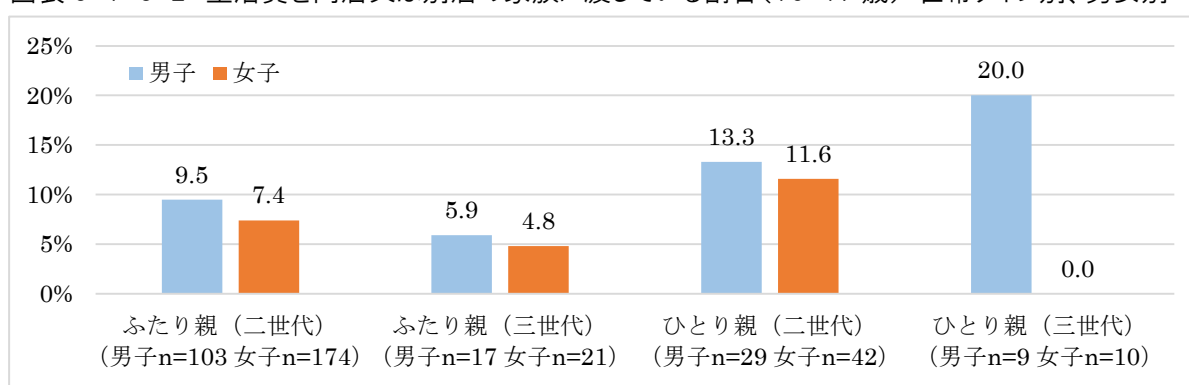
子供が就労（アルバイト等）を通じて得た収入は誰によって使われているのであろうか。

図表 5-1-3-1 と図表 5-1-3-2 は、就労している子供のうち、生活費を同居又は別居の家族に渡している割合を、生活困難度別、世帯タイプ別に示している。一般層で生活費を家族に渡している割合は、男子 8.5%、女子 5.4%と低く、就労している子供の大多数は収入を自分で使っていると推測される。困窮層・周辺層においても、就労している子供が家族に生活費を渡している割合は低い。しかし、「家族に渡している」と答えた割合を見ると、困窮層の男子（16.7%）、周辺層の男子（12.5%）、周辺層の女子（18.0%）は一般層の男女よりも高い。また、困窮層の女子は家族に生活費を渡している割合は 6.7%であり、一般層の女子との間に有意な違いはないが、衣食等の生活費を自分で賄っている可能性もあり、さらなる分析が必要である。世帯タイプ別においては、ひとり親世帯の子供の方がふたり親世帯の子供よりも生活費を家族に渡している。

図表 5-1-3-1 生活費を同居又は別居の家族に渡している割合（16-17 歳）：生活困難度別、男女別



図表 5-1-3-2 生活費を同居又は別居の家族に渡している割合（16-17 歳）：世帯タイプ別、男女別



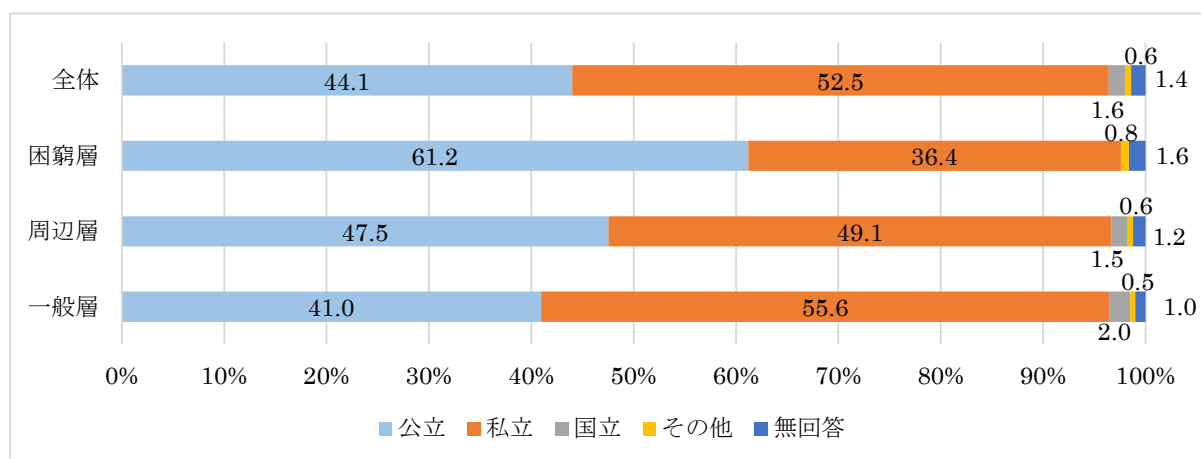
4 支援の方向性

分析からわかってきたことは、高校生においては、生活困難度が高い層ほど就労をしており、また、労働時間も長いことである。困窮層の男子の 7.7%、女子の 5.6%は週 20 時間以上働いており、就労が生活時間の大きな割合を占めている（図表 5-1-2-1、5-1-2-2）。また、困窮層・周辺層やひとり親世帯の子供は、そうでない子供よりも家族に生活費を渡している割合も高い（図表 5-1-3-1、5-1-3-2）。

高校生が就労をする背景には、以下の要因が考えられる。

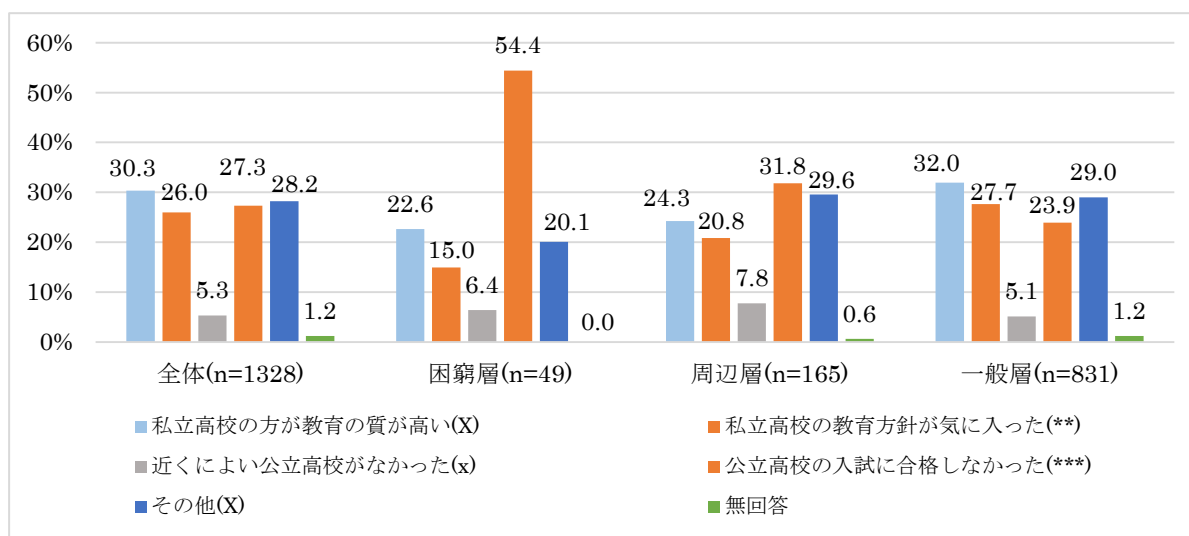
第一に、高校進学率が 100%に近い今日では、家計が苦しい場合でも、子供を高校に通わせることが一般化した。とはいえ、義務教育以上の教育は保障されていないうえに、経済的負担が小さい公立高校の定員は少なく、入学するのは狭き門である。子供の生活実態調査報告によれば、困窮層の子供の 36.4%が私立高校に通っており（図表 5-1-4-1）、私立高校に進学した理由として困窮層の子供の多くは「公立高校に受からなかった」ためと回答している（図表 5-1-4-2）。すなわち、全ての子供に高校教育が保障されているわけではないにもかかわらず高学歴化が進んだため、生活困難世帯の家計には大きな圧力がかかっているとみられる。

図表 5-1-4-1 在籍する学校の設置者(16-17 歳):生活困難度別(***)



出典：『平成 28 年度 子供の生活実態調査報告書 【小中高校生等調査】』

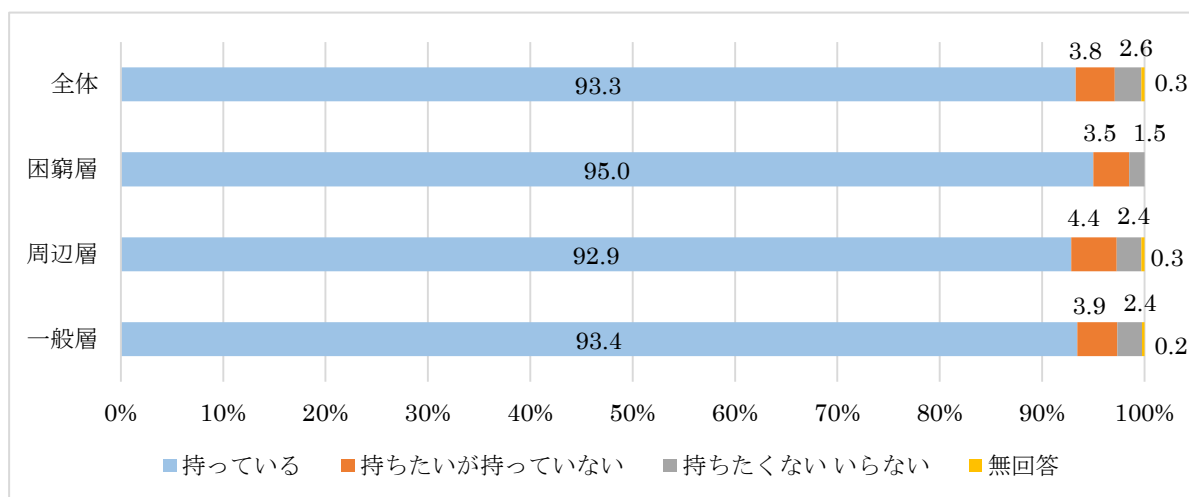
図表 5-1-4-2 私立高校に進学した理由(16-17 歳):生活困難度別



出典：『平成 28 年度 子供の生活実態調査報告書 【小中高校生等調査】』

第二に、高校生の生活にかかる経費が高くなっている。例えば、高校生にとって携帯やスマートフォンはほぼ必需品となった。本調査においても、16-17 歳の 93.3%は携帯電話を持っている。これは、困窮層でも同じであり、携帯電話の保有率の差は統計的に有意ではない(図表 5-1-4-3)。携帯電話が、この年齢層の子供たちにとって必需品となっていることを表している。携帯電話代以外にも、部活費用や交際費などの生活費がかさんでいると推測されるが、生活困難層ではこうした費用を子供自身がアルバイト就労で賄っているとみられる。

図表 5-1-4-3 スマートフォンの所有状況(16-17 歳):生活困難度別(X)



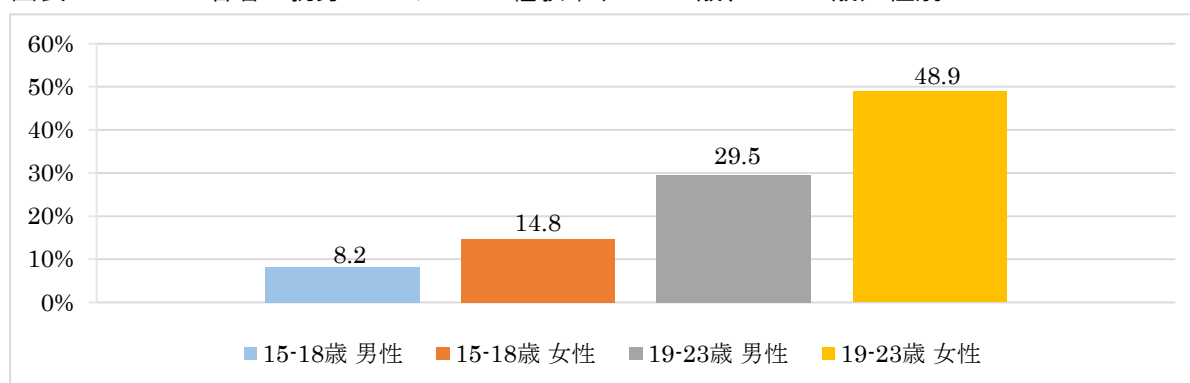
*困窮層の所有率が若干高くなっているが、これは誤差の範囲内で統計的に有意な差ではない。

出典：『平成 28 年度 子供の生活実態調査報告書 【小中高校生等調査】』付表より筆者作成

当然のことながら、高校生のアルバイト就労が学業の妨げになるとすれば本末転倒である。生活困難層の子供たちがそのような状況に陥らないための政策が必要である。近年、高校の授業料の無償化など、高校生年齢の子供たちに対する政策は拡充される方向にあるが、生活費も含めた高校生年齢の子供に対する奨学金や貸付金のさらなる拡充を検討すべきであろう。

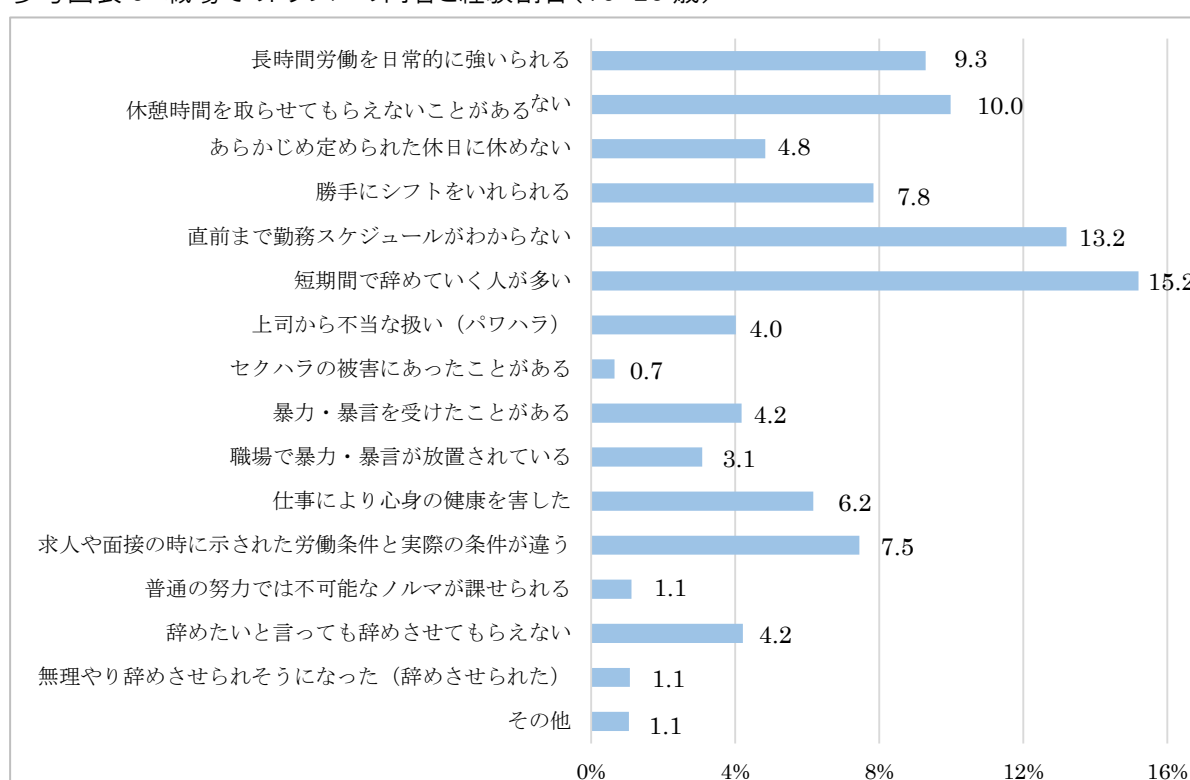
また、この年齢層の子供たちが、就労上の様々なトラブルを経験する率も高いこと（特に、女子）も踏まえ（図表 5-1-4-4、5-1-4-5）、違法性のあるアルバイト（いわゆる「ブラックアルバイト」）への対策や、仕事での悩みを相談できるようユースソーシャルワーカーのさらなる配置及び労働法知識の普及やトラブル時の対処方法などの労働教育の充実が望まれる。

図表 5-1-4-4 若者の就労上のトラブルの経験率(15-18 歳、19-23 歳):性別



出典：「平成 28 年度 子供の生活実態調査報告書 【若者（青少年）調査】」

参考図表 5 職場でのトラブルの内容と経験割合(15-23 歳)



出典：「平成 28 年度 子供の生活実態調査報告書 【若者（青少年）調査】」

第2章 母子世帯の母親の就労と子供のケア

齊藤裕哉（首都大学東京 大学院人文科学研究科／日本学術振興会）

川口遼（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

阿部彩（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

母子世帯の就労状況については、全国レベルのデータは厚生労働省が5年に1回行う「母子世帯等実態調査」において収集しており、また、東京都においても「東京都福祉保健基礎調査」などにおいて収集しています。しかしながら、これらの調査は全ての年齢層（0~18歳）の子供を持つ母子世帯等を対象としているため、子供の年齢別などの詳しい状況を見ることはできません。母親の就労状況は、子供の年齢によって大きく変動するため、分析する際には、子供の年齢を区切って行うことが不可欠です¹。

また、一口に「就労」と言っても様々な形態があります。特に、正規雇用と非正規雇用の間には、待遇や賃金において大きな格差があるのが現状です。母子世帯の母親の中でも、どのような人が正規雇用に就いており、どのような人が非正規雇用に就いているのか、また、正規雇用と非正規雇用の間でどのような違いが生じているのかを見る必要があります。

より重要なのは、母子世帯の母親の就労状況が、子供の生活にどのように影響しているのかを見ることです。母子世帯の母親は、家計の担い手であると共に、子供のプライマリー・ケアラー（主要な子育ての担い手）です。1人で家計を支えるために長時間労働が必要となり、子供と一緒に過ごす時間や家庭学習に費やす時間が少なくなってしまうことが懸念されます。

分析の目的

本章では、東京都の母子世帯の母親の就労形態別に、母親と子供との関わりの度合いを見ます。まず、どのような母親が正規雇用に就いているのか、また、就労している母親の労働時間はどれくらいかを見ていきます。次に、母親が子供と過ごす時間から、子供のケアの状況を分析します。ここでは、特に、ケアが重要である小学5年生の子供のデータを用います。なお、父子世帯についても、1人で家計を支える必要性があることや、父親が子供のプライマリー・ケアラーであることへの社会の無理解から様々な困難を抱えやすいことが知られていますが、今回は、母子世帯に限って分析を行います。

¹ ここであげた調査は、母子世帯に対象を限るものではなく、父子世帯や養育者世帯も対象にしていますが、本章では紙幅の関係上、母子世帯に限って議論します。

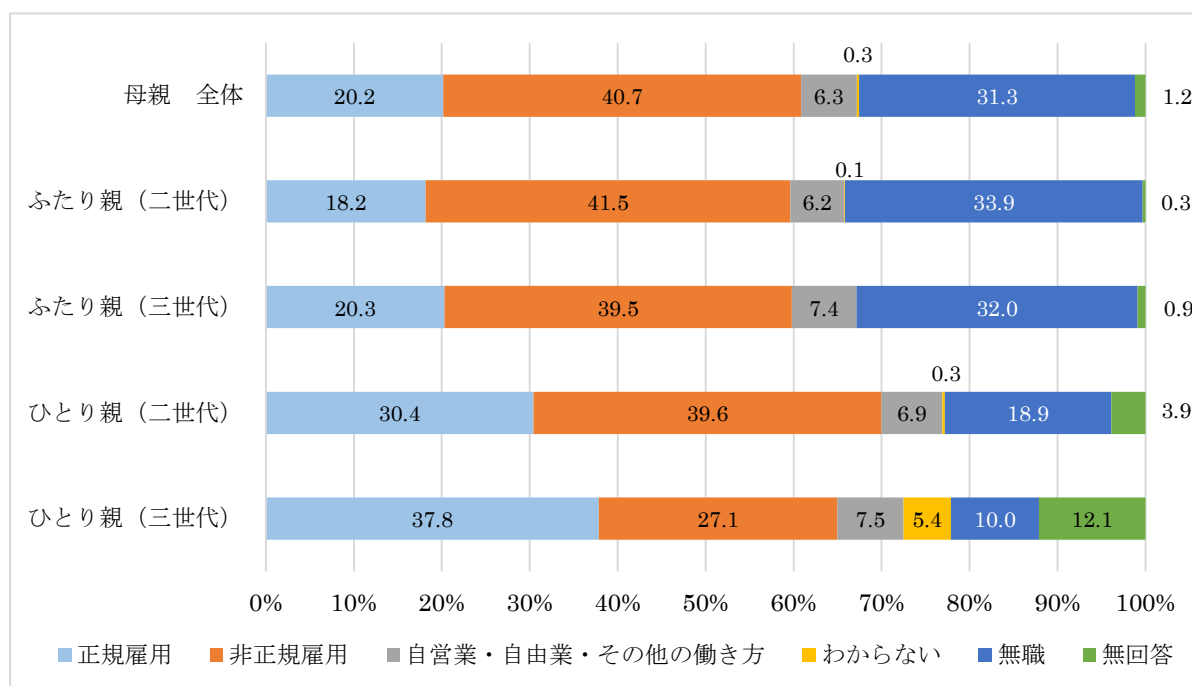
1 母子世帯の母親の就労状況

(1) 就労形態

母子世帯の母親の就労形態を見る（図表 5-2-1-1）。母親の就労形態を問うているので、本章の図表中の「ひとり親」は母子世帯を意味する。また、「正規雇用」とは「会社役員」、「民間企業の正社員」、「公務員などの正職員」、「団体職員」を指し、「非正規雇用」とは「契約社員・派遣社員・嘱託社員」、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤」を指す。なお、有意検定は「わからない」、「無回答」を除いた上で行っている。

ひとり親世帯（三世代）を除く全ての世帯タイプで、最も割合の高い就労形態は、非正規雇用である。およそ4割程度（ふたり親世帯（二世帯）41.5%、ふたり親世帯（三世代）39.5%、ひとり親世帯（二世帯）39.6%）の母親が非正規雇用に従事している。母親が正規雇用に就いている割合を見ると、ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べ有意に高い。ひとり親世帯（二世帯）、すなわち母親と子供からのみなる世帯では、30.4%が正規雇用に就いている。さらに、39.6%の非正規雇用、6.9%の自営業等と合わせると、ひとり親世帯（二世帯）の76.9%が何らかの職に就いている。ひとり親世帯（三世代）は、37.8%が正規雇用に就いており、合計すると72.4%（非正規雇用27.1%、自営業等7.5%）が何らかの職に就いている。

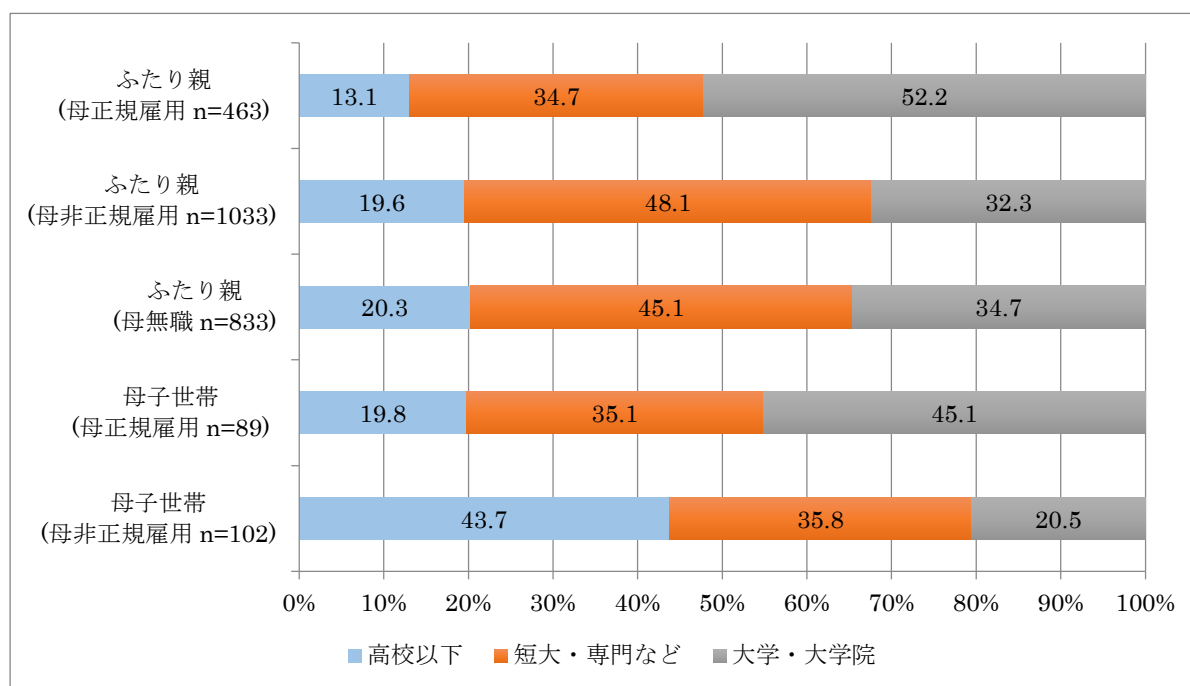
図表 5-2-1-1 母親の就労状況(小学5年生):世帯タイプ別(***)



（２）雇用形態と学歴²

母子世帯の母親の中でも、どのような母親が正規雇用に使われているのだろうか。ここでは、まず学歴に注目する（図表 5-2-1-2）。分析の結果、世帯タイプや雇用形態により、大きな差があった。この差は、ふたり親世帯の母親の間でも正規雇用、非正規雇用、無職の間で差が見られるが、特に、母子世帯の母親の間で正規雇用、非正規雇用の間で大きな差があることがわかる（ひとり親世帯においては、無職の割合が低いため集計外）。正規雇用である母子世帯の母親の 45.1%は、学歴が「大学・大学院」である。この割合は、ふたり親世帯の正規雇用である母親と比べると低いものの、半数近い数値となっている。「短大・専門学校・高等専門学校」を含めると、この割合は 8 割（「大学・大学院」45.1%、「短大・専門など」35.1%）を超えており、正規雇用を得るために、高等教育や高校卒業後の専門教育が重要であることがわかる。一方、非正規雇用の母子世帯の母親は 43.7%が「高校以下」の学歴となっており、「大学・大学院」は 20.5%である。

図表 5-2-1-2 母親の学歴：世帯タイプ・雇用形態別(世帯タイプ・雇用形態別***、ふたり親のみ***、母子世帯のみ***)

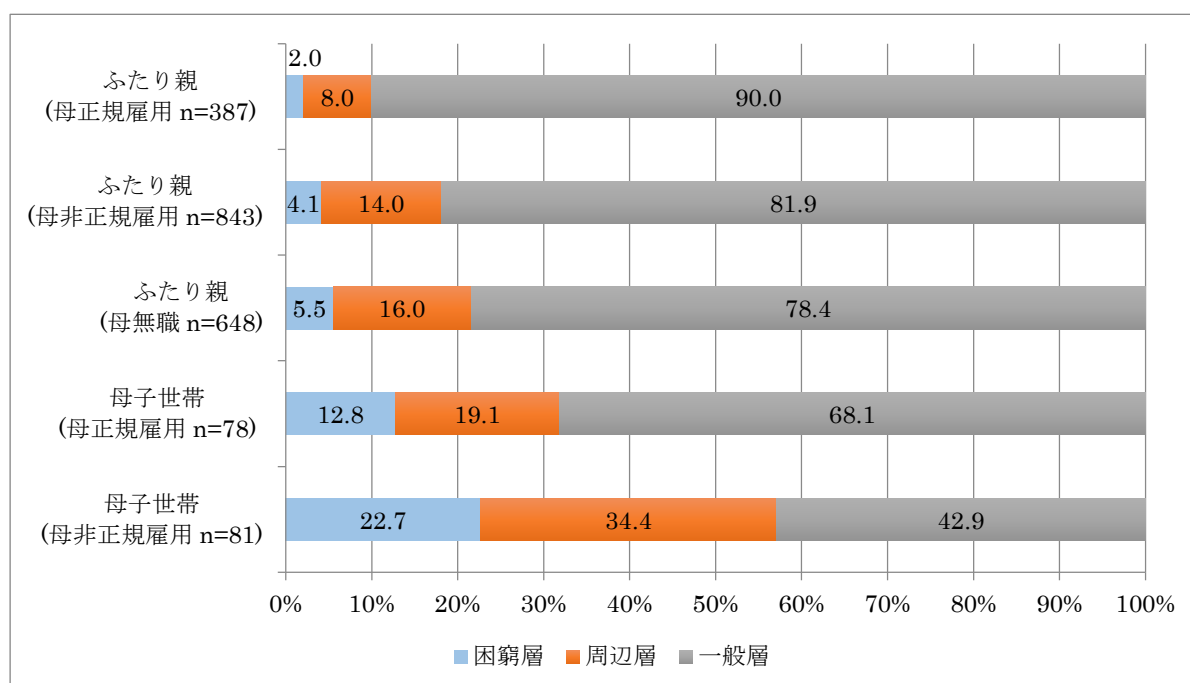


² なお、以下の分析では、母子世帯の母親のうち「自営・自由業」に就いている者（16 ケース）、「無職」の者（25 ケース）はケース数が少ないため除外している。また、ふたり親世帯のうち「自営・自由業」に就いているものは比較対象がないため、除外するが、「無職」の者は雇用されているかどうかによる違いを検討するため、分析に含める。

（３）雇用形態別の生活困難度

母親の世帯タイプと雇用形態別に生活困難度を見る。（図表 5-2-1-3）。母子世帯内で比較すると、「母子世帯（母非正規雇用）」では、生活困難層が過半数を超える（困窮層 22.7%、周辺層 34.4%）。一方、「母子世帯（母正規雇用）」では、この割合は困窮層 12.8%、周辺層 19.1%と低い。ただし、ふたり親世帯の困窮層の割合は、母親が正規雇用に就いている場合は 2.0%、非正規雇用の場合は 4.1%、無職の場合は 5.5%である。つまり、母子世帯は、たとえ母親が正規雇用に就いていても、ふたり親世帯よりも生活困難に陥る可能性が高いといえる。

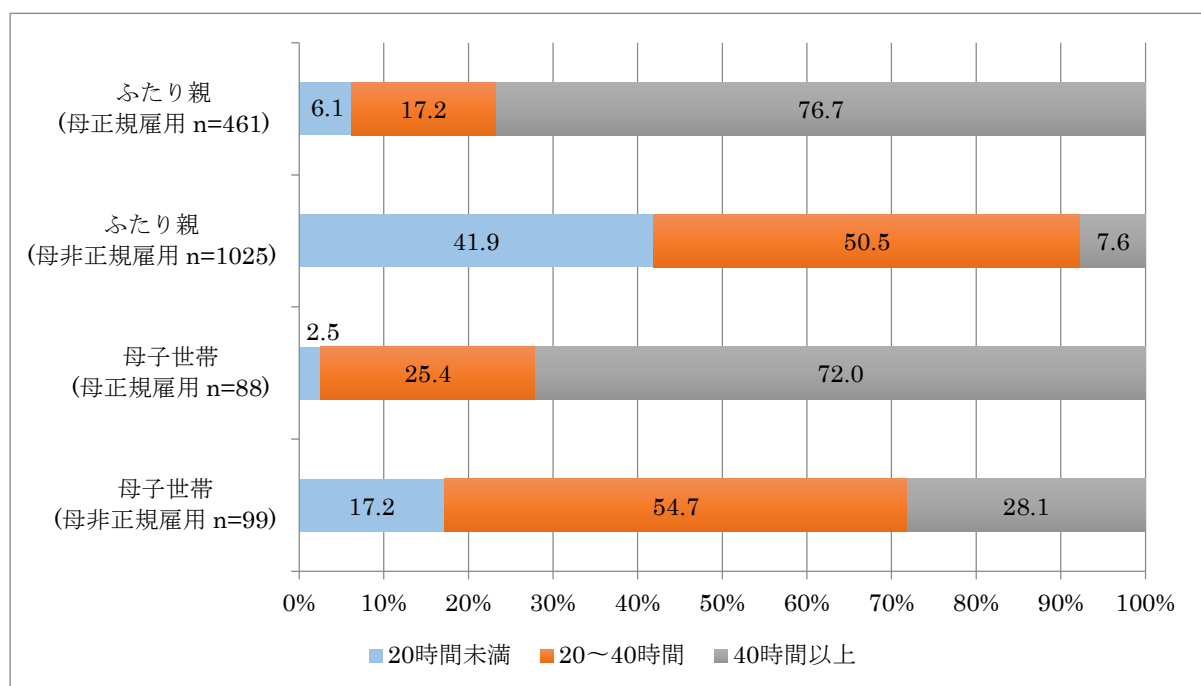
図表 5-2-1-3 生活困難度：世帯タイプ・母親の雇用形態別（世帯タイプ・雇用形態別***、ふたり親のみ***、母子世帯のみ***）



（４）雇用形態別の労働時間

子供のケアに充てられる時間と関連が深いと考えられる母親の労働時間を見る（図表 5-2-1-4）。母子世帯の母親は、正規雇用には就いている場合、72.0%が週 40 時間以上働いている。これは「ふたり親世帯（母正規雇用）」と同程度である。また、母子世帯の母親は、非正規雇用であっても 28.1%が週 40 時間以上働いている。ふたり親世帯の非正規雇用に従事する母親の場合、この割合は 7.6%にとどまる。つまり、ひとり親世帯の母親は、たとえ非正規雇用であっても長時間労働に従事する可能性が、ふたり親世帯よりも高い。この点を踏まえ、2 節では雇用形態ではなく、労働時間に注目しながら、母子世帯の母親の労働が子供に与える影響を見ていく。

図表 5-2-1-4 母親の週あたり労働時間：世帯タイプ・雇用形態別（世帯タイプ・雇用形態別***、ふたり親のみ***、母子世帯のみ***）



2 子供への影響

(1) 子供の勉強への影響

これまで見てきた母子世帯の母親の働き方が、子供に対するケアの内実や母親が子供と共に過ごす時間に影響しているのかを見ていく。まず、家庭学習に対する影響を見る。近年、小学校から家庭で学習する習慣を身につけることの重要性が指摘されるようになっている。この習慣は必ずしも自然と身につくものではなく、親など保護者の支援が必要なことも多い。

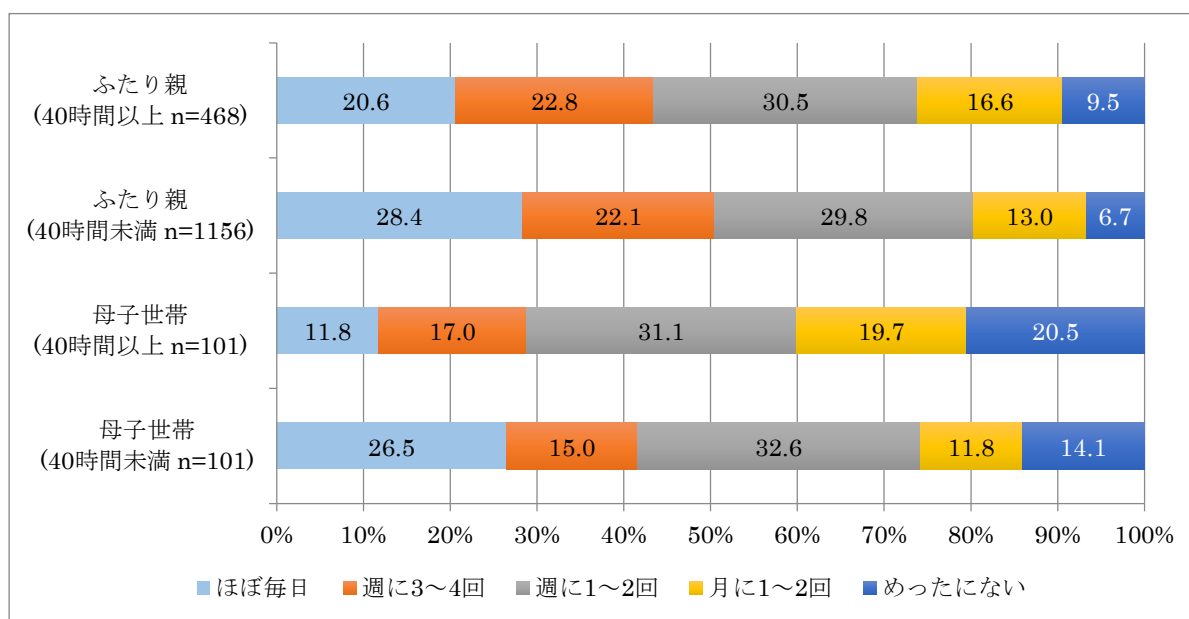
そこで、親が子供の勉強をみる頻度を世帯タイプ・労働時間別に見ていくと、有意な違いが確認された（図表 5-2-2-1）。まず、ふたり親世帯と母子世帯を比較すると、「めったにない」に注目するとわかるように、母子世帯の母親はふたり親世帯の親に比べて、子供の勉強をみない（みることのできない）割合が高い。

さらに、母子世帯内で比較すると、特に労働時間が 40 時間を超える母親の約 2 割が「めったにない」と答えているのが目立つ。また、「ほぼ毎日」子供の勉強をみている母子世帯の母親の割合も、労働時間によって大きく異なり、労働時間が短い母親の方が「ほぼ毎日」子供の勉強をみる傾向にある。

一方、ふたり親世帯においては、「めったにない」の割合には労働時間による違いは母子世帯ほど小さくなく、「ほぼ毎日」の割合に大きな違いが見られる。つまり、ふたり親世帯の場合、母親が長時間働くことの主な影響は、勉強を見る頻度の低下であるのに対し、ひとり親世帯の場合、母親が長時間働くことによって頻度が低下するだけでなく、勉強をみること自体をしなくなる可能性がある。

全体として母子世帯であること、さらに母子世帯の母親が長時間労働に従事することで、小学 5 年生の段階においても、子供の勉強をサポートすることに時間を割けなくなっている可能性がうかがえる。

図表 5-2-2-1 母親が子供の勉強をみる頻度：世帯タイプ・母親の労働時間別（世帯タイプ・母親の労働時間別***、ふたり親世帯のみ***、母子世帯のみ*）

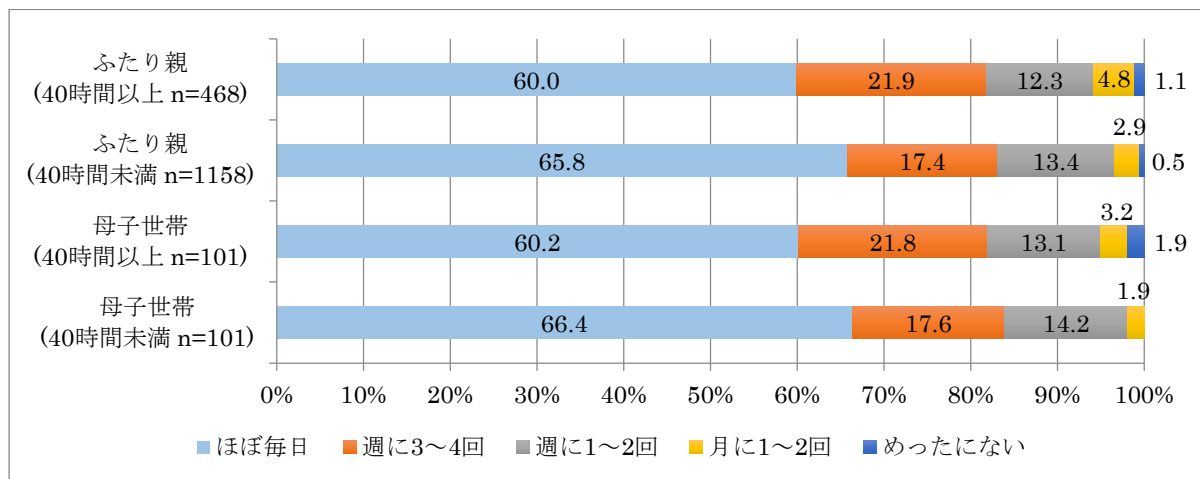


（２）子供とのコミュニケーションへの影響

母親の働き方が子供とのコミュニケーションに与える影響を見る。小学校高学年になると身の回りのことは自分でできるようになり、親の直接的な世話を必要としなくなっていく。しかし、学年を重ねるごとに人間関係のトラブルや進路の悩みなどを抱えることも多くなり、親をはじめとする保護者の精神的なサポートが必要となる。その際、日常的に保護者と子供がコミュニケーションを取っていることで、子供が抱えているトラブルに気づきやすくなる、トラブルに陥った際のサポートを行いやすくなるといった効果が生まれると考えられる。

まず、子供が人間関係のトラブルを抱えやすい学校での生活に関する会話の頻度を、世帯タイプ・労働時間別に見る（図表 5-2-2-2）。結果、世帯タイプ・労働時間別の違いと、母子世帯内の労働時間別の有意な違いは確認されず、ふたり親世帯内で比較した場合のみ、有意な違いが確認された。つまり、学校という子供の日常生活についての会話の頻度も、世帯タイプと母親の労働時間の影響を大きくは受けていない。

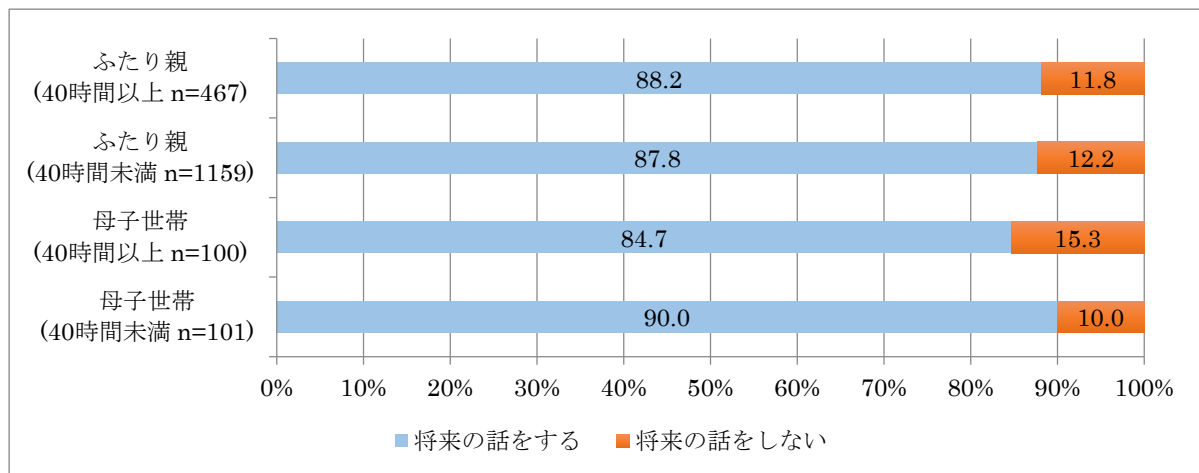
図表 5-2-2-2 子供との学校の話をする頻度：世帯タイプ・母親の労働時間別（世帯タイプ・母親の労働時間別 X、ふたり親世帯のみ**、母子世帯のみ X）



次に、子供が悩みを抱えやすい夢・進路・職業といった将来についての会話の頻度³を、世帯タイプ・母親の労働時間別に見る。結果、どのタイプでも 8 割強から 9 割の親が、子供と将来の話をしており、統計的に有意な違いが確認されなかった（図表 5-2-2-3）。つまり、長時間労働に従事する母子世帯の母親も、その他の働く親と同程度の頻度で子供と将来の話をしている。これらの結果からは、家事・育児などの労働と家計維持のための労働を一手に引き受けながらも、子供達となるべくコミュニケーションを取ろうとしている母子世帯の働く母親たちの姿が見て取れる。

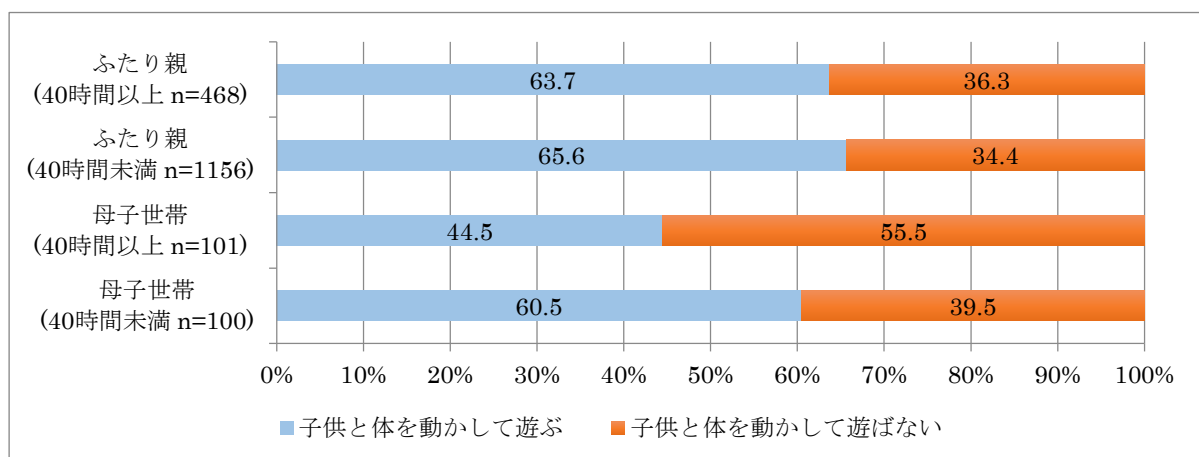
³ あなたは、お子さんの将来（夢・進路・職業等）について、お子さんと一緒に考えたり、話すことがありますか」という設問に対する回答の分布が偏っていたため、回答選択肢のうち、「1 よくする」、「2 たまにする」を「子供と将来の話をする」、「3 あまりしない」、「4 これまで特にしたことがない」を「子供と将来の話をしない」に集計し直した。

図表 5-2-2-3 子供との将来についての会話の頻度：世帯タイプ・母親の労働時間別（世帯タイプ・母親の労働時間別 X、ふたり親世帯のみ X、母子世帯のみ X）



ただし、子供と体を動かして遊ぶかどうか⁴を保護者票で聞いたところ、週 40 時間以上労働する母子世帯の母親の「子供と体を動かして遊ぶ」割合が有意に低かった（図表 5-2-2-4）。母子世帯の母親の労働時間が長くなることで、「体を動かして遊ぶ」といった会話以上のコミュニケーションの時間を捻出しづらくなっている可能性がある。

図表 5-2-2-4 子供と体を動かして遊ぶ頻度（世帯タイプ・母親の労働時間別***、ふたり親世帯のみ X、母子世帯のみ**）



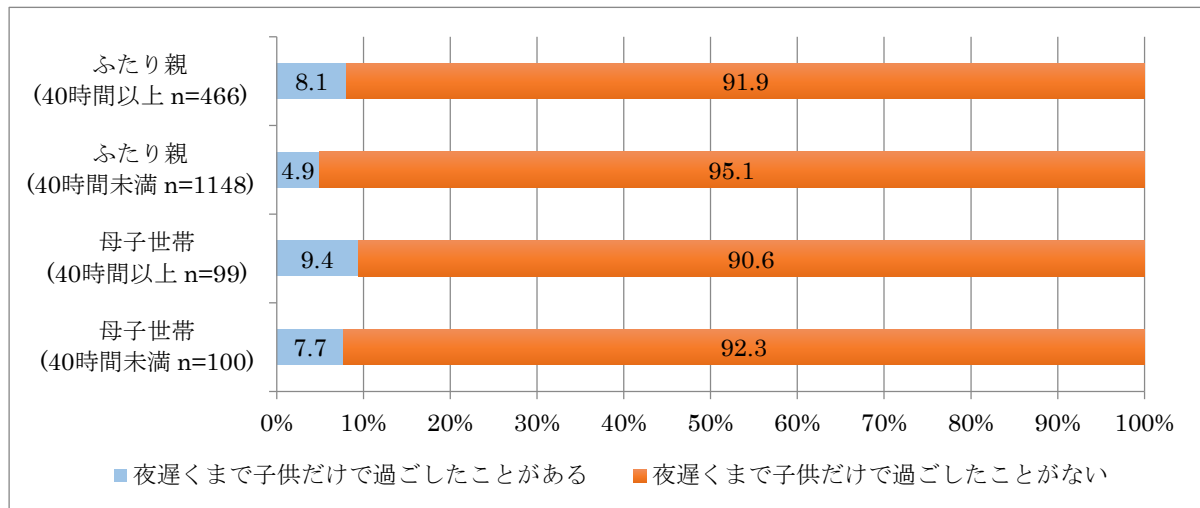
⁴ 「お子さんとからだを動かして遊ぶ（キャッチボールなど）」の頻度を聞く設問に対する回答の分布が偏っていたため、回答選択肢のうち「1 ほぼ毎日」、「2 週に 3~4 回」、「3 週に 1~2 回」、「4 月に 1~2 回」を「子供と体を動かして遊ぶ」、「5 めったにない」を「子供と体を動かして遊ばない」に集計し直した。

（３）子供の日常生活への影響

子供の日常生活への影響を見る。まず、夜遅くまで子供だけで過ごした経験の有無⁵を見たところ、ふたり親世帯内で比較した場合のみ、母親の労働時間による有意な違いが確認された（図表 5-2-2-5）。具体的には、母親が週 40 時間未満しか働いていないふたり親世帯の子供のうち、夜遅くまで子供だけで過ごした経験があるのは 4.9%であるのに対し、週 40 時間以上働いている場合は、その割合が 8.1%になる。

一方、母子世帯に限ると母親の労働時間によって、子供だけで夜遅くまで過ごした経験の比率には有意な違いが確認されなかったが、母子世帯の場合、母親の労働時間が週 40 時間未満の世帯は 7.7%、週 40 時間以上は 9.4%が、夜遅くまで子供だけで過ごした経験がある。

図表 5-2-2-5 夜遅くまで子供だけで過ごした経験：世帯タイプ・母親の労働時間別（世帯タイプ・母親の労働時間別 X、ふたり親のみ**、母子世帯のみ X）

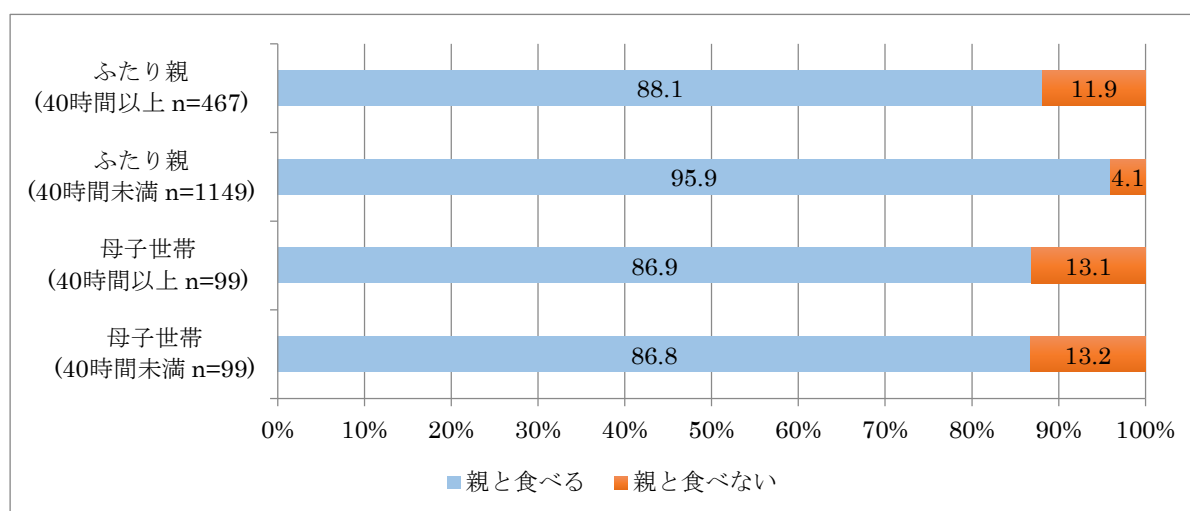


⁵ 「夜遅くまで子供だけで過ごした」経験を聞く設問に対する回答の分布が偏っていたため、回答選択肢のうち「1 よくあった」、「2 時々あった」を「夜遅くまで子供だけで過ごしたことがある」、「3 あまりなかった」、「4 なかった」、「5 わからない」を「夜遅くまで子供だけで過ごしたことがない」に集計し直した。

続いて、平日に親と一緒に夕食を食べるかどうかについて見る。「あなたは、平日（学校に行く日）に夕ご飯を誰と食べますか」という設問（複数回答）において、「家族（親）」を選択した子供の割合を、世帯タイプ・母親の労働時間別に見た（図表 5-2-2-6）。その結果、「母子世帯（40 時間未満）」、「母子世帯（40 時間以上）」、「ふたり親世帯（40 時間以上）」、「ふたり親世帯（40 時間未満）」の順に、平日に親と一緒に夕食を食べない子供の割合が高かった。

さらに世帯タイプを限定すると、ふたり親世帯においては、母親の労働時間別に有意な差が確認されたが、母子世帯においては確認されなかった。つまり、母子世帯の母親が雇用労働者である場合、その労働時間に関わらず、ふたり親世帯よりも子供と夕食を食べない傾向にある。週 40 時間未満しか働いていないふたり親世帯の母親に比べ、母子世帯の母親の子供と一緒に夕食を食べない割合は約 3 倍になる（ふたり親世帯（40 時間未満）4.1%、母子世帯（40 時間以上）13.1%、母子世帯（40 時間未満）13.2%）。

図表 5-2-2-6 平日に親と一緒に夕食を食べるかどうか：世帯タイプ・母親の労働時間別（世帯タイプ・母親の労働時間別***、ふたり親世帯のみ***、母子世帯のみ X）



3 支援の方向性

母子世帯の母親は、就労をしている割合や、正規雇用に就いている割合も、ふたり親世帯の母親に比べて高くなっている。しかしながら、生活困難度は母親が正規雇用でも、非正規雇用でもふたり親世帯に比べて厳しい状況にある。母子世帯の母親への支援は、就労支援のみでは不十分であると考えられる。

また、子供のケアという観点からは、母子世帯の母親は正規雇用の場合、週 40 時間以上働いている割合が 7 割を超え、非正規雇用の場合でも 3 割近くになる（図表 5-2-1-4）。正規雇用の場合、ふたり親世帯の母親も、母子世帯の母親と同様に週 40 時間働いている割合が多いが、非正規雇用では、母子世帯の方が長時間労働をする母親の割合が多い。母子世帯の母親は、稼ぎ主として長時間労働と就労することが求められている一方で、子供のプライマリー・ケアラーとして子供のケアをすることを求められており、収入を上げるために、正規雇用に就くことによって、子供のケアに十分な時間を避けなくなっている可能性がある。

実際に母親が子供のケアに費やす時間や頻度を見ても、会話については、差は見られないものの、子供の勉強を見たり、子供と身体を動かす遊び、夕食を一緒に食べる頻度などが母子世帯においてふたり親世帯よりも少なくなっている（図表 5-2-2-1、5-2-2-4、5-2-2-6）。この傾向は、労働時間の長さにかかわらず確認できるが、特に、母親が週 40 時間以上働いている母子世帯で顕著である。例えば、母子世帯内で比較しても週 40 時間以上働く母子世帯の母親は、週 40 時間未満しか働かない母親よりも子供の学習を見る頻度が低く、子供の学習を全く見ない母親の割合が高い（図表 5-2-2-1）。

そのため、困窮していない母子世帯に対する支援の必要性が示唆される。例えば、自治体によっては無料学習支援の対象を生保と児童扶養手当の受給者のみに限っているが、児童扶養手当を受給していない母子世帯も対象と含めることも考えられる。また、そもそも、長時間労働が問題であるので、ふたり親世帯、ひとり親世帯に限らず、長時間労働を抑制する政策を打ち出す必要があると考える。

第 6 部

その他

第1章 貧困対策としての保育所の長期的効果

阿部彩（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

周燕飛（独立行政法人 労働政策研究・研修機構）

はじめに

保育所は、子供の貧困の「最初の砦」と言われており、貧困であることによる悪影響が子供に及ぼすことを食い止める効果が期待されています（阿部 2008）。保育所における就学前の貧困対策としての有効性が、様々な場で議論されていますが、その根拠として挙げられているのは、アメリカにおける実験的保育プログラムの効果です（Heckman 2005）。このプログラムは、1日2時間半の保育プログラムを3~5歳児に行うというものでした。

日本の保育所は、それをはるかに超えるプログラムを実施しています。保育所は、朝から夕方、時には延長保育や週末保育も含めて実施されており、食事の支援、保健の支援といった様々な支援が提供されています。また、保育所には、ひとり親世帯の子供を含め、貧困層の子供の多くが通っており、保育所の、貧困対策としての可能性は高いと考えられます。

しかしながら、保育所が実際に貧困の影響を緩和することが出来ているのかどうかについて、検証されたことはありませんでした。データの欠如と技術的な難しさが、その主な原因です。それを行うためには、まず、保育所にいった子供と行かなかった子供を比較しなくてはなりません。しかし、本章で示すように子供の「保育所在籍経験の有無」は、世帯の生活困難度と統計的に有意な関連を持っています。つまり、生活困難を抱える世帯の子供は、そうでない子供よりも保育園に通ったことのある割合が高い傾向があります。そして、子供の生活実態調査が明らかにしたように、生活困難を抱える世帯の子供は、そうでない子供に比べ学力や健康状況などが悪い傾向があります。必要なのは、同じような生活困難を抱えている子供のうち、保育所に通った子供とそうでない子供を比較することです。そうすることによって、保育所が持つ貧困対策としての可能性を示すことができます。

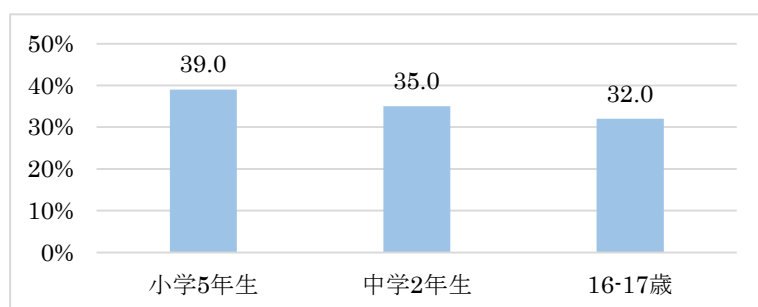
分析の目的

子供の生活実態調査では、子供たちが保育所、幼稚園から、小学校、中学校と通った機関を全て答えてもらっています。また、就学前の当時の状況ではありませんが、現在における生活困難度がきちんと把握されています。そのため、保育所に通ったことによる効果が、小学校、中学校、16・17歳になる時まで何らかの形で残っているのかを見ることができます。

1 保育所の利用経験

まず、東京都の子供たちにおいて、どれほど保育所を利用したことがあるのかを見た。ここでは、認可保育所と認証保育所に在籍していた子供の割合を示す。すると、どの年齢層においても、約3分の1の子供が保育所を利用している。しかし、学年が低い子供ほど、保育所の利用経験を持つ者の割合が高く、小学5年生では39.0%、中学2年生では35.0%、16・17歳では32.0%となっている（図表 6-1-1-1）。これは、母親の就業率が徐々に上昇したことや、三世帯世帯（祖父母との同居）率が減少しつつあることが関係していると考えられる。

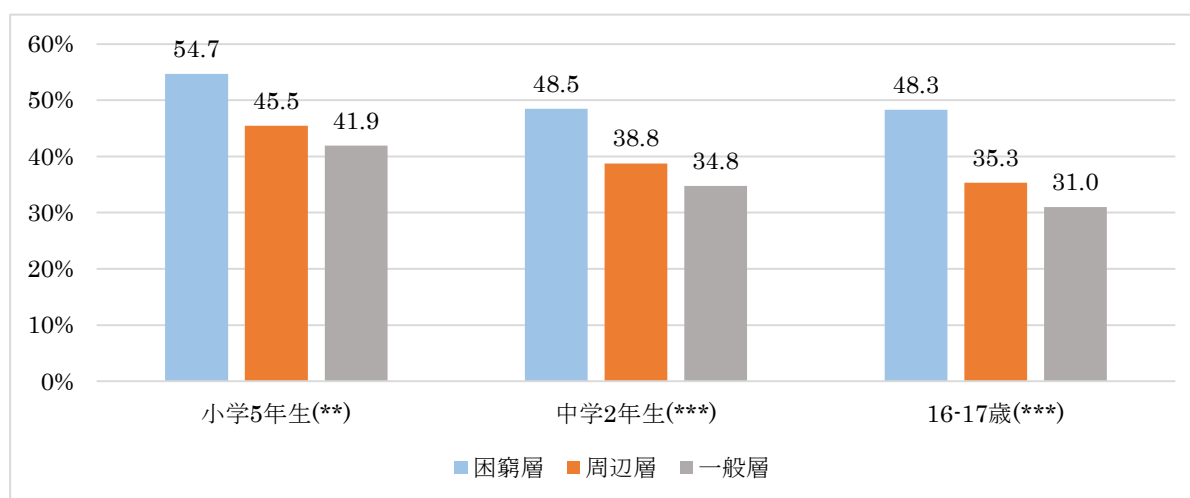
図表 6-1-1-1 保育所の利用経験がある子供の割合：年齢別



*幼稚園の利用経験率は、保育所利用経験のない子供の場合 87.6%、保育所利用経験のある子供の場合（保育所と幼稚園両方の利用経験があるということ）36.9%である。

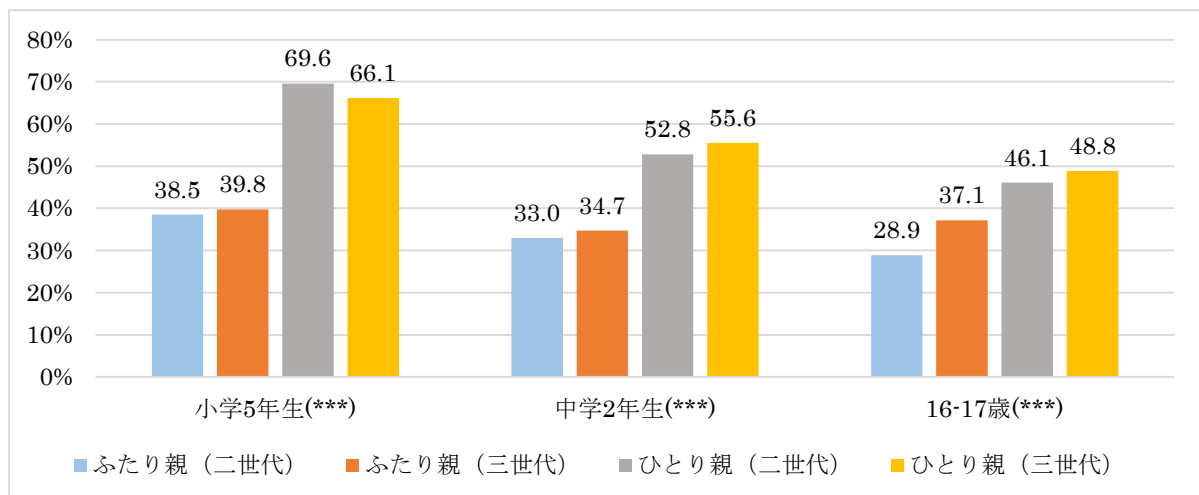
生活困難度別に見ると、困窮層、周辺層、一般層の順に保育所の利用率が高い（図表 6-1-1-2）。生活困難層の方が、保育所を利用する割合が高いことがここでも確かめられる。しかし、生活困難層においても一定割合の子供が保育所を利用していなかった。これらの子供は、幼稚園に通っていたか、いずれの機関にも通っていなかったかのどちらかだと考えられる。本章では、保育所に通った子供と通わなかった子供を比較する。

図表 6-1-1-2 保育所の利用経験がある子供の割合：生活困難度別



世帯タイプ別に見ると、どの年齢層でも、ひとり親世帯の保育所利用率が、ふたり親世帯を上回っている（図表 6-1-1-3）。また、ひとり親世帯においては学年が低いほど、保育所利用率が高くなっている（小学 5 年「ひとり親世帯（二世帯）」69.6%、「ひとり親世帯（三世帯）」66.1%、中学 2 年生「ひとり親世帯（二世帯）」52.8%、「ひとり親世帯（三世帯）」55.6%、16-17 歳「ひとり親世帯（二世帯）」46.1%、「ひとり親世帯（三世帯）」48.8%）

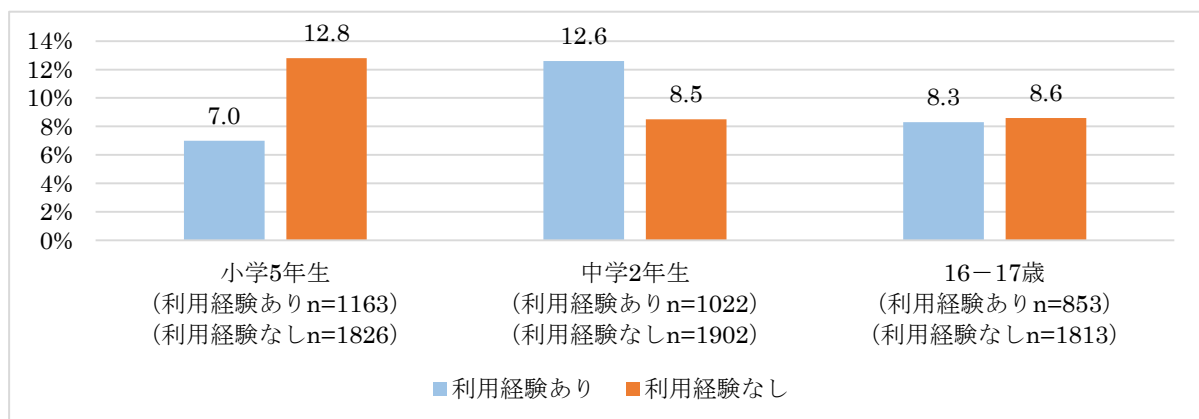
図表 6-1-1-3 保育所の利用経験がある子供の割合：世帯タイプ別



2 保育所の利用と学齢期の子供の健康

健康状態について、保育所の利用経験のある子供とない子供を、生活困難度別に比較をした。まず、保育所利用経験を子供全体と、利用していない子供全体の健康状態を比べた（図表 6-1-2-1）。すると、健康状態が「あまり良くない」、「良くない」（以下、「（あまり）良くない」と表記）と答えた子供の割合は、小学 5 年生においては、利用経験がない子供の方が高いが、中学 2 年生においては利用経験がある方が高く、16-17 歳においてはほぼ同じと、一貫した結果が見られない。なお、健康状態には多様な変数が影響を与えていると考えられるため、保育所利用経験の有無のみでの有意検定は行っていない。

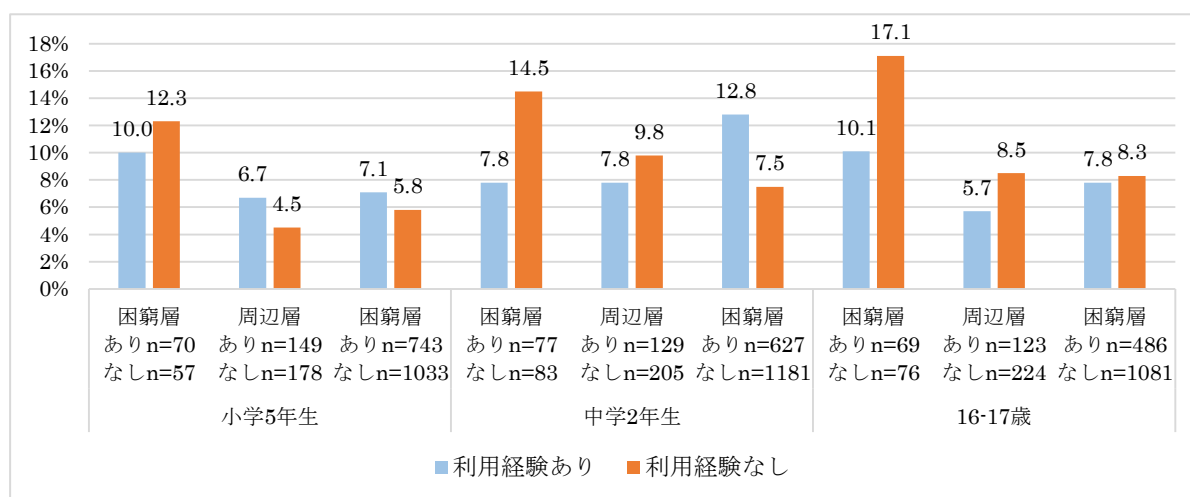
図表 6-1-2-1 健康状態が（あまり）良くない子供の割合：保育所利用経験の有無別



*無回答を除く。

しかし、生活困難度別に保育所利用者とそうでない者の健康状態を比較したところ、困窮層においては、保育所を利用していた子供たちの方が、健康状態がよくない子供の割合が低いことがわかる（図表 6-1-2-2）。周辺層、一般層では、このような一貫した結果が見えなく、保育所の効果が確認できないものの、困窮層においては、保育所に通ったことが、何らかのポジティブな影響を子供の健康に与えている可能性がある。

図表 6-1-2-2 健康状態が(あまり)良くない子供の割合：生活困難度別、保育所利用経験の有無別

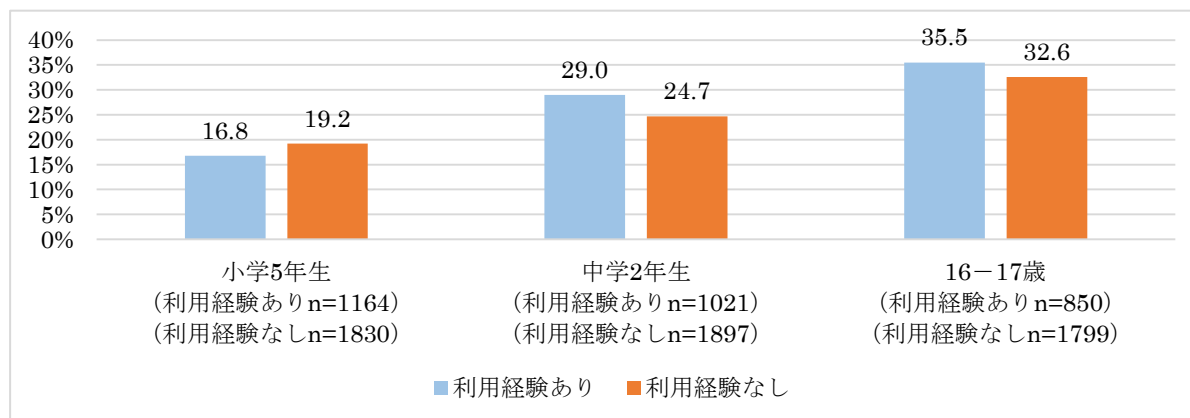


*無回答を除く。

3 保育所の利用と学齢期の子供の学力

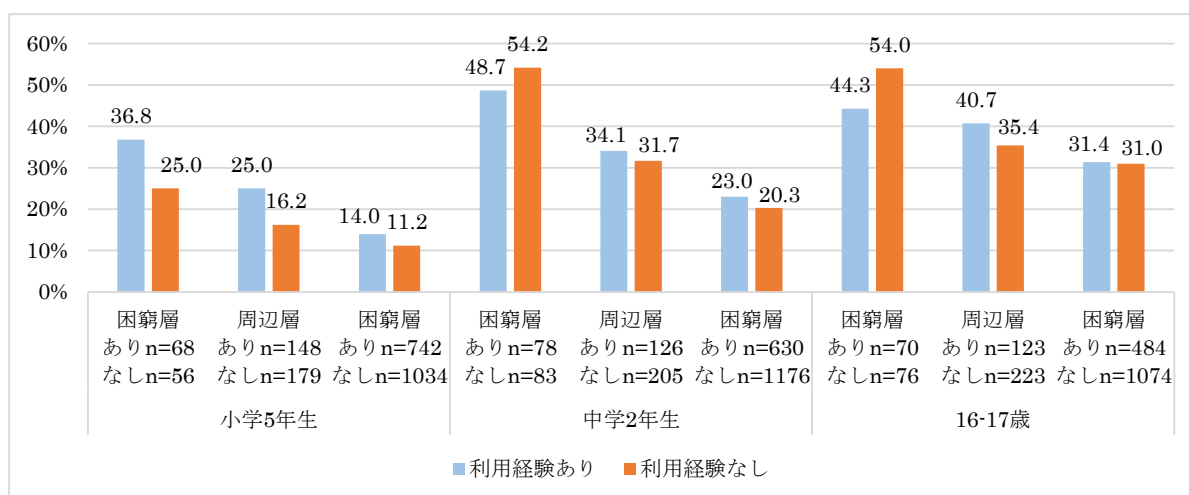
学力への影響を見たところ、健康状態と同様に、保育所の利用経験別では、はっきりとした傾向を見ることができない（図表 6-1-3-1）。しかしながら、生活困難度を限定して保育所利用経験の有無別に見ると、中学2年生と16-17歳の困窮層においては、保育所利用経験者の方が、授業が「わからない」（「あまりわからない」、「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」を合算）子供の割合が低い。周辺層、一般層では、授業が「わからない」子供の割合は、ほぼ同じである（図表 6-1-3-2）。なお、本節でも保育所利用経験の有無のみでの有意検定は行っていない。

図表 6-1-3-1 学校の授業が「わからない」子供の割合：保育所利用経験の有無別



*無回答を除く。

図表 6-1-3-2 学校の授業が「わからない」子供の割合：生活困難層別、保育所利用経験の有無別



*無回答を除く。

4 支援の方向性

保育所の役割としては、親の就労などの理由により保育が必要な子供の保育を行い、健全な心身の発達を図ることに加え、健康不良や学力低下など経済的困難による様々な悪影響を緩和する可能性があると考えられる。

本章からは、困窮層の小学5年生、中学2年生、16・17歳の子供において、かつて保育所に通った経験がある子供の方が、通った経験がない子供に比べて健康状態が良い（健康状態が悪い子供の割合が低い）ことが確認された（図表 6-1-2-1）。一般層の子供にはこの傾向が確認されないことから、保育所の機能が、特に厳しい経済状態にいる子供に発揮されていることが示唆される。

また、学力については、中学2年生と16・17歳の困窮層においては、保育所経験がある子供の方が「授業がわからない」子供の割合が少ないことも確認できた（図表 6-1-3-2）。小学5年生の困窮層については、保育所利用経験者の方が「授業がわからない」子供の割合が高いが、これは、保育所利用経験者は小学5年生時点においても、保護者が就労している（又は不在である）可能性が高く、小学5年生では保護者の不在が学力に大きく影響するからとも考えられる。

このように、保育所は子供の貧困対策として、ポジティブな効果を持つ可能性があり、保育所利用はその観点からも積極的に奨励されるべきである。

参考文献

阿部彩（2008）『子どもの貧困－日本の不公正を考える』岩波書店。

Heckman, James (2005) *Inequality in America: What Role for Human Capital Policies?*, The MIT Press.

東京都福祉保健局（2017）『子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】』

第2章 家賃負担が子供の生活に与える影響

小田川華子（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

住居を確保するための費用は、現代社会の家計において大きな比重を占めています。特に、東京都においては、住宅の価格が高いため、子供を育てている世帯においては、住居費と教育費とのせめぎあいがあることが予測されます。家計の状況が厳しく、十分な住居費の支出が困難な場合、生活に必要な他の支出を確保するために家賃は安い、家族に必要な広さを十分に確保できない住宅に住む、あるいは、家族に必要な広さを確保したために子供の生活・成長に必要な他の支出を削る、といったどちらも厳しい二者選択を迫られる場合もあるでしょう。

生活困難を抱えている世帯においては、住居費の圧迫によって、子供の健全な成長に悪影響を及ぼしていることが懸念されます。すなわち、必要と思っけていても、子供の塾や習い事をあきらめざるを得ない、家族に必要な食料や衣服が買えない、子供の健康が悪化するなどの状況にある可能性があります。

分析の目的

本章では、住宅費が子供の生活にどのような影響を及ぼしているかを分析します。ここでは、特に、貧困層における子供の影響を見るために、賃貸世帯における家賃の負担に着目します。まず、東京都の子供のある世帯においての住宅の形態はどのような分布になっているのか、家賃の負担がどれくらいなのかを明らかにし、その上で、家賃負担率が高い家庭における子供の状況を見ます。なお、分析対象は教育費負担が比較的均一な小学5年生のみとします。

1 賃貸住宅への注目

図表 6-2-1-1 は、小学 5 年生の世帯の居住形態を、賃貸住宅（「民間の賃貸住宅」、「都営または市営・区営の賃貸住宅」、「都市再生機構・公社などの賃貸住宅」、「給与住宅（社宅・公務員住宅など）」、「間借り・その他」と持ち家に分け、その割合を示したものである。小学 5 年生全体で、賃貸住宅に住むのは 22.7%であるが、これを世帯タイプ別に見ると、ふたり親世帯（二世帯）が 20.2%、ふたり親世帯（三世帯）が 8.9%、ひとり親世帯（二世帯）が 45.7%、ひとり親世帯（三世帯）が 30.6%となり、ひとり親世帯の賃貸居住率の高さが目立つ。また、生活困難度別に見ると、一般層が 19.4%であるのに対し、周辺層 28.1%、困窮層 55.1%であり、生活が困窮するほど賃貸居住率が有意に高くなっている。

図表 6-2-1-1 住宅所有関係(小学 5 年生):世帯タイプ別、生活困難度別(世帯タイプ***、生活困難度***)

		度数				割合 (%)			
		賃貸住宅	持ち家	無回答	合計	賃貸住宅	持ち家	無回答	合計
小学 5 年生全体		633	2,151	12	2796	22.7	76.8	0.5	100
世帯 タイプ	ふたり親（二世帯）	436	1719	2	2157	20.2	79.7	0.1	100
	ふたり親（三世帯）	21	213	0	234	8.9	91.1	0	100
	ひとり親（二世帯）	142	167	2	311	45.7	53.6	0.7	100
	ひとり親（三世帯）	17	39	0	56	30.6	69.4	0	100
生活 困難度	困窮層	69	56	0	125	55.1	44.9	0	100
	周辺層	92	234	1	327	28.1	71.6	0.3	100
	一般層	341	1413	3	1757	19.4	80.4	0.2	100

*小学 5 年生全体には、世帯タイプと生活困難度が不明の者も含む。よって世帯タイプと生活困難度それぞれを足し合わせても、小学 5 年生全体の値とは一致しない。

2 家賃負担率

(1) 家賃負担率の定義および分析対象

家賃が家計の負担となり、子供の生活に影響を及ぼしているのではないかと仮説に基づき、以下では、家賃負担率に着目して分析する。まず、小学5年生の子供のいる賃貸住宅居住世帯全体の家賃分布を見る（図表 6-2-2-1）。

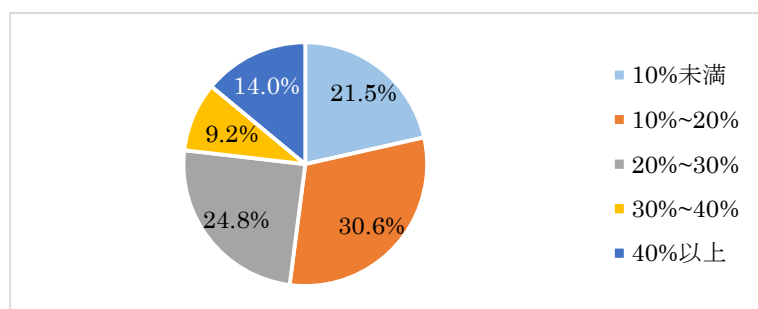
図表 6-2-2-1 月額家賃(共益費含む)(小学5年生 n=633)

家賃 (円)	割合 (%)
0 円	3.9
1 円~5 万円	18.0
5 万円~10 万円	29.6
10 万円~15 万円	26.1
15 万円~20 万円	8.4
20 万円以上	2.7
無回答	11.4
計	100

分析対象は、このうち、家賃負担率の計算が可能（家賃、世帯の年収、社会保障給付の金額が把握できている）で、かつ家賃負担率が 0%ではない 467 世帯である。家賃負担率は、世帯の収入に社会保障給付を合算した金額に占める家賃（共益費含む）の割合とする。さらに、分布の偏りを調整するため、「10%未満」、「10%~20%」、「20%~30%」、「30%~40%」、「40%以上」に集計し直す。

分析対象世帯の家賃負担率の分布は図表 6-2-2-2 のとおりである。家賃負担率「10%~20%」が 30.6%で最も多い。また、家賃負担率 20%以上を足し合わせると 48.0%である（「20%~30%」24.8%、「30%~40%」9.2%、「40%以上」14.0%）。さらに、467 世帯のうち、21 世帯は家賃負担率が 100%より大きい。これらは全て生活困難層であり、家賃支払いのために借金している、家賃を他の人に肩代わりしてもらっている、貯金を取り崩している等の状況にあると推測される。

図表 6-2-2-2 賃貸住宅の家賃負担率(小学5年生 n=467)

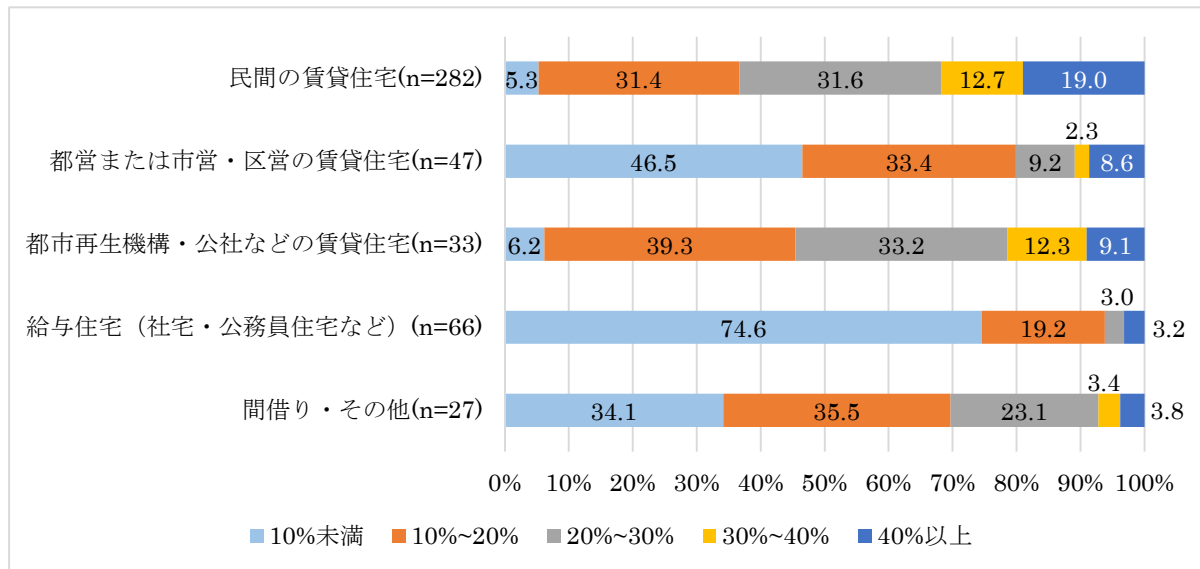


*家賃が無回答あるいは所得が無回答のケースを除く。

(2) 家賃負担率の分布

住宅の種類別に見ると、民間の賃貸住宅と都市再生機構・公社などの賃貸住宅で家賃負担率が高い傾向がある(図表 6-2-2-3)。特に、民間の賃貸住宅では、家賃負担率 20%以上の世帯が 63.3% (「20%~30%」 31.6%、「30%~40%」 12.7%、「40%以上」 19.0%)、30%以上の世帯は 31.7% (「30%~40%」 12.7%、「40%以上」 19.0%) と、家賃負担率が重い傾向にある。また、都市再生機構・公社などの賃貸住宅も同様に、家賃負担率 20%以上が 54.6% (「20%~30%」 33.2%、「30%~40%」 12.3%、「40%以上」 9.1%)、30%以上の世帯は 21.4% (「30%~40%」 12.3%、「40%以上」 9.1%) である。

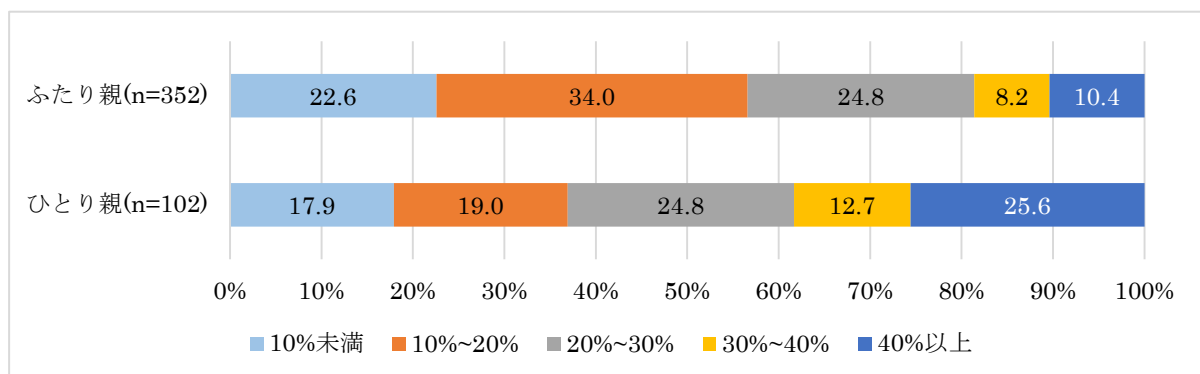
図表 6-2-2-3 家賃負担率の分布(小学 5 年生):住宅の種類別(***)



*無回答を除く

世帯タイプ別に見ると、ひとり親世帯の方が家賃負担率の重いカテゴリーが占める割合が高い(図表 6-2-2-4)。特にひとり親世帯では、家賃負担率「40%以上」の世帯が 25.6%と割合が高くなっている。

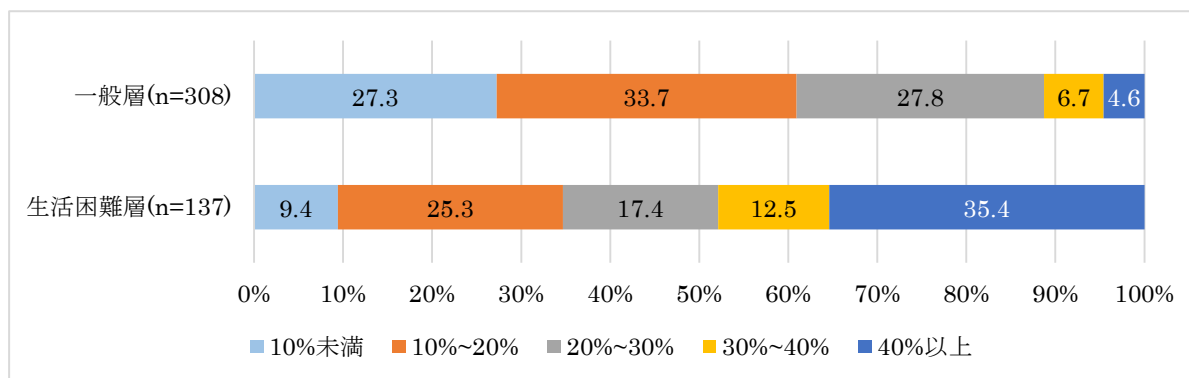
図表 6-2-2-4 家賃負担率の分布(小学 5 年生):世帯タイプ別(**)



*無回答を除く

生活困難度別に見ると、家賃負担率 20%以上の世帯割合は、一般層で 39.1%（「20%～30%」27.8%、「30%～40%」6.7%、「40%以上」4.6%）である一方、生活困難層では 65.3%（「20%～30%」17.4%、「30%～40%」12.5%、「40%以上」35.4%）であり、大きな差がある（図表 6-2-2-5）。

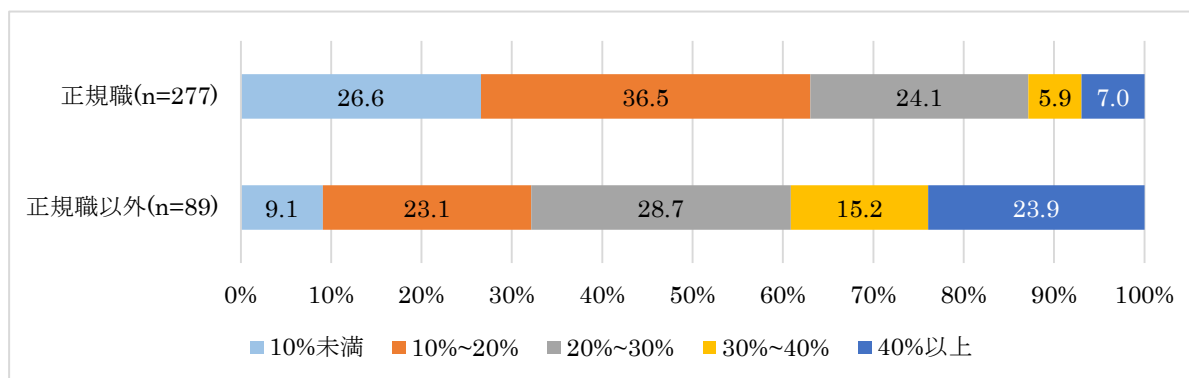
図表 6-2-2-5 家賃負担率の分布(小学 5 年生):生活困難度別(***)



*無回答を除く

家賃負担率の分布は父親の就労形態によっても異なる（図表 6-2-2-6）。家賃負担率 20%以上の世帯割合は父親が正規職の場合、37.0%である（「20%～30%」24.1%、「30%～40%」5.9%、「40%以上」7.0%）。これに対し、父親が非正規や自営業の世帯では 67.8%となる（「20%～30%」28.7%、「30%～40%」15.2%、「40%以上」23.9%）。

図表 6-2-2-6 家賃負担率の分布(小学 5 年生):父親の就労形態別(***)



*無回答を除く

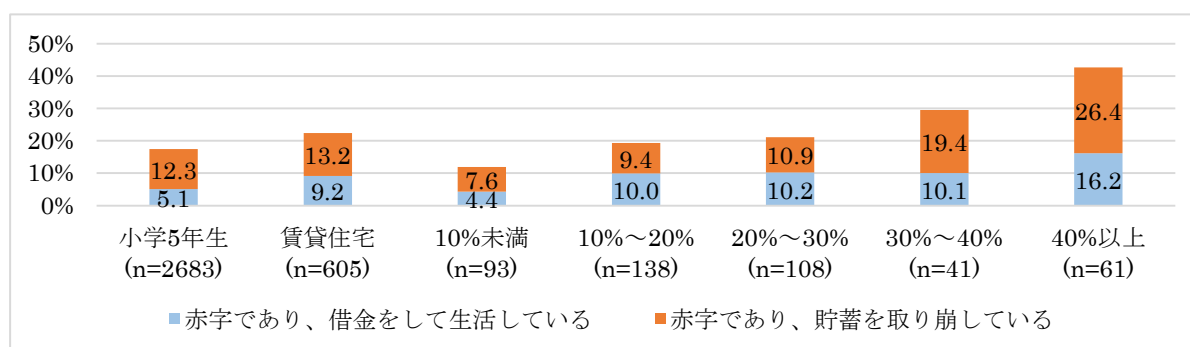
以上のように、家賃負担率は、居住する賃貸住宅の種類、世帯タイプ、生活困難度、父親の就労形態によって異なる。民間の賃貸住宅、都市再生機構や公社が運営する賃貸住宅に共住する世帯、ひとり親世帯、生活困難層、父親が正規雇用に就いていない世帯は、世帯収入に占める家賃の負担率が重くなる傾向にある。

3 家賃負担率の家計への影響

(1) 家計赤字

家賃負担率の家計への影響を把握するため、家賃負担率別に家計赤字の発生率を見る（図表 6-2-3-1）。小学 5 年生の子供のいる世帯全体においては、「赤字であり、借金をして生活している」（以下、「借金」という。）世帯の割合は 5.1%、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」（以下、「貯蓄取り崩し」という。）世帯の割合は 12.3%である。このうち、賃貸住宅居住世帯に限ると全体よりも家計状態が悪い（「借金」9.2%、「貯蓄取り崩し」13.2%）。さらに、家賃負担率別に見ると、家賃負担率「10%未満」の場合、12.0%（「借金」4.4%、「貯蓄取り崩し」7.6%）が赤字であるが、「10%~20%」では 19.4%（「借金」10.0%、「貯蓄取り崩し」9.4%）、「20%~30%」では 21.1%（「借金」10.2%、「貯蓄取り崩し」10.9%）、「30%~40%」では 29.5%（「借金」10.1%、「貯蓄取り崩し」19.4%）、40%以上では 42.6%（「借金」16.2%、「貯蓄取り崩し」26.4%）にも及ぶ。

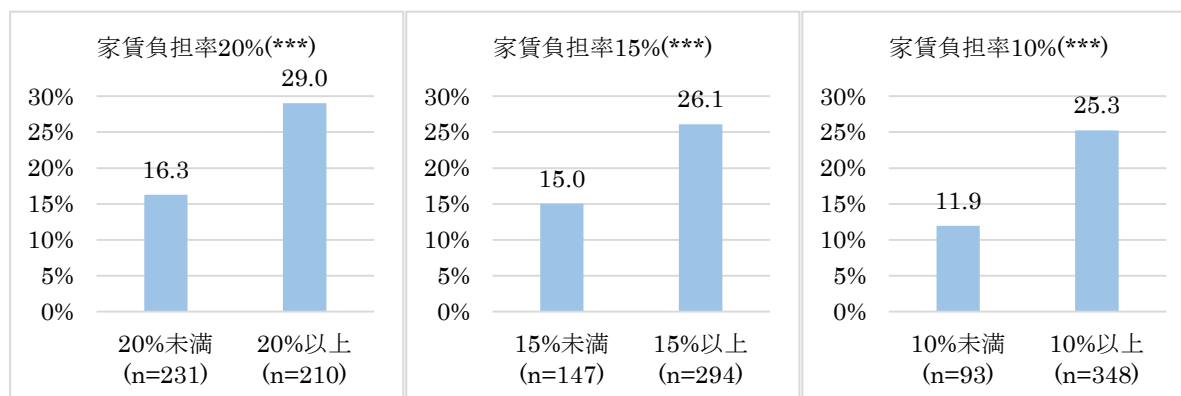
図表 6-2-3-1 家計赤字発生率(小学 5 年生):家賃負担率別(***)



*無回答とその他を除く

さらに、分析対象者を家賃負担率 10%、15%、20%を分岐点として、分岐点未満と分岐点以上のグループの赤字の発生率を比較したところ（図表 6-2-3-2）、有意な違いが確認された。どの分岐点でも、家賃負担が重いグループの方が、赤字が発生している確率が高い。

図表 6-2-3-2 家賃負担率 10%、15%、20%を分岐点とした場合の家計赤字発生率

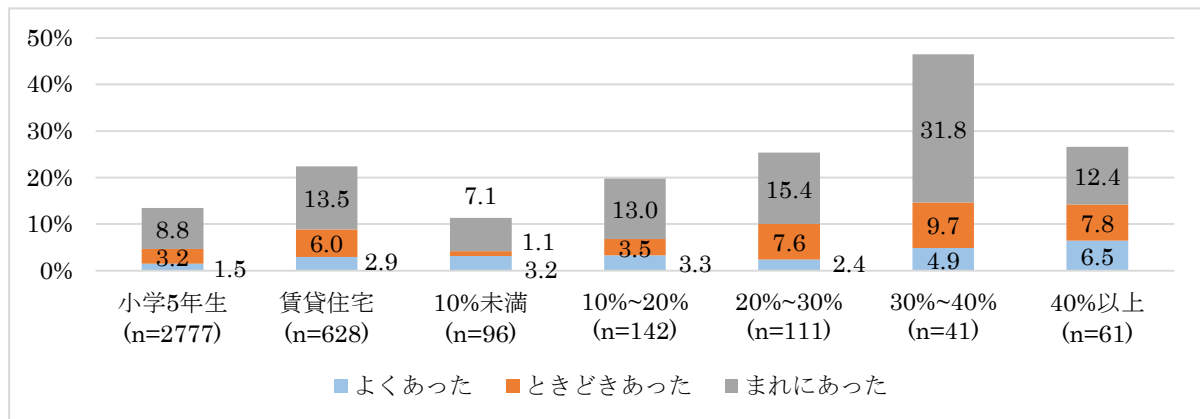


*無回答を除く

(2) 衣類を買えなかった経験

家賃負担率と経済的な理由で過去1年間に家族が必要な食料を買うことができなかった経験の発生率の関係を見ていく(図表6-2-3-3)。小学5年生全体においては、衣類を買えなかった経験があった割合は13.5%('よくあった'1.5%、'ときどきあった'3.2%、'まれにあった'8.8%)である。これを賃貸住宅に居住する世帯に限ると、22.4%('よくあった'2.9%、'ときどきあった'6.0%、'まれにあった'13.5%)に上昇する。さらに、家賃負担率別に見ると、家賃負担率「10%未満」の場合、11.4%('よくあった'3.2%、'ときどきあった'1.1%、'まれにあった'7.1%)であるが、「10%~20%」では19.8%('よくあった'3.3%、'ときどきあった'3.5%、'まれにあった'13.0%)、「20%~30%」では25.4%('よくあった'2.4%、'ときどきあった'7.6%、'まれにあった'15.4%)、「30%~40%」では46.4%('よくあった'4.9%、'ときどきあった'9.7%、'まれにあった'31.8%)にもなる。ただし、「40%以上」であれば、「30%~40%」よりもその割合は低く、28.7%である('よくあった'6.5%、'ときどきあった'7.8%、'まれにあった'12.4%)。

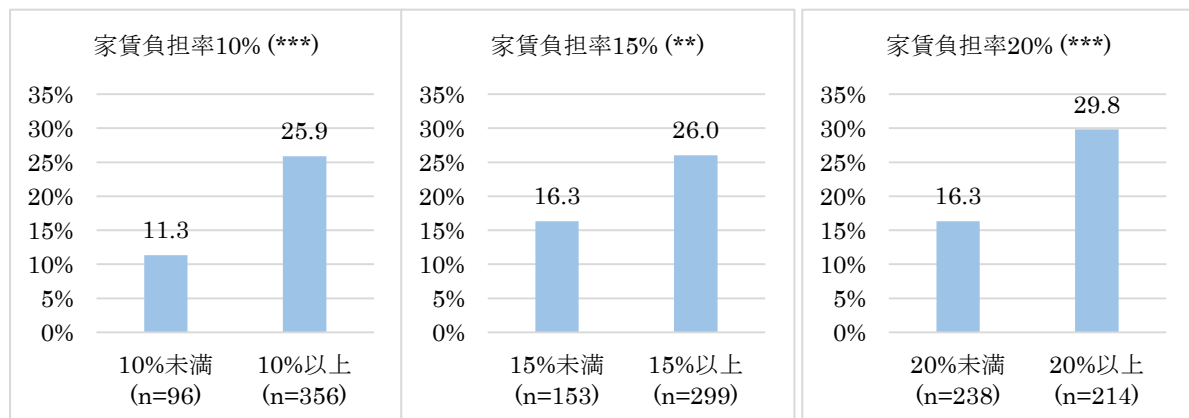
図表 6-2-3-3 過去1年間に衣類が買えなかった経験(小学5年生):家賃負担率別(***)



*無回答を除く

さらに、分析対象者を家賃負担率10%、15%、20%を分岐点として二分し、衣類を買えなかった経験の発生率を見たところ、分岐点以上のグループにおける発生率が高かった(図表6-2-3-4)。

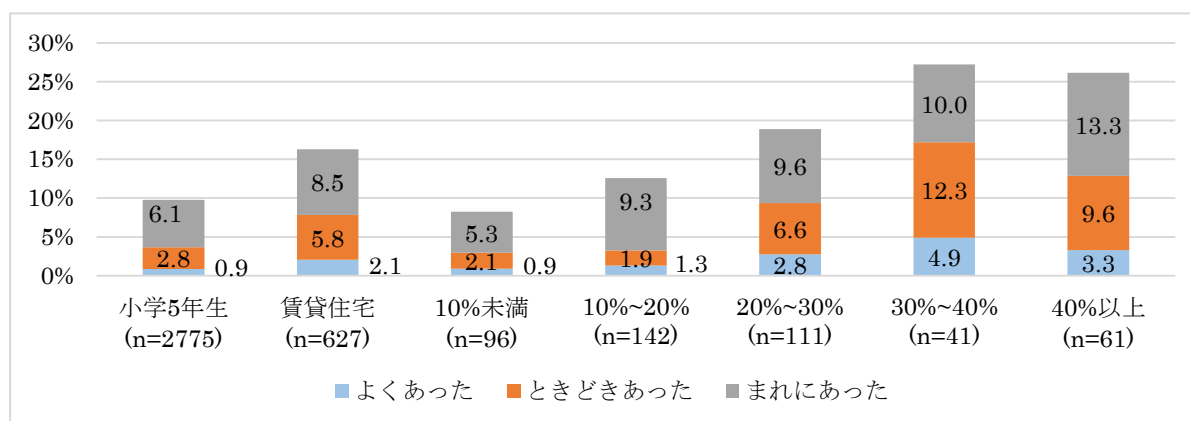
図表 6-2-3-4 家賃負担率10%、15%、20%を分岐点とした場合の衣類を買えなかった経験の発生率



(3) 食料を買えなかった経験

経済的な理由で過去 1 年間に家族が必要な食料を買うことができなかった経験の発生率と家賃負担率の関係も見た（図表 6-2-3-5）。まず、小学 5 年生全体では、食料を買えなかった経験のある割合は、9.8%（「よくあった」0.9%、「ときどきあった」2.8%、「まれにあった」6.1%）であり、賃貸住宅居住世帯では、16.4%（「よくあった」2.1%、「ときどきあった」5.8%、「まれにあった」8.5%）になる。家賃負担率別に見ると、家賃負担率「10%未満」の場合、8.3%（「よくあった」0.9%、「ときどきあった」2.1%、「まれにあった」5.3%）であるが、家賃負担率「10%~20%」では 12.5%（「よくあった」1.3%、「ときどきあった」1.9%、「まれにあった」9.3%）、家賃負担率「20%~30%」では 19.0%（「よくあった」2.8%、「ときどきあった」6.6%、「まれにあった」9.6%）、家賃負担率「30%~40%」では 27.2%（「よくあった」4.9%、「ときどきあった」12.3%、「まれにあった」10.0%）にもなり、家賃負担率が高くなるほど経験率も高くなる。ただし、家賃負担率が「40%以上」になると 26.2%（「よくあった」3.3%、「ときどきあった」9.6%、「まれにあった」13.3%）と、30%~40%よりやや低くなる。

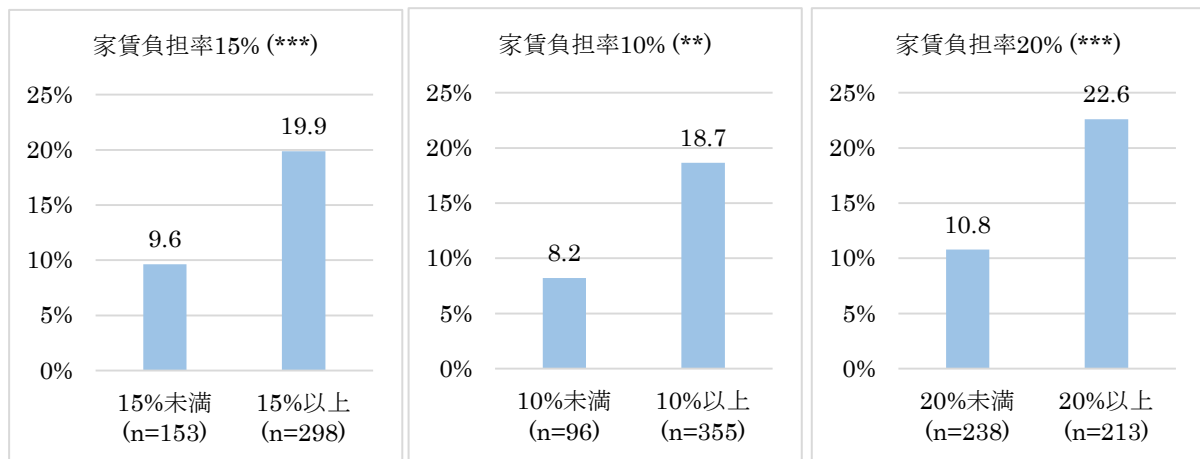
図表 6-2-3-5 過去 1 年間に食料を買えなかった経験(小学 5 年生):家賃負担率別(*)



*無回答を除く

さらに、分析対象者を家賃負担率 10%、15%、20%を分岐点として二分し、食料を買えなかった経験の発生率を見たところ(図表 6-2-3-6)、分岐点以上のグループにおける発生率が高かった。ここからは、衣服のみならず、食費にまで家賃負担の影響が及んでいることが推察される。

図表 6-2-3-6 家賃負担率 10%、15%、20%を分岐点とした場合の食料を買えなかった経験の発生率



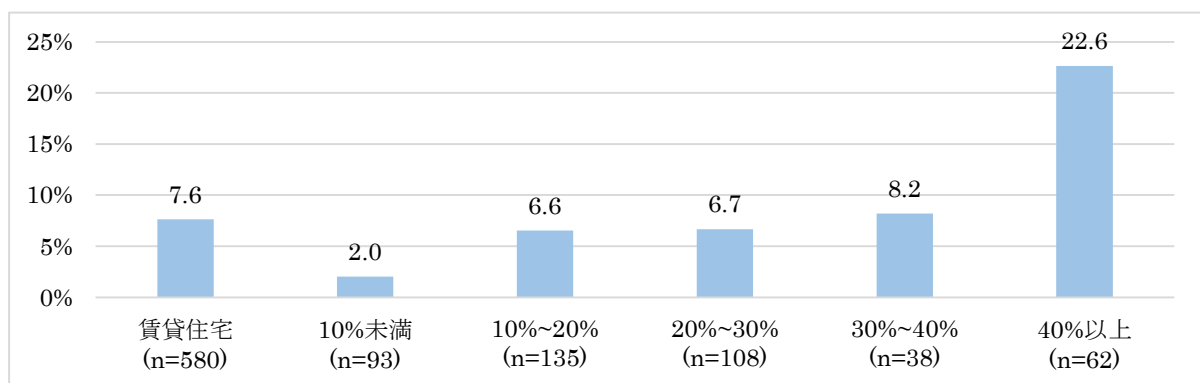
*無回答を除く

(4) 家賃滞納経験

家賃負担率と家賃滞納経験の関係を見る(図表 6-2-3-7)。過去 1 年間に家賃を滞納した経験の発生率は、小学 5 年生の子供がいる賃貸住宅居住世帯に限ると 7.6%であった。さらに、家賃負担率別に見ると、家賃負担率「10%未満」で 2.0%であるが、「10%~20%」は 6.6%、「20%~30%」は 6.7%、「30%~40%」は 8.2%、「40%以上」では 22.6%と家賃負担率に比例して、高い割合になる。

家賃滞納は住宅からの退去、住居喪失のリスクにつながるため、極力滞納しないよう努力がなされていることがわかるが、家賃負担率が 40%を超えると、家計のひっ迫が著しく、家賃を滞納してしまうリスクが非常に高くなる。

図表 6-2-3-7 過去 1 年間に家賃を滞納した経験(小学 5 年生):家賃負担率別(***)



*無回答を除く

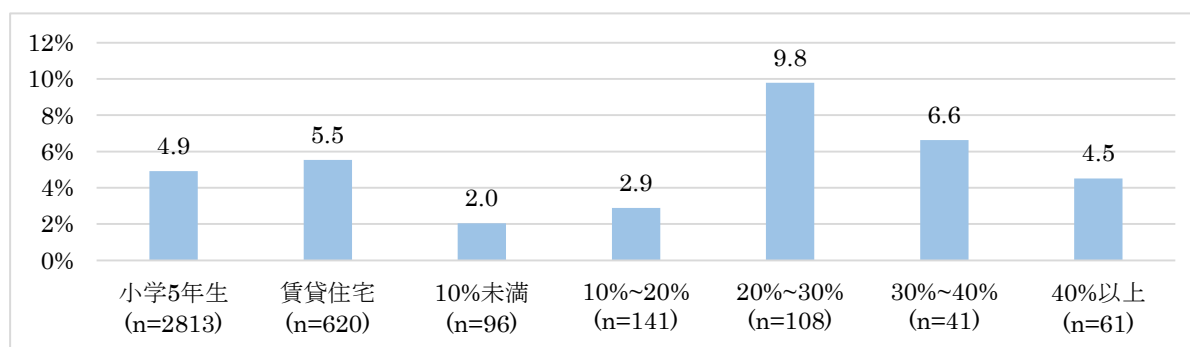
4 家賃負担率の子供の生活への影響

(1) 子供の主観的健康状態

家賃負担率の子供の生活への影響を把握するため、「あなたは、自分の健康状態についてどう感じていますか」という設問から、子供の主観的な健康評価を見る（図表 6-2-4-1）。小学 5 年生全体では、前述の設問に対して「あまりよくない」、「よくない」と回答した割合は 4.9%、賃貸住宅居住世帯に限ると 5.5%になる。一方、家賃負担率別に見ると、家賃負担率「10%未満」で 2.0%、「10%~20%」で 2.9%であるが、家賃負担率「20%~30%」では 9.8%と高くなる。

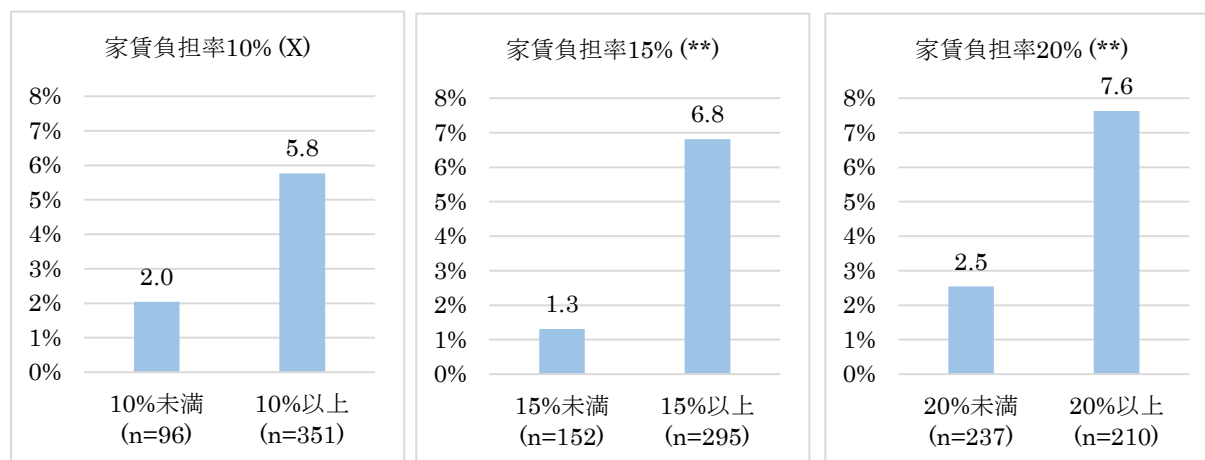
分析対象者を家賃負担率 10%、15%、20%を分岐点として、分岐点未満のグループと分岐点以上のグループに分け、「あまりよくない」、「よくない」と回答した子供の割合を見たところ（図表 6-2-4-2）、分岐点が 15%と 20%の場合、分岐点以上のグループの方が、有意に健康状態がよくない割合が高い。したがって、家賃負担率が 15%を超えると、子供の健康状態によくない影響を与える可能性がある。

図表 6-2-4-1 体調が「よくない」、「あまりよくない」と回答した割合(小学 5 年生):家賃負担率別(*)



*無回答を除く

図表 6-2-4-2 家賃負担率 10%、15%、20%を分岐点とした場合の子供の主観的健康状態がよくない割合(小学 5 年生)



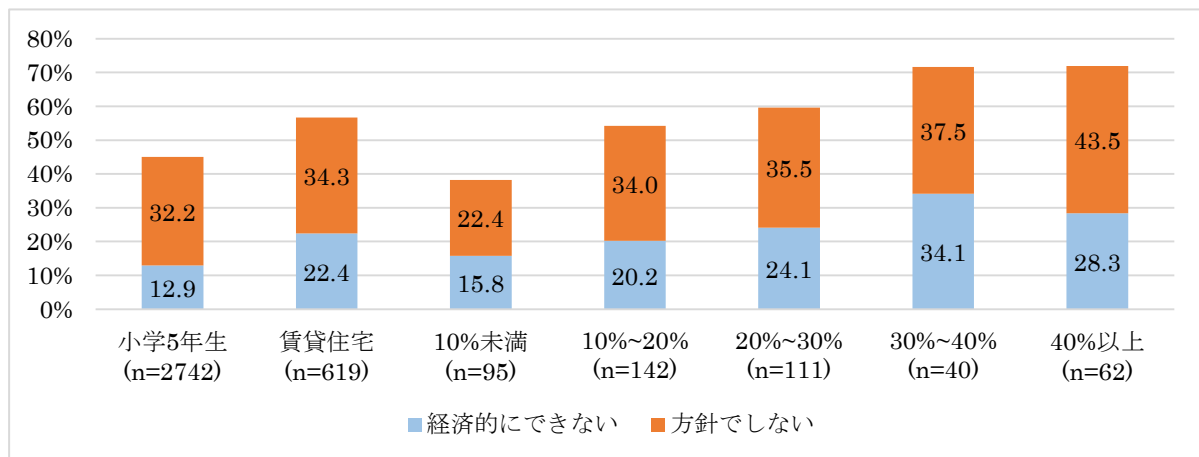
*無回答を除く

(2) 塾、習い事への影響

塾や習い事に行っていない（「経済的にできない」及び「方針でしない」）子供の割合を家賃負担率別に見る（図表 6-2-4-3）。塾に行っていない子供の割合は、家賃負担率「10%未満」で 38.2%（「経済的にできない」15.8%、「方針でしない」22.4%）であるが、「10%~20%」では 54.2%（「経済的にできない」20.2%、「方針でしない」34.0%）、「20%~30%」では 59.6%（「経済的にできない」24.1%、「方針でしない」35.5%）、「30%~40%」では 71.6%（「経済的にできない」34.1%、「方針でしない」37.5%）、「40%以上」71.8%（「経済的にできない」28.3%、「方針でしない」43.5%）と高くなる。

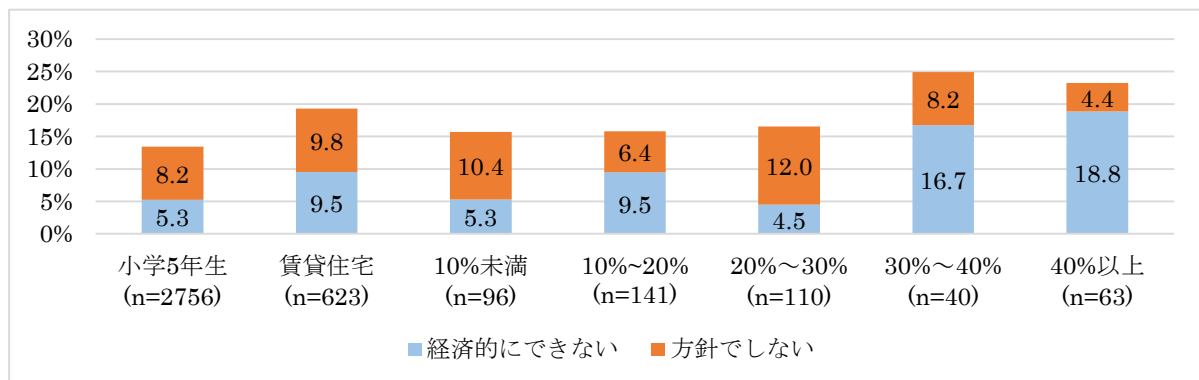
習い事に行っていない子供の割合（図表 6-2-4-4）は、家賃負担率 30%までは約 16%（「10%未満」で 15.7%（「経済的にできない」5.3%、「方針でしない」10.4%）、「10%~20%」では 15.9%（「経済的にできない」9.5%、「方針でしない」6.4%）、「20%~30%」では 16.5%（「経済的にできない」4.5%、「方針でしない」12.0%））であるが、家賃負担率「30%~40%」になると 24.9%（「経済的にできない」16.7%、「方針でしない」8.2%）と多くなる。習い事に行っていない子供の割合についても概ね同様の傾向がある（図表 6-2-4-4）。

図表 6-2-4-3 塾に行っていない子供の割合(小学 5 年生):家賃負担率別(***)



*無回答を除く

図表 6-2-4-4 習い事に行っていない子供の割合(小学 5 年生):家賃負担率別(**)



*無回答を除く

5 支援の方向性

以上の分析から、家賃負担が子供の生活の様々な面に影響を与えていることが明らかになった。家賃負担率が 10%を超えると家計赤字のリスク、経済的な理由で衣類を買えないリスク、経済的な理由で食料を買えないリスクが高まり、家計への影響が出はじめる（図表 6-2-3-2、6-2-3-4、6-2-3-6）。さらに、家賃負担率が 15%を超えると子供の主観的健康状態が悪化するリスク、塾や習い事に通えないリスクが高まり、子供の生活への影響が出はじめる（図表 6-2-4-2、6-2-4-4）。

ただし、家賃滞納リスクが顕著に高まるのは、家賃負担率が 40%を越した時点である（図表 6-2-3-7）。このことから、多くの世帯では、仮に家計に占める家賃の負担が大きくても、服飾費や食費などの生活費を削ることや、子供に塾や習い事を通わせないことで、なるべく家賃を滞納しないようにしていると推測される。

子供たちの生活が過度な家賃負担により制約されないよう、家賃負担軽減や、公営住宅への優先的入居といった施策の充実が求められる。

第3章 自由記述に見る保護者の「困りごと」

安藤藍（首都大学東京 都市教養学部）

はじめに

子供の生活実態調査では、「あなたが今、困っていることや悩みごとがありましたら、ご自由にお書きください」という自由記述欄を設けています。これは、回答選択式の設問からは把握できない保護者の方々の、具体的な困りごとや悩みごとを直接的に把握することを目的としています。

保護者の方からいただいた「困りごと」、「悩みごと」は多岐にわたっています。目立った項目は、経済的な悩みです。これは、ぎりぎりの生活、子供への支出ができない、収入源等の形で訴えがありました。

「食生活に困るほど苦しくはないが、夫の収入は出来高制の為、不安定。（中略）生活費が余った月でも、遊びやレジャーに使うことができず、とりあえず貯金。ゆとりのない生活をしていて、旅行などにも行けず、今の生活を楽しんでいない。将来の不安、税金、年金、保険の支払いに追われている感じがする」（小学5年生の保護者）

「毎日ギリギリの生活を送っているので、子供への学習面や、旅行等経済的に難しく、子供にはつらい想いをさせているのがつらい。」（中学2年の保護者生）

「主人が病気になったため収入がなくなり困っている。」（16-17歳の保護者）

また、16-17歳の保護者からは、進学費に関する悩みが多く見られました。

「貯蓄がない為、これからの進学について悩んでいる。子供にはやりたい道に進んでほしいが金銭的に進学させてあげられない...というのはさけない...」（16-17歳の保護者）

「大学へ進学できるのか、学費が払えるのか。授業料や納付金より、交通費、通学費がものすごく負担に感じる。」（16-17歳の保護者）

その他には、子供の勉強・成績や、反抗期への対処、夫との関係などの家族関係、自分の職場や老後に関する悩みなども、多く訴えられた項目です。

分析の目的

回答数が多く、悩み也多岐にわたっているため、本章では、文章を統計的に処理する KH Coder¹というソフトウェアを用いて、16-17歳の子供の保護者の回答の傾向を生活困難度別に集計しました。この分析により、回答者全体の困りごとの傾向だけでなく、生活困難層と一般層との悩みの傾向の違いや、生活困難層特有の悩み・困りごとをある程度特定することができます。

¹ 文章型データを統計的に分析するためのフリーソフトウェア。アンケートの自由記述・インタビュー記録・新聞記事など、様々な社会調査データを分析するために制作された。「計量テキスト分析」又は「テキストマイニング」と呼ばれる方法に対応している。

1 自由記述全体の傾向

16-17 歳の保護者で自由記述に回答したのは 562 ケースである。まず、これらの回答に頻出した語を概観する。図表 6-3-1-1 は、頻出語上位 150 語を示したものである。「子供」と「子ども」を合わせると最も出現回数が多く、次いで「思う」、「大学」、「生活」と続いていく。16-17 歳という子供の年齢のほか、質問票の流れなどから、最後に設けられた自由記述欄に子供の進学に関する内容が最も多く見られたと考えられる。

図表 6-3-1-1 自由記述の頻出語上位 150 語

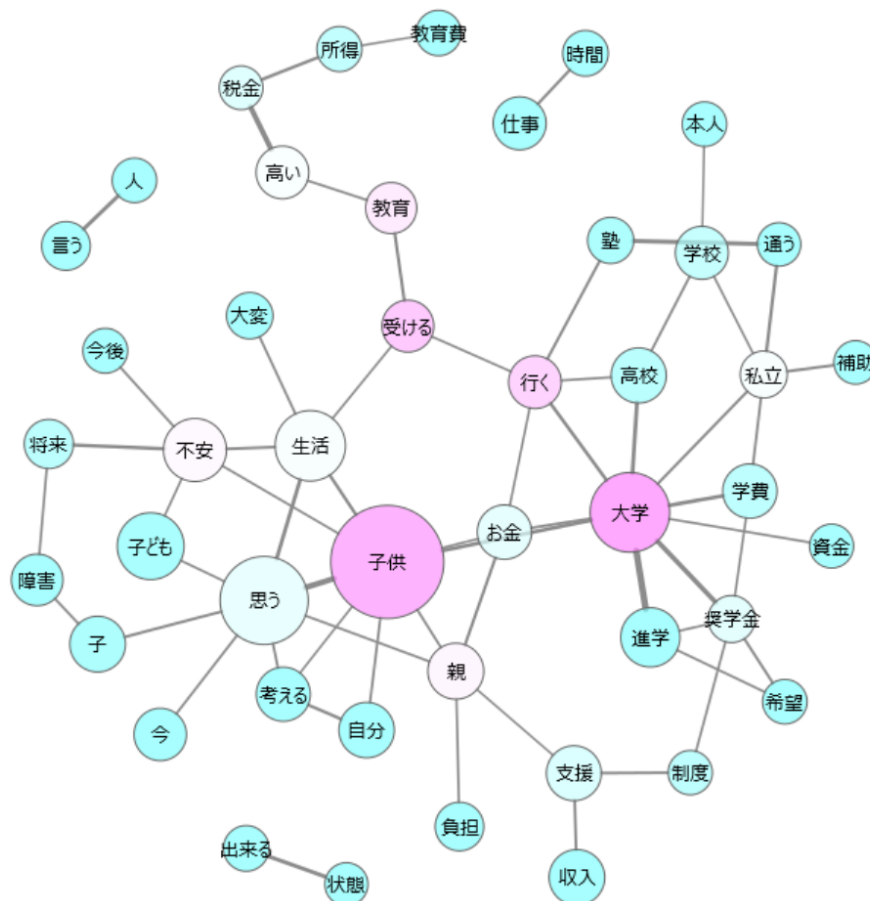
抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
子供	287	言う	50	補助	31	大学生	22	私立高校	18
思う	195	負担	50	状態	30	夫	22	特に	18
大学	164	心配	45	必要	30	保険	22	日本	18
生活	130	私立	44	授業	29	毎日	22	悩み	18
子ども	117	奨学金	44	息子	29	アンケート	21	部屋	18
不安	103	現在	43	費用	29	ローン	21	児童	17
進学	89	介護	42	苦しい	28	公的	21	少し	17
親	77	大変	42	大きい	28	受験	21	都営	17
子	76	塾	41	家	27	難しい	21	同居	17
収入	76	経済	40	出る	27	病気	21	払う	17
自分	75	主人	40	全く	27	父親	21	パート	16
高校	74	時間	39	卒業	27	本当に	21	医療	16
支援	73	出来る	39	入学	27	離婚	21	通る	16
お金	71	教育費	38	娘	27	関係	20	低い	16
学費	71	所得	37	手当	26	就職	20	無い	16
考える	70	利用	37	場合	26	増える	20	悪い	15
学校	66	今後	36	年金	26	年収	20	児童手当	15
仕事	66	住宅	36	母	26	病院	20	持つ	15
行く	65	希望	35	見る	24	母子	20	増やす	15
高い	65	人	35	子育て	24	良い	20	無理	15
今	64	本人	35	少ない	24	老後	20	健康	14
多い	63	制度	34	税	24	もう少し	19	事	14
困る	62	家族	33	悩む	24	医療費	19	先生	14
受ける	62	高校生	33	金銭	23	施設	19	貯金	14
障害	61	資金	33	入る	23	状況	19	都立	14
教育	59	勉強	33	問題	23	前	19	母親	14
働く	58	感じる	32	余裕	23	他	19	無料	14
相談	53	社会	32	援助	22	発達	19	両親	14
家庭	52	税金	32	進路	22	下	18	お願い	13
将来	52	通う	31	対象	22	家賃	18	違う	13

それでは、これらの語はどのように出現していたのだろうか。次の図表 6-3-1-2 及び図表 6-3-1-3 では、出現頻度の高かった語に限定して、語と語の結びつき（共起関係）の似通ったパターンを図示した。

図表 6-3-1-2 は、円の大きさ、円同士をつなぐ線の太さ、色によって、おおまかな傾向を読み取ることができる。円の大きさは、語の出現数の多さを表している。線が太く描かれている語同士は、共に出現する程度が高いことを表す。色については、ピンク色、白色、水色の順に、語同士のつながりの構造（共起ネットワーク）の中で中心的な役割を担っているとみなす。

図表 6-3-1-2 からまずわかるのは、「子供」を「思う」保護者の実情として、「子供」、「大学」、「行く」、「教育」、「受ける」の語が共起して自由記述の中心的な位置を占めていることだ。「お金」は水色で円の大きさもそれほどでもないが、「子供」と「大学」を太い線で媒介している。「大学」・「進学」、「大学」・「奨学金」も結びつきが強い。さらに、「生活」・「不安」とこの周辺にある「今後」、「将来」と「不安」の結びつきから、生活状況への心もとなさがうかがえる。

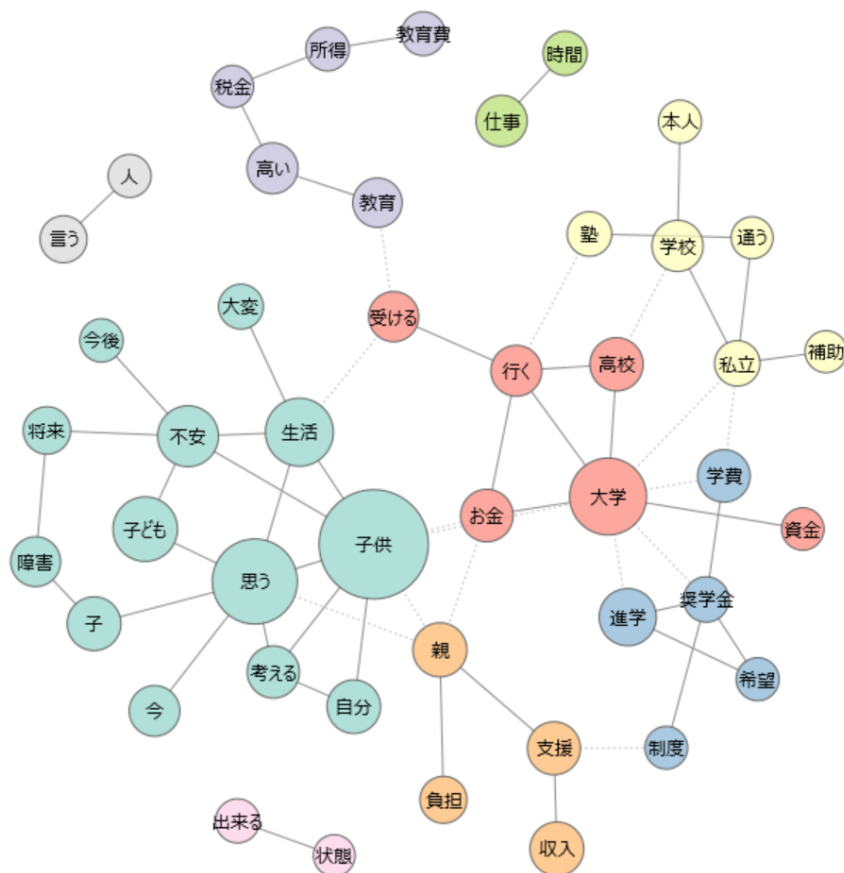
図表 6-3-1-2 共起ネットワーク(中心的な語に着目)



図表 6-3-1-3 は共起ネットワークを図表 6-3-1-2 とは異なる観点から描いたものである。結びつきの強い傾向にある語同士をグループ分けし、色分けしている。色分けは絶対的なものではないが、回答した保護者たちが語った内容はどのような要素からなるのか、推察する手がかりになるだろう。

大学にかかる費用に関すること（えんじ色）、奨学金等の制度に関すること（青色）、塾や私立学校に関すること（黄色）など主に教育費に関するとと思われる要素が保護者たちの回答からうかがえる。また、子供との将来の生活を考えたり、不安に思うこと（緑色）、労働時間（黄緑色）、所得や税金（紫色）など保護者の生活一般に関するとと思われる要素も、回答の主要要素となっている。

図表 6-3-1-3 共起ネットワーク(似た語同士のグループ分けの試み)



2 生活困難度別に見た保護者の「困りごと」、「悩みごと」

(1) 生活困難度別の頻出語

前節では全体傾向を見てきたが、生活困難度によっても回答の傾向は異なる可能性がある。ここからは、生活困難度別に、16-17歳の保護者の自由記述の傾向を見る。分析対象としたのは、自由記述があった562ケースのうち、生活困難度を特定できなかったケースを除いた455ケース（困窮層82、周辺層104、一般層269）である。図表6-3-2-1は、全体と比べて各層に出現する確率が高い語を各層10個ずつ挙げたものである。数値は0から1までの値をとり、1に近い語ほど、その層に特徴的である度合いが大きい語であることを意味する。また、セルの背景を塗りつぶしている語は、その生活困難度カテゴリーにおいてのみ特徴的に頻出しているものである。例えば「大学」は困窮層と周辺層の両方で頻出しているため、セルの背景は無色だが、「進学」は困窮層においてのみ頻出しているため、セルの背景を塗りつぶしている。

これを見ると、困窮層では、「進学」が一位、「生活」が二位となっている。周辺層においても、「大学」が一位となっており、生活困難層においては子供が進学できるかに関わる悩みが大きいことがうかがえる。また、困窮層で頻出した「生活」（二位）や「苦しい」（十位）について、周辺層、一般層では、これに近似する項目が見当たらず、生活に関する「困りごと」、「悩みごと」が困窮層に特徴的であることがわかる。周辺層においては、「将来」、「働く」などが他の層に比べて多く出現しており、困窮層に見られる直近の生活の苦しさはないものの、就労や将来に対する不満や不安が見られる。一方、一般層においては、一位が「子供」、二位が「思う」などと、特徴を特定しづらいといえる。

図表 6-3-2-1 生活困難度別に見た頻出語

困窮層		周辺層		一般層	
進学	.175	大学	.155	子供	.289
生活	.167	高校	.140	思う	.265
大学	.162	子ども	.102	不安	.162
子供	.155	お金	.101	子ども	.158
行く	.153	将来	.096	支援	.120
困る	.135	教育	.095	高い	.117
希望	.133	行く	.095	多い	.113
高校	.127	働く	.095	今	.103
お金	.110	学費	.094	子	.102
苦しい	.105	受ける	.092	学校	.098

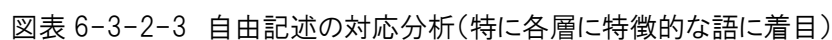
数値はJaccardの類似性測度

(2) 生活困難度別の語の出現・つながりの傾向

次に、困難度各層の特徴を視覚的に把握するために、対応分析を行った。図表6-3-2-2と図表6-3-2-3がその結果である。原点(0.0)から見て、**困窮層**、**周辺層**、**一般層**の方向にある語、そして原点から離れる語ほど、それぞれの層に特徴づけられる語であると読む。大きい円ほど、その語の発現率が高いことを示している。図表6-3-2-3は図表6-3-2-2のうち、原点に近い、すなわち、特に特徴のない語を小さくプロットしたものである。

これを見ると、困窮層を中心とする円においては、「生活」や「苦しい」、「難しい」、「困る」、

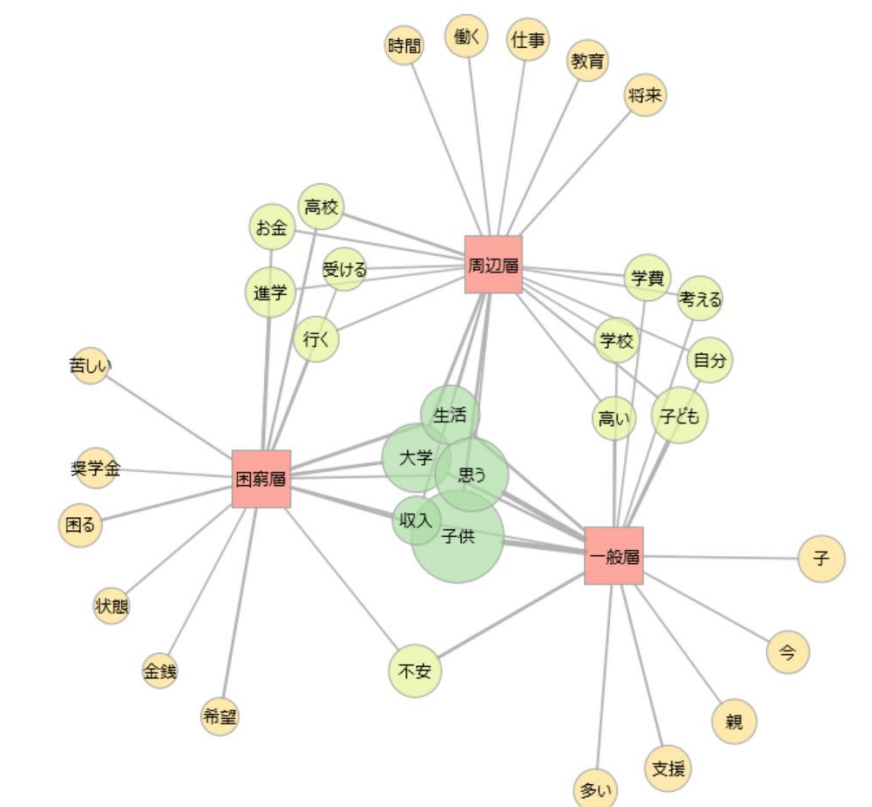
図表 6-3-2-2 自由記述回答の対応分析



全体的に、困窮層においては、経済面を中心に生活の苦しさなど、日々の状況や状態に関する内容の記述も多く、子供の希望とこれを叶えるのが困難な現状とのギャップに悩んでいることがうかがえる。周辺層においては、「将来」、「働く」、「受ける」などの語が特徴的であり、就労意欲の一方で、それが難しい状況、学費やローン、医療費などの重さに困っていることがうかがえる。一般層においては、「不安」、「支援」、「今」などの語が多くみられ、税金の高さ、公的な補助・支援対象から外れることへの不満などを読み取ることができる。また、親の介護や子供・家族の障がいといった、収入面からは捉えきれない側面への不安感も存在することがわかった。周辺層・一般層では、将来の自分たちの生活の不安などが見られるものの、困窮層はより現在の生活困難を述べる傾向もうかがえた。

図表 6-3-2-4 は、対応分析同様に、生活困難度別の語の特徴を示した図である。各カテゴリーと線でつながれている語は、そのカテゴリーにおいて頻出しているものである。また複数のカテゴリーと線で結ばれている語（例えば「子供」）は、結ばれている全てのカテゴリーにおいて頻出している語である。さらに、円の大きいほどより頻出度が高いことを意味する。もともとの記述とも照らし合わせると、困窮層では、日々の生活困難や経済状況から、子供が望む高校卒業後の進路を叶えてやれるか悩む傾向があり、一般層では、子供が大学に進学できても、学費がかさみ、自分たちの生活がぎりぎりであることなどが記されていた。

図表 6-3-2-4 共起ネットワーク:生活困難度別



（３）質問票への回答との関連

最後に、どの生活困難度においても頻出した「大学」に関する内容について、自由記述と質問票との関連について見る。それというのも、保護者の期待する教育レベルは保護者票でもたずねており、結果として期待する教育レベルは子供の性別によって異なること、特に娘への教育達成期待は、困窮層、周辺層で、息子へのそれと比べて有意に低いことが示されている（子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】第１部第３章）。困窮層であり、かつ娘に期待する教育レベルを「高校まで」あるいは「専門学校、高専、短大まで」と回答した保護者の自由記述に焦点をあてることで、その回答の背景が見えるかもしれない（図表 6-3-2-5）。

子供が女子で、期待する教育レベルへの回答が「高校まで」あるいは「専門学校、高専、短大まで」、かつ生活困難度がわかり、自由記述も行っているケースとなると、全体の中でおおよそ 30 ケースほどと限られた。あくまで参考までではあるが、「高校まで」と回答した保護者らの記述には娘の教育に関する内容は書かれず、健康、金銭、住居面の困りごとが全面に出ていることが改めて確認される（図表 6-3-2-5）。一方、「専門学校、高専、短大まで」と回答した保護者の中には、実は四年制大学も含めた進学を望む声もあった。子供に大学進学を期待する思いがありながらも、金銭的な見込みや、子供自ら進学希望を胸にしまい、就職を考える様子に悲しさをおぼえるなど、期待する教育レベルを「大学まで」と回答するにはためらわれた可能性もあるのかもしれない。また保護者 E のように、子供に障がいがあるケースもあり、質問票では見えにくい状況もみられた。

図表 6-3-2-5 娘に期待する教育レベルごとの自由記述例(一部省略、改変加工)

娘に期待する教育レベル「専門学校、高専、短大まで」

- ・保護者 A・・・「やはり、次女の進学のこと。…略…」と記述。保護者が回答した暮らし向きは「やや苦しい暮らし向き」、世帯年収「50~100 万未満」。子どもと将来の話は「よくする」。この世帯の子どもの回答からは、授業はだいたいわかり、1 日 2~3 時間勉強するという。
- ・保護者 B・・・「転職のため収入が去年の半分程度になり、保険料等の負担で毎月赤字…今後に不安。ひとり親家庭の支援も子供が一番お金のかかるころに減額、打ち切りになります。これからの社会、大学くらい行かせてあげたいのに…と悲しくなります。」
- ・保護者 C・・・「高校卒業後は、短大、4 年制大学、専門学校のいずれかに進学させたいが、学費が高額なので困っている。将来の為には学歴を付けたいが…。」
- ・保護者 D・・・「子供に、高校卒業後の進路の事で、金銭面で不安にさせる事なく、選ばせてあげたいです。大学に行きたいが、就職をしようと考えている子を見ていると、せつなくなります。」
- ・保護者 E・・・知的障害のある子どもの親なき後の生活を思うと不安。グループホームなどに入るには、1000 万必要との情報も…略…やっぱり先には死ねない。お金、ためられるか大きな悩み。」

娘に期待する教育レベル「高校まで」

- ・保護者 F・・・「仕事の面接に受からず、金銭的にとても困っています。体調も良くなく、中々面接も行けない。…略…母子家庭なので、大変。」
- ・保護者 G・・・「1 年半後、母子手当と医療証が無くなってしまったら生活していけるか心配です。具合悪くなくても病院へ行けない気がします。」
- ・保護者 H・・・「家の事です。女の子だから自分の部屋がほしいと言ってます。…団地が当たるといいなと思っています。」

3 支援の方向性

困窮層の保護者については、子供の教育や成績よりも、まず、日々の生活の苦しさが「困りごと」、「悩みごと」となっている（図表 6-3-2-1、6-3-2-2、6-3-2-3、6-3-2-4）。これは、多少なりとも子供にも影響しているはずである。まず、これらの世帯においては、生活面の支援につなげる必要がある。保護者の健康や就労が安定に向かうことで、子供も保護者に遠慮せずに進路を描くことにつながると考える。

周辺層は、日々の暮らしは困窮層のように逼迫していないものの、就労や親たちの老後、介護の問題など、将来的な不安を取り除き、安定した生活を送ることができるように促すことが重要である。

一方、大学進学費用に対する支援はどの層においても求められている。一般層内部のばらつきもあるだろうが、自分たちの生活に余裕はないとする回答も多かった。教育費を支払えているのだから良いとすることは早急であるといえる。給付型奨学金等の制度の受給資格など、設定の仕方を検討する余地があるのではないだろうか。